

付属資料
コラム集

タイ国別援助研究会 コラム一覧

No.	分野	項目・コラム名	参考図表	委 嘱	執筆者	所 属
1	現状 / 総論	タクシン政権の政治運営： 首相は「国のCEO」		委 員	末廣 昭	東京大学社会科学研究所
2	現状 / 総論	タイ・モデルの模索(アメリカ・モデル、 東アジア・モデル、イタリア・モデル)	有	委 員	末廣 昭	東京大学社会科学研究所
3	現状 / 総論	タクシン政権の中期経済 政策(2001・2006年)	有	委 員	末廣 昭	東京大学社会科学研究所
4	現状 / 総論	タクシン政権の財政改革 (2002・2009年)	有	委 員	末廣 昭	東京大学社会科学研究所
5	現状 / 社会開発	「タンボン計画」と「村落基金」	有	委 員	末廣 昭	東京大学社会科学研究所
6	現状 / 社会開発	草の根の「貧困問題解決戦略」	有	委 員	末廣 昭	東京大学社会科学研究所
7	現 状	2002年10月、歴史的な省庁再編	有	委 員	末廣 昭	東京大学社会科学研究所
8	現状 / 社会開発	タイ版一村一品開発政策の試み		アドバイザー	原 啓	元JICA派遣専門家
9	科学技術	タイの科学技術振興と 「サイエンス・パーク」	有	アドバイザー	渡辺泰司	JICA派遣専門家
10	科学技術	NIS(ナショナル・イノベーション・ システム)の構築に向けて		アドバイザー	渡辺泰司	JICA派遣専門家
11	科学技術	タイにおけるICTマスター プランについて		アドバイザー	米子房伸	元JICA派遣専門家
12	科学技術	タイにおけるデジタル・ デバイド		アドバイザー	米子房伸	元JICA派遣専門家
13	科学技術	バイオテクノロジーとコメ の品種改良		委 員	末廣 昭	東京大学社会科学研究所
14	科学技術	タイのエネルギー需給状況と 電力供給体制	有	委 員	末廣 昭	東京大学社会科学研究所
15	環 境	「持続可能な開発」に向けた タイ政府の動き		委 員	佐藤 仁	東京大学大学院新領域創成科学研究科
16	環 境	タイの環境影響評価 (環境アセスメント)		リソースパーソン	船津鶴代	アジア経済研究所
17	環 境	タイの環境運動と開発にお ける環境社会配慮		リソースパーソン	松本 悟	メコン・ウォッチ
18	環 境	コミュニティ林法をめぐる闘争	有	委 員	佐藤 仁	東京大学大学院新領域創成科学研究科
19	環 境	農地改革と森林保護	有	委 員	佐藤 仁	東京大学大学院新領域創成科学研究科
20	環 境	商業伐採禁止令(1989年)	有	委 員	佐藤 仁	東京大学大学院新領域創成科学研究科
21	環 境	国境を越える環境問題： メコン河流域国とタイ		リソースパーソン	松本 悟	メコン・ウォッチ
22	政 治	タイの民主化過程	有	委 員	玉田芳史	京都大学大学院 アジア・アフリカ地域研究研究科
23	政 治	1992年5月事件		委 員	玉田芳史	京都大学大学院 アジア・アフリカ地域研究研究科
24	政 治	1997年憲法		委 員	玉田芳史	京都大学大学院 アジア・アフリカ地域研究研究科
25	政 治	地方分権		委 員	玉田芳史	京都大学大学院 アジア・アフリカ地域研究研究科
26	政 治	軍隊の政治力と人事異動		委 員	玉田芳史	京都大学大学院 アジア・アフリカ地域研究研究科
27	政 治	「オーボーター(タンボン 自治体)」とは何か		リソースパーソン	永井史男	大阪市立大学法学部
28	政 治	北タイの県からみた「地方 分権」への取り組み		リソースパーソン	永井史男	大阪市立大学法学部
29	経済産業	1980年代の世界銀行・構造 調整の教訓		アドバイザー	東 茂樹	アジア経済研究所
30	経済産業	通貨危機とIMFのコンディ ションリティ		アドバイザー	東 茂樹	アジア経済研究所
31	経済産業	産業構造改善と自動車イン スティチュート		アドバイザー	東 茂樹	アジア経済研究所
32	経済産業	中小企業振興政策		アドバイザー	東 茂樹	アジア経済研究所
33	経済産業	不良債権処理とTAMC		アドバイザー	東 茂樹	アジア経済研究所
34	経済産業	タイ中央銀行のマクロ経済 統計について	有	アドバイザー	大泉啓一郎	日本総合研究所

No.	分野	項目・コラム名	参考図表	委嘱	執筆者	所属
35	経済産業	通貨危機後の会社法制定の動き	有	アドバイザー	大泉啓一郎	日本総合研究所
36	経済産業	タイの国際競争力強化について	有	アドバイザー	大泉啓一郎	日本総合研究所
37	経済産業	タイの国際収支の変化について	有	アドバイザー	大泉啓一郎	日本総合研究所
38	経済産業	タイの観光業について	有	アドバイザー	大泉啓一郎	日本総合研究所
39	農村開発	農村経済の多様化と農家生活の変化		委員	北原 淳	名古屋大学大学院経済学研究科
40	農村開発	農村工業		委員	北原 淳	名古屋大学大学院経済学研究科
41	農村開発	一村一品運動		委員	北原 淳	名古屋大学大学院経済学研究科
42	農村開発	プレミアム政権の農村開発政策 (国家農村開発委員会による農村開発政策の決定・実施体制)		リソースパーソン	重富真一	アジア経済研究所
43	農村開発	タイの農村マイクロファイナンス		リソースパーソン	重富真一	アジア経済研究所
44	社会開発	「1999年国家教育法」と教育改革	有	委員	末廣 昭	東京大学社会科学研究所
45	社会開発	1990年代の教育改革	有	リソースパーソン	船津鶴代	アジア経済研究所
46	社会開発	教育の高等化政策と労働市場のミスマッチ	有	委員	末廣 昭	東京大学社会科学研究所
47	社会開発	高齢化社会と企業年金制度	有	委員	末廣 昭	東京大学社会科学研究所
48	社会開発	30パーセント医療制度と普遍主義： 国民健康保険制度構築にむけて	有	アドバイザー	岩名礼介	UFJ総合研究所
49	社会開発	プライマリ・ケア重視の 地域保健医療体制構築	有	アドバイザー	岩名礼介	UFJ総合研究所
50	社会開発	保健医療行政改革と地方 分権化	有	アドバイザー	岩名礼介	UFJ総合研究所
51	社会開発	30パーセント医療制度の導入と 情報システムの必要性	有	アドバイザー	岩名礼介	UFJ総合研究所
52	社会開発	貧困と公的扶助制度		アドバイザー	岩名礼介	UFJ総合研究所
53	地域協力	ASEAN+3		アドバイザー	大庭三枝	東京理科大学
54	地域協力	ASEAN+3農相会合 (AMAF+3)		アドバイザー	大庭三枝	東京理科大学
55	地域協力	中国・ASEAN包括的経済協力		アドバイザー	大庭三枝	東京理科大学
56	地域協力	チェンマイ・イニシアティブ		アドバイザー	大庭三枝	東京理科大学
57	地域協力	アジア協力対話 (Asia Cooperation Dialogue: ACD)	有	アドバイザー	大庭三枝	東京理科大学
58	地域協力	アジア債券市場構想		アドバイザー	大庭三枝	東京理科大学
59	地域協力	拡大東アジアコミュニティ		アドバイザー	大庭三枝	東京理科大学
60	地域協力	東アジア開発イニシアティブIDEA)		アドバイザー	大庭三枝	東京理科大学
61	地域協力	米ASEAN経済連携 (EAI)		アドバイザー	大庭三枝	東京理科大学
62	地域協力	「アジア経済再生ミッション」 と小淵プラン		アドバイザー	大庭三枝	東京理科大学
63	地域協力	タイとCLMV		委員	山影 進	東京大学大学院総合文化研究科
64	地域協力	ASEANメコン流域開発協力 (AMBDC)		委員	山影 進	東京大学大学院総合文化研究科
65	地域協力	ミャンマー問題と建設的関与		委員	山影 進	東京大学大学院総合文化研究科
66	地域協力	1957年のメコン委員会、1995 年のメコン河委員会 (MRC)		委員	山影 進	東京大学大学院総合文化研究科
67	地域協力	ASEAN統合イニシアティブ (IAI)と「ハノイ宣言」		委員	山影 進	東京大学大学院総合文化研究科
68	地域協力	インドシナ総合開発フォーラム		委員	山影 進	東京大学大学院総合文化研究科
69	地域協力	AEM-METI, AMEICC		委員	山影 進	東京大学大学院総合文化研究科
70	地域協力	APECにおける貿易自由化		アドバイザー	大庭三枝	東京理科大学
71	地域協力	メコン総合開発(GMS)とタイ		委員	小山伸広	JICA国際協力専門員
72	援助	技術経済協力局 (DTEC) とはどんな組織ですか?		委員	末廣 昭	東京大学社会科学研究所
73	援助	DTECの援助受入とタイ政府 の技術経済協力	有	委員	末廣 昭	東京大学社会科学研究所
74	援助	「開発のためのインターナショナル・ パートナーシップ」と DTECの役割変化		委員	末廣 昭	東京大学社会科学研究所
75	援助	公的債務管理局 (PDMO)とは どんな組織ですか?		委員	末廣 昭	東京大学社会科学研究所
76	援助	日本のODA供与額とタイの ODA受取額	有	委員	小山伸広	JICA国際協力専門員
77	援助	タイ向けODAのなかの日本の NGO活動		アドバイザー	佐藤正喜	パーンラック幼稚園

No.	分野	項目・コラム名	参考図表	委 嘱	執筆者	所 属
78	援 助	エイズ対策支援について		アドバイザー	佐藤正喜	バーンラック幼稚園
79	援 助	タイの篤農家と「ソーシャル・マッピング計画」		アドバイザー	佐藤正喜	バーンラック幼稚園
80	援 助	NPOによるタイへの技術移転：ISOシリーズ取得のためのノウハウ伝授		リソースパーソン	宮村弘孝	経営コンサルタント
81	援 助	バイオテクノロジーの学問的レベルアップについて		リソースパーソン	中瀬 崇	タイ国家科学技術開発庁
82	援 助	「地域総合大学」と日本語教育：現場の視点から		リソースパーソン	堀内 孜	京都教育大学
83	援 助	タイにおける円借款：新たな潮流	有	委 員	杵渕正己	国際協力銀行
84	援 助	JBICにおける地方自治体、NGOとの連携促進		委 員	杵渕正己	国際協力銀行
85	援 助	JBIC / JICAの連携：産業基盤である国家計量標準への支援		委 員	杵渕正己	国際協力銀行
86	援 助	東部臨海開発計画への円借款支援	有	委 員	杵渕正己	国際協力銀行
87	援 助	コミュニティ主体の開発（CDD）と貧困削減への支援：農地改革地区の農民支援		委 員	杵渕正己	国際協力銀行
88	援 助	大学の研究開発能力強化支援：日・タイ技術移転事業	有	委 員	杵渕正己	国際協力銀行
89	援 助	メコン地域開発における円借款事業		委 員	杵渕正己	国際協力銀行
90	援 助	タイ南部における生ごみを含むリサイクル構築の試み		リソースパーソン	田和美代子	JICAアジア第一部 インドシナ課
91	援 助	日本におけるゴミの現状と課題		リソースパーソン	西 牧男	経営コンサルタント
92	援 助	モンクット王ラカバン工科大学（KMITL）への40年の協力		リソースパーソン	岩井淳武	JICAタイ事務所
93	援 助	JICAのアセアン保健研究所（AIHD）への協力		リソースパーソン	大橋勇一	JICAタイ事務所
94	援 助	エイズ予防・地域ケアネットワーク・プロジェクト		リソースパーソン	小嶋慎一郎	JICAカンボジア事務所
95	援 助	アジア太平洋障害者センター・プロジェクト		リソースパーソン	伊藤奈緒子	JICA派遣専門家
96	援 助	ASEAN工学系高等教育ネットワーク（AUN / SEED-Net）		リソースパーソン	木全洋一郎	JICAタイ事務所
97	援 助	家畜疾病防除計画：広域協力プロジェクトの一例		リソースパーソン	沖浦文彦	JICAタイ事務所
98	援 助	日本の地域の知恵を国際協力に：基礎自治体開発計画策定能力向上支援プロジェクト		リソースパーソン	木全洋一郎	JICAタイ事務所
99	援 助	中小企業診断制度構築：日本で確立されたシステムのタイへの移転	有	リソースパーソン	澁谷 晃	JICAタイ事務所
100	援 助	新バンコク国際空港に対する日本の協力		リソースパーソン	今井達也 高橋暁人	JICAタイ事務所 国際協力銀行
101	援 助	第三国研修ASEAN地域別会議とCLMV地域協力会議		リソースパーソン	石川幸子	JICAタイ事務所
102	援 助	ASEAN地域協力への取り組み	有	リソースパーソン	石川幸子	JICAタイ事務所
103	援 助	タイ国への協力隊派遣20年		リソースパーソン	米里吉則	JICAタイ事務所
104	援 助	梅干しで村おこし：協力隊果樹隊員による山岳民族村支援の事例		リソースパーソン	米里吉則	JICAタイ事務所
105	援 助	横田町の地域おこしとタイにおけるそろばん事業		リソースパーソン	田和美代子	JICAアジア第一部インドシナ課
106	援 助	国連開発計画SURFとノレッジワーク		リソースパーソン	草郷孝好	北海道大学大学院経済学研究科
107	援 助	参照点としての「デンマーク援助政策」		委 員	佐藤 仁	東京大学大学院新領域創成科学研究科

「神としての首相」 2002年末、マスコミは謹んでタクシン氏に対して、「首相」(ナーヨック・ラッタモンTREE)ではなく、「神としての長」(ナーヨック・テワダー)という別称を献上した。2003年1月(首相就任3年目)には、2002年の経済成長率について、当初(同年3月)の2%の予測から5%へと大幅な上方修正がなされた。2003年も6%以上の成長が見込まれている。この当初の予測を超える速い経済回復を後盾に、タクシン首相は「自分の構想の基礎を築くためには、最低8年間が必要である」と宣言し、長期政権への強い意欲を表明している。

タクシン政権の政治運営はさまざまな点で、それまでの政党政治とは異なっている。首相個人の強烈なリーダーシップの発揮、下院議員の7割近くを抑える絶対多数としての政府与党の存在、1980年代のプレム政権以来続いた「経済閣僚会議」の廃止とテーマ別戦略会議の重用、公聴会や議会での討論より国民との直接対話を好む姿勢などがそれである。実際、タクシン首相は毎週土曜日朝には、ラジオを通じて1時間にわたり自分の政策と政治構想について、直接国民に語りかけるという方法を取り続けている。香港ベースの金融ジャーナリストは、そうした彼を「異端のポピュリスト」(a maverick populist)と呼んだ。

タクシン首相は、「首相は国のCEO(最高経営責任者)であるべきだ」と主張したことでも有名である。もともと彼自身、一代で「SHIN Corporation Group」というタイ最大の情報通信財閥を築き上げたビジネスマンであった。タクシン首相が事業を開始したのは、彼がまだ警察局長の犯罪統計センターの所長を務めていたころの1982年で、IBMのコンピュータをタイの官庁にリースする事業から出発した。その後、携帯電話やケーブルテレビ、衛星放送に進出し、現在ではアジアを代表する情報通信事業に発展させている。

企業の「CEO」は、企業の経営方針の最終意思決定と経営幹部の人事権の双方を掌握する。タクシン首相が自らの政治運営で目指しているのもまさにこの点であり、「大臣は省庁のCEO」、「知事は県行政のCEO」という発想も、同様である。従来、大臣・副大臣のポストは連立政権の政党のあいだの最重要の取引材料であり、首相は連立政権に参加する政党にどの閣僚ポストを「配分」するかに関与したが、しかし特定の人物を大臣に任命する権限はもたなかった。これに対してタクシン首相は、自分の政策構想を実現するために、大臣職は自らが任命し、さらに副大臣に替わって政府与党であるタイラックタイ党のメンバーが大臣顧問として就任するという、新しい仕組みを導入した。こうした政党主導の「トップダウン方式」の政治運営と、長く続いた「官僚主導政治」の排除がタクシン政権の最大の特徴であり、そのための制度的枠組みの第一歩を、彼は2002年10月の省庁再編(コラム7参照)で構築したといえる。

コラム2

タイ・モデルの模索（アメリカ・モデル、東アジア・モデル、
イタリア・モデル）

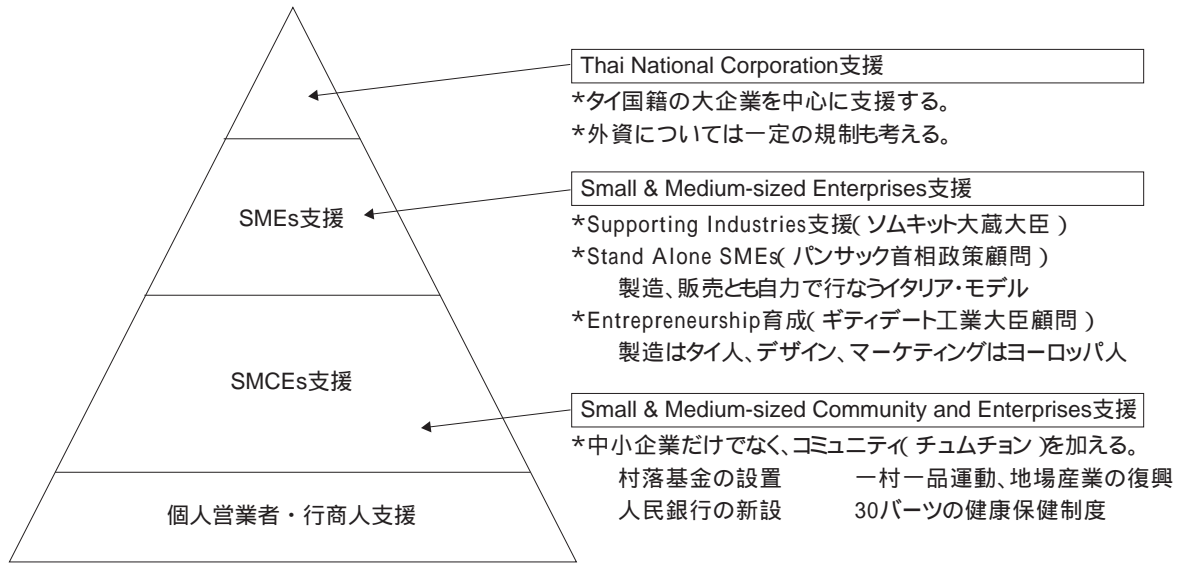
（末廣 昭）

タクシン政権の政策運営の大きな特徴は、従来のように政策の立案を経済テクノクラートや役人に全面的に任せるのではなく、政府与党であるタイラックタイ（愛国）党自身がアイデアや方針を国民に直接提示し、「官僚主導の政治」から「政党主導の政治」へと転換を図ろうとしている点にある。その意味で、ソムキット財務大臣（現在、経済担当副首相）といった閣僚だけでなく、首相の周りを固め、タイラックタイ党の経済政策委員会の幹部であるパンサック（首相政策顧問）ギッティデート（元工業大臣顧問）、プラモン、ギッティ（チュラロンコン大学）、スラナン（政府報道官）といったひとびとの役割は、きわめて重要である。このうち、タクシン政権の政策構想に対して大きな影響力を及ぼしているのが、パンサック首相政策顧問の独自の考え方であった。

パンサックはイギリスで教育を受け、1970年代の第一次民主化運動にも参加していたジャーナリストである。彼は、投資家や投機家が経済を支配するアメリカの仕組みはタイにはなじまないし、「エンロン事件」に象徴されるように、安定的な経済システムでもないと考え。一方、日本や韓国に代表される「東アジア経済モデル」、つまり大量生産型で輸出指向の製造業を軸とする工業化路線も、経済のグローバル化と情報化が進む現在では、エンドレスの価格引下げ競争と輸出市場の分割競争を激化させるだけで、決して「持続可能」な路線ではないと考える。また、1997年の通貨危機のような事件が生じると、輸出向け組立企業（日本企業など）に結合していたタイのサプライヤーは、深刻な打撃を蒙った。したがって、「投機家の経済」であるアメリカも、「勤勉者（カヤン）の経済」である日本も、「適当に働き、気楽に暮らしたい」タイ国民にとっては、学ぶべきモデルではないと、彼は考える。

むしろ注目すべきは、同じ「なまけもの」の国民性をもつイタリア経済の健全な発展過程である。イタリアは、働きすぎを好まない、公的セクターが弱く中央指導がきかない、南北で地域格差が大きく経済構造も異なる、地域ベースの中小企業が発展している、金融セクターは弱いが経常収支は健全であるなど、タイの経済に似た特徴を有している。にもかかわらず、ヨーロッパのなかでは第3位の一人当たり国民所得を実現しており、その方法を学ぶ必要がある。具体的には、輸出と内需のバランスがとれ、地場産業・中小企業に立脚した「スタンドアローン型」企業が発展し、社会の安定を重視した経済システムが望ましいというのが、パンサック首相政策顧問の基本構想である（2002年8月の筆者との対話から）。日本経済がデフレ経済、消費の低迷、企業の収益圧縮、そして制度疲労のなかで長期不況からの脱却の道を見出せないなか、「タイ・モデル」の模索を主張する彼らの議論は、耳を傾ける価値があるだろう。

図 タイラックタイ党の政策運営委員会の経済政策構想（総選挙前）



出所：タイラックタイ党の政策立案運営委員会の最終協議の場で、タクシン党首が白板に描いた概念図（バンコクでの末廣の聞き取り調査による）

2001年2月に発足したタクシン政権は、同年7月15日、16日にチェンマイ市のスワヌブワリゾート・ホテル内で、新しい試みとして「移動閣僚会議」を開催した。このときの移動閣議に財務省財政経済局（Fiscal Policy Office）と国家経済社会開発庁（NESDB）の連名で提出され承認されたのが、「中期経済政策」（正式名称は『経済成長の質の向上と持続可能な国家経済開発戦略』）である。この「中期経済政策」は、2001年から2006年までの主要なマクロ経済指標の毎年の予測値と目標値を設定し（付表を参照）その後のタクシン政権の経済政策の基本となった。この「中期経済政策」は向こう6年間の平均実質成長率を5.4%、インフレ率を2.6%に設定し、また2002年10月から付加価値税を現行の7%から10%に引き上げるとしている。そのうえで、2006年には財政収支は黒字に転化し、公的債務の対名目GDP比率も50%を下回るといふ、きわめて「強気」の予測を示した。その結果、この予測と目標に対しては、マスコミやエコノミストからいっせいに「非現実的」「楽観的すぎる」との批判を浴びる。しかし、2003年現在、経済の実態はこの当時の予測を上回る回復を示し、エコノミストより「神の宰相であるタクシンさま」のほうが正しかった、という揶揄を生み出すことになった。

「中期経済政策」は2つの部分からなり、（1）マクロ経済計画14項目（金融政策9項目、財政政策5項目）（2）経済成長の質の向上14項目（社会と経済のファンダメンタルズ強化5項目、国民所得の基盤強化4項目、生産と投資構造の改善5項目）に分けられる。このうち、タクシン政権の「緊急経済施策11項目」の中核を構成したのが、「社会と経済のファンダメンタルズ強化策」5項目であり、ここには、3年間の農民負債返済猶予、人民銀行（People's Bank）の設置、村落・コミュニティ基金（Village Fund、コラム5参照）、一村一品運動の推進（コラム8参照）、30パーツ健康保険制度（コラム48参照）が含まれる。また、「国民所得の基盤強化」4項目には、中小企業主支援（コラム32参照）、輸出品の品質改善、観光産業の振興（コラム38参照）、外貨節約のための国産品愛用運動が盛り込まれた。

社会政策志向的な施策に対して、産業構造改善や国際競争力強化の方針は、前チュアン政権に比べて大きく後退した。政府は支援対象業種として3つのグループ、つまり 拡充業種（タイ人の技芸が発揮できる地場産業、手工業、薬草、手織り絹織物などの工芸品）、強化業種（農産物加工品、自動車、繊維、映画などの芸能、観光産業）、新規投資奨励業種（バイオ、マイクロチップ、e-commerce）に再分類した。1997年に策定された「産業構造改善事業対象13業種」と比較すると（コラム31参照）内需向けの地場産業やサービス産業の育成と奨励に重点が置かれている点が大きな特徴である。事実、タクシン政権はその後、一村一品運動などを軸に地場産業の奨励を図る施策を導入していった。

表 タクシン政権の中期6ヵ年予測と目標（2001年7月策定、閣議承認）

項目	単位	2001	2002	2003	2004	2005	2006
GDP実質成長率	%	2.5	4.0	5.3	5.6	6.0	6.0
GDP実質金額	10億バーツ	5,116	5,454	5,879	6,361	6,908	7,502
消費者物価上昇率	%	2.3	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
輸出予測値	10億ドル	66.6	69.2	72.4	75.9	79.4	83.2
輸出目標値	10億ドル	67.1	71.5	76.6	82.8	90	97.8
観光収入	100万ドル	302	326	351	380	410	433
観光客数予測	100万人	10.16	10.86	11.61	12.41	13.27	14.19
観光客数目標	100万人	10.45	11.63	12.94	14.40	16.02	17.14
財政支出	10億バーツ	906	1,011	1,074	1,132	1,218	1,289
財政収入	10億バーツ	778	808	915	1,026	1,154	1,263
国営企業資産運用	10億バーツ	25	61	64	77	77	77
財政赤字	10億バーツ	-115	-173	-128	-68	-26	11
財政赤字対GDP比	%	-2.2	-3.2	-2.2	-1.1	-0.4	0.2
公的債務予算比	%	10.9	11.3	16.0	15.6	16.4	16.0
公的債務GDP比	%	57.2	58.7	56.8	53.2	50.8	47.0

(注) 6ヵ年間の期間平均実質成長率の予測値は5.4%に設定されている。

出所：2001年7月15日の閣議に提出された「中期経済政策（案）」の添付資料より作成。

タイの財政当局は長年「厳格な財政収支均衡主義」を堅持してきた。それが崩れたのは、1988年から始まる未曾有の経済ブームである。この時期、政府は「公的債務」の上限を撤廃し借り入れを増大させるが、経済ブームに伴う法人税などの税収の急増で、1996年までは財政黒字を記録し、歳出もうなぎ登りに上昇していった。ところが1997年の通貨・金融危機で、政府はIMF等から総額172億ドルに及ぶ救済融資を受け入れることを決定し、これと引き換えに政策協定合意書（いわゆるコンディショナリティ）に同意した。IMFは、経済安定のため、為替の安定、財政支出の削減、金融の引き締めを指示し、とくに については、歳出規模を1997年度の9,300億パーツから1998年度は8,400億パーツへ10%の削減、同時に経済改革のための財源確保として、付加価値税（VAT）の7%から10%への引き上げを求めた。その結果、消費は急速に落ち込み、経済状況がますます悪化するなかで、政府は1998年には早くも、雇用創出や景気回復を目的とする特別公共支出を導入し、同時にVATも従来の7%へ引き下げることを決定した。

タクシン政権は、経済回復を促進するために、村落基金の設置、農民負債返済のモラトリアム、中小企業主支援、30パーツ健康保険制度など、社会政策志向の強いスペンディングポリシーを強力に推し進めていった。その結果、内外の投資家から将来の「財政危機」に対する危惧と警戒が発せられるようになる。これに対するタクシン首相の対応は迅速で、2002年初めには、一方で歳入当局に税制改革（移転価格税の導入など）の具体化に関する指示を出し、他方では財政政策研究所（Fiscal Policy Research Institute: FPRI）に対して、将来の財政危機への対処に関する研究を命じた。FPRIは、日本のJICAの資金協力も受けてこの問題に取り組み、2003年6月には、2002年から2009年までの目標値・予測値（上方修正版）を作成した（付表参照）。これによると、公的債務の対名目GDP比率は政策目標の60%から、2002年には「55%」へとさらに厳しく設定されたが、2003年にはこの数値をクリアし、2009年には40%まで下がることになっている。財政収入に対する同比率も「16%」をクリアするのは2006年、財政が黒字に転化するのは2005年と、2002年以後の経済回復に伴って「強気」の予測を示している。

一方、通貨危機後タイの公的債務には、従来の 政府による直接借入のほか、国際基準に準拠して、 国営企業の借入、 中央銀行勘定の金融機構開発基金（FIDF）の2つも組み込むことが決定された。その結果、大幅に膨らんだ公的債務残高の削減に対しては、不要不急の政府借入の見直し（円借款を含む）、国営企業のうち「赤字企業」の企業債発行の見直し、「黒字企業」の民営化の促進を前倒しで進めることを検討し、同時に政府債、国営企業債の債券市場の発展を促すシステムの構築を、日本の財務省やアジア開発銀行研究所（ADB）との協力のもとで検討している。

表 タイ財政収支と公的債務の中期予測（2000 - 2009年）：2003年6月上方修正版

項目 / 財政年度	単位	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
(1) 経済指標目標											
実質GDP成長率	%	4.60	1.90	5.22	5.10	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
消費者物価上昇率	%	1.60	1.70	0.50	1.70	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
(2) 公的債務予測											
公的債務累積額合計	100万バーツ	2,804,280	2,931,716	2,943,007	3,011,030	3,076,931	3,417,028	3,593,199	3,542,935	3,536,003	3,402,021
政府直接借入れ	100万バーツ	1,113,935	1,263,712	1,670,548	1,711,907	1,905,725	1,874,095	2,119,606	2,045,933	2,006,236	1,844,330
国営企業借入	100万バーツ	908,935	970,554	907,111	859,793	872,417	882,634	898,349	921,757	951,217	979,142
FIDF*	100万バーツ	781,410	697,450	365,348	439,330	298,789	660,299	575,245	575,245	578,549	578,549
公的債務GDP比**	%	58.04	57.60	55.22	52.88	50.48	52.39	51.49	47.45	44.25	39.79
2003年1月時点の予測				55.36	54.64	54.25	53.23	51.67	49.32	47.40	44.98
(3) 債務返済											
債務返済額合計	100万バーツ	77,738	86,153	115,458	125,575	138,907	170,482	158,740	172,289	173,185	190,200
元本分	100万バーツ	12,654	22,943	24,977	34,952	34,141	45,665	38,322	39,369	46,017	67,062
利子分	100万バーツ	65,084	63,210	90,481	90,623	104,766	124,817	120,418	132,920	127,168	123,139
債務返済 / 財政収入	%	9.04	10.69	12.07	12.56	13.51	16.12	14.47	14.93	14.18	14.64
2003年1月時点の予測				12.07	12.56	13.82	16.48	15.68	15.69	15.75	13.28
(4) 財政収支											
財政収入	100万バーツ	748,104	769,447	848,720	924,973	1,001,372	1,082,450	1,158,906	1,242,976	1,354,701	1,464,703
2003年1月財政収入予測	100万バーツ	n.a.	n.a.	848,720	867,410	928,000	1,052,892	1,129,879	1,215,118	1,307,161	1,406,197
財政支出	100万バーツ	860,000	910,000	1,023,000	999,900	1,028,000	1,057,844	1,096,879	1,153,988	1,221,677	1,298,914
財政収支年度	100万バーツ	-111,896	-140,553	-174,280	-74,927	-26,628	24,606	62,027	88,988	133,024	165,789
繰越財政収支	100万バーツ			-200,000	-174,280	-100,000	-4,952	33,000	61,130	85,484	107,283
財政収支、GDP比	%	-2.28	-2.06	-3.75	-3.07	-0.44	0.38	0.89	1.19	1.66	1.94
2003年1月予測				-3.77	-3.12	-1.68	-0.76	-0.29	0.06	0.41	1.24

注：(1) 1997年12月のIMFとの政策合意書、コンディショナリティで、公的債務累積の対GDP比は「60%以内」、債務返済額の対財政収入比は「16%以内」にそれぞれ設定された（ただし、2005年のみ16%の枠外）、2003年の財政方針で公的債務の対GDP比を政府は55%以内に強化。さらにその後、50%以内に強化する。

(2) IMF、世界銀行の交渉のなかで、「公的債務」のなかには、政府の直接借入れのほか、国営企業の借入れ分、FIDF勘定の残高を組み入れることに通貨危機後合意し、政府はその後この国際基準を維持している。

(3) *は、中央銀行口座の金融機関開発基金（Financial Institutions Development Fund：FIDF）で、経営不振に陥った商業銀行のテコ入れのための公的資金の投入分残高を指す。

(4) **は、上記3つの公的債務の合計額が名目GDPに占める比率を指す。

(5) 付加価値税（VAT）については、現行7%を2005年度から10%に引き上げることを想定する。

出所：タイ財務省財政政策研究所の2003年6月現在の政策目標値と予測値（未廣の聞き取り調査、2003年6月28日）、2003年1月の数字は、同研究所での未廣の聞き取り調査（2003年1月16日）

コラム5 「タンボン計画」と「村落基金」

(末廣 昭)

タクシン首相が経済回復のための「緊急経済施策11項目」のひとつとして掲げたのが、「村落基金」(Village Fund; タイ語ではKon-thun Muban)である。これは全国7万か所のタンボン(村)と4,000か所のチュムチョン(都市部のコミュニティ組織)に対して、政府が一律に100万バーツの資金を供与し、村民に対して融資を行う事業をさす。もっとも、この事業はタクシン政権のオリジナルではなく、同様の試みは1975年4月、ククリット政権下のブンチュー蔵相が企画した「タンボン計画」に見出すことができる。

ブンチューは、タイで初めて「福祉国家志向型の財政」(これを当時「国民のための予算」と呼んだ)を導入した蔵相で、低所得者に対する医療費の無料化、公共バスの無料化、生産者米価への支援、農民・農業向け融資の優遇など、新しい政策を次々と打ち出した。そのひとつが「タンボン計画」であり、この計画のもと、政府は当時全国に存在したタンボン4万か所に対して資金を一律に配分し、タンボン・レベルで村落道路や橋梁、農業用水路などの建設を行って、農民の雇用を創出することを意図した。配分された資金は総額25億バーツである。これは1975年度の歳出規模の8%に相当し、投資目的の予算支出のじつに28%を占めた。

一方、タクシン政権の「村落基金」も、資金配分は約800億バーツと、2001年度の歳出規模の9%を占め、財政に占める比重からいえばほぼ「タンボン計画」に匹敵する。ただし、「タンボン計画」のほうは、返済義務を伴わない政府の支出であり、村落レベルでの公共事業による雇用創出を通じて、農民所得の上昇と消費の増大を図ることを目的としていた(そのため、公式には「パン・ンガヌ」資金循環計画と呼ばれた)。それに対して「村落基金」のほうは、将来の返済を前提とする政府の無利子の融資であり、村落ごとに設置された「村落基金運営委員会」が、村民が申請する投資プロジェクトを審査し、利子率と返済条件を独自に決めて貸し付ける。したがって、融資対象は原則的に生産的投資(農業、畜産、商業)に限定し、個人的消費、負債の返済を目的とする借入れは対象外となっている。とはいえ、融資の焦げつきは避けられず、政府もそのことは暗黙のうちに了解しているので、「村落基金」も融資というよりは、社会的支出に近い性格を有している。

付表には2003年1月に閣議に提出された「村落基金」の実行状況を示した。これによるとバンコクを除き、すべての地区でその達成率は98~99%に達し、支出総額は786億バーツにのぼった。また別の調査によると、1件当たりの融資金額は1万3,000バーツから1万4,000バーツ、平均の利子率は6.7%(農業協同組合銀行の利子率は8.2%、非制度金融は22%)、期限内の返済は融資件数の9割に達し、事業目的以外に利用したケースは、負債返済が18%、子供の教育費が13%にとどまるという、予想以上に良好な実績を挙げている。

表 村落基金 (Village Fund) の実施状況 (2003年1月7日閣議提出)

地域区分	全国レベル			* タイ貯蓄銀行管轄		* タイ農業 協同銀行	合計()	/ 達成比率(%)	支出金額 (百万バーツ)
	村落数	チュムチョン	合計()	村落数	チュムチョン				
東北部	31,403	706	32,109	23,059	636	8,340	32,035	99.77	33,141
中部	5,691	413	6,104	4,904	333	725	5,962	97.67	5,657
東部	5,177	279	5,456	3,996	243	1,161	5,400	98.97	5,402
西部	5,443	288	5,731	4,738	225	696	5,659	98.74	6,008
北部	15,457	489	15,946	12,088	448	3,273	15,809	99.14	19,510
南部	8,336	393	8,729	6,854	386	1,473	8,713	99.82	8,768
バンコク	0	1,472	1,472	0	363	0	363	24.66	143
全国合計	71,507	4,040	75,547	55,639	2,634	15,668	73,941	97.87	78,629

出所：タイ語新聞 *Krungthep Thurakit*, January 7, 2003より末廣作成。

コラム6 草の根の「貧困問題解決戦略」

(末廣 昭)

タイで貧困問題の解決が政策の前面にでてくるのは、1981年10月に開始された国家経済社会開発庁（NESDB）の「第5次経済社会開発5カ年計画」からである。この時期タイでは、第二次石油危機に端を発する長期不況にあえぎ、1981年にはIMFから救済融資を、翌1982年には世界銀行の構造調整融資を受け入れた（コラム29参照）。第5次開発計画は都市と農村のあいだの経済格差の是正を重点課題のひとつに掲げ、成長よりは所得分配を重視する方針を宣言した。以後、政府はプロジェクトの名前を変えつつも、そして予算規模に違いはあるものの、「貧困軽減」を目的とする事業を続けてきている。

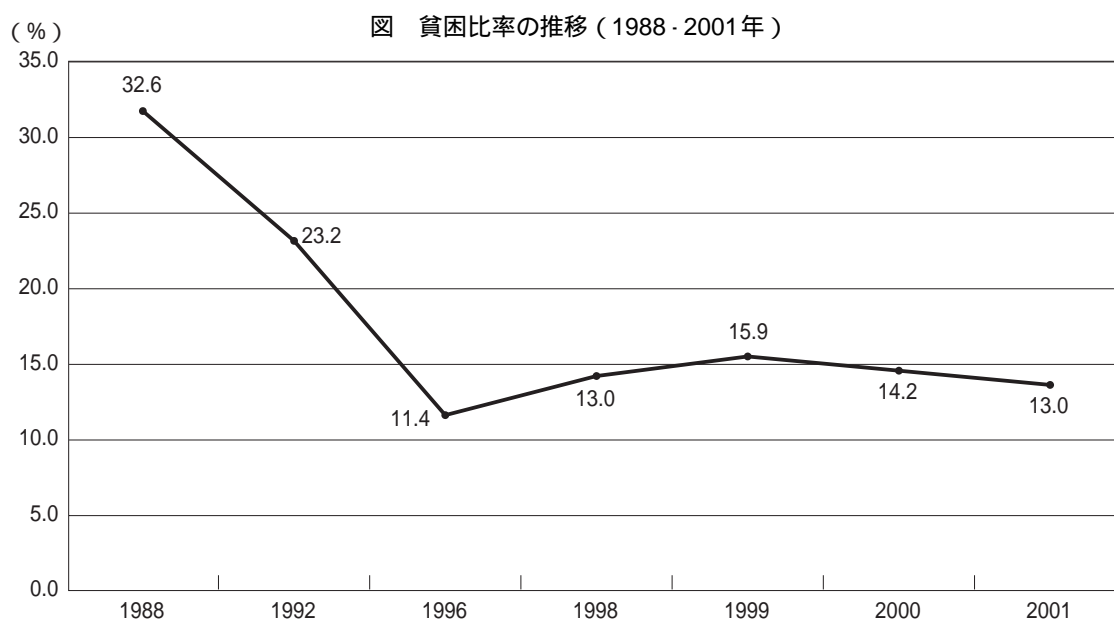
「貧困軽減」が政策上の課題として再度浮上してきたのは、やはり1997年の通貨危機以後である。付表に示したように、タイの貧困人口とその比率は、1988年の1,790万人（32.6%）から危機前の1996年には680万人（11.4%）へと、いったんは大きく改善を示したが、危機から2年たった1999年には990万人（15.9%）と、逆に急速な悪化を示した。これに対して、まず世界銀行が「Poverty Reduction Plan」の一環として、タイでも「貧困問題」の現況とその背景に関する調査を、NESDB、タイ開発調査研究所（TDRI）と共同で行い、2001年11月に『Thailand Social Monitor : Poverty and Public Policy』（World Bank Office Bangkok）と題する報告書を公表した。そしてこの報告書を受けて、同年12月26日の閣議では、ポンポン副首相を委員長とする「貧困問題解決戦略策定委員会」の設置が提案され、翌2002年1月、閣議で承認された。この委員会はNESDBを中核母胎とし、モー・プラウェート・ワシー氏（タイ型市民社会論の理論的指導者）やパイブーン氏（元政府貯蓄銀行総裁、1998年の社会投資計画の責任者）など、著名なNGO活動家も顧問として参画している。同委員会は2002年7月に、『貧困問題解決のための戦略』（NESDB、タイ語）と題する報告書を公表し、5つの主要戦略を政府に答申した（2003年6月、「貧困軽減計画」として公表）。

今回の戦略と以前の政策との大きな違いは、中央官庁の「上からの誘導」（公的扶助）を極力排除し、すでに活動しているNGO組織、地域住民組織、地方の篤農家や「知恵者」、さらにタンボン自治体（オーボートー）の機構とノウハウを活用しながら（コラム27参照）、村民自身の問題解決能力の醸成（capability building）と村民レベルでの相互協力を推進しようとしている点にある。そのため、各村落や地方住民組織がもっているさまざまなノウハウを「Social Mapping」というかたちでデータベース化し、ネットを通じて相互に利用する仕組みにも着手した。また、各地に「Facilitator」（Withayakon Khabuankan）と呼ばれるボランティアの「草の根指導員」を配置し、新しい形での貧困問題への取り組みを目指している。このプログラムがどこまで政策的効果をあげるかはいまだ不確定であるが、地方分権をめざす動きと並んで、今後注視すべき試みであろう。

表 タイの貧困ラインと貧困人口の推計 1988 - 2001年

年次	貧困ライン パーツ/月/人	貧困人口 1,000人	貧困比率 %	中部タイ %	北部タイ %	東北タイ %	南部タイ %	首都圏 %
1988	473	17,900	32.6	26.6	32.0	48.4	32.5	6.1
1992	600	13,500	23.2	13.3	22.6	39.9	19.7	3.5
1996	737	6,800	11.4	6.3	11.2	19.4	11.5	0.6
1998	878	7,900	13.0	7.0	9.1	23.2	14.8	0.6
1999	886	9,900	15.9	6.8	10.6	30.8	15.7	0.2
2000	882	8,900	14.2	5.4	12.2	28.1	11.0	0.4
2001	916	8,200	13.0	4.6	10.6	24.5	13.5	0.8

出所：NESDB, *Yutthasat Kan Kaekhai Panha Khwam Yakjon* (貧困問題解決のための戦略), Bangkok, June 2002, p. 1-1.
 原典は、国家統計局 (NSO) の当該年の世帯別経済社会調査の結果とNESDB開発成果評価課の推計結果。



出所：同上。

「首相は国のCEO（最高経営責任者）、大臣は省庁のCEO、知事は県行政のCEO」をスローガンに掲げ、政治家主導の「トップダウン方式」の政治運営を目指すタクシン首相は、2002年10月に、タイの歴史上かつてみない大がかりな中央省庁の再編を実施した。各省庁との時間をかけた「根回し」を無視し、国会議員の一部反対を押し切って断行したこの省庁再編には、タクシン首相が政治改革に示す、なみなみならぬ意気込みをみてとることができる。

もっとも、過去にもいくつかの省庁再編は存在した。例えば、サリット政権時代に新設された「国家開発省」の新設（1972年に廃止）、1992年に内務省の労働局を労働・社会福祉省に格上げした事例などがそれである。しかし、今回の再編は、従来の1府（首相府）14省・125局を、1府19省・156局に拡充、もしくは整理統合するもので、その規模の大きさから言っても、従来の再編とは根本的に異なっている（付表参照）。今回の省庁再編の特徴は、次の4点に整理することができる。

第一は、既存の省庁を分離独立させるか、新たな省庁を設立することで、従来複数の省庁の間で重複していた業務を整理統合し、あるいは分離独立させて、それぞれの省庁の任務と役割を明確にしたことである。「天然資源・環境省」（科学技術環境省、工業省、農業省の関連部局を統合）（コラム15参照）「情報技術・通信省」（運輸省から分離独立）「社会開発・生活保障省」（労働省の社会福祉開発局を分離独立）「エネルギー省」（首相府傘下のエネルギー政策・企画事務局を格上げ）「文化省」（教育省から分離独立）「観光・スポーツ省」（新設）などがそうであった。同時に、商業省の「知的財産局」や「公正取引振興局」、内務省の「地方自治振興局」、保健省の「タイ式医療局」などのように、時代の要請に応じて新たに設立した局もかなり存在した。

第二は、局の数を大幅に増やしたが（局長のポストを増やすことによる官僚の抱きこみ）、「1997年憲法」によって閣僚の絶対数が制限されているために、省が増えた分だけ副大臣のポストを減らし、代わりに政府与党であるタイラックタイ党の幹部を「大臣顧問」のポストに任命した点も重要である。この点はアメリカの方式を参考にしたといわれる。これによって、一方では、「首相 - 大臣 - 次官 - 局長」という行政の縦のラインと、他方では、「政府与党 - 大臣顧問 - 大臣 - 局長」という政党のラインの2つの指揮系統が導入され、首相・政党政治家による「トップダウン方式」の枠組みが整備された。

第三は、この省庁再編のもとで、首相直轄と見なされない機関が、従来の「首相府預かり」から、関連省庁へ移管された事実である。投資委員会（BOI）が工業省へ、技術経済協力局（DTEC）が外務省へ移管されたのは、その最たる事例である。逆に、重要な政策を担当する各種「国家委員会」（省庁横断的な組織）が、首相府のもとに次々と設立されていった。全国一村一品運営委員会、中小企業振興委員会、国家競争力委員会、国家IT委員会などは、いずれも首相府の直轄となった。このことはライン省庁ではなく、各国家委員会の委員長を務める首相もしくは首相府つき担当大臣が、政策の運営について大きな権限を行使することを意味する。政策を立案するのは、あくまで政党や首相（とその側近）であり、ライン省庁は政策実行のための「手足」にすぎないことを、示したわけである。

第四は、省庁再編のあとタクシン首相が、各省庁、さらには各部局に対して、それぞれの「ビジョン、ミッション（任務）、ゴール（目標）」を明確にすることと、期限内に設定した目標を達成することを命じた点である。従来6ヵ月かかっていた仕事は3ヵ月以内に、3ヵ月かかっていた仕事は1ヵ月以内に達成することが義務付けられ、目標を達成できない部局の長は、「窓際」への配置転換も発生することになった。年功序列と経験年数を大原則としてきた公務員の昇進制度は、

いま「能力主義」「実績主義」へと変わりつつある。「5時には退庁」の公務員の世界は、「残業は当たり前」の世界へと、大きく変わったのである。

ただし、首相（とその側近）や政党幹部による指示が、現場の意向や実態を無視して上から一方的に出され、さらには次から次へと新しい政策構想なり要請が出されるために、既存の機構では到底対応できないという、政策構想と現場の政策遂行能力のあいだでのギャップの拡大も無視することはできない。確かに、「能力主義」の導入によって、若手官僚のあいだで行政の活性化が生じているのは事実であるが、他方では、猫の目のように変わっていく政策方針と、きわめて短期間における成果提示の命令に対して、とまどいと混乱を感じている現場の官僚も少なくない。タクシン政権の強靱性と安定性は、もっぱら国民の支持と人気（popularity）にもとづいているが、政策を実行する官僚の「政策実行能力」が、今後は問題となる。

表 2002年10月の省庁再編（1991年9月、2002年10月）

* 2002年9月、「1府1庁14省」（125局・事務所）から、2002年10月の再編で「1府19省」（156局）へ。

1991年9月5日施行	設置年月	統廃合 / 移籍	新設	2002年10月3日施行
(1) 首相府 2局・21事務所(1992年3月15日改組)		大幅改組		(1) 首相府 1局・11事務所
1 次官室(事務所)	*1960年 4月			1 次官室(事務所)
2 首相秘書官室(事務所)	*1974年11月			2 首相秘書官室(事務所)
3 内閣官房室(事務所)	*1959年 2月			3 内閣官房室(事務所)
4 政府広報局	*1952年 3月			4 政府広報局
5 国家情報事務所	*1985年 8月			5 国家情報事務所
6 予算事務所(BOB)	*1959年 2月			6 予算事務所(BOB)
7 国家安全保障会議事務所	*1959年 9月			7 国家安全保障会議事務所
8 内閣法制委員会事務所	*1952年 3月			8 内閣法制委員会事務所
9 文官人事委員会事務所	*1952年 3月			9 文官人事委員会事務所
10 消費者保護委員会事務所				10 消費者保護委員会事務所
11 国家教育委員会事務所	*1972年10月			11 国家教育委員会事務所
12 国家経済社会開発委員会事務所(NESDB)	*1972年10月	大幅改組		12 国家経済社会開発委員会事務所(NESDB)
13 証券取引等監督委員会事務所(SEC)		独立機関		
14 国王事業運営事務所		独立機関		
15 国王警備隊事務所		独立機関		
16 官吏汚職防止・取締委員会事務所	*1975年 3月	独立機関		*マネーロンダリング防止事務所
17 国家統計事務所(NSO)	*1963年 5月	情報技術省へ		
18 国家エネルギー政策委員会事務所	*1992年 2月	エネルギー省へ		
19 技術経済協力局(DTEC)	*1972年10月	外務省へ		
20 陸上交通体系整備委員会事務所	*1992年 3月	運輸省へ		
21 国家投資奨励委員会事務所(BOI)	*1972年10月	工業省へ		
22 麻薬防止・取締委員会事務所	*1976年11月	法務省へ		
23 国家青少年振興・調整委員会事務所	*1978年 9月	社会開発省へ		
(2) 国防省1局・3事務所				(2) 国防省1局・3事務所
1 大臣官房室				大臣官房室
2 次官室				次官室
3 Royal Aide-de-Camp Department				Royal Aide-de-Camp Department
4 国防予算事務所				国防予算事務所
5 王立陸軍				王立陸軍
6 王立海軍				王立海軍
7 王立空軍				王立空軍
8 参謀本部				参謀本部
(3) 財務省 5局・3事務所		一部改組		(3) 財務省 5局・5事務所
1 大臣官房室				1 大臣官房室
2 次官室				2 次官室
3 中央会計局	*1933年 5月			3 中央会計局
4 管財局	*1952年 3月			4 管財局
5 関税局	*1933年 5月			5 関税局
6 国税局	*1933年 5月			6 国税局
7 物品税局	*1933年12月			7 物品税局

1991年9月5日施行	設置年月	統廃合 / 移籍	新設	2002年10月3日施行
(8) 内務省 6局・3事務所(1993年9月10日改組) 1 大臣官房室 2 次官室 3 統治局 4 コミュニティ開発局 5 土地局 6 土木局 7 警察局 8 刑務局 9 都市計画事務所 10 農村加速開発事務所	*1962年10月 *1962年10月 *1941年8月 *1972年10月 *1933年5月 *1933年5月 *1962年10月 *1972年10月	大幅改組		(8) 内務省 6局・2事務所 1 大臣官房室 2 次官室 3 統治局 4 コミュニティ開発局 5 土地局 6 土木・都市計画局 7 地方自治振興局 8 天災予防・災害軽減局
(9) 労働・社会福祉省 4局・3事務所 (1993年9月23日、内務省から分離・新設) 1 大臣官房室 2 次官室 3 労働福祉・労働保護局 4 職業斡旋局 5 職能開発局 6 社会保険事務所 7 公共福祉局	*1992年3月 *1992年3月 *1990年9月 *1944年1月	改組	将来独立法人化 社会開発省へ	(9) 労働省 3局・3事務所 1 大臣官房室 2 次官室 3 労働福祉・労働保護局 4 職業斡旋局 5 職能開発局 6 社会保険事務所
(10) 法務省 2局・3事務所 1 大臣官房室 2 次官室 3 訴訟執行局 4 矯正局 5 判事業務振興事務所	*1974年11月 *1992年3月	改組	内務省から移管 首相府から移管 首相府から移管 新設 新設 新設	(10) 法務省 6局・5事務所 1 大臣官房室 2 次官室 3 判決執行局 4 矯正局 5 法務事務所 6 刑務局 7 麻薬防止・取締委員会事務所 8 児童・青少年監察・保護局 9 権利及び自由擁護局 10 特別事件捜査局 11 法科学インスティテュート
(11) 科学技術・環境省 4局・5事務所 (1992年4月4日、統合設置) 1 大臣官房室 2 次官室 3 科学サービス局 4 平和目的原子力エネルギー事務所 5 国家学術調査委員会事務所(NRC) 6 エネルギー開発・振興局 7 汚染物質監督局 8 環境振興局 9 環境政策・企画事務所 * 国家科学技術開発委員会事務所 (NASTDA) 半官半民機関 * タイ科学技術研究院	*1979年3月 *1979年3月 *1979年3月 *1992年2月 *1992年4月 *1992年4月 *1992年4月 非公務員 非公務員	分離	? エネルギー省へ 天然資源省へ 天然資源省へ 天然資源省へ	(11) 科学技術省 1局・3事務所 1 大臣官房室 2 次官室 3 科学サービス局 4 平和目的原子力エネルギー事務所 * 国家科学技術開発委員会事務所 (NASTDA) BIOTEC, MTEC, NECTEC * タイ科学技術研究院
(12) 教育省 9局・6事務所 1 大臣官房室 2 次官室 3 普通教育局 4 学術局 5 職業教育局 6 教員養成局 7 課外教育局 8 国家初等教育委員会事務所 9 教職員委員会事務所 10 私学委員会事務所 11 ラーチャモンコン工学院	*1952年3月 *1952年3月 *1941年8月 *1954年3月 *1979年3月 *1980年10月 *1980年10月	分離統合	新設	(12) 教育省 5局・7事務所 1 大臣官房室 2 次官室 3 普通教育局 4 体育局 5 職業教育局 6 学課・授業開発局 7 課外教育局 8 国家初等教育委員会事務所 9 教職員委員会事務所 10 私学委員会事務所 11 ラーチャモンコン工学院

1991年9月5日施行	設置年月	統廃合 / 移籍	新設	2002年10月3日施行
12 ラーチャバット・インスティテュート 会議事務所				12 ラーチャバット・インスティテュート会議事務所
13 ボンラスクスー局		観光省へ		
14 国家文化委員会事務所	*1979年 3月	文化省へ		
15 宗教局	*1958年 9月	文化省へ		
16 芸術局	*1958年 9月	文化省へ新設		
(13) 保健省 4局・4事務所(1993年9月23日改組)				(13) 保健省 7局・3事務所
1 大臣官房室				1 大臣官房室
2 次官室				2 次官室
3 保健局	*1974年 9月			3 保健局
4 医療局	*1974年 9月			4 医療局
5 医療科学局	*1942年 3月			5 医療科学局
6 伝染病予防局	*1974年 9月	名称変更		6 疾病予防局
7 食品薬品委員会事務所	*1974年 9月			7 食品薬品委員会事務所
8 精神衛生研究所	*1993年 9月	改組		8 精神衛生局
		新設		9 タイ式医療・代替医療開発局
		新設		10 健康関連サービス事業振興局
(14) 工業省 3局・4事務所		改組		(14) 工業省 4局・5事務所
1 大臣官房室				1 大臣官房室
2 次官室				2 次官室
3 工業振興局	*1942年 7月			3 工業振興局
4 工場局	*1942年 7月			4 工場局
5 工業製品規格事務所	*1979年 3月			5 工業製品規格事務所
6 鉱物資源局	*1972年10月	天然資源省へ		6 工業経済事務所
7 工業経済振興事務所	*1991年 9月	事務所へ改組 首相府から移管 大臣直属		7 国家投資奨励委員会事務所
		新設		8 基礎産業・鉱業局
		新設		9 サトウキビ・砂糖委員会事務所
(15) 大学庁		教育省へ統合		
		新設		(15) 観光・スポーツ省 4事務所
				1 大臣官房室
				2 次官室
		新設		3 スポーツ・レクリエーション開発事務所
		新設		4 観光開発事務所
		新設		(16) 社会開発・生活保障省 1局・4事務所
				1 大臣官房室
				2 次官室
		首相府から移管		3 社会・福祉開発局
		労働省から移管		4 青少年・社会的弱者・身障者・高齢者福祉振興・権利保護事務所
		多機関を統合		5 女性問題・家庭制度事務所
		新設		(17) 天然資源・環境省 7局・3事務所
				1 大臣官房室
				2 次官室
		工業省から移管		3 鉱物資源局
		科学技術省から移管		4 汚染物質監督局
		科学技術省から移管		5 環境振興局
		科学技術省から移管		6 天然資源・環境政策・企画事務所
		農業省から移管		7 海洋・沿岸資源局
		鉱物資源局から		8 水資源局
		鉱物資源局から		9 地下資源局
		漁業局から移管		10 国立公園・野生動物植物局
		新設		(18) 情報技術・通信省 3局・5事務所
				1 大臣官房室
				2 次官室
		運輸省から移管		3 郵便電信局
		運輸省から移管		4 気象局
		首相府から移管		5 国家統計事務所
		新設		6 人口センサス局
		新設		7 情報データ・通信振興事務所
		新設		8 情報データ・通信分析開発事務所

1991年9月5日施行	設置年月	統廃合 / 移籍	新設	2002年10月3日施行
		新設		(19)エネルギー省 3局・3事務所
		首相府から移管 内務省、科学技 術省から移管		1 大臣官房室 2 次官室 6 エネルギー政策・企画事務所 4 代替エネルギー・エネルギー 備蓄局
		新設		3 エネルギー事業局
		新設		5 天然燃料局
		新設		(20)文化省 2局・4事務所
		教育省から移管 教育省から移管 教育省から移管		1 大臣官房室 2 次官室 3 宗教局 4 芸術局 5 国家文化委員会事務所
		新設		6 現代芸術文化委員会事務所

出所：次の文献資料に従い、未廣作成。部署の名称は原則として玉田氏の訳による。

- (1) 玉田芳史『タイ行政組織史 1892 - 1993年：局以上の組織の変遷』京都大学東南アジア研究センター、1996年3月。
- (2) “Complete Royal Thai Government Web Sites Directory since 3 October 2545 (in Thai)”
<http://www.go.th/index_thaigov-T.html>
- (3) <http://www.bot.or.th/bothomepage/Other/Eng/OtherGovAgen-e_new.htm>
- (4) 「連載 行政改革後の省庁の役割と権限 第1回～第10回」(『週刊タイ経済』2002年12月16日号・2003年2月号)。この連載は、官報に公示された省令をもとに編集部で独自にまとめたものである。
- (5) 一部、文官人事委員会の資料(船津鶴代氏収集)により補充。
- (6) 独立機関としては、宮内庁、国王書記局、王室財産管理局、国王事業特別委員会事務所、国王警備隊事務所、国家検察庁、国家警察庁、タイ学士院、国家学術調査会議委員会、マネーロンダリング防止取締事務所、国家仏教事務所(新設)がある。

コラム8 タイ版一村一品開発政策の試み

(原 啓)

タクシン政権は経済危機後経済を建て直すため、これまでの外部経済（輸出）依存から内需拡大に政策転換を図り、大分県の「一村一品運動」をモデルに「タイ版一村一品開発政策」を地方経済活性化の柱に据えた。政府はこの政策実施のガイダンスを作成し、副首相を議長とする一村一品全国委員会（委員は関係省庁大臣）と、その下に9つの機能別付属委員会（委員長は関係省庁次官クラス）を設置し、この調整機関として首相府に一村一品推進事務局を設置した。省庁間の調整が成功の鍵を握る「タイ版一村一品開発政策」は、担当副首相とともにタクシン首相の強い指導力で実施に移され、平成15年3月で1年半を経過しようとしている。

この間に農村レベルでは2,500以上のタンボンがこの政策に参加しているにも拘らず、一村一品担当副首相が、スイッチ〜ポンポン〜プロミン〜ソムキットと異動（更迭）され、「村落開発基金」(Village Fund) など政府の支援枠組みとのリンケージがうまくすすんでいないことなどに象徴されるように、タイの行政の縦割りや非効率な構造がこの政策実施の最大のネックとなっている。これは一村一品の製品選定基準に基づく認証件数が昨年10月以降増えていないことに裏付けられる（現在までの認証件数は僅か641件、昨年10月時点では500件程度）

タクシン首相は旧来型の行政システムが「タイ版一村一品開発政策」の実施の弊害となっていると認識し、一村一品全国委員会とその付属委員会をスクラップし、新たに機動的体制を構築するよう指示している。しかし、担当副首相の更迭等でまだ実現に至っていない。

当初一村一品開発政策の課題は、農村レベルで生産された商品が市場で許容されるものかという、ディマンド・サイドの問題として整理されていた。現在では、政府による「一村一品フェア」の開催などを通じてその知名度が全国に行き渡った結果、注文を受けても受注数量を供給できないなど、サプライ・サイドの問題が顕在化しつつある。これは国内の流通経路の未整備などインフラ問題に帰結するものもあるが、材料や運転資金の確保のための金融機関へのアクセス問題（ビジネス・プランを作成できないなど）、製造原価の算出や取引記録の問題（会計知識の欠如）など生産グループの人的側面の問題に整理されつつあり、一村一品開発政策に係る人材育成の問題がクローズ・アップされつつある。

このような状況の中で更なる内需拡大にむけて、タイ政府は国レベルで Asset Capitalization Project を推進しようとしている。これは、一村一品開発政策によりグラス・ルーツ・レベルで農村に現金収入の道を開き、これにより農村が米依存の経済社会構造から脱却し農村の構造調整を図ると同時に、遊休農地を課税強化により安価で市場に放出させ、一村一品で現金収入を得た農民が土地を取得することを可能とし、これを更に他に活用すること（ロー・コスト・ハウス・プロジェクトなどとの連携）により固定資産の流動性を高めて、地方で新たな需要を喚起させるというものである。これに対しては野党などから、農民に新たな負債を負わせ、借金漬けにするだけだという批判もある。いずれにせよ、これらの動きを今後注視する必要がある。

国家科学技術開発庁 (National Science and Technology Development Agency: NSTDA) は、2002年4月、タイにおけるはじめてのサイエンス・パークとして、ドンムアン空港北約20キロに、タイランド・サイエンス・パーク (Thailand Science Park: TSP) を開設した。TSPは、アジア工科大学 (Asian Institute of Technology: AIT) 及びタマサート大学工学部等に隣接し、TSP内や周辺の工業団地等に集積した民間企業等とも連携して、タイにおける産学官の研究開発拠点として整備する構想である。

サイエンス・パークを運営しているNSTDAは、科学技術開発法により1991年に設立された特殊法人で、国家の発展のために重要な科学技術の研究開発及び産業技術の支援等を目的とした研究開発機関である。その配下には、電子・コンピュータ技術 (NECTEC)、遺伝子工学・生物科学 (BIOTEC) 及び金属・材料技術 (MTEC) の各センターがある。なお、2003年10月には、ナノテクノロジー・センター (National Nanotechnology Center: NANOTEC) を4つ目のセンターとして設立した。

NSTDAの特徴としては、タイでは今までになかった、自主的かつ柔軟な組織の運営によって、優秀な研究者等を集結させる点にある。2003年度の予算は、約17億バーツ (約50億円) で、研究者・技術者数は約1,000人 (総職員数約1,800万人) の規模である。(周辺のAIT等の研究者等を合わせると、約3,000人の頭脳集団になる。)

NSTDAの業務の主な柱は、科学技術政策の企画・立案、大学や民間企業等との連携・支援、及び、自らが中心となって行う研究開発の推進である。具体的には、上記の3センターを中心に、大学内での衛星ラボの設置やグラントの提供等も含め、大学等との有機的な連携を図りながら研究開発を進めている。また、民間企業への融資、ベンチャー企業設立・育成、中小企業等への技術コンサルタントサービス、サイエンス・パークやソフトウェア・パーク (バンコク北部に立地) 等の設立・運営、頭脳流出帰還プログラムなど大変多岐に亘る業務を行っている。これらの業務によって、将来の新産業創出に重要な先端技術の開発から、中小企業の育成等までを総合的・組織的に実施することを目指している。

TSPは、総面積80エーカー (32,000m²) で、研究棟、パイロットプラン棟 (大規模実験等実施) 等の合計7棟が建設済みである。マスタープランによると、訓練センター、試験サービスセンター、民間企業等が入居可能なオフィスビルの整備等を行うこととしている。また、独自に研究施設等を建設できる借地スペースもある。現在、ソフトウェア開発等の民間企業の需要に応えるため、5万m²規模の施設を建設中である。TSP内には、現在、約6,000m²のレンタル・スペースがあり、タイや、日本、シンガポール等の20社以上の企業が既に入居又は入居を予定している。日本の関係では、2002年10月に、東京工業大学「東京・テック・オフィス (タイランド)」及び、独立行政法人通信総合研究所「CRLアジア研究連携センター」が、大学への衛星講義配信の支援、共同研究開発等の活動を開始している。

なお、タクシン首相は、最近、産業競争力の確保のための科学技術の重点分野として、バイオテクノロジーや、ナノテクノロジー等の分野を掲げているが、研究者、技術者等の高度な人材の養成・確保、民間企業等における技術開発の促進等の課題も多く、NSTDA等では、TSP等をコアとして、大学等とも連携した新たな取り組みの検討を行っている。

参考 タイの科学技術に関連した歴史

タイは、東南アジアの国の中でも、植民地支配を受けていない国として、科学技術に関する歴史も比較的古く、19世紀中頃のラーマ4世の時代から、西洋の科学技術が紹介されている。また、高等教育については、1889年にシリラート医学校（現、マヒドン大学）が設立され、20世紀に入り、1916年に、タイ初の総合大学であるチュラロンコン大学が、1943年には、農業系の大学としてカセサート大学が設立されている。現在、国公立大学24校、私立大学50校の大学があるが、その多くは、1960年代以降に設立されている。

1959年には、人文社会を含む研究開発の基本政策・計画を策定するとともに、関係省庁の研究活動を分析・評価するため、国家学術評議会（National Research Council of Thailand: NRCT）が設立された。

タイでは、1961年より国家経済社会開発計画が5年毎に策定されているが、これらの計画等に基づき、1964年には、タイ科学技術研究所（Thailand Institute of Scientific and Technological Research: TISTR）が設立されるとともに、1974年には、国家経済社会開発委員会（NESDB）の下に、科学技術政策立案のための小委員会が設立され、1979年には、科学技術エネルギー省（MOSTE）が発足、同年には、特許法も成立している。

1970年代に入ると、工業化に向けた取り組みがはじまり、それに伴い、1982年からはじまる第5次開発計画には、科学技術がはじめて独立の1章を割り当てられ、1983年には、MOSTE内に技術移転センターが開設されている。

1990年代には、それらの動きが加速され、1990年には、タマサート大学、マヒドン大学に工学部が設置され、工業化に伴う人材の養成を強化すると共に、1991年には、科学技術開発法に基づき、科学技術環境省（MOSTE）の下に、国家科学技術開発庁（NSTDA）を設立、翌年には、タイ研究基金（Thailand Research Fund: TRF）が発足している。

このように、歴史的な流れを見てみると、初期の西洋科学技術の導入から、農業を中心とした産業構造から、戦後1960年代以降の産業構造の変化に伴う工業化に向けた人材の養成と科学技術振興の強化へ向けた動きが見えてくる。

表 タイ及び周辺国等における主要な科学技術指標の比較

	R&D / GDP (%)	R&D予算 (100万US\$)	R&D民間比率 (%)
タイ	0.26	317	47
日本	3.12	148,566	78
米国	2.69	265,322	73
韓国	2.65	12,249	75
台湾	2.05	6,326	63
シンガポール	1.88	1,746	62
マレーシア	0.49	440	58

コラム10 NIS(ナショナル・イノベーション・システム)の構築に向けて (渡辺 泰司)

1997年のアジア通貨危機以降、タイにおいては、知識ベースの産業構造への変換が大きな課題となっている。世界的にも、欧米や日本はもとより、アジアの国々においても、経済のグローバル化の中で、競争社会に勝ち残るために、科学技術の成果等を活用した、ナショナル・イノベーション・システム(National Innovation System: NIS)の構築が大きな動きとなっている。

NISにはいくつかのモデルが提唱されているが、いずれも、大学、研究機関等の研究開発セクターと産業セクターとの間に密接な連携を構築することにより、知識(技術)を中心とした、新たな産業、製品、生産プロセス等を生み出していくシステムの構築が目標となっている。歴史的にも新産業都市の建設、サイエンス・パークの設置、産業や分野毎等のクラスターやネットワーク形成等の取り組みが行われている。

タイにおける通貨危機以降のNIS構築等に関連した主な取り組みとしては、2001年1月に、首相の諮問機関として、国家科学技術政策委員会(National Science and Technology Policy Committee: NSTC)が発足し、産学官の連携による科学技術の政策等の立案、国・関係省局レベルでの活動や成果のモニタリング等を行うこととしている。また、民間等の新たな技術開発を財政的に支援するため、イノベーション開発基金を創設している。国家科学技術開発庁(NSTDA)においては、1999年より、民間企業における研究開発動向等を把握するためのイノベーション調査を実施している。

タイにおけるNISの現状と課題について、イノベーション調査等の結果から、いくつかの問題点が浮き彫りになっている。まず第一に、産学官の各セクターにおける研究開発関連の予算、人員等が限られていることがあげられる。特に、産業界における研究開発投資は、アジアの新興国と比較しても、大変低い値であり、これらを活性化させることが課題となっている。また、大学における研究開発の実施、研究者の育成は、自国での博士号取得者が少ないことからわかるように、現状では、研究開発よりも、教育に比重が置かれているといえる。第二の点としては、産学官の各セクター間及び各セクター内の連携が希薄であることがあげられる。特に、現状において、民間企業が自ら研究開発をする能力が低いことから、国の研究機関等が、大学等とも連携して、民間のニーズに沿った研究開発の実施、技術移転等を行う仕組みが求められている。

関係各省等では、現在、このような課題を克服するための産学官の連携によるNISの構築のために、クラスター形成等に関する議論が盛んに行われている。特に、食糧・農業等のバイオビジネス、自動車・部品産業等のものづくり産業、ソフトウェア・情報通信産業、ファッション・繊維産業、観光業等の高付加価値産業など、タイの強い分野、あるいは、これから伸ばしたい分野を中心に、産学官の連携等の取り組みを進めている。例えば、タイ投資委員会(BOI)等においては、上記の重点分野に対して、税制上の優遇措置等を行うことによって、研究開発機能や人材育成機能等を伴う企業誘致に力を入れている。

NSTCでは、現在、今後10年間(2013年)を目途に産学官連携等をめざした科学技術に関する戦略プランを策定中であり、NSTDA等ではNISの構築をめざしたクラスター形成等の検討を行っている。

コラム11 タイにおけるICTマスタープランについて

(米子 房伸)

タイ政府は、今後5年間の情報通信技術（ICT）分野における具体的なアクション・プランを定めた「ICTマスタープラン」を2002年9月に策定した。

ICTマスタープランは、タイにおける今後の10年間のICT政策の基本的な方向性を定めるものとして、2002年3月に内閣で承認を受けたIT2010に基づき、国家IT委員会（NITC）において検討が行われてきたものである。

ICTマスタープランでは、タイにおけるICTをめぐる現状分析を行うとともに、今後の推進戦略として、以下の7つの分野を挙げ、それぞれについての目標と活動計画を提示している。

- (1) 域内のリーダーとなるためのICT産業開発
- (2) タイ人及びタイ社会の生活の質向上を目指したICT活用
- (3) ICTの研究開発の改革及び能力向上
- (4) 将来の競争に備えたタイ社会の基礎的能力レベル向上
- (5) 外国市場拡大に向けた事業者の能力開発
- (6) 中小企業のICT活用支援
- (7) 政府部門の運営、サービス提供におけるICT活用

具体的内容について例を紹介すると、例えば「(3) ICTの研究開発の改革及び能力向上」における目標のひとつとして、「政府及び民間部門がICT研究にかける年間投資額を、ICT産業総額の3%以上に引き上げる。」が規定されている。そして、その目標を達成するための具体的活動計画のひとつとして、「政府は、教育機関、政府及び民間の研究機関、フリーの研究者の各レベルによるICTの研究開発への投資を支援し、推進するため、初期資本の形で予算を割り当てる。この場合、広範囲かつ長期的に支援金を寄付するメカニズムを持つ国家基金を設置したり、税制面での優遇措置を適用したりしてもよい。」と規定されている。

この記述からわかるように、目標には明確な数値目標が示されているのに対して、活動計画には、特に数値での規定はなく、この活動計画に基づいて関係省庁が即行動に取りかけられるような具体的内容にはなっていない。この傾向は、ICTマスタープラン全体について言えることであり、具体的アクションプランを定めたとされるにもかかわらず、個別施策レベルとなるとあいまいな記述に終始しているのである。つまり、目標設定などの大枠の政策立案はできるが、その目標を達成するために具体的にどのような施策を実施していくのか、いわゆる具体的プロジェクトの企画・立案能力に課題を抱えているといえよう。

ICTマスタープランの策定を終え、2002年10月の中央省庁再編により新たにICT省が設立された今、いよいよ具体的な行動を起こす段階になってきた（コラム7参照）。せっかく策定したプランが絵に描いた餅にならないよう、ICT省がリーダーシップを発揮し、一步一步着実に施策を展開していくことが期待される。

コラム12 タイにおけるデジタル・デバイド

(米子 房伸)

ICTの恩恵を受けられる人と受けられない人との間に生じる格差は「デジタル・デバイド」と呼ばれている。タイは世界でも有数のデジタル・デバイドの大きな国である。

例えば、固定電話の普及率を見てみると、バンコク市内及びその周辺地域は36.2%と世界平均の16%を大きく越えているのに対し、それ以外の地域ではわずか5.5%に過ぎない。何と100世帯に5.5世帯の割合でしか家庭に電話がない。インターネット普及率は、バンコクでは14.7%、バンコク以外のタイ全土では1.4%とさらに格差は大きくなっている。

格差が縮まらない背景には様々な理由があるが、最も大きな要因は所得格差である。国家統計局が2年ごとに行っている経済社会調査によると、タイの一世帯あたりの平均月収は1万3,418バーツ（約3万9,000円）であるが、首都圏（バンコク周辺）では2万7,514バーツ（約8万円）であるのに対して、タイ北部では9,101バーツ（約2万6,400円）と約3倍の格差がある。

そもそも、ICTが普及する前提として、国民の収入が国際的にどのような水準にあるのかが重要である。なぜなら、途上国も含め世界で利用されているパソコンやネットワーク機器のほとんどは先進諸国で開発されたものであり、これらの製品やサービスの価格は先進国の物価水準が基準となってしまうからである。したがって、バンコク周辺の比較的収入が高い人達にとっても、コンピュータやインターネット利用の費用は相当大きな負担になっているはずである。ましてや地方生活者にとっては、所得のほとんどが食料品などの生活必需品に向けられ、ICTを利用する余裕がないことは容易に想像がつく。

次に大きな要因になっているのが、リテラシーの問題である。タイでは携帯電話の普及が著しく、一昨年ついに加入数において固定電話の数を抜いてしまったほどである。携帯電話ではボタン操作のみを覚えればよく、実際の通信は音声（タイ語）で行えるので、事実上リテラシーの問題はほとんど生じない。しかし、インターネットを利用するためには、まずパソコンの操作方法を覚えなければならない。さらに、最低限の英語が読み書きできなければならない。これらがバリアとなって普及を阻害しているのである。

リテラシーの克服は、ある程度継続的にパソコンに触れる環境になれば難しい。例えば、地方の学校の先生にはパソコンの操作方法についての研修を受ける制度があるが、研修を終えて学校に戻るとパソコンに触れる機会がないので、操作方法を忘れてしまうそうである。

通信事業者が地方の公共施設にネット端末を設置するインターネットブース計画や、家庭のテレビをモニタとして使う安価なネット端末の発売など、国民にITに親しんでもらおうとする動きが活発化している。デジタル・デバイドの克服には、このような地道な努力を長期間にわたり辛抱強く行っていくことが必要であろう。

コラム13 バイオテクノロジーとコメの品種改良

(末廣 昭)

タイでバイオテクノロジーの開発を担当しているのは、サイエンス・パーク(コラム9参照)のなかにある「バイオテック」(BIOTEC)である。このバイオテックは、1983年9月に科学技術・環境省の一部局として創設された、「国家遺伝子工学・バイオ技術センター」(National Center for Genetic Engineering and Biotechnology: NCGEB)を前身とする。NCGEBはその後、1991年12月に新設された「国家科学技術開発庁」(National Science and Technology Development Agency: NSTDA、局と同格)の下部組織に編成替えとなり、名前を現在の「バイオテック」に変更した。

「バイオテック」の主な活動は、コメの品種改良、エビ、家畜の研究開発、医薬品の研究開発、リサイクル農業を含めた農村開発のための基礎研究などであり、タイが保有する自然資源を活用して農水産物や畜産品の改良、あるいは医薬品目的などの微生物の培養実験を行なうところに大きな特色がある。

コメはタイにとってきわめて大きな意味をもつ。40%を超える人口が農業、とくに米作に従事し、コメの輸出国としても、タイは世界で有数の国を誇る。その一方、1ライ(0.16ha)あたりのコメの収穫量は300~350kgにすぎず、世界平均の575kgをはるかに下回り、近隣の競争国であるベトナム(600kg)と比べてもなお低かった。また、東北タイや中部タイなどは毎年、旱魃や洪水、塩害(地下水に含まれる塩分が表面に浮上して、作物ができなくなる)の影響で甚大な被害を蒙り、これらによる米作可耕地の喪失も深刻な問題であった。そこで「バイオテック」の重要な課題は、生産性の高い品種、旱魃に強い品種、塩害に強い品種などを開発することにおかれている。

「バイオテック」が保存するオリジナルなコメの品種(原種)は約7,000種。これは中国を除けばアジア最大の保有を意味する。これらの原種から交配を重ねて、目的別に実験を重ねている品種は現在250種におよび、塩害に強い品種については、すでに実験の段階を終えて、商品化の段階にまで進んでいる。コメの品種改良にあたっては、単に「バイオテック」だけではなく、農業・農業協同組合省農業普及局、東南アジア最大のアグリビジネスを展開するCP(チャルンポーカパン)グループがそれぞれ協力し、「三位一体」の関係で、コメ新品種の研究開発・生産・マーケティングの体制構築に取り組んでいる。CPグループは1980年代に一度、「コメ種子産業」への進出を企画し、カーンチャナブリー県に実験農場も開いた。しかしその後業績が思わしくなく、この分野から一時撤退していたが、中国向けコメ・野菜・果実輸出の増加も見込んで、最近では魅力的な「種子産業」への再進出を決めている。

こうした民間企業の活発な動き、農業省や「バイオテック」が蓄積してきたコメ新品種に関する技術、タイ政府の農業再開発政策、そして日本の技術協力(理化学研究所など)が結びついて、コメを軸とするバイオテクノロジーは、タイではもっとも魅力的でかつ経済効果の大きい分野とみなされている。

付表1は、1992年から2001年までのタイのエネルギーの生産、輸入、消費（トンに換算）の推移を示したものである。1997年から統計のとり方が変わったため、1995年までと1997年以降では数値は連続していない。1990年代前半には、「高成長期」を反映して消費量は、1992年の5,293万tから1995年には7,221万tへと1.36倍に伸びた。その後、1997年の通貨危機の影響で、98年に消費量は大きく落ち込み、その後は緩やかな回復を示している。

さて、タイにおける第一次エネルギーの供給の特徴を、日本と比較しつつ見たものが付表2である。石炭の比率が高いのは、日本（全体の52%）もタイ（42%）も同じである。一方、タイの場合は、タイ湾で採掘される「天然ガス」への依存度が大きく（20%）、その分、石油の比率は低い（10%）。また、水力への依存は依然として12%に達し、原子力はいまだ利用されていないのでゼロである。次に付表3で、1998年から2011年までの第一次エネルギー供給の長期予測（国家エネルギー委員会の2000年の見通し、石油換算の数量）を確認すると、生産量は全体で年マイナス0.2%と予測されている。天然ガス、水力とも増加は望めず、北タイで産出する褐炭はマイナス1.8%が予測されている。それに対して、消費量の年増加率は6%である（これは経済不況期の予測であり、経済回復が進んだ現在、消費量の伸びは6%より高い）。したがって、生産と消費のこの伸びのギャップは、当然ながら輸入でまかなう必要がある。この輸入で増加が期待されているのは、天然ガスと火力発電向けの石炭の2つであった。しかし、輸入石炭に依存する西タイの火力発電所2つの計画は、地域住民などの反対によって、2002年に事実上中止が決まった。その結果、タイの第一次エネルギー供給体制については、現在、大幅な見直しが求められている。

次にエネルギー供給のなかでタイの「電力事情」を見ておこう。タイではこれまで国営企業であるタイ発電公社（EGAT）が電力のすべてを供給し、同じ国営企業である首都圏配電公社（MEA）と地方配電公社（PEA）が電力の流通を担ってきた。ところが、1990年代初めの「電力自由化」を契機に、生産・供給体制は大きく変わった。EGATの比重は供給全体の60%に下がり、EGATの部分的民営化計画のもとで独立した民間企業（RGCO, EGCO）が19%、小規模発電事業者（SPP、1992年以降）が11%、独立発電事業者（IPP、1994年以降）が8%、そしてラオスからの買電が3%を占めるまでになった。

第二次経済拡大期に入りつつある現在、タイの電力需要が再び増加することは、疑問の余地がない。その一方、水力・火力発電所の新設や増設計画は、地域住民の反対運動や環境重視のNGOの活動によって、ほぼ凍結の状態になっている。こうした需給インバランスの増加に対応するためには、3つの方策が検討されている。すなわち、ラオス、ミャンマーなど近隣諸国からの電力購入、代替エネルギーの開発（籾殻を使った小規模発電の試みや燃料電池の開発など）、省エネルギー的な生活様式への転換、の3つがそれである。このうち、政府がもっとも期待しているのは、インドシナ地域レベルでの電力需給バランスの追求であり、その計画を実現するためにも、インドシナ・エネルギー協力体制の構築が、重要課題として浮上しつつある。

表1 タイのエネルギー生産量、輸入量、消費量の推移（1992・2001年）

単位：1,000t / 年

年次	生産	輸入	消費	輸入依存率
1992	31,670	22,279	52,933	42.1
1993	34,132	25,893	59,038	43.9
1994	37,568	28,258	64,644	43.7
1995	39,626	33,763	72,209	46.8
1997	28,526	38,661	64,073	60.3
1998	28,563	33,890	59,380	57.1
1999	29,854	35,823	61,218	58.5
2000	32,078	37,173	62,368	59.6
2001	32,393	41,113	65,588	62.7

(注) 1997年以降は、原典の統計は石油換算（バーレル）表示。バーレル/日を54.5t/年に換算した。したがって、1995年までの数字と1997年以降の数字は連続していない。

出所：タイ・エネルギー省のホームページ（<http://www.eppo.go.th>）データベースの第22表より作成。

表2 タイと日本の第一次エネルギー供給の比較（1999年）

単位：石油換算100万t

エネルギー供給源	タイ	%	日本	%
石油	7.9	9.5	87.6	17.0
石炭	35.3	42.3	266.4	51.7
天然ガス	16.7	20.0	62.1	12.0
原子力	0.0	0.0	82.5	16.0
水力	9.6	11.5	7.4	1.4
地熱	0.0	0.0	4.0	0.8
再生可能エネルギー	14.0	16.8	5.4	1.0
合計	83.5	100.0	515.4	100.0

出所：電源開発株式会社の資料より作成。

表3 タイにおける第一次エネルギーの需給予測（1998・2011年）

単位：石油換算1,000t

年次・項目	1998	2005	2011	2011/1998 年伸び率
生産量合計	28,072	29,667	27,434	-0.2
原油	1,603	2,597	2,570	4.6
コンデンセート	2,299	2,220	2,220	-0.3
天然ガス	16,624	17,804	16,521	0.0
褐炭（リグナイト）	6,314	5,960	4,810	-1.8
水力	1,231	1,086	1,312	0.5
輸入量ネット合計	34,899	55,107	84,131	10.9
原油	37,045	42,911	45,129	1.7
石油製品	-2,486	-2,083	7,988	-32.4
コンデンセート	-894	-1,492	-1,400	4.4
天然ガス	21	8031	18,852	6,832.6
石炭	1,060	7,476	11,886	78.6
電力	152	264	1,675	76.9
消費量合計	58,925	79,333	105,854	6.1
石油	33,360	38,712	50,802	4.0
天然ガス	16,646	25,835	35,377	8.7
褐炭・石炭	7,535	13,436	16,688	9.3
電力	1,383	1,350	2,988	8.9
輸入/消費量	59.2	69.5	79.5	

出所：国家エネルギー政策委員会（2000年）の資料。電源開発株式会社の表にもとづく。

Energy Policy and Planning Office 2003年1月21日作成。

図1 タイの電力供給体制

(比率は、GWhから計算：EGAT資料より作成)

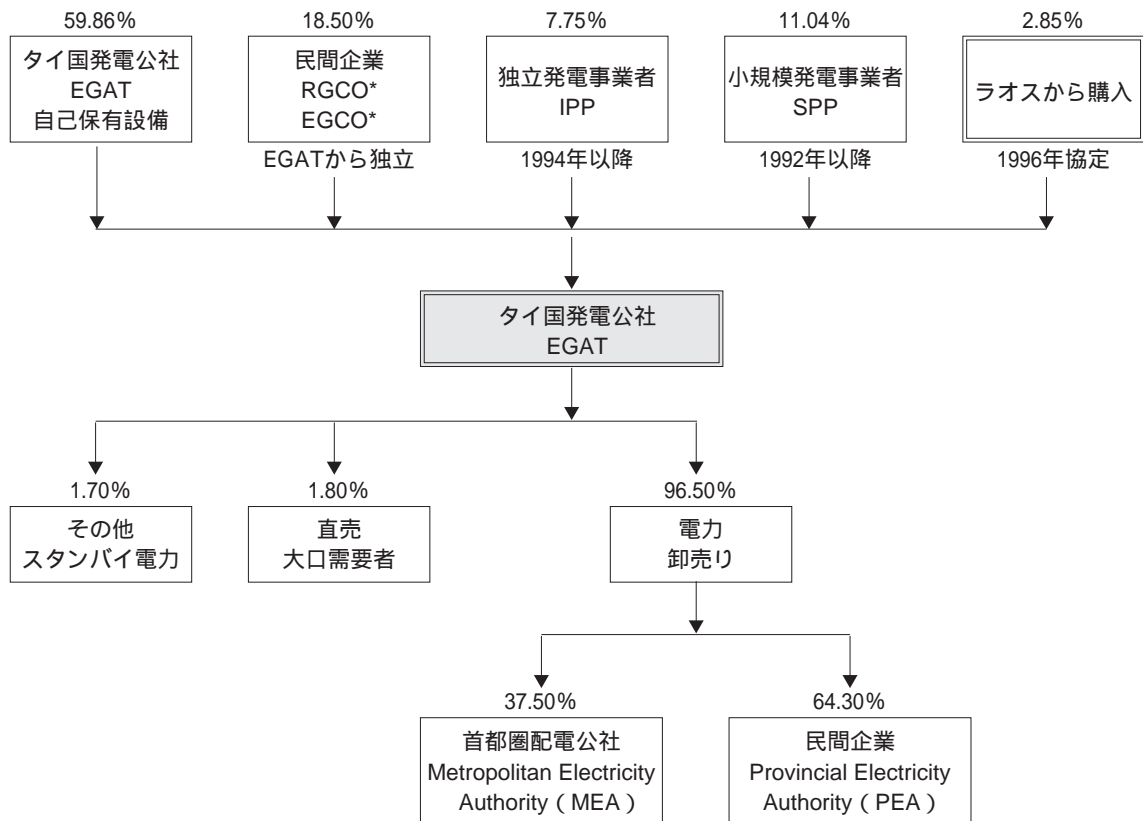


表4 タイの独立発電事業、小規模発電事業と日本の関わり

区分	プロジェクト名	出力	出資企業	出資比率	備考
IPP	IPTガス(火力)	700MW	電源開発	*10.6%	運転中
IPP	イースタンパワー・ガス(火力)	350MW	丸紅	*28.0%	建設中
IPP	ポーノック石炭火力発電	734MW	電源開発	*29.4%	再検討
IPP	ヒンクルット石炭火力発電	1,400MW	トーメン 中部電力 トヨタ通商	*29.0% *15.0% *15.0%	再検討
SPP	タイオイルパワー	114MW	電源開発	*19.0%	運転中
SPP	TLPコージェネレーション	116MW	電源開発	*20.0%	運転中
SPP	Gulfコージェネレーション	107MW	電源開発	*49.0%	運転中
SPP	Nongkhaeコージェネレーション	127MW	電源開発	*49.0%	運転中
SPP	Samutprakarnコージェネレーション	122MW	電源開発	*49.0%	運転中
SPP	ローイエット籾殻発電	9.95MW	電源開発	*24.7%	建設中

出所：電源開発株式会社の資料にもとづき未廣作成。

コラム15 「持続可能な開発」に向けたタイ政府の動き

(佐藤 仁)

ここ数年のタイ政府の動きにはめまぐるしいものがあるが、環境分野における諸制度の整備も例外ではない。特に注目すべきは、これまでバラバラの省庁が実施を担っていた資源管理・公害関連政策を、2002年10月に新設された天然資源環境省（以下、環境省）に一括したことである。環境省の基本戦略を著わした「天然資源環境省の政策と戦略」と題された文書には、プラパット大臣自ら地域住民参加や土着知識の利用を重んじる巻頭言を寄せている。環境省は、旧科学技術省に所属した公害規制局と環境振興局、そして天然資源環境政策計画事務局を受け継ぎながらも、工業省からは鉱物資源局、農業省からは水資源局、地下水資源局、国立公園・野生動物・植物保全局を取り込む強力な省として立ち上がった。2003/04年度中には、農業省に残されていた森林局を取り込むことにも閣議の了承を得ている。事務次官は豪腕行政で知られる元森林局長のプロップラソプ氏である。これまで別々の部局で扱われていた、資源開発保全領域（グリーン・イシュー）、水資源管理領域（ブルー・イシュー）、公害関連領域（ブラウン・イシュー）をどこまで統括的に扱うことができるか、注目したい。とくに、統合されずに独自の省を立ち上げたエネルギー省との関係は微妙である。

加えて特筆されるのは、タクシン首相を委員長として2002年9月10日に設置された「持続可能な開発委員会」である。これは天然資源と環境に関連する各種委員会が関連省庁の下にバラバラに設置運営されていることを懸念した首相府が、NESDBを当面の事務局として環境関連事案を統括的に扱う目的で設置された。委員会の構成は、外務省、農業協同組合省、科学技術環境省（旧）その他関連省庁の代表となっている。第一回会合の議題は、天然の水源林再生問題と全国の重要水源地25箇所の開発問題であった。水をめぐる問題が、農村と都市とにまたがる重要課題として政府の筆頭案件にあることを物語っている。

このように、タイ国内では環境資源分野の行政面の統合が進みつつあるが、明確な総合的ビジョンがあるわけではない。環境問題があまりに多岐にわたる複雑な問題であるために、優先順位がつけられないのである。しかも、ビジョンの形成に知的な貢献が期待されるタイ人専門家も、それぞれの専門性の枠から抜けることができずにいる。さまざまな情報を統合してこの判断をすべきNESDBも、順位付けに関する明確なガイドラインは持っていない。CDM（クリーン開発メカニズム）誘致などの新しい動きがはじまりつつあるなか、タイの環境問題は政治と経済に複雑に絡まるかたちで多方面に影響を拡大している。

日本に求められるのは、総合的な情報収集と政府関連機関・関連部局を超えた大局的な視野に基づく環境協力であり、個別技術による協力案件の選定よりも、案件を選定するための枠組みを整備しなくてはならない。そうした情報収集のセンターは、タイ側では環境省の事務次官室とOENPP（Office of Environment, Natural Resources Policy and Planning）（旧OEPP）である。2007年度からスタートする第10次五ヵ年計画では、「持続可能な開発」が中心的なキーワードになるのはほぼ間違いなく、この分野の協力を強化するには、まず、カギとなるこうした部局と太いパイプをつくっていくことが求められる。

環境影響評価（Environmental Impact Assessment：EIA）とは、環境に影響を及ぼす可能性のある事業等の実施前にアセスメントを行い、その事業が地域環境や住民の健康にもたらす影響の緩和を意図した制度である。タイでは、初の環境法制定（1975年）後の1978年にこの制度を導入し、1992年の環境法改訂にあわせて、EIA関連規定も改正している。EIAを義務づけた対象は石油化学など29分野にわたり、1996年には廃棄物処理施設もその対象に加わった。タイのEIAは、事業の検討段階において評価を行うよう定められ、手順としては事業者が評価書を所轄局（2002年10月の省庁再編前は科学技術環境省の環境政策計画局）に提出し、同局が選定する専門の委員会がこれを検討することになっている。

本来、EIAの導入は地域住民等の事業に対する理解を深め、環境紛争の防止に役立つと考えられている。また場合によって、事業の内容変更や中止に至る可能性も視野に入れた制度である。しかし、タイではEIAを含む環境法関連の諸制度が整った1990年代に入って環境紛争が激化し、EIAが紛争防止や調整の手段として十分に機能していないことがつとに指摘されている。結果として、EIAや裁判といった制度に則る解決方法よりも、政治家の判断にゆだねる政治解決が紛争調停の手段となってしまうことが多い。こうした事態を引き起こす制度上の主な問題点として、以下の3点を挙げられるであろう。

- (1) タイのEIAでは、認可を得ようとする事業者側が評価書の作成者を選定・雇用するため、事業者側に有利な結果が評価書に盛り込まれやすい。
- (2) 事業の検討段階という早期にEIAを行うにも関わらず、地域住民の意見調査が不十分である。そのため、アセスメントの項目を定める段階（スコーピング）に住民やNGO等の意見が反映されにくく、地域住民の多くが実際に事業の存在を知るのは着工段階になってしまうことが多い。
- (3) 一部の大規模公共事業や国際機関の借款を得た事業など、公共性が高く環境への悪影響が生じないと予想されるもののなかには、EIAの適用外とされるものがある。

これらの問題から、大規模な建設事業が始まる直前になって地域住民が生活を脅かされる不安を訴え、反対運動が激化する傾向にある。実際、EIAのやり直しが住民やNGOから要請され、EIA制度の不備自体が紛争の焦点になってしまうケースさえある。近年の例では、パクムン・ダム建設後の補償要求運動において、事前のEIAにおける漁業や周辺住民の健康に関する被害の見積もりが低すぎたことが争点になった。

こうした制度的な不備も作用して、環境紛争は政治的判断による突然の中止や計画変更により解決されることも多い。大規模建設事業に関わる援助プロジェクトの実施においてもこうした不確実性が増しており、援助機関が地域住民の抗議・陳情の対象になるケースも多発している。タイでの援助事業においては、こうした背景に留意し、早期に住民やNGOの参画を求めるといった工夫も必要とされると思われる。

コラム17 タイの環境運動と開発における環境社会配慮

(松本 悟)

開発における環境社会配慮を考える際に、環境影響評価（Environmental Impact Assessment：EIA）などの制度面にまず注目することが多い。その点では、タイはある意味では日本よりも早い時期に制度構築を始めた国である。学生革命後の1975年にいわゆる環境法が制定され、5月革命に代表される民主化運動のなか、1992年にEIAが法制化された。

一方、EIAにおいては科学性と民主性が2つの柱といわれている。情報公開、住民参加、公開協議などがEIAの重要なプロセスに組み入れられているのはそのためである。制度がある程度整ったタイにおいて、開発における環境社会配慮が適切に行われるかどうかは、情報公開、住民参加、公開協議に代表される意思決定プロセスの民主性にかかっているといえる。環境運動はプロセスの民主化に大きな影響を与えてきた。1980年代から1990年代にかけて、タイの環境運動は、イデオロギー、階級、都市と農村といった対立軸を曖昧にしながら、周縁化された農村部の住民の政治的発言力や影響力を高めたと考えられている。

そうした環境運動の担い手のひとつである「自然資源管理ネットワーク（NRMNET）」は、1993年にローカルレベルの住民組織からバンコクのNGOまで100団体以上が参加して設立された。NRMNETはタイの環境NGOを3つに分類している。第1は、公害キャンペーンや科学的な調査を進めてきたグループで、問題解決には技術と資金とキャンペーンが有効だと考え、政策には余り関心を示していない。第2は、野生生物や集水域の保護や保全に関心を持つグループで、保護地域での適切な資源管理には地元住民の知恵や参加よりも強い政府や進歩的な環境保護団体が重要だと考えている。第3は、自然資源管理への政治的な関与に疑問を持つグループで、地元住民が自らの経験に基づいて地域の自然資源の利用や意思決定に参画できるようにエンパワーしようとしている。NRMNETは自らを第3分類の環境NGOに位置付け、地元住民による調査や討議を通じたエンパワーメント、地元住民の経験に基づいた政策の実現、タイ政府や海外援助機関の政策や事業の監視などを活動の柱としている。

ここ数年の開発にともなう環境社会問題を見ると、住民や市民社会の参加を唱える開発推進側（タイ政府、実施機関、援助機関）が、第3分類に属する住民組織やNGOを無視したために問題が深刻化している。サムットプラカン県のクロンダン汚水処理事業では事前にEIAが実施されず、問題を訴え続ける住民グループの意見を意思決定に反映させないまま工事が進められていた。プラチュアップキリカン県の2つの石炭火力発電所計画では反対住民はEIAのプロセスから排除され、開発推進側は反対住民への嫌がらせを続けてきた。ともに事業は暗礁に乗り上げている。

環境社会配慮の制度が整ってきたとはいえ、第3分類の環境運動が政治的・社会的に影響力を持っているタイにおいては、地域の自然資源やそれに依存した生活を脅かす開発に強い疑念を持つ地元住民が納得できるプロセスが不可欠である。開発推進側の都合だけを考えた形式的な住民参加や協議は、問題をむしろ悪化させることにしかならないのである。

コラム18 コミュニティ林法をめぐる闘争

(佐藤 仁)

森林資源の急速な減少と、それに伴う生態系の劣化を嘆く声がとみに大きくなったのは1980年代である。1960年には国土の半分を占めた森林面積が、1980年代後半には国土の2割近くに激減していた。この減少率は、東南アジア諸国のなかでもフィリピンと並んで随一であった。森林局を中心とするトップダウン型の森林保全政策の失敗が明らかになるにつれて、地域住民主導のコミュニティ林業の重要性に目が向けられるようになる。とりわけ重要な役割を果たしたのが、カセサート大学前林学部長を務めたソムサック・スクウォン氏である。彼は林学部の職を辞し、同キャンパス内にコミュニティ林推進のためのセンターである、Regional Community Forestry Training Center (RECOFTC) を創設した。こうした組織の活発な運動と、同時期に勃興した農村開発NGO、そしてチェンマイ大学のグループ等が、北部地域を中心に、長く住民によって管理されてきた森林を「発見」して、記録する作業を開始する。タイのコミュニティ林の実施場所、管轄部局、問題点については表1にまとめた。

1992年にはようやく森林局も重い腰をあげて、コミュニティ林法の草案作成に入る。元来、タイの森林は原則としてすべて国有であり、フタバガキ科の有用樹種にいたっては、私有地に植生する場合でさえも、森林局の許可なしでは伐採できなかった。そこで、森林を共同利用する権利を公式に認める法律の必要性が認識されたわけである。

ところが、森林局が起草したコミュニティ林法の中身は、いわゆる荒廃林における植林のみで、保護林等の豊かな地域における森林利用を認める条項を含んでいなかった。国立公園や野生動物保護区を中心とする保護林の中にはいまだに多くの農民が暮らしている(表2)。農村開発NGOを中心とするグループは、こうした保護区の中でのコミュニティ林設置を政府に認めさせるべく、民衆版の草案を作って反撃にでた。1996年から国会議事堂前で座り込みを展開した貧民連合の主要な要求の一つも、森林利用権である。最終的には6つのコミュニティ林法の草案が起草されたことを考えると、いかにこの問題に利害をもつ人々が多かったかがわかる。そして、紆余曲折の末、2001年10月に農村開発NGOが主張した保護区内におけるコミュニティ林設定を認める条項をいれたまま、法案は下院を通過した。しかし、表3にあるように、2002年3月における上院での議論では、最も争点となっていた条項、すなわち、申請資格要件と保護区内での設定可能性(18条)、拡大条件(29条)、木材や林産物の採取(31条)に修正が加えられ、農村開発NGOの希望は実施的に骨抜きにされた。法案は再び下院に差し戻され、現在さらなる審議を待っている。

経済成長が著しい国であるとはいえ、農村における森林資源の重要性はいまだに大きい。タンボン法や地方分権化の流れとあわせて、森林利用権の民主化を占う上で、コミュニティ林法の役割は非常に大きい。経済的な制約の大きい奥地の森林地帯の人々が暮らす地域における資源利用の枠組みであるだけに、貧困問題とも密接に関係する動きとして注目に値する。

表1 Existing Forms of Community Forestry in Thailand

Administrative location	Responsible Agencies	Form of Use	Risk / Shortcomings
Public land outside of the RFD territory	Department of Lands	Official	Marginal impact on forest dependent people who are mostly inside RFD territory
Forest reserves and protected areas	RFD	Unofficial	Unstable access status especially inside protected areas
Land reform area	ALRO	Official	Uncertainty of forest status

出所：筆者作成 Sato, J. "Public Land for the People: Institutional Basis of Community Forestry in Thailand," *Journal of Southeast Asian Studies* (forthcoming) より抜粋

表2 Number of Farmers Cultivating and Residing inside and around the Wildlife Sanctuary (in 1998)
unit : rai (1 rai= 0.16ha)

Regions	number of protected areas	Residence and Farmland both inside the protected area			Residence outside but farmland inside		
		No. of households	population	area	No. of households	population	area
Central	9	2,832	10,313	94,029	1,163	4,483	39,686
North	16	8,352	42,300	103,930	38	1,754	11,845
South	13	2,368	21,181	157,359	7,503	28,366	113,835
Northeast	-	1,359	5,851	49,223	3,180	15,156	95,564
total	38	14,911	79,645	404,545	17,109	78,902	295,340

出所：Phunphon, K. 1999. *Kaanburuk phua krongphunthikongrasadon naikheet raksaphansatpaa* (in Thai) (Encroachment and Occupancy by the People inside Wildlife Sanctuary) Report of the RFD, p.40. (森林局作成の報告書、タイ語)

表3 Modification of the House Version by the Senate

Contentious Articles in the Draft CF Bill	The House Version	The Panel Version Proposed to the Senate
<u>Article 18</u> Who can apply for a community forest? Establishment of community forest in protected forests	50 persons, over 18 years old Eligible communities must consist of indigenous people protecting the forest at least five years before filing an application.	100 persons, over 18 years old Eligible communities must be indigenous people protecting the forest at least five years before the bill takes effect.
<u>Article 29</u> Expansion of community forest area	Each community forest board may allow expansion of community forest area if needs can be demonstrated.	Expansion of community forest is prohibited.
<u>Article 31</u> Gathering of trees and wild products in the community forests	Not restricted, nor subject to existing forestry-related laws.	Restricted under existing forestry-related laws (permissions needed from RFD).

出所：Secretary Office of the Lower House (2002). 下院によるコミュニティ林審議会議事録 (タイ語)

コラム19 農地改革と森林保護

(佐藤 仁)

土地なし農民の問題に対応する手段として公布・施行された農地改革法（1975年）は、当初は、大地主から政府が土地を買い上げて、小作農に分け与えることを想定していた。ところが、土地なし農民の急増と、私有地から調達できる土地の不足、そして、農民の森林地に向けた外延的拡大の進行によって、すでに開墾された森林地を後追いの農地改革対象地として指定しなおし、農民の用益権を認める政策が、1980年代以降主流になった。農地改革対象地のほとんどが、かつての「保全林」(Paa Sanguan) になったわけである。貧農による森林開墾は、1980年代以降は環境保護の文脈から非難されることが多いが、もともとは制度的に奨励されていた。現在も効力をもつ森林法（1941年）によれば、森林とは「土地法に則り、私的に占有されていない土地」であるから、農民にとっては未開拓の土地を私的占有していくことが合理的で、かつ唯一の生活資源拡大の手段だった。

混乱する土地制度に決着をつけ、各部局の管轄範囲を明確化するために、1980年代末に森林局が国土全体をゾーニングした。その結果、保全林は、A（農地）C（保護林）E（経済林）の三種類に区別され（付表）Aの大部分とEのかなりの部分が農地改革対象地に編入されることになった。農地改革対象地の指定を受け、用益権が発行されると、農民はそれを公的融資の抵当に用いることができるだけでなく、農地改革事務局によるインフラ整備支援（水道、道路整備など）を受けることができるようになる。このこともあって、森林局は、希少価値の高い野生動物保護区や、国立公園の周辺地域を農地改革地に移すことには慎重である。他方で、保護林周辺地域の緩衝地帯（バッファゾーン：通常は5km程度の幅をもつ）における開発活動が、むしろ保護区への圧力を軽減するというバッファゾーン開発の理論が、世銀をはじめとする国際機関などによって提唱された。一部の国立公園周辺地域は、援助国ドナー機関の支援をうけて、保全・開発統合プロジェクトとして予算配分されるようになる。例えば、この発想で実施されたプロジェクトに、ウタイタニ県のホアイ・カー・ケン野生動物保護区周辺地区では、デンマークのDANCED（Danish Cooperation for Environment and Development）によるものがある（1996・2001）。農地改革事務局がタイ側のカウンターパートを務めたこのプロジェクトでは、保護区に近接する複数の村落について、森林局が管轄を手放そうとしないために、本格的な介入ができないままであった。

現実問題としては、農地改革対象地の多くに森林が残っており、森林の多くに農民が暮らしている。そうだとすれば、両者を有機的につなぐ制度として、コミュニティ林への期待が膨らむ。そして、実際には法体系とは別の「ローカルルール」として、村落共同体が管理している森林は全国で確認されている。制度が追いつかない領域においては、NGOや大学の活動が有望であるが、カウンターパートの選定は非常に重要である。土地なし問題は、資源保全や貧困と密接に関係する重要課題である。日本としては、住民参加の推進に否定的な森林局ではなく、農地改革事務局を主要なカウンターパートとしながらも、森林局、さらには新設の国立公園・野生動物保護局をうまく巻き込んで、住民参加型の資源管理モデルを追求する必要がある。

表 Distribution of Lands based on the RFD Zoning

unit : million rai

National Forest Reserve	area (%)	
	147.34 (45.9%)	
Conservation Forests (C zone)	88.23 (27.5%)	
Good Forests	71.56 (22.3%)	
Forests for Rehabilitation	7.85 (2.4%)	
Other land uses	8.82 (2.8%)	
Economic Forests (E zone)	51.89 (16.2%)	
Good Forests	8.82 (2.8%)	
Forests for Rehabilitation	15.46 (4.8%)	to ALRO
Other land uses	27.61 (8.6%)	to ALRO
Land Reform Areas (A zone)	7.22 (2.2%)	
Good Forests	0.16 (0.0%)	
Forests for Rehabilitation	0.4 (0.0%)	
Other land uses	7.2 (2.2%)	
Outside the Forest Reserves	173.35 (54.0%)	
Good Forests	4.89 (1.5%)	
Forests for Rehabilitation	1.44 (0.4%)	
Other land uses	167.02 (52.1%)	

出所 : MOAC / RFD. *Thailand Forestry Sector Master Plan : Vol.5 : Subsectoral Plan for People and Forestry Environment*, p. 29 [Bangkok: Royal Forest Department, 1993].

コラム20 商業伐採禁止令（1989年）

（佐藤 仁）

1988年11月に、タイ南部のナコンシータマラート県で発生した大洪水は、300人を超える死者と2億4,000万ドルに相当する物的被害をもたらした。洪水の原因が伐採企業による乱伐にあるとする議論がマスコミで主流となり、すでに勢いを増していた伐採反対の波が一気に高まり、1989年1月には、異例のスピードで「商業伐採禁止令」が閣議で決定された。伐採にかかわる利権がらみの政治家も多かったと考えられるが、選挙直前の民衆の保全に対する関心の高まりから、一気に伐採禁止に踏み切ったものと考えられる。民間による植林地での伐採や、災害で劣化した樹木の切り出し、インフラ開発目的の森林開墾、そしてマングローブの伐採などは除外されていたものの、多くの有力政治家の権益が絡む伐採権のキャンセルは、重要な転機になっている。

過剰伐採の限界が来たとはいえ、いわゆる伐採中心の森林政策が保全中心の政策に転換する大きなきっかけを提供したのが、この禁止令である。森林局は、これを期に生産ではなく資源保護に看板を架け替え、生まれ変わろうとする。また、木材供給については、近隣諸国からの輸入でまかなう傾向が一層強まった。他方で、国内の残された森林（とくに、国立公園や野生動物保護区）での不法伐採が深刻化した。1980年代の統計では、不法伐採により押収された木材の方が、合法的に伐採された木材の量を上回るという異常な事態も発生した。近隣諸国（とくに、ミャンマー、ラオス、カンボジア）での不法伐採の加速も報告されている。1985年に策定された国家森林政策では、国土の15%を保護林、25%を経済林に定める目標が明示され、全体で40%の目標が定められた（1992年には、保護林と経済林の目標割合が入れ替わった）ものの、当面、この目標は達成されそうもない。

商業伐採禁止の教訓とは何か。それは、トップダウン的にアクセスを禁じることの困難性と、それがかえって他の入手可能な資源の消費を加速化するということである。森林管理には総合的な視野が必要であり、それは土地政策とも密接に関連している。新たな役割を担うことになった森林局は、環境保護機関としての生まれ変わりの手段として、もはや森林被覆のない林地を、資源採掘や観光といったさまざま事業に貸し出し、その料金を徴収することに力を入れはじめた（付表）。同時に、山火事対策の予算請求も、1990年代以降重要な財源になっている。いずれにしても、国有保全林は国土の40%余りを占めている事実があるかぎり、農村のかなりの場所では、森林局の許可なしに一切の事業を行うことができない仕組みが、森林局に絶大な権力を付与してきた。2002年10月の省庁再編によって、森林局は、国立公園部と野生動物保護部が合併して一つの局に昇格し、新設された天然資源環境省の一部になる一方、それ以外の部は、森林局に残り、それまでどおり農業協同組合省に残留した。このことの意味については、今後検証されなくてはならない（コラム7、15参照）。

表 List of Permissions for the Use of Land inside the Forest Reserves

Objectives	No.of Cases	Rai
Blasting and Crushing of Rocks	305	2,908
Mining	1,839	303,939
Road Construction	963	297,537
Electricity Generation	376	81,253
Irrigation	1,662	841,486
Educational Projects	1,167	91,625
Religious Facilities	698	29,517
Agriculture and Recreation Area*	1,408	2,187,181
Government Facilities	430	215,418
Research	59	69,128
Trespassing, Grazing, Watering	97	1,085
Conservation of Forest Reserve	70	85,609
Tree Plantation	340	265,011
Others (e.g., waste disposal)	921	951,235
Total	10,335	5,422,938

* This does not include land reform areas.

出所：RFD Permission Division, August 2002. 筆者聞き取りにより作成。

コラム21 国境を越える環境問題：メコン河流域国とタイ

(松本 悟)

タイの環境を、近隣諸国を含めた越境的な視点で考えてみたい。

象徴的な出来事は1989年の事実上の木材伐採禁止令である。前年の11月にタイ南部9県を襲った洪水と土砂崩れは400人以上が犠牲となる大惨事となった。その原因が森林伐採による保水能力の低下にあったため、政府は経済林を除いて民間企業による森林伐採権を原則停止した。これ以降、近隣のビルマ（ミャンマー）、ラオス、カンボジアからタイへの木材輸入が増加し、それぞれの国で森林消失が環境問題として深刻化していった。

タイにおける環境保護的な動きが近隣諸国の環境に悪影響を与えている事例として、近年では電源開発が顕著である。環境運動の高まりの中でタイ国内での大型水力発電ダム開発は困難な状況になってきた。それにともなって、ラオス、ビルマ（ミャンマー）、それに中国雲南省で、タイへの電力輸出を目的にした大型ダム開発が進められている。しかもそのほとんどにタイ企業が関わっている。ラオス中部のトゥン川に1998年3月に完成したトゥン・ヒンブン・ダムは、210メガワットの発電能力の90%以上をタイへの輸出に向けている。このダムによって、トゥン川下流や、発電後の水が転流されるヒンブン川では、漁業被害や河岸の乾季畑の水没など悪影響がもたらされた。ビルマ（ミャンマー）では、タイとの国境を流れるサルウィン川中流に3,600メガワットのターサン・ダムや4,500メガワットのウエジー・ダムを建設する計画がタイの企業やタイ発電公社の主導で進められている。こうした事業は、ビルマ（ミャンマー）のシャン州での大規模な環境破壊と同時に、軍事政権下での人権侵害を悪化させるものとして民主化グループやNGOの強い非難を受けている。

国際河川であるメコン河の国境を越えた環境問題という観点から見ると、タイは加害者と被害者の両面を持っている。メコン河の水を東北タイのチー川・ムーン川に導水して一帯を灌漑しようという、タイの一大国家プロジェクトのコーン・チー・ムーン導水計画に対して、下流国のベトナムはそれによってメコン河下流の流量が減ってメコンデルタにとり返しのつかない環境社会被害をもたらすと反対していた。この対立は、1992年にメコン河の水利用を調整する国際機関の暫定メコン委員会（事務局バンコク）の事務局長がタイ政府から事実上の国外退去処分を受ける政治的事件に発展した。

他方、最近では、メコン河上流域の商業航行を活発にするために中国主導で進められているメコン河の浚渫工事をめぐって、タイ北部の漁民から生態系や回遊魚への深刻な影響を懸念する声が高まっている。また、メコン河本流に中国雲南省が次々に建設を進めている巨大ダム開発による環境社会影響についても、同様の懸念がタイ国内で出ている。

タイの環境をメコン河上流の中国雲南省との関係から考える必要性は今後ますます高まるに違いない。その一方で、タイ社会の変化や開発のあり方が、近隣諸国、特にラオスとビルマ（ミャンマー）の農村部の環境や社会に与えている悪影響はすでに深刻である。こうした問題も「タイの環境問題」であることを忘れてはならない。

コラム22 タイの民主化過程

(玉田 芳史)

タイは1990年代に東南アジアでもっとも民主的な国になった。手続き民主主義が定着したという意味においてである。選挙が数年ごとに実施され（cf.権威主義国）政府が選挙に不正な干渉を行わず（cf.シンガポールやマレーシア）結果が尊重される（cf.フィリピン）ようになった。しかも、この民主化は安定と両立していた。民主化はどのように進んできたのか。

鳥瞰するならば、1970年代は混乱期、1980年代は移行期、1990年代は定着期といえよう。1932年に立憲主義が導入されたものの、選挙結果は政権にほとんど反映されなかった。1946年以後民選議員からの入閣者が登場するようになった。しかし、1958年には代議制は立憲主義とともに全面否定され、軍政時代を迎えた。その軍政は1973年10月14日政変で崩壊する。1975年から代議政治が始まるものの、議会内では左翼政党が議席を獲得し、議会外では学生や農民の運動の活発化や共産党の勢力伸張が見られ、国外ではインドシナの共産化が生じたため、危機感を募らせた勤王派や保守派の支持を受けて軍が1976年10月6日にクーデタを行った。

権威主義体制への復帰は共産党の勢力拡大を助長し、政治の安定につながらなかった。そこで、1970年代末から代議政治が再開された。再開にあたっては左翼政党の排除が不可欠であったため、法律により保守的な大規模政党への収斂が試みられた。さらに、選挙での買収の横行を放置し、自由競争に任されたため、総保守党体制が成立した。しかも、いずれの政党も談合したかのように、院内会派にとどまって党员獲得や支部拡充を怠り、自力当選能力のある議員の買い漁りに終始した。当選しうるのはもっぱら資金力のある政治家に限られ、彼らは集票請負人への利権提供により票を獲得しようとした。おかげで、政党は有権者の声に敏感に反応する必要がなくなった。こうしたことは政治体制の安定に大いに寄与した。

上からの再民主化を軌道に乗せたのは1980年発足のプレム政権であった。プレムは国王からの支持を背景として、軍と政党に睨みをきかせつつ、内閣改造のたびに政党からの入閣者を増やしていった。民主化管理の任をほぼ終えると、プレムは1988年に引退し、政党に政権をゆだねた。

政党政治は軍との対立から1991年にクーデタを招き、民主化を中断させることになるものの、1992年9月から再開された。政党政治が定着し始めると、人数で勝る農村部選出の代表が国政を担うようになった。農村部台頭に不満を抱く都市部住民はテクノクラート政権に憧れ、政党政治家に権力を蚕食されることに不満を抱く保守的勢力とともに、政治改革論を支持し、1997年憲法を成立させた（コラム24参照）。実質的には首都代表と見なしうる比例区議員主体の組閣が可能になった。このように農村部住民にしわ寄せすることにより、政党政治への声高な批判は姿を消すことになった。

タイの民主化はこのように有力な保守派や不満派を慰撫しつつ進んできた。それはつまるところ財力による支配であった。その申し子がタクシンである。ただし不安要素の芽もある。彼は具体的な選挙公約で有権者に直接語りかけたほか、指導力が強すぎて政治の安定を支えてきた権力の多元的構造（内閣・国会・官庁・軍・王室などの間の抑制均衡、政党間の抑制均衡、与党内の抑制均衡）を損ないつつある。

付表 略年表

政 権	主な出来事 (xx のxxは政権発足要因)
タノム (1963 - 73)	サリットを継承 1968年憲法、69年総選挙、71年クーデタ
サンヤー (1973 - 75)	1973年10月14日政変 欽定内閣
クックリット (1975 - 76)	1975年1月総選挙
セーニー (1976)	1976年4月総選挙
ターニン (1976 - 77)	1976年10月6日クーデタ
クリエンサック (1977 - 80)	1977年10月クーデタ 1978年憲法、79年総選挙
プレム (1980 - 88)	軍と王室の支持 1981年と85年のクーデタ 1983、86、88年総選挙
チャチャイ (1988 - 91)	1988年総選挙
アーナン (1991 - 92)	1991年クーデタ
スチンダー (1992)	1992年3月総選挙
アーナン (1992)	1992年5月事件
チュアン (1992 - 95)	1992年9月総選挙 1994年民主主義発展委員会 (政治改革胎動) 区議会・区自治体法 (1995年3月公布試行)
パンハーン (1995 - 96)	1995年7月総選挙 1991年憲法改正 (憲法全面改正への道を開く)
チャワリット (1996 - 97)	1996年11月総選挙 1996年12月憲法制定議会議員選挙、 1997年7月通貨危機、同年10月憲法公布試行 県自治体法 (1997年11月公布試行)
チュアン (1997 - 2001)	連立与党組み替え 地方自治体への分権計画・手続き法 (1999年公布試行)
タクシン (2001 -)	2001年1月総選挙

1992年5月、タイの民主化にとって金字塔と見なされる事件が起きた。同年4月に就任した軍出身のスチンダー首相の退陣を求める大規模な集会在5月に入ってから開かれた。軍は集会に発砲して多数の死傷者を出し、政治の表舞台から退場を余儀なくされた。1932年以来60年間にわたって最強の政治勢力であり続けてきた軍を政治から撤退させたことの意義は、いくら強調してもしすぎることはなからう。

この事件にはその後のタイ政治にとって大きな意味を持つもう1つの側面がある。「都市中間層」の登場である。大規模集会に結集したのは都市中間層であり、この階層こそが民主化の担い手であるという解釈が定着したのである。1990年代には中間層を核とした市民社会の形成が語られるようになり、市民社会の名のもとに政治改革論が展開されるようになった。中間層も市民社会も民主政治を求めているがゆえに、その要求はすべて民主化につながると主張されるようになった。中間層は言説上の主役として政治を動かすようになったわけである。

一部の社会科学者の信念を別にすれば、中間層が民主化勢力であることを示す具体的な証拠は、1992年5月事件しかない。事件が民主化に寄与したことは疑問の余地がないものの、中間層が主役であったのかどうかは吟味に値する。

タイの中間層は1980年代後半からの高度成長期に激増したわけではなく、むしろそれ以前から拡大しつつあった。しかしながら、中間層が政治において有意な役割を果たした事例は皆無であった。職業分類（専門技術、経営管理、事務）で見れば就業人口の13%（1990年）と規模が小さいからかも知れない。しかしながら、首都では33.4%（1990年）を占めていた。中間層はその首都で生じた1991年クーデタには反発せず、むしろ歓迎していた。しかも、1992年5月の大規模集会は、スチンダー政権の発足から1ヵ月も後に行われた。なぜ1ヵ月の空白期間があったのであろう。中間層は眠っていたとしかいいようがないのである。

1992年5月の大規模集会は、中間層が自発的に結集して可能になったわけではない。チャムローンという野党政治家が大規模集会により政権を打倒しようとして、5月4日に懸命の動員努力に着手したからにほかならない。彼の呼びかけに応じてあらゆる階層の人々が結集した。中間層はその一部にすぎない。しかし、事件後には中間層の民主化運動という解釈が定着した。その立役者は活字メディアであった。

タイ史上初めて人数無制限の大衆動員戦術を用いたチャムローンは、流血を招いた責任の一端を問われて政界引退に追い込まれた。危険分子の排除により、政治は院外から院内へと戻された。国会中心の政治が再開されると、マス・メディアは御輿に担ぎ上げた中間層を代弁して政治への発言力を強めた。その産物が政治改革論であり、1997年憲法である。そこには、中間層を中心とする都市部住民の利害が反映された。民主政治は数の支配であり、人口の7割を占める農村部住民が多数派である。少数派の都市部住民はこれに対抗して、憲法に大卒条項を盛り込むことを支持し、農村部住民から被選挙権を剥奪した。これに異議を唱える意見はいまだにほとんど聞かれない。1992年5月事件はエリート偏重の民主化に帰着したのである。

コラム24 1997年憲法

(玉田 芳史)

1997年10月に新憲法（現行憲法）が公布施行された。1932年から数えて16番目の憲法である。この憲法は「人民の憲法」と自画自賛され、1990年代に加速した民主化の総仕上げと見なされている。

1997年憲法起草の発端になったのは、政党政治への不満の高まりに呼応して1994年6月に設置された民主主義発展委員会であった。委員会が1995年4月に提出した報告書は憲法の全面改正により政治改革を断行するよう提言していた。政府は1995年8月に政治改革委員会を設置して検討を重ね、1996年9月には憲法全面改正の方法を決めた。国会とは別個に憲法起草議会を設置し起草を行うことになった。国会は起草作業に関与せず、修正権もなく、最終案に可否投票を行うのみであった。国会で否決された場合には国民投票に付すことになっていた。

1997年7月に完成した草案は、権利や自由の拡大、統治機構の改革の2点を柱としていた。前者については従来の憲法で軽視されてきた社会権の拡大に重点がおかれた。後者は清廉、安定、能率をスローガンとして政党政治家の権力を制限することに主眼があった。起草者は後者を重視していたため、一定期限内の実現を後者のみに義務づけていた。やや大げさにみれば、前者は後者のための粉飾にすぎない。

後者について少し具体的に見てみよう。政治家を監査するために憲法裁判所、選挙管理委員会、汚職防止取締委員会などの独立機関が設置された。上院も官選から民選に変更され、政治家監査の権限を強化された。下院は中選挙区ほぼ400名から小選挙区400名、比例区100名に変更された。国会議員の閣僚兼職は禁止され、もっぱら比例区議員からの閣僚登用が促された。閣僚ならびに国会議員には大卒以上の学歴が資格要件として盛り込まれた。この大卒条項は、国民投票の形骸化規定と重ね合わせれば、愚民観に由来することが分かる。大局的に見れば、新憲法は農村部選出議員の権力削減に主眼があり、都市部と農村部の権力関係を見直そうとしていた。

国会議員は憲法草案に不満を抱いていた。しかしながら、草案が国会に上程された1997年8月は前月に勃発した通貨危機の渦中にあった。打撃を受けた人々は政治に原因を求めようとし、新憲法によって政治を改革しなければ経済危機からの脱却はありえないと考えた。否決は危機の深刻化につながると見なされたのである。この強力な追い風のゆえに、憲法草案は可決されることになった。政治の面から見れば、短期的には経済危機への不満が憲法論議への熱中に変換された結果、政治の混乱を免れるという僥倖に恵まれたことになる。中期的にも、新憲法が政党政治への不満を緩和したことの意義は大きい。

1997年憲法は統治機構については上記の義務づけのゆえに着々と効果を現しつつある。2001年1月総選挙では、新党タイラックタイ党が現職議員の所属政党変更禁止という憲法の規定（ただしこの選挙には適用されず）に乗じて大量の前職議員を買い集めて圧勝をおさめ、タクシン党首が首相に就任した。タクシンは小選挙区議員とは異なり、御しやすい比例区議員主体の組閣を行い、CEO型の行政（コラム7参照）を唱えて強力な指導力を発揮している。政治改革の目標であった安定（ただし政治ではなく政権の）や能率は達成されたのである。しかし、首相は専横との批判を招いており、国会の多数派を占めながら、閣僚就任の機会を奪われた小選挙区議員の間には不満が渦巻いている。

コラム25 地方分権

(玉田 芳史)

1990年代に入ってから地方分権が進められるようになった。嚆矢となったのは1995年3月に施行された1994年タンボン（区）自治体法であった。その背景、進捗状況、予想される今後の展開はどのようなものであろうか。

19世紀末からの近代国家形成期に構築された集権的行政構造はその後1世紀にわたってほとんど変化しなかった。たとえば1990年代前半には、地方自治体予算は国家予算の8～9%ほどにとどまっていた。予算規模を反映して、地方公務員も少なかった。行政公務員は定員内職員についてみれば1997年には国家公務員の122.2万人（93%）に対して、地方公務員は9.1万人（7%）にとどまり、内訳は都庁3.26万人、市2.73万人、県0.6万人、衛生区0.35万人、区2.2万人であった。

首都と狭い市域を除く農村部（日本風にいえば郡部）は中央官庁の支配下におかれてきた。官庁（たいてい局ごとに）は県、郡、さらに一部は区にも出先機関をおき、中央から職員を派遣して統治を行っていた。これらの国家公務員は教員などを除くと、いずれも数年ごとに全国転勤を繰り返し、勤務地よりも中央に目を向けてきた。こうした過度に集権的な行政制度は、内外の研究者から批判を浴びてきた。しかし、中央政府の支配は深化の一途をたどっていた。

変化が生じるのは1992年5月以後のことである。軍という巨悪が政治の表舞台から退場を始めると、民主化を求める勢力は、批判の矛先を集権的行政に向けるようになった。その際のスローガンは県知事公選であった。集権的行政の象徴である県知事を分権の突破口にしようとしたのである。内務省が本省局長に相当する県知事ポストの民選化に応じる可能性は乏しかった。内務省以外の官庁の間では、当初は分権への理解不足から、内務省からの監督が弱まることを歓迎したり、出先機関への権限委譲を分権と同視したりする風潮もあった。しかし、分権が全官庁の問題であり、権限の削減につながることを理解すると、一様に消極的になった。こうした抵抗のゆえに、分権はタンボン（区）自治体の設置（コラム27参照）という矮小な形で決着することになった。

タンボン（区）自治体の発足は分権の突破口となり、1997年には農村部の管轄権が重複する県自治体との関係調整が行われた。さらに、1997年憲法は地方自治体首長の民選化（住民による直接選挙でも自治体議会による間接選挙でもよい）を規定し、地方分権の推進を盛り込んだため、地方分権には拍車がかかることになった。分権にとって大きな障害となる自治体の財源については、2001年までに国家歳入の20%、2006年までに35%を移転することになっている。

しかし、前途には暗雲がただよっている。2001年発足のタクシン政権はCEO型の行政をスローガンに掲げ、地方行政についてもCEO型の県知事を任命しつつある。県知事の権限を強化し、縦割り行政の弊害を打破して他省庁の地方事務所への監督を可能にしようというのである。政府はこの成功に気をよくしてさらに拡大しようとしている。これが地方分権に反することはいうまでもない。地方分権にとってもっと大きな障害は人材である。地方には人材がないため、分権を進めるには国家公務員を自治体職員に転換する必要がある。しかし首都を唯一のハブとしてきた国家公務員が応じる可能性はきわめて低い。分権の成功には行政のみならず、教育・社会・経済などの分権も必要なのである。

コラム26 軍隊の政治力と人事異動

(玉田 芳史)

1932年以来最強の政治勢力となってきた軍は、1992年5月以後政治力を低下させてきた。軍の政治力が低下したもっとも重要な理由は人事異動にこそあった。俗説で唱えられる諸説、つまり冷戦の終焉、世界的な民主化の潮流、経済の高度成長と破綻、あるいは都市中間層からの圧力といった軍に外在的な要因でもなければ、軍人の意識の変化という捉えがたい要因によるのではない。たとえば1997年通貨危機直後には、軍の政治介入を求める声が盛り上がっていた。

軍の政治力の源泉は、クーデタを成功させる潜在的な能力にあった。成功には強い指導力を備えた陸軍総司令官が必要である。1992年5月事件以後はそうした総司令官が登場しなくなった。発端は事件に関わる懲罰人事にあった。それは事件を招いたスチンダー派を徹底的に粛清するものではなく、妥協の色合いが濃かった。スチンダー派将校が要職にとどまる一方、非・反スチンダー派将校も日のあたるポストへと戻ってきた。

軍内政治でもっとも重要なのは要職獲得競争である。そのために、陸士の期を中心として派閥が形成される。スチンダー派が残る一方、新たな派閥も台頭するという人事は、1981年クーデタ、1991年のクーデタならびに5月事件を反面教師とした、期を分断する人事政策に由来するところが大きい。特定の学年が要職を独占すると、それに対抗する勢力が軍内部に存在せず、クーデタなどの暴走を許すことになりかねないという懸念に起因している。それゆえ、意図的に分断人事が行われてきた。

それに加えて、1990年代の総司令官は支持基盤が弱く、国防大臣などからの干渉を十分にはねのけられないため、多方面への配慮を欠かせず、その結果そうした分断人事に拍車がかかっている。それと並んで、1992年以後は軍を不可欠な支持基盤とする首相がいなくなったことも見逃せない。1970年代までの軍出身首相はもっぱら軍のみを支持基盤としており、1980年代以後のプレムやスチンダーも、国会と並んで軍に支持基盤を求めた。こうした軍人首相は軍からの支持を確実なものとするため、軍の人事異動に介入して首相支持勢力を維持しなければならなかった。クーデタによる政権打倒を企みかねない軍内反首相派勢力の台頭を抑止しつつ、反政権勢力を十分に牽制しうるだけの首相支持派の涵養が重要であった。人事へのこうした介入は、政権担当者にとって危険すぎない程度の強い指導力を備えた陸軍総司令官を育成するのに寄与していた。これに対して、1992年以後は軍からの支持に強く依存する政権は存在しなくなった。政権の存立は軍からの支持ではなく、もっぱら国会の多数派掌握にかかるようになったからである。首相は政権維持のために軍の人事異動に積極的に介入する必要がなく、むしろ強力すぎる軍指導者の登場を抑制することに関心を抱く。陸軍総司令官は首相や国防大臣といった軍の外部からの力添え（たとえば1980年代のプレム首相）がないと、わずか数年間で強固な軍派閥を構築することが難しい。そうした外からの引きがなくなったのである。民主政治の定着が、軍の政治力に及ぼしたもっとも大きな影響の1つはここにある。

ただし、タクシン首相は軍人事に強引に介入し、親族や軍予科学校同期生を引き立てようとしている。いまの政治が軍を再び政治へ招き入れる可能性が生まれつつあることに注意する必要がある。

コラム27 「オーポーター（タンボン自治体）」とは何か

(永井 史男)

「オーポーター」とは、「タンボン自治体」(Tambon Administrative Organization : TAO) の略称である。タイの地方自治制度は、バンコク都とパッタヤー市という2つの特別自治体を除くと、県自治体と呼ばれる広域自治体と、テーサバーン及びタンボン自治体という2種類の基礎自治体の二層構造からなる。都市部に設置されるテーサバーンと異なり、タンボン自治体は主として農村部にある法人格をもった行政機構である。現在のタンボン自治体は1995年5月以降に設置されたもので、自治体の中でもっとも新しい。根拠法は1994年11月に公布された「仏暦2538年タンボン評議会及びタンボン自治体法」である。

「タンボン」とは、「1914年地方行政法」に基づいて郡 (Amphoe) と村 (Muu Baan) の間に設置された農村部における行政単位を指す。全国に約7,200カ所設置されている。元来タンボンには住民から選ばれた「カムナン」と呼ばれる顔役が存在し、中央から派遣される県知事や郡長の指揮監督のもと、末端行政の受け皿的機能を果たしてきた。しかしカムナンは官僚ではなく、住民が直接選挙で選んだ村長の中でカムナン選挙に立候補したもののなかから、住民が直接多数決で選ぶ。その業務は多岐にわたり、タンボンの治安維持、伝染病予防、住民登録業務、開発計画策定などが含まれていた。実は「タンボン自治体」は、中央政府の代理人としての役割を果たしてきたカムナンのいるタンボンに、それと折り重なるように設置されている。それゆえ古いカムナン制度と新しいタンボン自治体との間には緊張関係が存在し、農村部における地方分権の重要な論点の一つとなっている。

タンボンにおける自治体設置は1995年が初めてではない。1956年から1972年にかけてタンボン自治体やタンボン評議会 (Saphaa Tambon) が存在したことがあった。1972年、「革命団布告第326号」によって既存の組織はすべて廃止され、新しい形態のタンボン評議会 (Saphaa Tambon) が設置された。このタンボン評議会は1975年以降、農村部の雇用創出を目指した「資金還流計画」(タンボン計画) を実施する受け皿となり注目を浴びた (コラム5参照) 。しかし、このタンボン評議会は法人格を欠き、評議会ではカムナンや村長が影響力を行使していたので、住民の需要が十分反映されず、「タンボン開発計画」は効率性を欠いていた。この問題は早くから指摘されており、タンボンの自治体化は1980年代すでに問題となっていた。

1995年のタンボン自治体化にあたっては、最初に既存のタンボン評議会に法人格を一律に付与し、続いて一定の歳入要件を満たすタンボン評議会から順次自治体に格上げした (タンボン評議会は現在、残すところ200カ所余り) 。タンボン自治体は議会と執行部の二者からなり、議員はタンボン内の各村から2名ずつ選挙によって選ばれ、執行部は議員の互選によって選ばれる。だが、タンボン自治体設置後最初の4年間に限っては、カムナンと村長が役職議員を兼任し、執行委員長もカムナンが務めた。自治体設置に反対したカムナンと村長を慰撫し、地方分権に消極的な内務省が望んだためである。タンボン自治体の主な役割は、基本的には開発計画策定と予算執行で、それを可能にするため、助役、土木主任、出納主任の3名の自治体職員が最低限派遣されている。だが、このことが示しているように、タンボン自治体の行政実施能力は財政的・人的に見ても限られており、タンボン自治体の能力向上は地方分権の大きな課題の一つとなっている。

コラム28 北タイの県からみた「地方分権」への取り組み

(永井 史男)

「1997年憲法」(コラム24参照)第78条は政府の基本政策の一つとして、地方分権を掲げている。そして同憲法は具体的に、第9章「地方自治」で9条にわたる地方自治関連条項を設け、地方自治の強化と地方分権の方向づけを行っている。

マクロ的に見れば、1997年以降の地方分権は3つの段階からなる。1997年から1999年までの2年間は、分権の受け皿作りに充てられ、地方自治関連法の整備と自治体の組織再編が行われた。続く2000年から2001年までは、地方分権計画の大綱と実施計画の策定が行われた。そして2002年以降は、地方分権の実施期間に相当する。「1999年地方分権計画及び手続き規定法」は、政府歳出全体に占める自治体の歳出比率を2006年予算年までに最低35%クリアするよう明記しており、2001年11月に閣議で承認された「地方分権実施計画」によれば、原則として今後4年以内に、50の局にまたがる合計245の業務を地方自治体に移譲することになっている。具体的に検証するため、北タイのラムパーン県における事例を取り上げてみたい。

地方分権の取り組み例として、北タイのラムパーン県を取り上げてみたい。ラムパーン県には県自治体が1カ所、テーサバーン(市・町)が16カ所、タンボン自治体が88カ所設置されている(コラム27参照)。地方分権はまだ始まったばかりで、自治体はその恩恵を明確に感じてはいない。たとえばタンボン自治体の場合、小学校の補助食事業(教育省及び内務省)、幼児ケアセンターの運営(内務省)、村落内高齢者福祉事業の運営(労働福祉省)、制度外教育事業(教育省)、道路建設(内務省土木局、内務省急速農村開発事務所)などに関する権限と財源移譲を受けている。しかしその実態は、たとえば道路建設事業の場合、県の出先機関がタンボン自治体に対して建設事業計画を提出させ自治体に事業実施が可能かどうか判断して初めて補助金が与えられ、業者の入札も県の出先機関とタンボン自治体が設置した合同委員会が、郡役所で実施する形態を取っている。また、小学校の補助食事業の移譲も、県の出先機関がすでに移譲財源の用途を決めており、移譲金はタンボン自治体の通帳に記帳されてすぐ請負業者に支払われるため、タンボン自治体に決定権限はない。そもそも支払われる金額は実際の生徒数を反映していないものが多く、タンボン自治体は不足分の補填を余儀なくされている。ヒトの移譲もタンボン自治体ではほとんど行われておらず、権限や義務の移譲にともなう負担がタンボン自治体に重くのしかかっている状態にある。

都市自治体であるテーサバーン(市・町)についても、1999年に格上げされた小規模な町(13カ所)と古くから設置されているラムパーン特別市では状況は多少異なるものの、地方分権化の恩恵を感じていないという点では同様である。町の状況はタンボン自治体と似ているが、ラムパーン特別市の場合には特に「30パーツ健康保険制度」の財政的負担が重くのしかかっている(コラム48参照)。また、1999年にラムパーン県内にテーサバーンが13カ所新たに設置されたため、ラムパーン特別市に配分される内務省補助金が減額されるなど、ラムパーン特別市の不満は強い。

このように基礎自治体の不満が強いなか、広域自治体であるラムパーン県自治体は財源的にもヒトの移譲の点においても比較的優遇されており、着実に県自治体の予算は増えている。そのため、地方分権委員会においては、自治体間のパイの奪い合いが激しくなっていると指摘されることが多い。

タイでは1997年の通貨危機後の経済改革以前にも、1980年代前半にIMFや世界銀行の融資を受けてコンディショナリティに基づく「構造調整」政策を実施していた。第2次石油危機を契機に深刻な経済不況に直面したタイ政府は、長期不況克服のために、1981・83年にIMFの「緊急融資」と世界銀行の「構造調整融資」(SALs)を受け入れ、またNESDBも第5次開発計画(1981年10月-)の基本方針として「経済社会の再構築」を掲げており、国内外の改革政策を結びつけて「構造調整」を進めたのである。1980年代前半の融資額の合計は、当時の年間歳入実績の6%程度であり、1997年の救済融資172億ドル(歳入実績の46%)に比べると規模は小さいが、経済運営に及ぼした影響は決して小さくなかった。

世界銀行は分野ごとに詳細なコンディショナリティを設定し、1981年に農業とエネルギー分野、1982年に産業再構築と租税改革、1983年に財政や公的部門再編と制度機構改革を重点に置いて、段階的に「構造調整」を進めようとした。基本路線は、政府による各種規制の緩和や撤廃、経済不況に対応した財政金融政策の実施である。他方でNESDBの第5次開発計画では、平等とパランスのとれた経済成長、農村貧困の緩和、経済再構築を進めるために民間セクターとの連携などを重視した。NESDBの「経済社会の再構築」は、世銀のコンディショナリティの50%以上をカバーしており、このようなタイ側の事前の現状認識と対応策があったからこそ、多くの分野で実際に改革が進展していった。

1980年代の経済改革の進展状況を、産業分野を例に点検してみよう。輸出促進措置として、輸入関税還付制度の改革、保税倉庫や輸出加工区の設置、低利輸出金融の拡充などが実施に移された。保護政策体系を是正する措置としての関税改革は、不況による歳入確保を優先したため成功しなかった。BOIの投資奨励規定の改革は、輸出による外貨獲得、雇用創出、国内原材料の利用、工場の地方分散など政府が促進する投資の基準が明確となった。大規模プロジェクトは、経済的に実現性があるかどうかで調整し、東部臨海開発計画が一部見直された。これらの改革はおおむね、タイの輸出拡大や経済成長を導く制度整備として有効であったと評価できる。

「構造調整」政策に対するタイ社会の反応は、財政赤字削減、為替切り下げ、金融引き締めなどの政策の実施に際して、当ても政治や経済界からの反対があった。しかし同時期に進められたラテンアメリカ諸国の「経済自由化」政策と比べると、マクロ経済が極端に悪化しなかったこともあり、国営企業の経営体制や補助金の削減などに関する改革は緩やかな措置にとどまっている。タイでは国際通貨調整以降の外国直接投資の増加により、急速な経済成長と産業の高度化を達成して、1990年代に自由化政策が着手された。貿易や投資の規制緩和、租税制度の改革などの政策は、1980年代前半の「構造調整」期に立案されていたが、経済構造が変化してようやく実施に移されたのである。

コラム30 通貨危機とIMFのコンディショナリティ

(東 茂樹)

タイの為替制度は1997年7月、管理フロート制への変更を迫られた。中央銀行がドル・ペッグ制の維持に固執し、海外投機筋に対抗して多額の市場介入を実施したことにより、実質的な外貨準備高が危機的な水準に落ち込んだためである。タイ政府は外貨準備を補填する目的で緊急融資を要請し、8月にIMFが主導して総額172億ドルの緊急融資（スタンドバイ・クレジット）の供与を決定した。これ以降約3年間タイの経済運営は、IMFが提示するコンディショナリティに沿って大枠が規定され、IMF・世界銀行が経済政策の進捗状況を点検しながら8回に分けて融資（実際には約120億ドル）が行われた。

IMFとタイ政府が交わした政策協定合意書（LOI）では、マクロ経済運営に関して、為替の安定、財政の緊縮、金融の引き締めを三つの柱とする総需要管理政策が導入された。金利を高い水準に保って、資本の海外流出をくい止め、為替相場の安定を図り、また歳出の削減や増税など緊縮政策を併用して、インフレや経常収支赤字の悪化を防ぐ、経済の安定を重視した政策である。この安定化政策は、外貨準備高の回復、経常収支の黒字化、為替の安定には効果を発揮し、1年後には金利も徐々に低下した。他方で消費や投資は冷え込み、景気は予測の範囲を超えて後退したため、タイ政府はIMFに対し財政黒字化と公共投資凍結に関して条件緩和を要請し、IMFも条件の見直しに応じている。タイ財務省は財政面から引き締め緩和、さらに経済刺激策を実施し、経済危機で打撃を受けた国民を対象に行われた公共事業は、雇用創出や所得向上に効果があった。

このような従来からの短期的な処方箋に加えて、今回IMFや世界銀行は、通貨危機に至った原因として、アジア経済の発展パターンに内在する「制度的脆弱性」や「構造的な弱さ」に着目している。1980年代前半の「構造調整」では、価格メカニズムを正常化するために、市場経済の機能を阻害する制度や政府の規制を排除することに重点が置かれた。今回はさらに、市場経済がより効率的に機能するための制度や法律的枠組みの新たな構築をめざしている。すなわち金融制度の未発達およびコーポレート・ガバナンスの弱さに、危機の原因を求め、金融制度改革と企業再構築を経済改革の目標に置いた（コラム35参照）。

IMFと世界銀行は危機直後から、金融や企業の改革など中長期的な制度整備をLOIに盛り込み、タイ政府もそれに沿って制度改革を進めている。経営の健全性を重視した金融システム改革、企業経営の説明責任や透明性、株主への平等な利益還元をめざした企業改革、債権者の権利を保証した迅速な倒産処理制度などが、主要な論点となった。このうち上場企業へのコーポレート・ガバナンスの導入、会社更生手続きを加えた破産法の改正、投資促進を図るための外国人事業法の改正などは、危機以前からタイ側の準備作業が進んでおり、反対も一部にあったものの、比較的にスムーズに改革が進展している。

IMFや世界銀行がめざした改革は、英米的制度の導入であった。すなわちコーポレート・ガバナンスについては株主価値の最大化、企業の資金調達における直接金融の重視、また破産法改正では債権者の権利確保に重点を置いている。自由化が進展している状況下では、このような改革の方向性は避けて通れないが、他方で創業者一族が経営の実権を握っているタイ企業の組織を変えることも容易ではない。自由化の流れは原則としながらも、タイ企業の経営を監視し、競争力の向上を図る効率的な制度作りが必要となっている。

タイ工業省は、通貨危機に至った構造的な要因と考えられる輸出の大幅な落ち込みと、産業競争力の低下問題を解決するために、産業構造改善事業計画（IRP）を作成した。IRPは当初、競争力の低下が著しい労働集約産業を対象に、生産性や技術の改善、製品開発や市場開拓を図る目的で、低利の長期融資を活用して、設備の更新や品質管理の向上、外国人専門家の雇用などを実施する構想であった。ただ不況が深刻になるにつれて、各方面からの要望が強まり、対象は輸出産業ばかりでなく、過剰債務問題を抱えた素材産業にまで広がって全部で13業種を数え、事業の内容も地方への工場移転や人材の育成など、雇用対策としての性格も帯びることになった。IRPは1999年と2000年に、対外借入（新宮澤構想および世銀の社会経済再構築のための融資）を原資にして予算措置が採られ、生産性の改善や人材の育成に重点を置いたプロジェクトが実施された。

工業省はさらに、IRP事業の実効性を高めるために業界団体と協力して、新たな独立機関を設立している。この機関は産業振興機構（サターバン）と呼ばれ、官民合同で産業発展の問題解決に迅速に取り組む制度が整備された。産業振興機構は、政府の組織から切り離して民間の優秀な人材を登用し、機動的な政策立案や運営が可能になった点に特徴がある。1980年代には官民合同連絡調整委員会（コーローオー）が設置されたが、民間の役割は意見表明に限定されていた。産業振興機構では、競争力の向上を迫られた民間側がむしろ主導して、産業が直面する問題の解決にあたっている。

産業振興機構は、食品、繊維、電気・電子、自動車、砂糖、鉄鋼の産業別6組織、および生産性、タイ・ドイツ（技術研修）ISO規格認証、中小企業開発の産業横断的な4組織の合計10インスティテュートを設立した。主な事業は、生産や品質管理技術、経営改善に関わる研修や情報提供、アドバイスを行う専門家の紹介などである。食品、繊維、電気・電子、自動車の各インスティテュートでは、工業省から検査試験場を引き継いで、製品規格の検査機能でも大きな役割を担っている。

地場部品企業の支援事業を進めている自動車インスティテュートを例に、産業振興機構の活動内容を紹介しよう。部品企業の競争力向上を図るために、まず中小企業診断士が企業の生産、販売、財務管理など総合的な経営診断を行う。この評価をもとに、工場管理や特定製造工程など個別の技術専門家を日本から派遣して、企業を巡回して技術指導する。その後も診断士と専門家が定期的に、地場企業の品質、納期などをモニタリングして改善を促す。自動車輸出に対応した製品開発力を強化するための専門家を招いて、材料と部品の検査ノウハウを研究する。通貨危機後は各自動車メーカーとも輸出に力を入れており、輸出先の製品規格に合格した部品を製造しなければならない。自動車インスティテュートが製品の検査承認機能を充実させるとともに、各部品企業も試作品を日本へ送るのではなく独自に検査機能を向上する。企業内研修やOJTで習得する技能の資格制度を構築する。この制度は技術者が職場を変えたとしても、タイ国内において工場に身に付けた技術を蓄積していくために欠かせない。このように日本の支援を受けながら、自由化後も外資に席卷されずに地場部品企業の成長を図る点に力が注がれている。

コラム32 中小企業振興政策

(東 茂樹)

タイ政府は1998年後半から日本政府の支援を受けて、中小企業（SME）の振興に重点を置いた制度整備を進めている。まず財務省では、新宮澤構想を活用して中小企業向け金融制度の改革に乗り出した。タイにも政府系金融機関として、タイ産業金融公社（IFCT）、小規模産業金融公社（SIFC）、小規模産業信用保証公社（SICGC）があるが、いずれも株主の半数を民間部門が占め、資金調達を海外援助機関からの借入に頼っており、いわゆる政策金融機関ではない。政府が基盤整備を行ってこそ中小企業に成長の機会が確保できるという日本側の説得に応じて、タイ財務省も中小企業金融における政府の役割を認識するようになり、1999年8月に支援措置を決定した。政府がSIFCやSICGCへ増資して、政策の一環としての融資機能を強化し、また融資物件の発掘、融資審査能力の向上を図る。SIFCは2001年に、中小企業銀行へ昇格した。

工業省では日本の経験をもとに企業診断制度の導入を図り、また中小企業経営者の経営技術力向上を目指した制度構築を進めている（コラム99参照）。企業診断制度に関しては、1999年から泰日経済技術振興協会（TPA）において診断士養成事業を実施した。企業診断は診断士が現場に赴き、企業の経営、財務、生産、販売、労務等を調べて、事業者に対し経営状況の的確な診断と資源利用に関する処方箋の提示を行う。将来は実践手法を身に付けた診断士を登録して、資格認定制度の創設を検討する。中小企業経営者の経営技術力向上については、中小企業開発インスティテュートが設立された。当初は日本の中小企業大学校をモデルにして、タマサート大学と地方大学が連携をとって、中小企業の支援事業を実施する予定であった。各レベルの中小企業に対応した研修やセミナーの開催、コンサルタント・サービスの実施、起業や経営手法に関する情報普及などを計画しているが、まだ効果的に機能していない。

タイ政府は中小企業振興法を2000年2月に施行し、対象を製造業だけでなくサービスや卸売り・小売業にも広げ、それぞれのセクターで、従業員数、固定資産額から中小企業を定義して、政策の目的や支援対象を明確にしている。また「中小企業振興委員会」を発足させ、首相が委員長となって、政府内における政策の調整や実行体制を確保する。委員会の下には政府から独立した中小企業振興事務所を置き、中小企業の現状把握、実行計画の策定、中小企業振興基金の運営などを行う。中小企業振興事務所には、中小企業政策の立案機能が工業省工業振興局から移管され、政策実施に際して調整の役割も果たす。

タイの中小企業振興政策では、融資審査に欠かせない企業財務情報を把握するための技術支援、診断事業などの企業評価システムの導入や中小企業大学校の紹介、中小企業振興マスタープラン策定への協力などで、日本政府が全面的な支援体制をとっている。通貨危機後、他の国際機関も中小企業支援を実施しているが、それらは雇用創出などセイフティネット整備の枠組みで行われていた。これに対し日本は、実体経済の回復を重視し、サプライサイドから構造調整を支援している。つまり「市場の失敗」を補完して、長期的に産業を育成するという観点から資源を配分することに重点があり、成長可能性のある地場企業を対象とした産業の基盤整備に特徴がある。

タクシン政権はチュアン前政権の方針から転換し、中央銀行の金融機関再建開発基金（FIDF）が全額出資するタイ資産管理公社（TAMC）を設立して、金融機関の不良債権を買い取り、抜本的な処理を進める方針を掲げた。低金利にもかかわらず融資が伸びていない原因を、不良債権問題の未解決にあると判断し、政府介入により処理を進めれば、銀行の資金仲介機能が回復するという考え方である。チュアン前政権の金融制度改革は、市場原則に従い、不良債権処理を銀行の自助努力にゆだねる方針で進められてきた。しかし各行が独自に設立した資産管理会社（AMC）に、不良債権を移し替える結果に終わっている。また複数債権者の債務処理を進める債務再構築促進委員会（CDRAC）は、調整や仲介の役割にとどまり、債権者が金融機関でない場合は強制力を伴っていなかった。

タクシン政権がTAMCを設立した目的は、依然として解決していない2種類の不良債権に焦点をあてて、不良債権の迅速な処理、銀行の貸し渋りを解消して債務者の事業回復を支援、国および国民の負担を最小限にする点に置いている。解決していない2種類の不良債権とは、債権者が複数いるため調整が難しいシンジケートローンと、政府管理銀行の不良債権である。前者はTAMCが買い取って債権者をTAMCに一本化すれば、処理に関する合意が得やすくなるであろう。後者は、国営銀行の規則が厳しく、経営者は不良債権をあえて処理せず問題を先送りしていたが、TAMCに権限を持たせれば解決することができる。

銀行からTAMCへの不良債権の移管は、2001年10月から開始された。移管後の不良債権は、次の4通りの解決方法で処理される。債務支払、債務再構成、事業再構成、担保資産売却。は債務者側から新規融資の障害を取り除くなどの理由で要望があった場合に行う。は元本削減、利子減免、債務の株式化、返済猶予などの計画を、原則を定めて強制的に実行する。は事業更生計画を遂行人の下で強制的に素早く実行する。は最後の手段として売却する。債務者の協力が得られない案件は、ファイナンシャルアドバイザーを任用して、債務者の財務を管理する。

TAMCは2002年12月下旬までに、2,090件総額4,820億バーツ（簿価）の不良債権を整理回収し、銀行から譲渡された不良債権の約67%を処理した。整理回収の内訳は、債務再構成および事業更生が約2,350億バーツ、担保権実行が約2,450億バーツである。事業更生後の債権の予定回収率は約45%で、TAMCはすでに54億8,200万バーツを現金で回収した。

TAMCにおける不良債権処理の特徴は、会社更生に重点を置いた処理方法の決定を理事会の強制力で進める点にあり、破産裁判所はその結果を追認するにすぎない。この点でチュアン前内閣が実施した、市場原則に従い当事者が自主的な処理を進めるという方針からは大きく転換した。特に前政権の処理の枠組みでは、民間の当事者同士の交渉を重視して、国営銀行の不良債権処理を明示的に対象としていなかった。つまり国営銀行に関しては当初、民营化や外資へ売却する方針であったが、これらの計画が頓挫して以降、具体的な処理政策が採られず、問題が悪化していったのである。

コラム34 タイ中央銀行のマクロ経済統計について

(大泉 啓一郎)

通貨危機以降、情報公開とインターネットの普及を背景に、タイの経済統計が多数公開され、使いやすくなっている。タイ中央銀行のホームページ www.bot.or.th では、Data Bankとして様々なデータを公開している(添付図)。そのうちいくつかを紹介する。

Data Bankのすぐ下にあるEconomic Conditionsでは、統計の速報値や中央銀行の動向分析・見通しが掲載されている。ただし、月次報告などはタイ語のみである。Economic Dataは多数のマクロ経済統計を整理しており、最も活用されるデータベースである。金融(Money and Banking)、財政(Public Finance)、貿易および国際収支(Foreign Trade and Balance of Payment)

実体経済(Real Sector: Production, Price and GDP)、金・為替レート(Price of Gold and Rate of Exchange)について91項目のデータが収録・公表されている。データの多くは、年ベース、四半期ベース、月ベースに区分され、かつEXCELファイルで収納されているため、目的にあわせて加工がしやすい。たとえば、工業生産指数や設備稼働率は景気動向を分析するうえで不可欠な指標となっているが、両者とも生産別区分に加え、輸出比率によって3区分(30%未満、30%以上60%未満、60%以上)にしているのが、景気を外需が牽引しているのか、内需が牽引しているのかの指標として活用できる。ただし、自動車産業など国内と海外に市場を持つ企業が、30%未満のカテゴリーに入っていることなどは留意しなければならない。

Secondary Dataには、人口、農業、工業、インフラ、輸送、教育、環境などの経済・社会統計を整理しており、関連サイトにリンクできるようになっている。Regional Economiesで、北タイ、東北タイ、南タイの統計が取れる。これも年ベース、四半期ベース、月ベースが公開されるようになっているが、四半期ベースおよび月ベースはタイ語のみとなる。最近では、英語表記の統計が増えてきているが、詳細なデータはやはりタイ語になってしまう。このRegional Economiesには、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ベトナムの統計・資料も含まれている。ここからは中央銀行がGMSを射程においていることが分かる。以下、Financial Marketで金融市場の直近のデータと関連ニュースが、Financial Institutionsでは、不良債権のデータが不良債権残高のほか、増減分野、方法別処理額などが詳細なデータで公開されている。Business Sectorsでは各産業の動向分析、Research and Publicationsでは、四半期報告を含め研究・報告が掲載されている。そのほか、タイ中央銀行は金融政策として「インフレターゲットリング」を2000年5月に導入して以来、マクロ経済動向と物価見通しを四半期ごとに「インフレーション・レポート」として発表している(1月、4月、7月、10月)。これについても英文で発表されているが、タイ語での発表から1ヵ月遅れたものとなる。

図 中央銀行ホームページのデータバンク



資料：タイ中央銀行ホームページより作成

コラム35 通貨危機後の会社法制定の動き

(大泉 啓一郎)

通貨危機の原因のひとつとして、企業のコーポレート・ガバナンスの脆弱性が指摘され、これを受けて、会社法の見直しが図られた。

ところで、タイには株式会社の法律として、株式や社債等を通じて公衆から資金調達を行う公開株式会社を対象とする「公開株式会社法」と、それ以外の株式会社を対象とする「会社法（民商法典に含まれる）」がある。タイの会社の多くは、非公開株式会社で活動をしている。1996年における売上げトップ5,000社のうち公開株式会社の企業数は9%で、売上げに占めるシェアも32%にすぎなかった。通貨危機の原因は公開株式会社限定したものではなく、タイ経済全体におよぶものであったにもかかわらず、会社法の見直しは公開株式会社法の検討のみにしぼられた。

公開株式会社法の見直しは、商業省を中心にSEC、SET、大学教授などから構成されるタスクフォースが担当した。そして、グローバル・スタンダードの観点から少数株主の権限強化、取締役の責任強化、情報の開示強化の3本柱で議論された。草案は1999年6月に閣議決定を受けたものの、国会での審議は行われなかった。

かわって、2001年6月に閣議決定を受け、制定された公開株式会社法は、債務株式化や額面株式の最低額の引き下げ、金庫株の解禁などが中心となった。これは、会社法改正の目的が「コーポレート・ガバナンスの強化」から「資本市場の育成」にシフトとしたことを象徴するものであった（添付図）。また経済政策の重心が通貨危機の遺産処理から国際競争力の強化にシフトしたことも反映していると考えられる（コラム36参照）。

結局、公開株式会社のガバナンス規定は法律ではなく、証券取引所規則によって管理されることになっている。SETの上場認可基準は、従来の「メリット・ベース」から「情報開示ベース」に移っている。現在、公開株式会社には「56/1形式報告書」と呼ばれる広範な情報開示が求められている。これについてはSET、SECホームページで閲覧・ダウンロードできる（ただしタイ語のみ）。また公開株式会社に対して、ガイドラインで社外重役制度の導入と独立監査委員会の設置などを義務付けた。

2002年1月に発表された「資本市場育成のマスタープラン」では、2002年を「グッド・コーポレート・ガバナンス・キャンペーン」の初年度と位置付け、コーポレート・ガバナンスの格付けや表彰などの制度が設けられた。公開株式会社法の見直しも、施策項目として掲げられたが、現在のところ新しい動きはみられない。むしろ、広範な情報開示の徹底・強化により、タイのコーポレート・ガバナンスに関する議論は一応、決着したかにもみえる。

図 通貨危機後の会社法制定

草案と2001年の改正の理由

草 案

「1992年公開株式会社法が施行されてから8年以上の時間が経過したこと、少数株主による基本的権利の行使を妨げる規定があること、取締役の義務・責任についての規定が不明確なことを勘案し、株主保護と会社の利益保全を目的に、これらにかかわる規定を改正・追加・廃止し、より適切なものに調整するために、この法律を規定する。」



2001年の改定

「本法の公布は1992年公開株式会社法が施行されてから長い年月が経過したこと、株式額面価額に関する規定が高い水準にあったこと、累積損失の処理に準備金を用いることができなかったことなどにより、変化の激しい経済状況のなかで、会社の適切な運営を困難にさせたことを理由にしている。規定を効果的なものとするため、適切に改正・調整することは、会社の経営に有益であり、また投資家を誘引する力となり、資本市場の回復・育成を促すことになる。上記の理由に基づき、本法を制定した。」

2001年の公開株式会社法の改正点

1. 額面価額の廃止（第3条）
2. 債務返済のための株式発行（第4条）
3. 自己株式の買取（第5条）
4. 議決権を減じた株式発行（第6条）
5. 累積損失補てんを目的とした法定準備金の取り崩し（第7条）
6. 累積損失補てんを目的とする資本の4分の1を超える減資（第7条）

コラム36 タイの国際競争力強化について

(大泉 啓一郎)

通貨危機から5年が経過して、政府の経済政策の重心は通貨危機の遺産の処理（不良債権処理や企業再編）から国際競争力強化にシフトしている。

2002年6月には、世界銀行との共催で「競争力強化のための国家開発パートナーシップ」と題するワークショップを開催し、NESDB（国家経済社会開発庁）も同月に競争力強化をテーマにしたワークショップを開催した。8月にはタイ中央銀行が持続的経済発展の観点からタイの競争力強化について議論した。

2002年12月に、世界銀行は「イノベーションと東アジア～今後の成長の方向～」と題した報告書を発表し、経済のグローバル化（中国の台頭、技術革新の加速、多国籍企業の躍進など）に対応するために、東アジア諸国は生産要素の投入量を拡大させる従来の開発戦略から、技術革新を中心とした生産要素の質を高める新たな開発戦略へと移行すべき時代に突入していることを指摘した。

自動車産業では、日系企業の進出を基盤に「産業立地構想」を進め、東南アジアの生産拠点の地位を確立しつつあるが、その他の分野では競争力強化が急務である現実は否めない。2002年4月にスイスのビジネススクールが発表した「世界競争力ランキング」では、タイは対象49カ国・地域中34位で、マレーシア（26位）、中国（31位）よりも下位にある（付表1）。

ただし、この点についてのタイ政府の危機感は強く、行動も早い。タクシン首相は、自らが委員長となる「国家競争力委員会」を設立し、国際競争力に対する基本計画を立案している。研究は進行中であり、すでにシンガポールと米国を例とするケーススタディーが行われた。

さらに、2003年1月の閣議で、国家競争力開発計画を具体化するために10億バーツの研究予算を決めた。具体的には、戦略計画の作成・実施・監査（1.5億バーツ）、生産性向上計画（2.7億バーツ）、製造業の強化（1.75億バーツ）、企業間ネットワーク整備（2.15億バーツ）、総合的運営計画（1.34億バーツ）の5本柱が中心となっている。研究は、タイ経済に影響をもたらす国際経済・政治分析を含めた包括的なもので、タイ経済の持続可能な発展の方向性と目標を見出すことを目的に、マクロ経済、現状認識、製造業・サービス業、人材・科学技術、インフラ、経営を含む基盤整備の4つの部門から国際競争力強化について提言し、2003年6月には「国家競争力計画」(National Competitiveness Plan)として公表された。

すでに、中小企業への技術支援として、大企業との連携強化や、マーケット戦略を含めた経営管理面の改善、公立大学の活動規制緩和を背景とする企業と大学との技術共同開発などの具体的施策が模索されている。

表1 IMD (International Institute for Management Development) 国際競争力ランキング (2002)
順位 / 49カ国・地域

	全体	マクロ経済	政府	ビジネス	インフラ
タイ 1999	36	40	28	42	38
2000	35	15	30	42	37
2001	38	15	39	44	40
2002	34	32	27	38	38
米国	1	1	3	1	1
シンガポール	5	15	1	11	7
日本	30	29	31	35	16
マレーシア	26	25	19	25	26
中国	31	3	30	43	35

出所：IMDホームページ、タイ財務省ホームページより作成
1990.

表2 WEF (World Economic Forum) 国際競争力ランキング

Country	Rankings		
	2001	2000	1999
Finland	1	5	2
Singapore	4	2	1
Hong Kong	13	7	3
Korea	23	28	22
Malaysia	30	24	16
Thailand	33	30	30
China	39	40	32
Philippines	48	36	33
India	57	48	52
Indonesia	64	43	37

出所：Global Competitiveness Report.

コラム37 タイの国際収支の変化について

(大泉 啓一郎)

通貨危機前後の資金の流れを比較すると大きく変化していることが分かる(図1)。民間、政府の投資・貯蓄ギャップ(資金過不足)をみると、民間部門が資金不足から資金余剰へ、政府部門が資金余剰から資金不足へと反転している(注:タイの国民所得統計では民間部門が企業と家計に区分されていない)。

民間部門は、企業の投資手控えが続いているため資本過剰部門となった。現在、景気回復局面にあるものの製造業の設備稼働率は70%に満たず、投資が出にくい状況が続いている。金融市場における流動性は高く、インターバンク金利は2%を切っている。他方、政府は通貨危機以降、6年連続財政赤字を計上する資本不足部門である。現在、公的債務残高はGDPの6割に達しようとしており、政治問題になっている(コラム4参照)。

海外部門では、貿易収支が赤字から黒字へ、経常収支も赤字から黒字に転換している。他方、資本収支は黒字から赤字に転換した。

貿易収支は、通貨危機以降の消費・投資が手控えられたことから、輸入が急減し収支を黒字転換させた。現在の輸出回復は、日米欧以外の地域にも拡大していること、設備に過剰感があることなどから、設備・機械の輸入拡大というこれまでの循環とはなっておらず、貿易黒字は維持されている(2002年の貿易収支は45.8億ドルと2001年の35.3億ドルを上回った)。その上、観光収入も順調に伸びているため、2002年の経常収支の黒字は70億ドルを超える見込みである。

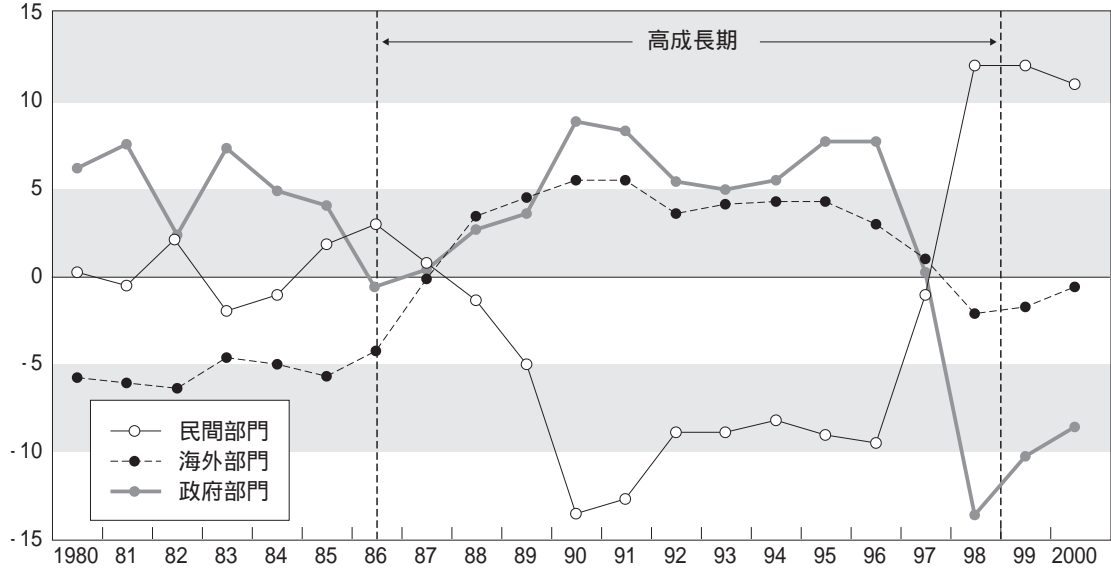
資本収支は、通貨危機直後に企業の海外債務の返済が加速したため、一時は3ヶ月の間に40億ドルに達する資金流出もみられた。2000年以降は企業の債務返済も一段落したことから資本収支赤字幅は縮小したため、外貨準備高は増加した。現在、外貨準備高は2002年12月末時点で390億ドルと、短期債務残高の2.7倍、輸入の7.3ヶ月分に相当する。

近年の注目すべき動きとしては、資本収支における海外直接投資の激減がある(図3)。2002年の1-9月の海外直接投資(国際収支ベース)はネットで1,700万ドルの流出となった。タイ中央銀行はこれについてのコメントをしておらず、1月以降のデータをすべて見込みとしたままである。しかし、実際に世界全体で資金フローが縮小していることに加え、海外直接投資が中国へ向かっていること、事業再編の見直しの過程でタイから資本を引き上げる動きが出ていることなど、タイの海外からの直接投資受け入れも転機を迎えていると考えられる。これまで、直接投資は安定的なものと考えられてきたが、資本金ではなく親子ローンによる資金投入の増加、企業の一部の閉鎖やM&Aを通じた企業構造再編など、その動きは従来に比べ早くなっていることにも留意しなければならない。

タイの国際収支の変化

(対GDP比：%)

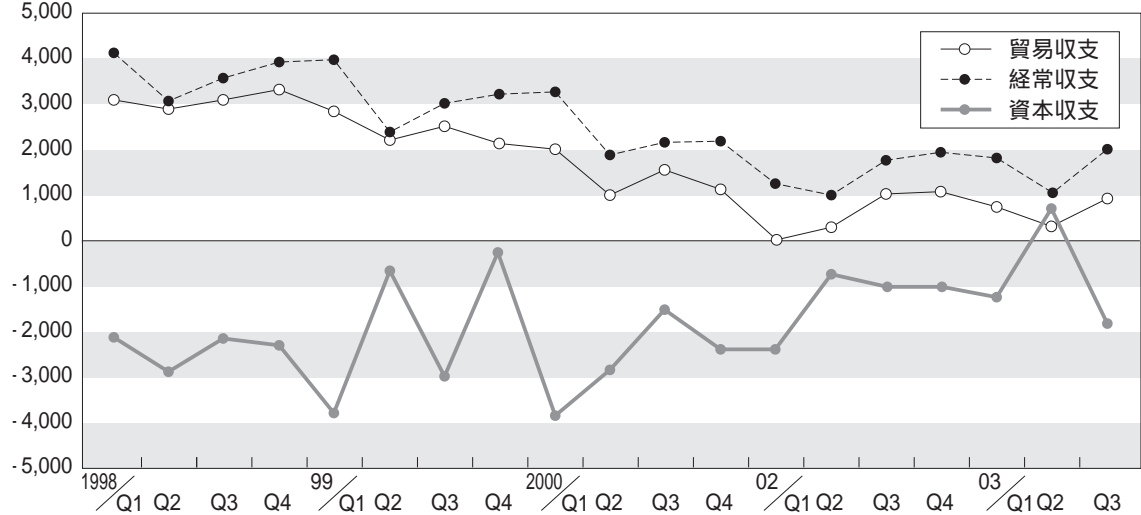
図1 投資・貯蓄バランスの推移 (1980-2000)



出所：NESDB統計より作成

(100万ドル)

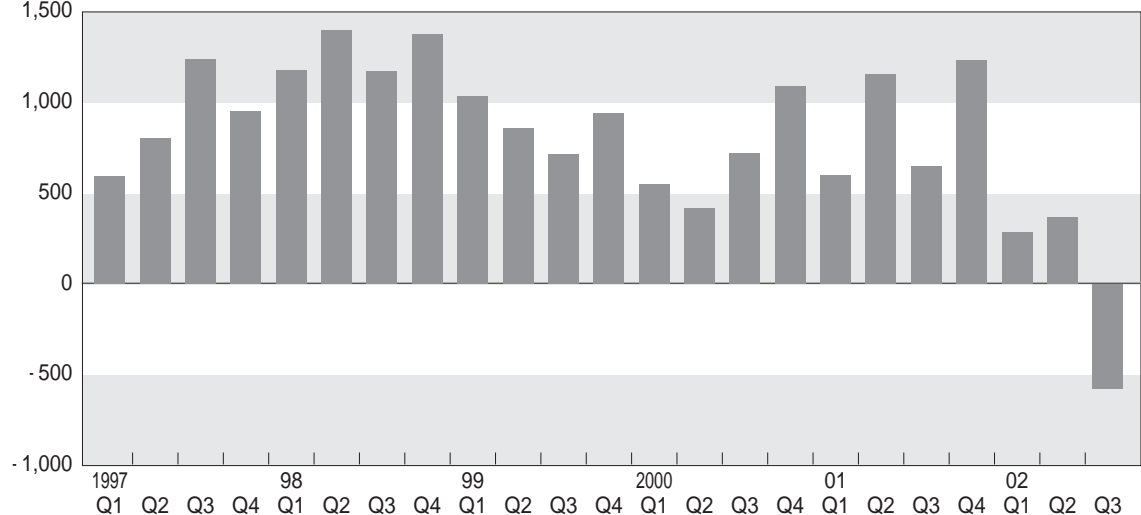
図2 貿易収支・経常収支・資本収支の推移



出所：タイ中央銀行統計より作成

(100万ドル)

図3 海外直接投資流入額(ネット)



出所：タイ中央銀行統計より作成

タイにとって観光業は貴重な外貨収入源である。国際収支ベースにおける観光収入は、通貨危機（1997年）以降に限っても、1998年62億ドル、1999年70億ドル、2000年75億ドル、2001年70億ドルと安定した動きをみせている。これはGDPの5%に相当する。近年の経済成長は貿易黒字の貢献するところが大きい。観光収入は貿易黒字に比べはるかに安定しているのが特徴である（添付図表）。

タイの観光業は、その成長率とポテンシャルが高いことから、政府が2001年7月に公表した「中期経済政策」（コラム3参照）で観光業を強化業種に指定した。この中では観光資源そのものの質の向上、観光に関連する人材・サービスの改善、支出を増やすような市場戦略、観光行政の見直しなどを進める方針を示した。誘致観光客数などの目標は添付の表のとおり、2006年には1,700万人の誘致を目指す計画である。

その後、タイ観光公団（TAT）は、2002年から2004年の観光開発計画を策定し、「Amazing Thailand Experience Variety」と命名したキャンペーンを実施し、詳細な検討に入った。2003年は、重点地域を海と島、自然と森林、歴史的遺産、ニッチ市場、人工的観光地の観点から選定する予定である。

通貨危機以降、タイを訪れる観光客は、各国からのバンコクへの直行便が増えたこと、パーツ安により観光サービスが割安になったこと、観光インフラが比較的整備されていることなどを背景に、順調に増加している。2002年にタイを訪れた外国人は1・10月で875万人と、前年同期比7.2%増となった。通年では1,070万人に達する見込みである。内訳をみると、もっとも多いのは東アジア諸国からの535万人、以下南アジア諸国32万人、欧州19万人となっている。日本からの観光客は毎年100万人規模でもっとも多い。2003年は1,113万人の観光客を見込んでおり、3,606億パーツの収入を見込んでいる。テロ問題で、前述の中期経済政策の目標には達しないものの、タイは、アジアで香港に次いで第2位の観光地の地位を確立しつつある。

2002年9月にはタイ長期滞在管理会社（Thai Longstay Management Corporation：TLMC）を設立、外国人高齢者のタイ長期滞在誘致の調査を開始した。他方、政府は会議目的の観光客を誘致するため（MICE市場の拡大）4,500万パーツの予算を用意した。チェンマイ、プーケットに国際会議場を建設する予定である。

2002年8月に、TATの総裁に就任したジュタマート・シリワン（Juthamas Siriwan）は、観光業促進を国家レベルと地方レベルの双方から行うこと、観光開発の基本を「質」に求め、持続可能な開発に結びつけること、短期計画と中長期計画の双方で観光収入を増加させる方針を示した。

タイの観光業について

表1 中期計画で示された観光業のトレンドと目標

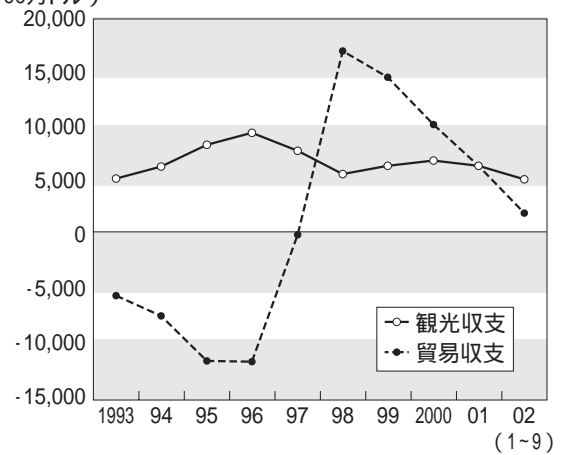
	2001	2002	2003	2004	2005	2006
トレンド						
観光客数 (100万人)	10.16	10.86	11.61	12.41	13.27	14.19
一人当たり平均支出額(パーツ/人/日)	3,805	3,856	3,907	3,960	4,013	4,066
観光収入 (10億パーツ)	301.6	325.7	351.6	379.8	410.2	443.1
目標						
観光客数 (100万人)	10.45	11.63	12.94	14.4	16.02	17.14
一人当たり平均支出額(パーツ/人/日)	4,000	4,000	4,000	4,000	4,100	4,200
観光収入 (10億パーツ)	334.4	372.2	419.3	472.3	538.6	597.5

出所：タイ財務省、NESDB (2001) *Strategy Plan Framework Toward Quality and Sustainability of Thailand Economic Development.*

表2 国際収支ベースの観光収支と貿易収支

単位：100万ドル (100万ドル)

年	観光収支	貿易収支
1993	5,643	- 5,468
1994	6,068	- 7,196
1995	8,043	- 11,607
1996	9,097	- 11,723
1997	7,677	- 131
1998	6,201	17,469
1999	7,041	15,086
2000	7,489	10,116
2001	7,077	6,998
2002 (1-9)	5,735	2,193



出所：タイ中央銀行

出所：タイ中央銀行統計より作成

表3 観光客数の推移

単位：1,000人

	2001	2001				2002		
		Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3
東アジア	5,786	1,443	1,401	1,459	1,483	1,675	1,572	1,537
欧州	2,509	787	493	527	702	837	445	541
米国	683	203	166	143	171	176	147	154
その他	1,084	252	258	311	262	209	265	337
総計	10,062	2,686	2,318	2,440	2,618	2,897	2,429	2,569
伸び率 (%)	5.8	8.0	7.7	6.0	6.0	7.9	4.8	5.3

出所：TAT

途上国に一般的といわれる農村・農家経済の「多様性」(diversity)は、1980-90年代以降のタイでも、きわめて顕著である。かつて農村経済においてトップの座を占めた農業は、工業や商業・サービス業等にその座を奪われつつある。南部の一部を除き、各県とも国民所得構成に占める農業の比重は20%台以下に低下し、就業人口の点でも農業人口が半分を割る県が多い。農家所得の構成も、1980年代以降、非農業現金収入が農業現金収益を上回る事態が定着した。このように農業は、農村経済のなかで相対的比重を減らし、農家経済の兼業化が進行中である。このような傾向は、本格的工業化の1960年代から徐々に進んだが、とくに農村電化の1980年代以降に顕著となった。

このような時代だからこそ、農業の振興や農村共同体の復興が大切である、という問題提起が都市中間層知識人によってしばしばなされる。とくに通貨＝経済危機の起きた1997年以降は、環境の悪化にくわえて、外国の資本、技術、金融に依存したグローバル化した経済体制の弱点が暴露されるなかで、工業化路線に代わる開発理念として脚光を浴びた。しかし、農村経済と農家生活の現実には全農家が「幸せな過去」に戻れるほど単純ではない。

まず、農業収益一般に相対的低下がある。調査データによって明らかだが、たとえば、米作経営は、中部タイでは5ha以上の大規模面積を家族労働主体で行わない限り、米価が低迷する現在、同家族人数による工業労賃並の収益は得られない。従って一般に、農業経営は、きわめて大規模な専業米作でない限り、果樹・野菜・養魚・畜産等の付加価値の高い農・畜・水産物の生産を目指すしかない。ただし、これら商業的な農水産物は、価格変動が激しく、環境学的にみて米作ほど持続性が高くない。海岸の湿地帯やマングローブ帯のエビ養殖はその典型で、10年ともたなかったことが多く、現在、その産地は内陸部水田地帯を浸食し、養殖淡水に混ぜる塩の塩害が問題となっている。

また、とくに1970年代からの農村電化を契機に、農家の生活様式も激変した。農村開発によって、道路・水道等のインフラ整備とトイレ設置等の生活改善が進んだことも大きい。全国農村の電化によってテレビ・電気釜はもちろん、冷蔵庫・洗濯機を含む家電機器が生活必需品となった。農家の子弟が日系等の近代的工場に就職するには中学校卒業が必須となり、村に中学校がない場合、バス・ミニバス通学までして町の中学校に通わせる。このような生活様式の激変と生活費・教育費の高騰によって、農家の現金支出も激増し、やや古い数値では月額5,000バーツ(1995/96農業統計)、最近の数値では都市部も含む平均値だが、9,848バーツ(2000家計社会経済調査報告)である。このような生活費を農業収入だけでまかなえる農家はきわめてまれで、大多数の農家にとって兼業収入が必須である。その結果、上述のように農家収入に占める非農業現金収入の比率が高まっている。

最近の大都市圏では、近郊農村に工業団地・工場地帯が移転・展開し、大都市内部には本社機能、商業・サービス・金融業が残るという構造が顕著である。とくに首都圏や地方大都市圏はその典型である。近郊農村には都市中間層向け住宅地帯も広がり、また、かつての都市雑業的な自営業の一部も農村部に進出・拡散しつつある。単純化すると、首都圏の近郊農村には若年層の工場労働と中高年層の雑業的自営業という世代別分業が見られ、辺境遠隔地には若年層の出稼ぎ労働と中高年層の兼業農業という世代別分業が見られる。

このように農村・農家経済が多様性をもつようになった時代の農村開発は、農業開発一本槍主義を超えることが課題となろう。

コラム40 農村工業

(北原 淳)

農村工業は、最近、農村経済のなかで一定の農村人口に対して雇用源・収入源として重要になりつつあるので、その開発は農村開発の一課題として位置づけるべきであろう。

かつての農村工業は、その定義例からも類推されるように、主として農業関連産業や地域市場関連業種によって成り立っていたと見られる。しかし、グローバル化が進み、地域経済が国際的なリンケージやネットワークに巻き込まれ、その一環となるなかで、農村工業は、立地条件による定義、つまり農村地域に立地する工業、という以上の意味を与えられないほど複雑で多様になった。たとえば経済危機の時、一番儲かる農村工業は、安い地場原料を使って生産し、高く外国へ輸出するタイプであり、一番損する農村工業は、高い外国原料を輸入して生産し、安く国内市場で売るタイプである（Tulus Tambunan）などといわれたが、このように現実の農村工業は国際的にその関連が輻輳し、きわめて多様なタイプを想定することができる。

おおまかに分類すれば、農村工業には、伝統的な地場産業と下請産業、および、近代的な進出産業と下請産業とがありうる。

伝統的な農村手工業地でも市場が拡大した場合は、成長産業となることもありうる。たとえば、都市中間層や外国人旅行者向けの比較的高価な雑貨品や繊維製品の類はそうである。また国内の大衆市場向けに生産される布地、衣類、日用雑貨もそうであろう。陶磁器や金属製品のようにもともと限られた地域や民族の特産品であっても、仲介業者や卸売業者を通じて外部市場と連結する場合、消費者の志向に合わせてデザインや品質が洗練されるケースもある。また、地域の特産品が直接に都市中間層や外国人旅行者にふれて受けると、全国の商品となる場合もある。そうした例として、タイシルクは古典的例だが、最近では、アユタヤのレンガ製品やソートンの三角枕がその例として紹介されている。

これに対して、伝統的な下請産業は、バンコクを中心とする都市部の問屋制度によって発展してきたものとみられる。しかし、最近、都市の下請産業は広く農村部にも普及している。農家主婦層がになう衣類・食品・雑貨品等の下請生産はその例だが、やや技術を要する下請生産の分野もあり、半熟練工が担う金属製品・宝石加工等はその例であろう。最近、都市発生の下請産業は、ますます上述のような農村手工業・地場産業と重複・交差して、現実には一人の生産者が両方を兼ねている場合も少なくない。

このような農村工業の課題は、国内向けのニッチな日用品の開発とならんで、タイシルクのような都市や外国に持続的需要をもつ商品を開発することにある。

首都圏中心の工業化が過密状態になると工業化の地方分散・進出が始まり、1980年代後半以降とくに顕著に、地方都市とその近郊に工場団地や工場地帯が生じ始めた。その多くは工場団地内で完結した飛び地性格をもつが、一部の労働集約的業種は、その根拠地を労賃の安い農村部に求めるようになった。たとえば、コンケン周辺では、伝統的なタイシルク小工場以外に、漁網や絨毯等の小工場が製造工程を農村部に移し、若年層を単純技能工として雇い、本社・注文先の細かい指示に基づいて生産している。業種によるが、その農村部の工場内だけで生産が完結せず、高度な技術を要しない場合、農村に下請生産が委託される例もある。たとえば、漁網生産の場合、工場の欠陥製品の修復は、村内の農家主婦が半熟練の手労働で行っている。

近代的農村工業の今後の課題は、労働集約的業種の技術進歩とならんで、先端技術業種に対応できる労働力を提供することにある。

2001年2月にタクシン政権が発足した直後から農村開発政策の重要な一環として一村一品運動が取り組まれた(コラム8参照)。1997年の経済危機の教訓をふまえて、外貨依存から内需拡大へという経済政策方針の大転換が議論された際に、経済不況やそれにもなう雇用や貧困の解決策として地場産業の振興が叫ばれ、その重要な手段として、一村一品運動が取り組まれた。この運動は、国王による「ほどほどの経済」(sethakit pho phieng)という経済理念の提唱や行政村レベルの地方自治改革等とも連動しながら進められた。

周知のようにこの一村一品運動は、1979年に大分県の平松知事が過疎対策として提唱して有名になった運動である。すでにタクシン政権準備過程の2000年には、チュラロンコン大学経済学部キティ準教授を団長とする一村一品運動視察団が大分県を視察し、JICAに報告書を提出した。2001年暮れには、タクシン首相自らも大分県の一村一品運動を視察し、小泉首相と会見して、日本政府から一村一品運動の支援約束をとりつけた。

大分県の一村一品運動は、もともと過疎地域の産業振興政策が主体であったとみられるが、最近では文化的イベントの開催に力を入れ、地域意識・地域文化の振興策に傾斜しつつある。たしかに、この運動で特徴ある産品も育ち、人口減少をくい止めた村もあるが、文化振興策への傾斜は地場産業育成策の曲がり角を示唆する。県の産業政策の重点は、高度成長期は臨海部への重化学工業、そして最近ではテクノポリスへの先端科学・IT産業の誘致策にあり、一村一品運動による地場産業育成は、重化学工業から先端科学政策への過渡期において、両者の隙間を埋める役割をもたされたのではないだろうか。

タイの一村一品運動は、内務省、農業省、工業省、教育省等が各支援事業を行っている。資金的には、国からのタンボン基金100万バーツを主として運用している。「1タンボン(行政村・区)・1パリッタパン(産品)」がスローガンだが、実際に一村一品運動を行っているのは、広域行政区にすぎないタンボンではなく、その下の日常的なつきあいや結束の強いムー・パーンの組織とメンバーであり、主婦層が主体となることが多い。産品は多様だが、織物・雑貨・食品など、手軽に作れるガラクタ製品が大多数を占め、主たる顧客層が都市中間層・外国人観光客だとすれば、その産業・製品としての持続性には疑問も多い。原料も必ずしも国産とはいえず、生産上の地域リンケージは少ない。外部市場が期待できる製品の品質は、自営業や生産組合等の自主的な形態よりはむしろ、中間業者による問屋制や下請の形態の方がも知れない。前者の場合、販路の確保が重要な課題であろう。たとえば、県レベルで開かれる一村一品運動の産品フェアはこうした販路を提供しているが、都市部に自主的に店舗を設けるなどの先進的なケースでない場合、卸売商の買いたたきにあうこともある。

主婦の小遣い稼ぎのレベルを超えて、専門的な起業家のレベルに達している例は少数派と見てよいであろう。地域産業振興という理念と現実の一村一品運動の生産・組織とのギャップはまだ大きく、一村一品運動振興政策の支援を受けた産品が都市型の中小企業に並ぶような水準となることが今後の課題であろう。そうならず、農業と調和し、農業との兼業化が可能な農村工業を持続させるべきだ、という理念は貴いかも知れないが、しばしば指摘されるように、それが小遣い稼ぎのレベルにとどまると、実は農村の貧困を再生産するだけだ、というおそれもある。

コラム42

プレム政権の農村開発政策
 (国家農村開発委員会による農村開発政策の決定・実施体制) (重富 真一)

1981年から始まる第5次経済社会開発五ヵ年計画は、農村の貧困問題解決をひとつの重要課題としていた。その政策決定と実施の枠組みとして新たにつくられたのが、国家農村開発委員会を中心とした行政体制(タイ語の略称、ゴーチョーチョー)である。「ゴーチョーチョー」は、プレム首相と国家経済社会開発庁(National Economic and Social Development Board: NESDB)のイニシアチブのもとに、農村開発にかかわる政府機関の調整(横の調整)を図ると同時に、住民の参加と政府の企図を調整する(縦の調整)ことで、貧困農村を集中的かつ総合的に開発しようとしたものである。それは当初の意図を必ずしも実現しないまま、第5次開発計画終了後まもなく変質したが、現在に至るまで、農村・地方開発政策の枠組みや内容に影響を与えている。

ゴーチョーチョーは、NESDBの官僚であったコーシット・パンピラムラット(後に蔵相、現在バンコク銀行経営執行委員会委員長)と、彼を中心とするチーム(農村開発プロジェクト部)によって1970年代末ごろに構想された。また1980年から首相となったプレムは、共産主義対策として農村開発の重要性を認識し、かつNESDBの政策形成・調整機能を重視したから、その存在がゴーチョーチョーの強い後ろ盾となった。

ゴーチョーチョーの中心となる国家農村開発委員会は、プレム首相を委員長とし、農村開発プロジェクト部が事務局を担った。その下にはいくつかの小委員会が設けられ、そこで農村開発プロジェクトの内容が構想された。小委員会の委員にはコーシットの個人的つながりをたどって、関連4省(内務、農業、教育、保健)の中堅官僚や学識経験者が招かれた。委員会はこうして構想されたプロジェクトを正式決定すると同時に、その実施村落をも指定した。プロジェクトの実施は上記の省庁が担当する。お互いが実施村落とプロジェクトの内容を認知していることから、農村開発行政の「横の調整」が可能になると考えられた。一方、農村住民は政府が提示したプロジェクト・リストから自分の村に必要なと思われるものを選択した。プロジェクトの中には住民自身が資金を出しあって運営するものも含まれていた。こうして「縦の調整」が可能になると考えられた。

しかし、「横の調整」はコーシットらのイニシアチブが働く中央レベルでうまく機能しても、村落から上げられた具体的要望を調整する郡や県レベルでは必ずしも機能しなかった。また第6次計画期に入ると、国家農村開発委員会の調整機能が各担当省庁の企画部局に移譲されたから、中央レベルでの調整機能も弱まった。そして1980年代後半から始まる高成長で、農村開発よりも商工業を含めた地方開発が重要視されるようになると、ゴーチョーチョーは地方開発のための政策決定・調整機構に引き継がれた(現在のゴーンポー)。「参加」の面では、ゴーチョーチョーを担当していた農村開発担当部局が、政策策定におけるNGOの参加を促進するようになった。また住民による共同基金プロジェクトの成功を踏まえて、政府が基金を提供するプログラムが1984年から始められた。同様のプログラムは経済危機後の社会投資計画(SIP)やタクシン政権の村落基金という形で再生されている。

タイにおける農村マイクロファイナンスの成功モデルとなっているのは貯金組合 (klum omsap) である。農家向け融資総額に占める比重は微々たるものだが、住民自身による自助活動、住民の組織化という点での社会的政治的な貢献が評価されたからである。

貯金組合の基本的な仕組みは、融資を必要とする人々が自らの乏しい資金を持ち寄ってプールし、それを相互に低利で融資しあうというものである。法人登記したものもあるが、その多くは参加者の合意にのみ基づく団体である。こうした団体では、法律その他のフォーマルな規制は働きにくいから、組合員相互の行動を律する社会的メカニズムが組織運営上重要になる。すなわち、組合員が互いに密な社会関係をもつならば、自分の貯金が貸付に使われるという融資の仕組み自体が、資金回収を確実にし、組織を持続させる仕組みにもなる。しかし一方、組合員はおおむね現金の余剰に乏しい人たちであるから、一人当たり預金額は少ない。ゆえに貯金組合はメンバーを増やすことで組織としての経済規模を拡大しなければならないが、集団が大きくなると相互の社会的規制力が低下し、組織の安定性を失う。こうして貯金組合には規模と安定性のジレンマが付きまとう。

そこで人々はムーバーン (行政村) や同じ寺に通う人々の集団を基盤として貯金組合を作った。こうした集団には、人々の自生的なまとまり意識があり、戸数も100～300程度なので顔見知り関係が成立すると同時に、ある程度多くの人数を集めることができる (1997年頃で貯金組合の平均組合員数は約80名)。すなわちタイの貯金組合は地縁的なコミュニティを基盤として成立したのだった。やはり1997年頃の貯金組合数 (のみ) は内務省監督下のものだけでみても当時のムーバーン数の約20%にあたる。

こうした事情から、特に経済危機後、「コミュニティ経済」が喧伝されるようになると、貯金組合にも注目が集まるようになった。しかし貯金組合の成立はコミュニティの伝統的機能のみからでは説明できない。実際、貯金組合は1970年代半ば以降、内務省コミュニティ開発局が普及を開始するまでタイ農村に存在しなかった。それ以前、人々は親戚など親密な二者間で資金を融通するのが普通であった。そうした二者間の行動ルールと集団のそれは異なっている。したがって貯金組合は、農村住民に新しい社会規範を要求したのであり、それを普及する上で、政府やNGOなど外部機関の支援は不可欠であった。

タクシン政権になって開始された村落基金は、おなじくムーバーンを単位にしているが、貯金組合とは次の点で異なっている (コラム5参照)。まず融資資金が住民ではなく政府によって (コミュニティの外部から) 供給されるから、資金源の制約は大幅に緩和される。また基金の会計管理は政府のエージェントである政府貯蓄銀行 (Government Savings Bank: GSB) や農業及び農業協同組合銀行 (Bank for Agriculture and Agricultural Cooperatives: BAAC) がおこなうから、村内に適切な人材を探す必要もなくなる。しかし同時に村落基金は、資源供給と組織管理における村人の共同性を弱める側面をもつ。もっとも成功した貯金組合のひとつ、クローンピア貯金組合のリーダーが、「村落基金はコミュニティの紐帯と自立を弱めている」と述べていることは (『バンコクポスト』2003年1月23日) 無視できない警鐘であろう。

タイで教育改革が本格化するの、1999年8月に「仏暦2542年国家教育法」が制定されてからである。これは1960年代初めにサリット首相が実施した教育制度改革に匹敵するほど大掛かりなものであった。もっとも1990年代に入ってから、グローバル化時代の新しい教育のあり方をめぐって、さまざまな議論が展開され、教育省の『教育改革1996-2007年』をはじめ、国家経済社会開発庁や国家教育委員会などが、相次いで独自の「5ヵ年計画」を公表した(付表を参照)。「1999年国家教育法」は、こうした議論の延長線上にある。

とはいえ、「1999年国家教育法」の直接の生みの親になったのは、教育機会の平等化と地方自治の推進を掲げた「1997年憲法」(コラム24参照)である。新憲法は第43条で国民が最低12年間、教育を受ける権利を定めている。1999年国家教育法はこの規定を受けて、第2章「教育の権利と義務」の冒頭第10条で、「個人は、等しく最低12年間の基礎教育を受ける権利と機会を与えられなければならない。国はその基礎教育を無償とし、質の高い教育を提供しなければならない」と規定した。そして、「質の高い教育」を実現するために、次の7つの具体的な方針を示した。

教育行政の整備のため教育省を改組する(大学庁の併合、2003年実施) 国立大学の独立法人化を進める、 教育サービス地域を従来の全国12区から175の「教育区域」に再編し、国の出先機関を廃止して地方の自治能力を高める、 教育の質の向上を確保するため、自己評価と第三者機関による外部評価システムを導入する、 教員の質の向上のため「免許制度」を導入する(教員はすべて学卒以上、校長・教頭など学校管理職は修士以上の学歴が必要) 教員人事管理機構と教員報償基金制度を新設し、能力主義にもとづく人事管理を実施する、 教育税を地方にもうけ、地方自治体の教育支出の自主財源にあてる。以上のうち、 と を除くすべてがすでに実行の段階に入っている。

例えば、教員の免許制度についていえば、2004年に実施の運びとなるため、かつての師範学校(2年制)の資格しか持たない教員は、週末を利用して自費で全国34ヵ所にある地域総合大学(ラーチャパット・インスティテュート)に通い(コラム82参照) 学士の資格取得に努めている。修士以上の学歴を要請される管理職も同様である。自己評価システムについては、学校の教育環境と教員個人の能力・態度の両者について、それぞれ5段階評価による細かいチェックリストが作成され、2003年から実施に移された。もっとも、あまりに制度面での改革が早すぎて現場が対応し切れていないこと、タクシン政権が前チュアン民主党政権の「教育改革」の構想について消極的なことなどから、現行の教育改革が当初の理念や目標どおりに進んでいく見通しについては、疑問視する人も多い。少なくとも先の7つの方針のうち、いくつかの項目は「掛け声倒れ」に終わる可能性もあることに注意しておきたい。

表 タイにおける教育改革の進展（1991 - 2001年）

年次	担当省庁	内容
1991年8月	閣議決定	義務教育を現行6年から9年に延長。中等教育の拡充を図る。
1992年		国家教育計画：社会の変化、相互依存関係、国内外の文化理解を目的とする「国家教育計画」。
1992年	国王	現行の師範学校（ウィタヤライ・クルー）を、「ラーチャパット・インスティテュート」に改名。95年から法律的に承認する。
1995年	教育省	「ラーチャパット・インスティテュート法」を制定。英語名は Regional Comprehensive Institute（地域総合大学）とする。教育部のほか、理工学部、経営学部を新設する。
1996年	教育省	「教育改革 1996 - 2007年」：世界共同体の中での平和的共存
1996年	国家経済社会開発委員会	「5ヵ年計画」：グローバル化した価値観（民主主義、人権、男女平等、環境問題）に対する理解の向上。
1996年	国家教育委員会 教育省	「5ヵ年計画」：国民のグローバル化への対応。 「5ヵ年計画」：精神、社会面、知性面、職業倫理などの面での指導要項
1996年	教育省文化発展委員会	「5ヵ年計画」：グローバル化のもとでのタイ的価値の尊重
1996年	タイ農民銀行	「グローバル化時代におけるタイ教育」：合理的な判断能力、義務の自覚、民主的な態度の養成。
1996年	教育省	全国の小学校のうち10校に1校を目安に語学ラボと理科室設置を指示する。
1997年9月	1997年新憲法	国民の権利として12年以上の無償教育を保証する（第43条）
1998年		「ラーチャパット・インスティテュート」に、現職の教育管理職を対象とした社会人修士コースを開設する。
1999年8月	国家教育法	国民の権利としての教育を18歳まで保証する。 従来の教育区を改組し、257区の学区に再編成。地方分権化方針のもとで各地方別に学校教育委員会を設置する。 中央教育官庁を「教育省」に統合する。 教員の資格を学卒以上、校長・教頭の管理職は修士以上とする。 *実施の期限は4年後、2003年7月まで。
2000年	教育省	全国の小学校に最低10台のパソコンを支給。小学校のインターネットによる接続を図る。
2001年4月	国家教育改革関連法案の 閣議提出	国家教育改革委員会事務局が閣議に改革のアクションプランと、改革関連法案7つを提出する。

出所：（1）平田利文『タイにおける公民教育の地方分権化に関する実証的研究』、文部省科学研究費補助金研究成果報告書、大分大学、2001年3月。

（2）堀内孜「タイ国の教員養成・教員資格・教員採用：制度、実態と改革動向（1）（2）」『京都教育大学紀要』97号、2000年9月、別刷。

（3）未廣による教育省、県教育宗教文化開発事務所での聞き取り調査。

コラム45 1990年代の教育改革

(船津 鶴代)

タイでは、現在100年に一度の大改革とされる教育改革が進行中である。実際、2003年には教育省の徹底的な改組が実施され、タイの省庁のなかで最も古い局（グロム）の一つである普通教育局なども基礎教育委員会事務局に吸収・解体される。

この改革は、教育省が（1987年のパイロットプロジェクトに始まって）1990年代前半に前期中等教育の普遍化に成功し、1990年代後半には後期中等段階まで普及させるに至った実績を背景に、生じたものである。10年にわたる就学率向上の流れは、保護者や社会的弱者からの訴えの増大など、学校への社会的関心を喚起し、様々な学校補助金の増大や高等教育の量的拡大も促した。その結果、従来は政治家などの介入が少なかったこの分野の「政治化」を促し、教育省が当初予定した義務教育（＝無償）9年制を超える基礎教育12年間（小学校から後期中等まで）の無償化など、教育省自体の思惑を超える規模の改革を、教育行政・学校運営全般に迫った。

しかし、こうした長期にわたる変革は、これが長期にわたるがゆえに、その推進主体や政治経済状況の変化への対応を要請し、一見根本的な変革に見えるその中身を変えつつある。

今回の教育改革（行財政面）における最大の課題は、（1）中央集権化の著しい教育行財政の権限を地方の省出先機関や学校に委譲し、運営の透明化・効率化を促すこと、（2）教育方針や学校運営に第三者（保護者や識者、民間コンサルティング会社）の意見を反映させるため、教員や学校の外部評価を行い、教員・役人以外の参加を制度化することにあった。こうした方針は、当時の高い経済成長率を前提に、当初は教育省と別個の政策評価機関であった国家教育委員会を中心に1996年前後から構想されたものであった。その後、1997年に通貨危機が発生し、民主党が政権を握ると、教育改革案への政治家や外部識者の関与が強まった。そのなかで、地方（省出先機関）への権限委譲は地方自治体への分権化案にトーンを強め（地方自治体の教育税徴収や国家公務員である教員身分を自治体に移管するなど）、さらに教育省をモニターする第三者機関の権限や独立性も強化された（1999年国家教育法）。

しかし、2001年の年初にタクシン政権が登場し、タイラックタイ党が実施直前の教育改革案の具体案に関与し始めると、教育省側の急速な巻き返しが始まった。まず、教育政策全般に関する委員会事務局などを教育省傘下におき、その独立性を弱める案が提案された。また、地方教育区の長として中央の教育省の人員派遣を先行し、さらに地方自治体への教員移管問題も先送りにするなど、地方の教育行政の中核はやはりまだ中央の教育省の掌握下におこうとする状態が、既成事実化しつつある。教育省がこうした行動を取る背景には、それなりの理由がある。とりわけ、かつて内務省に初等教育を移管した後、地方の初等教育の質や就学率に問題が生じ、1980年に再び教育省が地方の公立小学校を管轄することで問題解決を図ったという過去の経緯等も関わっている、と考えられる。

教育改革をめぐる教育省とその構想を作成した識者や委員会との綱引きは、実施段階を迎える2003年に至って、まだその決着をみていないといえよう。

表 タイの教育改革 主要事項

時期区分	
初等改革	1973・75年「人生と社会のための教育」改革案
	1977年 「第4次国家教育5ヵ年計画」(農村部の初等後期の就学率向上、学制変更6・3・3制へ、前期中等カリキュラム改革)
	1980年 教育省「初等教育委員会」発足：地方の初等教育行政の一元化
中等改革	1987年・ 貧困県での中等機会拡大のパイロットプロジェクト
	1990年 タイでEFA国際会議開催(タイでは中等普及に利用)
今次の教育改革	1996年・ 「グローバル化時代の改革」全段階に及ぶ教育改革案の検討開始
	1997年 新憲法で12年間無償の基礎教育提供を決定
	1999年 「国家教育法」 地方教育区への権限委譲を決定
	2003年 新教育省発足(グロムの廃止)

1990年代に入って、タイ政府は中等教育の普及だけでなく、高等教育機関（大学以上）の増加と地方への拡充に乗り出した。具体的には、1995年における従来の師範学校（2年制）の地域総合大学（ラーチャパット・インスティテュート）への改組、既存の私立学校（カレッジ）の大学への格上げ、理工学部の募集学生数の引き上げなどがそれである。その結果、表1にあるように国公立大学の数は1988年から2000年の間に13校から24校へ、私立大学の数も24校から50校に増加し、同期間の大学在籍数も、両者合わせて68万人から110万人へと大幅に増加した。これに地域総合大学の49万人を加えると、2000年の大学在籍数は実に160万人に達し、これは当該学齢人口の20%を超える。意外と知られていないが、タイは急速に「学歴の高度化」が進んでいるのである。

また、最近の国家統計局（NSO）の『1993-2002年国民労働力調査』の結果によると、2000年には農業従事者（1,333万人）のうち学歴が小卒以下のものが85%、非農業従事者（1,980万人）の場合が51%であった。一方、非農業従事者のうち大卒以上（旧師範学校卒を含める）が占める比率は全体の14%に達していた。ISOシリーズ（品質管理、環境管理）の普及や（コラム80参照）より複雑化する作業指示書の導入にともなって、簡単な組立工場といえども、高校以上の英語や基礎知識が生産労働者に求められるようになってきている。

問題は、こうした学歴の高度化に対応して、就業機会の拡充や人事労務管理の改善が進んでいない、換言すれば、「教育と労働市場のミスマッチ」が生じているという事実であった。例えば、ラオスやカンボジアと国境を接する東北タイ下部11県（もっとも貧しい地域とされる）でさえ、2001年度の高校進学率は80%以上、大学（オープン大学を含む）への進学率も50%近くに達している。しかし、この地域で大卒のエンジニアを必要とする大規模製造工場はわずかに3カ所を数えるに過ぎず、ホワイトカラー層も地方都市の銀行、生命保険会社、ホテルなどに限定されている。

一方、首都圏の大企業においては大卒の就業機会はあるにしても、賃金体系や昇進の仕組みは、大卒がまだ希少であった時代の極端な大卒優遇システムをそのまま残している。その結果、企業側としては、「旋盤に触ったこともない」工学部出身の学生よりは、賃金水準も低い職業高等学校の生徒をいきおい雇用しようとする。その結果、「高学歴潜在的失業者」が着実に増えつつある。こうした事態に対処するためには、企業側の人事労務管理の見直し、大学におけるカリキュラムの見直しと同時に、地方において高学歴者を吸収するような、新しいタイプのサービス業の創出と「知識ベースの農業」（有機農業を含む）の開発が不可欠であろう。それと同時に、この問題を解決するためには、既存の教育省、労働省、工業省などの省庁間の壁を取り払った、協同的取り組みが求められているのである。

表1 タイにおける大学の数と在籍数の推移（1970・2000年）

大学の分類		1970	1977	1988	2000
国公立大学	大学数	9	13	13	24
	在籍数	55,315	190,029	621,077	902,223
	卒業生数	10,714	24,870	57,324	126,661
私立大学	大学数	-	10	24	50
	在籍数	-	18,341	61,742	201,555
	卒業生数	-	3,103	11,193	44,401
国立・私立大学小計	大学数	9	23	37	74
	在籍数	55,315	208,370	682,819	1,103,778
	卒業生数	10,714	27,973	68,517	171,062
地域総合大学 (旧師範学校)	大学数	-	-	-	34
	在籍数	-	-	-	493,986

出所：1970、1977、1988年の数字は、未廣昭『タイ：開発と民主主義』岩波新書、185ページ。

2000年の数字は、Bureau of Policy and Planning, Ministry of University Affairs, ed., *Higher Education Data Information*: Ministry of University Affairs 2000, Bangkok, 2001.

(注) オープン大学の開校は1971年から。師範学校（ウィタヤライ・クルー）の地域総合大学（サターバン・ラジャパット）の格上げは、1995年の法律制定から。

表2 タイにおける大学の在籍、入学、卒業生数（2000年度）

大学の分類	学校数	在籍数	入学者数	卒業生数
国公立大学 小計	24	902,223	346,675	126,661
一般大学	18	279,107	82,942	54,924
オープン大学*	2	606,350	187,923	24,477
独立行政法人大学**	4	16,876	5,386	2,859
私立大学	50	201,555	70,424	44,401
国立・私立大学小計	74	1,103,778	417,099	171,062
地域総合大学（サターバン・ラジャパット）	34	493,986	?	100,000***
合計	108	1,597,764	n.a.	270,000

出所：（1）Bureau of Policy and Planning, Ministry of University Affairs, ed., *Higher Education Data Information*: Ministry of University Affairs 2000, Bangkok, 2001.

（2）サターバン・ラジャパットの数字は教育省のホームページより作成。

(注)* オープン大学は、ラームカムヘーン大学とスコタイ・タンマティラート放送大学の2校。

** 独立行政法人系大学は、キングモンクット工科大学トンブリー校、スラナリー工科大学、ワライラック大学、メーファー大学の4校。

*** サターバン・ラジャパットの卒業生数は、4年制の学生数と後期2年学士取得生徒数を加味した推計。未廣作成。

コラム47 高齢社会化と企業年金制度

(末廣 昭)

2001年にタイ国家統計局（NSO）は、中期の人口構成推計の結果について公表し、60歳以上の老齢非経済活動人口の比率が、2000年の8%から2015年には15%以上に上昇するとの見通しを明らかにした。この数字は、タイが急速に「少子化・高齢化」に向かっている事実を示すもので、社会に大きな衝撃を与えた。

付表は日本を含むアジア8カ国の年齢別人口構成の推移を、1960年から2025年（推計）までの長期にわたって整理したものである。国際基準によれば、経済活動人口（15～64歳）を超える年齢人口を「老年人口」と定義し、この老年人口が全人口の7%を超えると「高齢化社会」（aging society）、14%を超えると「高齢社会」（aged society）とみなす。日本は表にあるように1995年の時点ですでに「高齢社会」の段階に入り、2025年にはその比率は26%にも達する。また、2025年を基準に見ると、老年人口の比率はシンガポール（20%）、韓国（14%）、中国（12%）の順で高く、タイは11%と、シンガポールを除くASEAN加盟国のなかではもっとも高いことに注意すべきであろう。

それでは、タイはこうした「高齢化社会」の現象に対して、どのような社会保障政策を実施しているのか。一般に社会保障制度は、医療、傷害（労災）、死亡、出産手当、児童手当、老齢年金、失業保険などからなる。図に示したように、タイでは公務員や国営企業従業員の場合には、早い時期からすべての項目についてカバーする制度が整備されていた。大企業のなかには、会社負担で独自に医療保険や企業年金制度を採用していたところもある。1991年には「社会保障基金法」（Social Security Fund Act）がようやく制定され、1991年から従業員20人以上（1993年から従業員10人以上に拡充）の民間事業所に対して、まず医療、傷害、死亡、出産の4つの項目について社会保障制度が導入された。そして、1998年にはこの制度が児童手当（6歳以下の子供）と老齢年金にも拡充された。

老齢年金（企業年金基金）は、退職者の老後の生活を保障するための政労使三者による積立金制度で、加入者が賃金の2%、雇用主が2%、政府が1%（2003年から加入者と雇用主の負担率は3%に引き上げ）、それぞれ負担する。退職年齢は55歳で、15年間以上の保険加入者に対して賃金の15%を支給し、加入期間が15年を超える場合には、1年につき1%ずつ上乗せをする。したがって、最初の支給は2013年以降となる。また、加入期間が15年未満の場合には、労使双方の拠出分と利息を「一時金」として支給する。こうした企業年金制度は、2002年から従業員1人以上、つまりすべての事業所に拡充された。しかし、2002年現在、社会保障基金の加入者（580万人）は労働人口のいまだ18%に過ぎず、また先に述べたように急速な高齢化社会への移行への対応として、農民や零細自営業者をも含んだ「国民皆年金制度」の導入の検討が、タクシン政権のもとでは開始されている。

図 タイにおける職種別所得階層別「社会保障制度」の枠組み

職種・階層	労働災害	出産手当	児童手当	医療保険	年金制度
公務員 軍人(含家族) 国営企業 従業員	公務員・職員医療保険制度(CSMBS)				政府年金制度 GPF 政府職員基金制度 国営企業積立年金
大企業被雇用者	民間企業独自の保険制度				民間企業積立年金
中規模企業 被雇用者	労働者補償制度(WCS)	社会保障基金(SSS)1991年から実施			民間企業積立年金
小企業・零細企業 被雇用者	WCS	社会保障基金(SSS)1993年から10人以上 事業所、2002年から1人以上事業所			2004年、開始予 定 2013年までに、全 国民をカバーする ことを目標とする 福祉老齢給付 一部公的扶助
農業・インフォーマ ルセクター従事者	社会保障基金 2004年度から適用予定				
林業・漁業 従事者	社会保障基金 2006年度から適用予定				
低所得者階層	一部公的扶助				
				30パーツ 医療制度 30パーツ 医療制度 30パーツ 医療制度	
				*一部公的扶助制度	

出所：各種資料から未廣作成。

(注) CSMBS: Civil Servant Medical Benefit Scheme; GPF: Government Pension Fund
SSC: Social Security Scheme; WCS: Workmen's Compensation Scheme

表 アジア主要諸国の年齢別人口構成(1960・2025年)

単位：%

		1960	1980	1995	2005	2025
日 本	若年人口 0～14歳	30	24	16	16	15
	経済活動人口 15～64歳	65	67	69	65	59
	老年人口 65歳以上	5	9	15	19	26
韓 国	若年人口 0～14歳	52	41	32	29	25
	経済活動人口 15～64歳	45	55	62	63	61
	老年人口 65歳以上	3	4	6	8	14
中 国	若年人口 0～14歳	50	42	34	32	27
	経済活動人口 15～64歳	46	53	60	61	61
	老年人口 65歳以上	4	5	6	7	12
タ イ	若年人口 0～14歳	57	47	39	34	28
	経済活動人口 15～64歳	40	49	56	60	61
	老年人口 65歳以上	3	4	5	6	11
シ ン ガ ポ ル	若年人口 0～14歳	51	34	30	27	23
	経済活動人口 15～64歳	46	61	63	64	57
	老年人口 65歳以上	3	5	7	9	20
マ レ シ ア	若年人口 0～14歳	55	49	47	43	32
	経済活動人口 15～64歳	42	47	49	52	60
	老年人口 65歳以上	3	4	4	5	8
フ ィ リ ピ ン	若年人口 0～14歳	57	52	49	45	34
	経済活動人口 15～64歳	40	45	48	51	59
	老年人口 65歳以上	3	3	3	4	7
イ ン ド ネ シ ア	若年人口 0～14歳	52	50	44	38	30
	経済活動人口 15～64歳	45	46	52	57	62
	老年人口 65歳以上	3	4	4	5	8

出所：青木健・馬田啓一編(2002)『日本の通商政策入門』東洋経済新報社、266ページより作成。

原典：梶原弘和・武田晋一・孟建軍(2000)『経済発展と人口動態』(東アジア長期統計シリーズ第2巻)勁草書房

コラム48 30パーツ医療制度と普遍主義：国民健康保険制度構築にむけて（岩名 礼介）

現在、タイには3つの主要な医療保障制度がある。公務員を対象とし、給付内容が最も手厚いといわれる「公務員医療給付制度（Civil Servant Medical Benefit Scheme：CSMBS）」、民間企業の従業員が加入し、年金や労災も含む包括的社会保険制度として機能している「被用者社会保障基金制度（Social Security Scheme：SSS）」、そしてタクシン政権の政治的判断で2002年より本格的に導入された「30パーツ医療制度」である。

30パーツ医療制度は、それまで複数の一時的制度や福祉的制度に分立していた低所得者向け医療保障制度を一本化し、すべての無保険者を対象とした医療保障制度である。換言すれば、本制度の導入により、理論的には、すべてのタイ国民が何らかの医療制度に加入し、安価に医療サービスにアクセスできることが保障されたことになる。

保健省が現在推進しているのは、3つに集約された現行制度をさらに統合し、名実ともに国民健康保険制度を構築することである。2002年11月に国王が調印した国民健康保険法はまさにそのための第一歩となる法律であった。

しかし、保険基金の一本化には、労働組合がSSSの給付内容の低下を懸念し、強硬に反対したため、タクシン政権は基金の統合を事実上不可能と判断している。現在の有力な方向性は、それぞれの制度における医療費請求支払方式やその事務処理のみを保健省傘下の独立組織・国民医療保障局に一元化し、給付内容やファンドは3制度のまま分立させるというものである。

保健省は30パーツ医療制度に関する管理運営機関「国民医療保障庁」を独立行政機関として位置づけ、ITを活用した医療情報の共有化やネットワーク化を中心に統合に向けた基盤整備を進めており、診断群別分類（Diagnosis Related Groups：DRG）導入や医療情報システムのためのデータフォーマット開発など、医療情報の標準化の分野では一定の成果をあげている。しかし、それらの医療情報を活用した安定的な保険運営には、さらに時間が必要と見られる。一方で、こうした取り組みとは別に、医療費のコントロールも極めて重要なテーマとなっており、保健省は各県における医療計画の策定や病院のほとんどを占める国立病院経営の改善をテーマとして、発生主義会計の導入、病院CFO（Chief Financial Officer）の任命等、次々と改革を進めている。

国民健康保険制度構築に関する中長期的な目標は、30パーツ医療制度の社会保険化であるといわれている。すでにSSSは保険料拠出を伴う社会保険制度になっているが、30パーツ医療制度は財源のほとんどを税方式に依存しており、保健省はこの方式を持続可能なものとは考えていない。農業セクターやインフォーマルセクター加入者がそのほとんどを占める30パーツ医療制度にあっては、地方の徴税・保険料徴収システムの開発が欠かせないため、内務省を含む省庁横断的な取り組みが必要と見られる。すでに30パーツ医療制度加入者データベース構築において保健省 - 内務省の連携が行われた実績があるものの、農村部での保険料徴収システムの構築には相当の時間が必要と考えられている。

図 タイの医療保障に関する主要3制度

	30パーツ医療制度	公務員医療給付制度 (CSMBS)	被用者社会保障制度 (SSS)
管轄 (2003年1月現在)	国民医療保障局 (Office of National Health Security: ONHS) (保健省管轄外局)	財務省 (Ministry of Finance: MOF)	社会保障局 (Social Security Office: SSO)(労働省外局)
制度設立年	2002年 (完全実施)	1980年	1990年 (被用者社会保障法の一部として)
主な対象者	右記2制度、及び民間保険のいずれにも加入していないタイ国民	公務員及びその家族	1名以上の従業員のある事業所の被用者全員
加入者数	登録済加入者数: 約5,110万人 (2002年7月)	推定550万人 (公務員家族含む)	690万人 (2002年12月) 30万事業所 被用者家族は含まない
制度設計	税法式 (一部負担あり) 低所得者層は負担なし	公務員の付加給付として位置づけられる。	社会保険方式
一人当たり平均医療費コスト(1999)	1,204.02パーツ (2002年予算)	2,106パーツ	1,558パーツ うち税金投入519パーツ
受診医療機関	原則として事前に登録した公立病院 / ヘルスセンター	全国の公立病院及びヘルスセンター (フリーアクセス) 民間医療機関は救急時のみ	事前に登録した公立・民間病院 / 診療所 / ヘルスセンター

プライマリ・ケアの重視は、第9次国家保健医療開発五ヵ年計画の中で、最も優先順位の高い政策目標として掲げられたテーマである。プライマリ・ケアとは、住民の最も身近な場所で提供される初期医療であり、日本では一次医療と訳されることが多い。概念としては、治療と中心とした医療だけでなく、予防や健康増進、健康教育も含めた医療と保健の複合的・総合的な取り組みであると理解されるが、水道整備など衛生環境の改善も含むプライマリ・ヘルス・ケアの概念とは区別されることが多い。

タイの疾病構造は、感染症を中心とした途上国型の疾病群と、先進国に典型的な生活習慣病・高血圧といった疾病群が混在していることが特徴といわれている。ともに、その対策としては、健康に関する知識の普及や予防、初期段階での治療が重要な意味を持ち、保健事業と医療の連携が有効であるとされる。プライマリ・ケアが有効なアプローチだとされている所以である。また、こうした予防や健康教育は医療サービスの普遍的提供政策（UC政策：Universal Coverage）を推進することでもたらされる医療費高騰を未然に抑制するための処方箋ともいわれている。早期発見、早期治療によって、医療費全体が抑制されるという考え方である。

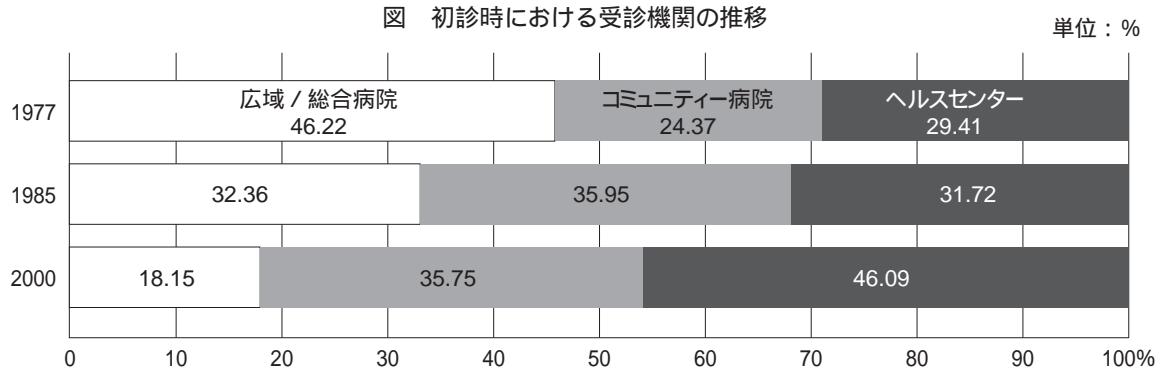
タイのプライマリ・ケアで最も特徴的な点は、県保健医療事務所及びヘルスセンター（各タンボンごとに設置）という保健と医療の機能を統合した機関がプライマリ・ケアの最前線でその担い手となっている点である。ヘルスセンターは数年前から「家族健康プロファイル」と呼ばれるデータベースを整備し、生年月日から自宅までの地図、家族構成、既往症など地域住民の健康に関するあらゆる情報を包括的に管理している。また、このデータベースを電子化している一部の地域では基本データに加え、一次医療の最前線であるヘルスセンターでの診療コストを記録するなど、画期的な取り組みを進めている。さらに、妊娠や結核など特別な配慮が必要な住民にはファイルに印を付けて定期的に家庭訪問を行うなど、きめ細かな対応をとっている。こうした活動により、地域内における感染症の早期発見や健康に関する意識の啓発などが促進されている。まさに、予防や早期発見、早期治療というプライマリ・ケアの基本的な機能を目指すための仕組みであるといえる。

また、2002年から開始された30パーツ医療制度やその基本政策とされるUC政策もプライマリ・ケア重視を制度設計の中心に据えている。30パーツ医療制度の予算の約14.5%は「予防・健康増進」のための財源として活用されるように設計されており、原則として医療費のみを給付する民間企業の被用者向け医療保険制度（SSS）と一線を画している。

さらに、国民健康保障法（2002年11月公布）によって、従来から存在する保健省管轄の医療機関や県保健医療事務所の役割は、プライマリ・ケアを意識したものに再定義された。ヘルスセンターやコミュニティ病院（郡レベルに設置）といった地域の医療資源をプライマリ・ケアを担う機関としてPCU（プライマリ・ケア・ユニット）またはその統轄を担う機関としてCUP（一次医療契約医療機関）と名付け、各PCUの担当地域とその住民を明らかにし、一次医療確保の責任を明確化した。また、患者に対しては原則として第一にPCUで受診し、その上でより問題が大きい場合についてのみCUPで受診するという、基本的な受診パターンを、従来以上に厳格に定め、レファラル・システムを確立した。

さらに、地域内の連携はCUPに情報を集約し、財政管理を一元化することにより、効率的で効果的なプライマリ・ケアを提供する方式を採用している。予算の配分もCUPとその傘下に配置されるPCUを一体のものとしてとらえる考え方にに基づき、CUPに配分され、CUPのマネジメントによって管理運営される。

こうしたサービス提供、患者の受診行動、財政管理といった、地域保健医療のそれぞれの側面を「PCU-CUP」というプライマリ・ケア実現のためのメカニズムで統一的に管理する動きは、90年代の保健医療セクターの改革における努力が実ったものであるが、30パーツ医療制度という画期的な施策の登場が、こうした一連の動きを決定的なものにしたといえる。



コラム50 保健医療行政改革と地方分権化

(岩名 礼介)

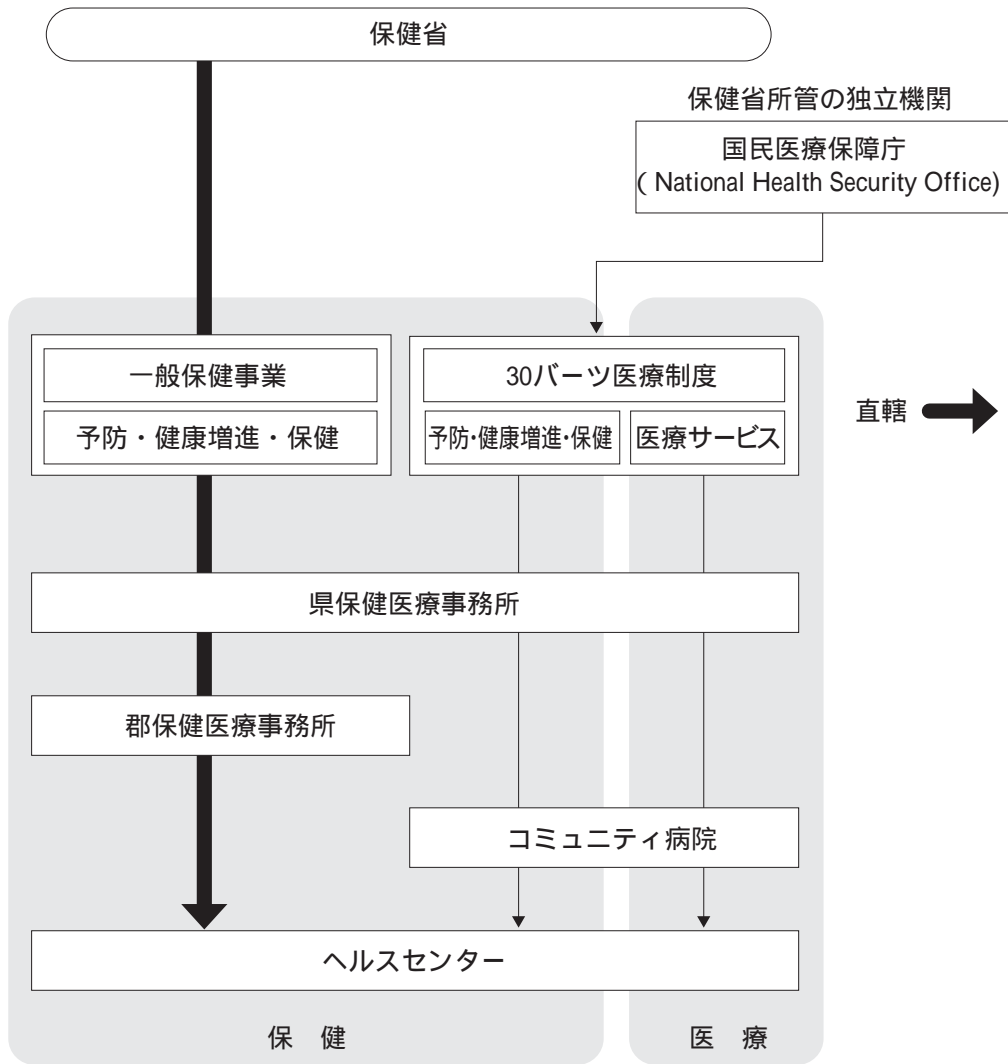
タイ保健省が高い優先度をもって取り組む「プライマリ・ケア」の完全普及は地域資源の充実であり、またそれらの地域資源が自律的に適切かつ効率性の高い医療制度の運営メカニズムを確立することであると言われる。そのなかでも、タンボンごとのヘルスセンターと郡単位に設置されるコミュニティ病院によるプライマリ・ケア・ユニット（PCU）と一次医療契約医療機関（CUP）の組み合わせは、地域単位の保健医療の責任を明確にし、自主自律的な取り組みをこれまで以上に重視するものである（コラム49参照）。

また、これにあわせて、保健省の出先機関である県保健医療事務所の業務もこれまで以上に複雑となり、自律性が求められるものに変化しつつある。将来的には、県保健医療事務所が担当地域の医療サービスの基盤整備についての計画（いわゆる医療計画）を自律的に策定することを保健省は目指している。また、医療機関の運営についても、保健省直営の病院については、これらを独立法人として改編する動きが急速に進められており、これが実現すると、経営や運営も、それぞれの病院の裁量と責任によって行われることとなる。従来のような、「医療財政の垂れ流し」は認められない方向だ。すでに中規模以上の医療機関にはCFO（Chief Financial Officer）の設置などが保健省から求められており、会計システムも現金主義から発生主義に切り替えられた。

さらに注目すべき変化のひとつは、保健省内部の組織改編である。従来、保健医療行政は、保健省とその直轄下にある県保健医療事務所、そしてヘルスセンターを含む保健省管轄の医療機関と、直系の組織構造のなかで一元的に管理運営されてきた。しかしながら、保健省は30パーツ医療制度をはじめとしたUC政策の実現においては、業務量がこれまで以上に膨大になるため効率的な事務処理のために、保健省内部にあった医療制度管理部門を外部独立化させることを決めた。具体的には、30パーツ医療制度の事実上の準備室的な役割を果たしてきた保健省内の「医療保険局」は改組し、「国民医療保障庁」として2002年11月に再スタートした。「国民医療保障庁」は民間並みの人事制度と給与水準を採用し、低い公務員の給与水準のためにこれまで雇用できなかった特定分野の技術者（特にIT関係）の職員を増強し、機動性のある、より柔軟な意志決定が可能な組織となった。

こうした従来の「大きな政府」型の医療行政は、その大部分を地域や現場に分権化、権限委譲することにより、よりスリムで効率的な形へ変化したが、機構再編の過渡期の問題として、いくつかの論点も浮上している。独立化、分権化等によって各地方機関や現場機関の権限や裁量が大きくなったことで、トップの決定が末端組織にまで十分伝達されなかったり、保健省と地方組織の利害や関心が咬み合わず、中央の通達等が適切に実施されていないことなどが散見された。こうした問題は、国民健康保障法の制定によって法的には整備されているが、円滑で安定した運営体制を確保するには、さらに時間が必要であると見られる。

また、制度面においても、一般的な保健医療事業は保健省本省管轄、30パーツ医療制度にかかる業務は国民医療保障庁となっている。たとえば、予防・健康増進等の保健事業は保健省本省の事業として県保健医療事務所を介して実施されている一方で、30パーツ医療制度の枠内（加入者に対する事業）でも同様の事業が実施されており、非効率との批判もある。両事業は計画面では保健省本省と国民医療保障庁に別れているものの、地域の実施レベルでは県保健医療事務所に統合されており、こうしたねじれた状態の改善が求められている。今後の課題となるだろう。



「30パーツ医療制度」の主な目的は、すべての人々に医療サービスを提供することであるが、この実現は、必然的に医療費の急激な増大を招く。保健省は制度設計段階から費用抑制の問題に意識的に取り組み、特に先行する公務員医療給付制度（CSMBS）や被用者社会保障制度（SSS）の医療費支払方式を十分に研究したうえで、30パーツ医療制度においては、費用抑制効果があるといわれる「総額予算制に基づく人頭払い方式」の採用を決めた。総額予算制は、事前に決められた予算が各地域に配分され、予算執行が各県の保健医療事務所に一任される方式のため、予算以上に支出が発生することがないという点で費用抑制に有効である。人頭払い方式とは各県への予算の配分方式を示しており、それぞれの地域に居住する制度加入者数に応じて、予算を公正に配分することを可能にしている。

人頭払い方式で重要な点は、加入者情報システムが全国レベルで整備されているということだ。予算が加入者数に応じて増加する仕組みのため、医療機関や保健医療事務所には、加入者数を少しでも多く登録しようとするインセンティブが働き、また加入者側も複数の地域に多重登録することで、居住地以外での受診を可能にするなどのモラルハザードがあるため、重複登録などをチェックする必要がある。こうした問題を解決するためには、リアルタイムで加入者の所在地を確認するための情報システムが必須となる。

また、30パーツ医療制度は、すでに整備されている被用者社会保障制度、公務員医療給付制度の加入者以外が加入対象となるため、これら他制度の加入資格との重複確認の作業も必要となる。こうした問題を解消するため、現在は、毎月一回のデータ突合作業が国民医療保障庁で実施されており、各データベース間で「国民総背番号」をもとに重複登録の有無を検査している。

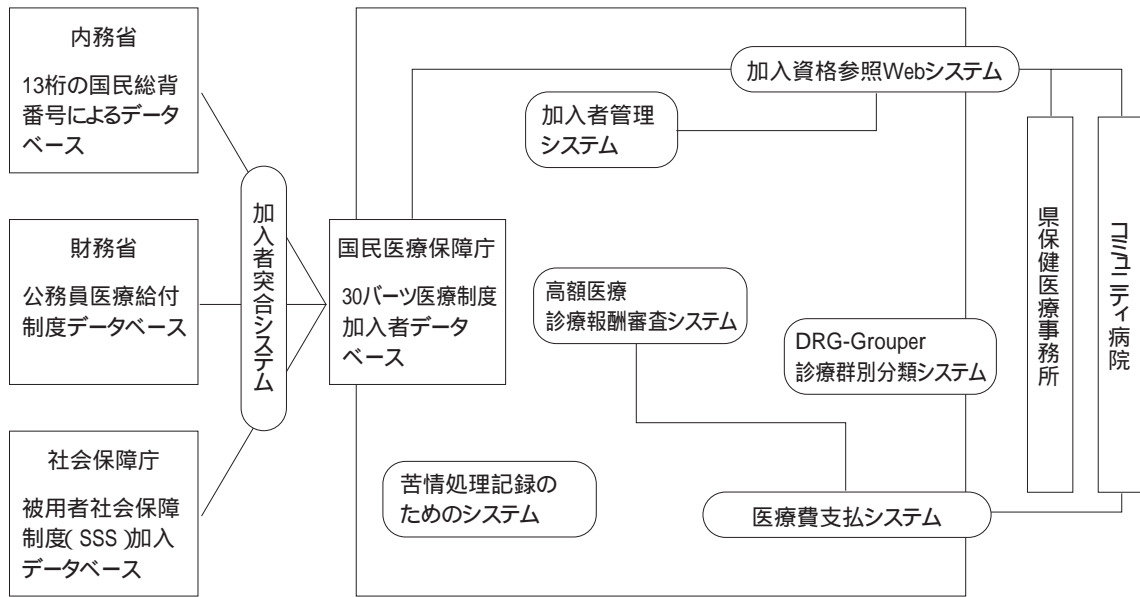
こうした突合作業を行ううえで、内務省の13桁の国民総背番号は、唯一の共通番号としてきわめて有用であるといえる。しかし、実際の運用面では、各県保健医療事務所の行政事務能力、コンピュータ・リテラシー等の低さ、データ管理のマニュアルの不備などが原因となって、十分に活用されているとはいえない。さらに、地方の通信インフラの脆弱性も問題となっている。また、突合の原台帳となる内務省のデータベースのデータエラーが約2割から3割に達するといわれており、突合の結果に対する信頼性も低い。

また、高額医療の診療報酬支払において発生する「審査業務」（支払が行われるのに適正な診療であるかの審査）のコンピュータ化も進められている。これにあわせ、診断群別分類（Diagnosis Related Groups：DRG）システムの開発も行われた。DRGは、アメリカの3M社に業務委託を行って開発を行い、現在すでに運用されている。ただしDRGそのものは開発されたが、この情報を活かすための環境が整備されていないために、十分に活用されているとはいえない。

タイの医療保障制度における情報化の推進は急速に進められており、最終的には、予防や疾病構造の改善をもたらすとの期待も高まっており、国民医療保障庁においては最優先課題のひとつとして取り組まれている。ただし、DRGシステムを除けば、システムといっても汎用ソフトに若干の手を加えた程度の簡易的なシステムで代替している場合も多く、システムの改善は必須であるといわれている。そして何よりも、こうしたシステムを運用する職員の教育、また全国統一の運用基準の策定などが急務となっており、その取り組みは、単なるITの枠組みを越え、行政事務の領域における改善も含めた包括的なものが求められる。

なお、JICAではこうした問題点を解決することを主眼に、30パーツ医療制度の加入者登録システム、及び診療報酬審査支払システムを中心とした情報システムの改善を目的とする「医療保障システム開発技術協力プロジェクト」を2003年7月より実施し、日本における当該分野の専門家の派遣を行っている。

図 30パーツ医療制度のために運用されている主要情報システム



コラム52 貧困と公的扶助制度

(岩名 礼介)

経済発展を遂げたタイにおいても、社会福祉制度の整備の観点からみれば、多くの問題を抱えている。特に、公的扶助制度（日本では生活保護制度）は、制度として存在しているものの、一定の原理原則に基づいた運営が行われているわけではなく、アドホックな対応に終始しているといえる。

現在の公的扶助制度は、主に「月額手当」と「家族手当」の2種類が用意されている。

月額手当は障害者、児童（扶養家族に対して）に対して、月額500バーツ、高齢者に対しては月額300バーツを支給している。いうまでもなく、高齢者が月額300バーツで単身生活を維持することは不可能であり、これは、他の家族と同居していることを前提とした給付設計となっている。月額手当は、十分整備されていない障害年金や老齢年金の代替制度として機能している側面もあるが、金額、カバレッジともに所得保障制度としては、十分な水準とはなっていない。民間企業の労働者は被用者社会保障制度に加入しているため、高齢や障害の場合は障害・老齢年金がそれぞれ支給されるが、インフォーマルセクターや農業セクターには同様の制度がないため、この月額手当制度が代替している。高齢者に対する給付は日本の老齢福祉年金に該当する制度と考えることも可能だ。

一方、家族手当は緊急避難的な制度であり、特別な事情で生活が困窮し、一時的に現金が必要になった場合に支給される制度で、一回の給付につき上限2,000バーツを年間3回まで給付を受けることができる。一時金払い方式（Lump-Sum）であるが、緊急時の生活困難に対して給付される点から、生活保護制度に近いと考えてよいだろう。

これらの制度の給付については、恒常的な制度とは言い難く、また行政側に客観的な運用指針がほとんどないため、制度としては不十分なものである。ソーシャルワーカーが支給を決定する場合もあるが、村の長の主観的な判断によって給付の要否が判断されるのが一般的である。また、貧困に対する考え方や感じ方も、地域によって大きく異なるうえに、貧困のタイプも東北タイとバンコクでは全く異なる。国家経済社会開発庁（National Economic and Social Development Board: NESDB）は政府の公式貧困線を設定しているものの（2002年現在、922バーツ/月/人）これも実態としての地域差を十分に勘案したものではないため、政策上の実用性は低く、タイでは生活最低限度を保証するための政策、あるいはナショナルミニマムという概念は実態として成立し難い状況にある。

一方で、親に対する子の扶養義務が民法で明示されているタイにおいては、高齢者の扶養義務とその機能が家族に強く残っており、公的福祉制度に、所得保障を求める議論は活発とはいえない。福祉制度を家族・地域の紐帯の脆弱化を「補完」する制度とみる視点　たとえばドイツの補完性原則　からすれば、タイのように仏教伝統が強く残り、また地域や家族の紐帯も依然として無視できない大きな役割を果たしている国で、先進国型の福祉国家モデルを指向する必要はないかもしれない。高齢者の多くは若年層と同居しており、ひとり暮らしの高齢者が在宅で生活するという、日本のような高齢化問題は、現段階では社会問題化していない。しかし一方で、バンコクでは都市化が急速に進み、核家族化、地域の崩壊といった先進国と同様の状況が生まれつつあり、公的福祉制度による所得保障の必要性が高まっている。こうした二つの相反する状況の中で、タイ政府が今度、社会制度としてどのような低所得者対策を指向するかは注目すべき点である（コラム6の付表を参照）。

1997年1月、東南アジア諸国を訪問した橋本龍太郎首相が、日・ASEAN首脳会議の定例化を提案した際、ASEAN側がASEANと日本、中国、韓国というメンバーでの首脳会議を逆提案し、その開催が合意された。「ASEAN + 3」とは、この合意を受けて、1997年12月に開催されたASEAN諸国と日本、中国、韓国の首脳会議以降、このメンバーの代表による諸会合や様々な合意・協力の集合体としての地域枠組みを指す。

ASEAN + 3は、アジア通貨経済危機で打撃を受けた諸国への支援についての意見交換の場として急速に制度化が進んだ。早くも1998年12月の第二回首脳会議の際に、この首脳会議の定例化が合意された。1999年3月にASEAN + 3財務相代理・中央銀行副総裁会合が、同年4月にはASEAN + 3第一回財務相会議が開かれ、アジア地域における金融分野の協力についての協議が行われるようになった。また同年11月の第三回ASEAN + 3首脳会議では、初めての共同声明である「東アジアにおける協力に関する共同声明」を採択し、社会・経済分野の協力と政治その他の分野での協力を推進していくことを謳った。

通貨・金融協力の成果として注目されているのが「チェンマイ・イニシアティブ」(コラム56参照)である。これは2000年5月のASEAN + 3財務相会議で合意されたものであり、既存のASEANスワップ取極の強化とASEAN各国と中国、韓国、日本との間の二国間のスワップおよびレポ取極による資金協力ネットワークの構築を核としている。最近では、アジア債券市場をASEAN + 3の枠組みで推進しようという動きも、タイ、日本、中国を中心に具体化している(コラム58参照)。

通貨・金融協力以外の社会・経済分野の協力については、2000年5月にASEAN + 3第一回経済担当大臣会議(AEM + 3)が開催され、協力プロジェクトが開始されている。さらに同年7月にはASEAN + 3第1回外相会議が開催され、この枠組みでの地域の安全保障および政治問題についての意見交換がなされるようになった。

ASEAN + 3は「東アジア」地域主義の具体化として注目されるが、厳密にはASEAN諸国を日中韓が支援するための枠組みであり、「東アジア」諸国が対等な関係で連携を強めていくためのまとまりにはなっていない。しかし、ASEAN + 3を「東アジア」地域協力をを行う場としてさらに進展させようという動きがみられる。民間人中心で構成された「東アジア・ビジョン・グループ(East Asia Vision Group: EAVG)」や、官民による「東アジア・スタディ・グループ(East Asia Study Group: EASG)」はいずれも韓国の金大中大統領の提唱により設置されたものであるが、それらの場では「東アジア自由貿易圏(East Asian Free Trade Area)」の設置やASEAN + 3を「東アジアサミット(East Asian Summit: EAS)」へ発展させることなどの様々な構想が検討された。

コラム54 ASEAN + 3農相会合 (AMAF + 3)

(大庭 三枝)

第一回AMAF + 3は、2001年10月にインドネシアのメダンで開催された。この会合は、1999年11月のマニラにおける第三回ASEAN + 3首脳会議における、幅広い経済・社会分野において地域協力を推進すべきであるとの合意のなかに、農業協力の促進も含まれていたことを根拠にして開かれたものである。第一回AMAF + 3において採択された共同声明では、ASEAN諸国および日中韓三国が協力すべき分野として、(1) アジア地域における貧困の軽減と食糧安全保障、(2) 食糧、農業、漁業および林業についての調査と開発、(3) 食糧、農業、漁業および林業における人材育成、(4) 食糧、農業、漁業および林業についての国際的および地域的な諸問題についての政策協調と協力、(5) 農業に関する情報ネットワーク、(6) 貿易の円滑化、の6つがあげられている。現在のAMAF + 3における中心的課題は、「食糧安全保障」の観点からの東アジアにおけるコメの備蓄システムの構築である。

ASEANではすでに1979年に「ASEAN食糧安全保障備蓄協定」が締結されており、その監督および調整を行う「ASEAN食糧安全保障備蓄委員会 (AFSRB)」が設置されている。また、この協定はASEAN各国に対して備蓄するコメの量を指定している。が、これにより各国は単に抛出する量を割り当てられているだけであり、実際に現物のコメを備蓄しているわけではない。現在までこのコメ備蓄が使用されたのは、1980年のフィリピンによる一回のみである。また、第一回AMAF + 3に先立つ2001年7月には、ASEANは「食糧安全保障協力と東アジアにおけるコメ備蓄システム」というワークショップを開催しており、ASEAN諸国のコメ備蓄システム構築についての関心を示していた。

AMAF + 3において、コメ備蓄システムの構築に関してイニシアティブを発揮しようとしているのはタイと日本である。第一回AMAF + 3で、タイは「東アジアコメ備蓄システム」の研究、および「ASEAN食糧安全保障情報システム (AFSIS)」の開発、それぞれの調整国となり、日本はそれらの支援国となった。この後、ASEANおよび日中韓の交換は3回の専門会合を開き、東アジアで実現可能なコメ備蓄制度の創設に関する検討を行い、東アジア諸国における食糧安全保障の確率に向けてコメの指定備蓄量および実質備蓄量を設定すべきとの結論を出していた。

第二回AMAF + 3は、2002年10月にラオスのピエンチャンで開催された。この会合では、AFSRBの調整および監視システムの改善をはかることとともに、東アジアの食糧安全保障の強化と貧困撲滅のため、東アジアコメ備蓄制度を早急に設立するための第一歩として、東アジア緊急コメ備蓄の試験的プロジェクトをボランティア・ベースで立ち上げることが合意された。この試験的プロジェクトは2003年秋から3年間行われる予定であり、(1) 既存のASEANコメ備蓄の仕組みの改善 (日本農水省ホームページによれば、現在のASEAN各国のコメ備蓄割当量の合計は8万7,000t) (2) 新たな備蓄の造成、(3) 現物による備蓄の造成、の三つの課題を各国の自主的な取り組みのもとで検討するとともに、このプロジェクトの詳細を検討するために、各国の代表者で構成される特別運営委員会を設置することが内容となっている (上記(1)と(2)については、「イヤマーク」、すなわち実際の在庫のあるなしにかかわらず、各国が現物または資金での抛出を約している備蓄量に関するものであり、(3)は現物のコメの備蓄を進めようというものである)。三つの課題については、タイ、フィリピン、ラオス、および日本の参加による実証的研究が行われる予定である。

2000年11月、中国の朱鎔基首相はASEANに対してFTA締結についての検討をすることを提案した。その後、ASEAN側と中国側の代表による作業部会が一年間検討した結果、「中国・ASEAN間のFTAは双方の利益につながる」と、中・ASEAN首脳会議に報告した。そして2001年11月のバンドルスリブガワンにおける中・ASEAN首脳会議で、中国とASEANが今後10年以内にFTAを締結すること、またそのための高級事務レベル協議を開始することで合意したのである。

その後、2002年9月のバンドルスリブガワンでの中・ASEAN経済大臣会合での大筋の合意を経て、2002年11月のプノンペンにおける中・ASEAN首脳会議において「ASEAN・中華人民共和国との間の包括的経済協力に関する枠組み協定」の調印がなされた。この協定はその名の通り、物品貿易のみならずサービス貿易、投資などの自由化および円滑化措置を進めることに加え、農業、情報通信技術、人材育成、投資、メコン河流域開発の5分野における経済協力を推進することを謳うなど、幅広い内容を含んでいる。

また物品貿易に関して、各国の事情に配慮した自由化を進めるための様々な方針が定められていることが注目される。物品貿易についての自由化協議は、2003年初めに開始し2004年6月30日までに終わらせること、また実際の自由化措置についてはASEAN先発国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）と中国は2005年1月から始めて2010年までに終わらせるというスケジュールが定められた。また、その他のASEAN後発国については2005年から始めて2015年までに中国との自由貿易地域を実現すること、またカンボジア、ラオス、ミャンマーについては、特別な特惠関税を適用することになっており、ASEAN後発国への配慮が見られる。また、農産品のなかでも食用肉および臓物、魚、野菜、果物やナッツ類などの8分野における関税を先行して引き下げる「先行実施（アーリー・ハーベスト）」制を採用することも盛り込まれ、ASEAN諸国と中国の間での自由貿易地域の早期実現への強い姿勢が示されたのである。

中国のASEANとのFTAへむけた積極姿勢については、ASEAN諸国自身の経済の活性化につながるとして歓迎する声がある一方で、中国をASEAN諸国にとっての輸出および投資の呼び込みの面での競争を懸念する向きもある。また、はたして現実に中国とASEANとの間で実効性ある自由化を進められるのかどうかについて懐疑的な見方も存在する。

さらに中国は、ASEAN諸国に対して単に経済面での関係強化のみならず政治的影響力の強化にも乗り出し、東アジアにおける政治的発言力を強めようとしているとの印象を近隣諸国に与えている。この見方は、枠組み協定の締結と並んで中国が様々な形でASEAN諸国とのパイプを強化する動きに出ていることから、さらに強められている。例えば、プノンペンにおける中・ASEAN首脳会議では、南沙諸島など南シナ海における領有権をめぐる紛争について、武力を用いずに解決することを双方が約束する内容の「関係国の行動に関する宣言」の調印や、テロ、麻薬取引、マネーロンダリングなど国境を越えた犯罪に対する取り締まりについての協力を謳った「非伝統的安全保障分野での協力に関する共同宣言」の採択がなされ、長年の懸案である領土問題や、テロや麻薬取り締まりなどについての協力を進めていくことで合意した。また中・ASEAN首脳会議直前、カンボジアのフン・セン首相と会談した朱鎔基首相は、10億ドルにのぼると見られるカンボジアの累積債務をすべて帳消しにすると表明し、それに加えて新たに5,000万元の資金供与を申し出た。また、やはりプノンペンでの中・ASEAN首脳会議直前に開催された「大メコン流域圏会議」では、朱鎔基首相が、総合的なメコン川流域開発に対する支援計画を提案し、雲南省からラオス、タイを結ぶ高速道路網およびダムを整備などのプロジェクトへの支援を表明している。

コラム56 チェンマイ・イニシアティブ

(大庭 三枝)

アジア通貨危機を経たアジア諸国の間では、今後同様の通貨危機を起こさないための地域協力やアジア諸国の経済・金融システムのあり方、また危機が再発した際に迅速に対応するための協力体制の構築をいかにすべきか、という問題関心がたかまっていった。そして通貨・金融協力や新たな通貨・金融システムの構築などの要素を含んだ地域協力を「東アジア」において深化させていくべきであるとの認識が広まっていったのである。1998年にIMFが多額の資金支援をしていたロシアや中南米が経済危機に見舞われ、IMF支援プログラムの実効性に対する信頼が揺らぐなかで、アジア単位で地域金融・資金協力の枠組みを構築するというテーマは、各国財務省関係者や専門家らの重要な検討課題となっていった。

こうした各国の関心が具体化される際に利用されたのが、危機後に新たに誕生していたASEAN + 3という地域枠組みの場であった。1999年3月のハノイにおけるASEAN + 3財務相代理会合及び翌月のASEAN + 3第1回財務相会合、また同年11月のASEAN + 3財務相代理会合を経て、1999年11月のマニラにおける第3回ASEAN + 3首脳会議で採択された「東アジアにおける協力に関する共同声明」は、通貨・金融分野も含んだ経済・社会分野の協力や政治・安全保障についての協力などをASEAN + 3で進めていく、という方針を明示したものであった。そして通貨・金融分野の協力の具体化が、2000年5月にタイのチェンマイで開催された第2回ASEAN + 3財務相会議において合意された「チェンマイ・イニシアティブ」であった。

チェンマイ・イニシアティブの核は、既存のASEANスワップ取極を強化し、現在のASEAN加盟国すべてにそれを拡大することと、ASEAN諸国と中国、韓国、日本との間の二国間のスワップ及びレポ取極による資金ネットワークの構築である。チェンマイ・イニシアティブは、引き出し限度の90%についてはIMFからの支援を受けることが条件とされており、IMFを補完するものとして位置づけられているものの、東アジアが独自の資金協力ネットワークを構築しつつあることは注目されるべきである。また、チェンマイ・イニシアティブは、新宮澤構想のもとで日本とマレーシア間、および日本と韓国の間で締結された二国間スワップ取極を、他の諸国に拡大することを目指していたという点で、日本のアジア諸国への資金援助を下敷きとした、東アジアの金融・資金協力システム構築の試みであった。

現在、このチェンマイ・イニシアティブに基づくスワップ協定の数は増大し、東アジア諸国間で網の目のような形の資金協力ネットワークが構築されつつある。既存のASEANスワップ取極は、もともと2億ドル規模で、かつASEAN原加盟国間だけでのものであったが、それをASEAN全加盟国に対象を拡大するとともに、規模は10億ドルに増資された。2003年3月現在日本は、新宮澤構想の際に合意した日本 - マレーシア（35億ドル、新宮澤構想の時に締結した25億ドルを含む）及び日本 - 韓国（70億ドル、新宮澤構想の際に合意した50億ドルを含む）に加え、タイ（30億ドル）、フィリピン（30億ドル）、及びインドネシア（30億ドル）とドル建ての二国間スワップ取極を締結済みである。さらに日本は中国と30億ドルの円 - 元スワップを締結している。また、中国や韓国も二国間スワップ協定締結に積極的に乗り出しており、現在中国 - タイ（20億ドル）、中国 - マレーシア（15億ドル）、中国 - 韓国（20億ドル）、韓国 - タイ（10億ドル）、韓国 - マレーシア（10億ドル）、韓国 - フィリピン（10億ドル）が締結済みである。外貨準備が相対的に潤沢な日本の締結するスワップ取極の規模は大きく、チェンマイ・イニシアティブの要であることは否定できない。その一方、中国、韓国も二国間スワップ取極を拡大しており、東アジアの資金協力における中国、韓国の役割も増大しつつあり、この2カ国と日本との連携の重要性が徐々に増してきている。

二国間スワップ取極の拡大と並行して、こうした取極を有効に機能させるための域内経済情勢のレビューや、政策対話の有効性を高めるための協議も進められている。2001年5月にホノルルで開催されたASEAN + 3財務相会議においては、それらについての具体的な強化策について議論する各国財務省及び中央銀行の高級実務者からなる検討部会を設置することで合意した。日本とマレーシアがこの検討部会の共同議長国となり、協議を重ねた結果、政策対話に重点を置いた財務大臣及び中央総裁代理非公式会合を年一回開催することとなった。2002年4月にはヤンゴンでこのASEAN + 3非公式代理会合が開催され、政策対話が試験的に実施された。また、2002年5月の上海におけるASEAN + 3財務大臣会合では、各国財務大臣が自国の経済情勢や政策課題についてそれぞれ説明し意見交換を行うなど、域内の政策対話実施にむけた取り組みが進んでいる。

ACDは、タイのタクシン政権の強力なイニシアティブによって誕生した、新しい地域枠組みである。タクシン政権はACDを、ASEAN, ASEAN+3, SAARCおよび湾岸協力会議 (GCC) など様々な地域枠組みの存在するアジアをつなげる「ミッシング・リンク」と位置づけ、この広大なアジアの結束およびアジアの繁栄を目指すものとしている。ACDは、欧米の影響力から自立したアジアのあり方を目指し、またその中でタイがイニシアティブをとろうというタクシン政権の強い志向性を示している。

2000年9月のマニラにおける「第一回アジア政党国際会議」にタクシン首相の代行として出席したスラキアット外相は、アジアを広く包含する新たな地域フォーラムの必要性を訴えた。その後、ASEAN外相会議や各国首脳や閣僚との会談の際、タイからのACD参加要請がなされた。その結果、2002年6月にタイのチャムにおいて、外相級のACD第一回会合が開催された。この会議には、日本、中国、韓国、ミャンマーをのぞくASEAN加盟国、インド、パキスタン、バングラデシュ、バーレーン、カタールの17カ国の外相が参加した。2003年6月にも外相級の第二回ACD会合がタイのチェンライで開催された。また、2002年9月にニューヨークで国連総会が開催された際、ACD加盟国による朝食会が開催され、このときにはミャンマーからの代表も出席し、18カ国の外相および外相代理による非公式会議が行われるかたちとなった。またACDは、中国主導のボアオ・フォーラムが開催した、2002年11月の観光についての会議の共同主催者となるなど、国際会議やワークショップの開催に参加することで、その存在をアピールしている。

タクシン政権は、上記の外相会議を中心とする「対話 (dialogue)」の促進とともに、「協力 (cooperation)」すなわち具体的な協力プログラムの推進を、ACDの活動のもう一つの柱として位置づけている。タクシン政権は、「対話」と「協力」の間のバランスをとりながら、「結果主導」の地域枠組みを目指すとの強い意気込みを見せている。「協力」が具体的に進められる分野として現在エネルギー安全保障や貧困軽減など、18分野が設定されている (付表参照)。ACDにおける協力の特徴は、あるプロジェクトについてイニシアティブをとる意思のある国が、「プライム・ムーバー」としてそのプロジェクトを主導し、またそれに関心のある国が各々それに参加するという方式をとっていることである。特に力を入れているのが、地域金融分野の協力であり、その目玉がアジア債券市場構想である。2003年5月には、バンコクで金融協力についての第一回ワーキング・グループ会合が開催された。

広大なアジア領域を包含し、自立的なアジアのあり方を目指そうとする地域主義は、古くは1955年のバンドン会議、また1950年代から60年代初めに見られたECAFE域内協力を推進しようとする動きなど、前例がないわけではない。アジアの地域主義の歴史の中で、ACDは1980年代半ばから約10年間の繁栄の時代と、アジア通貨危機という挫折を経た東南アジアの一国であるタイが主導する、アジアの自立へと導こうとする地域主義の一つの例と位置づけられる。が、こうしたタイのイニシアティブに対し、他の加盟国が今後ACDの活動にいかに関与していくかが、ACDの将来を決定すると考えられる。

表 ACDの具体的協力プロジェクト分野とそれへの各国の参加状況

	Energy Security	Poverty Alleviation	Agriculture	Transport Linkages	Biotechnology	E-Commerce	E-Government	Infrastructure Tax	Institute of Asian Standards	WG on Financial Cooperation	Dialogue on Economic Situation	SMEs	IT Development	Tourism	Energy	Science and Technology	Human Resources Development	Environment (注)
バーレーン	PM																	
バングラデシュ		PM																
ブルネイ																		
カンボジア		PM												PM				
中国			PM															
インド				PM	PM													
インドネシア	PM																	
日本																		PM
韓国													PM					
ラオス																		
マレーシア						PM		PM										
ミャンマー																		
パキスタン						PM	PM		PM	PM	PM							
フィリピン															PM	PM		
カタール																		
シンガポール												PM						
タイ										PM				PM				
ベトナム		PM																PM

PM：プライム・ムーバー：参加表明国

(注) PMの日本以外の参加表明国に関しては不明。

出所：タイ外務省ホームページを参照し、筆者作成。

東アジアにおける新たな金融・資金協力として各国間で協議されているのが「アジア債券市場」の創設である。この構想が東アジアの政府間レベルで本格的に討議されるきっかけとなったのは、タイのタクシン首相が、アジア債券市場の育成を、各国が従来のように欧米諸国の短期資本に頼らず、国内で資金調達を行い、経済発展へと繋げる手段として明確に打ち出したことにある。タクシン首相は、2002年9月末に、ユーロとユーロ・ボンドを引き合いに出しつつ、アジア債券基金（Asia Bond Fund）設立を進めていくことを打ち出した後、翌10月初めにクアラルンプールで開催された世界経済フォーラムでの演説の中で、「アジア債券市場」の骨子を改めて示した。この演説でタクシン首相が示したアジア・ボンド市場構想は、各国が外貨準備の1%を拠出して基金をつくり、アジア各国が発行する債券に対して投資を行う一方、新たにアジア専門の格付け機関を共同で設け、債券の発行者や信用等級について公正かつ透明性の高い評価を行う、というものである。

他方、アジアにおける債券・株式などの資本市場育成についての議論は、タクシン首相の提唱以前から、経済企画庁OBである吉富勝氏が所長を務めるアジア開発銀行研究所（ADB）や、日本が主催した第3回ASEM財務大臣会合で開始が合意された「神戸リサーチプロジェクト」などでの検討が進められており、そこには日本の財務省関係者及びエコノミストが深く関与していた。これらの場での議論の根底には、通貨危機の再発を防止し、アジアのさらなる発展を促すためには、アジアにおいて債券や株式を中心とした直接金融による資金調達を円滑に行える資本市場を形成することが肝要であるとの認識があった。また日本財務省は、円の国際化の推進という観点からも、アジア債券市場構想への支持を表明している。

タクシン首相は世界経済フォーラムでの演説のときすでに香港、パキスタン、シンガポールとの協議は始まっていると述べていたが、その後、同年10月のロスカボスにおけるAPEC首脳会議や11月のASEAN首脳会議の場を利用しつつ、アジア債券市場構想の各国との打診を積極的に進めた。ASEAN首脳会議の場では、マレーシアのマハティール首相がそれに賛同したほか、同年12月にはフィリピンもアジア債券市場の創設に前向きな姿勢を示した。また、2003年1月にプーケットでシンガポールのゴ・チョクトン首相と会談した際、ゴ首相はアジア債券市場構想を支持すると表明した。

一方日本も、アジア債券市場実現にむけての動きを顕在化させている。2003年1月に塩川正十郎財務大臣がクアラルンプールでマハティール首相と会談した際、アジア債券市場の育成がテーマとしてあげられ、また、2月半ばには日本とタイの財務省の間で、アジア債券市場の創設へむけて共同行動をとることが大筋合意されたと報じられた。さらに2月末から3月初めにかけて、東京で、ASEAN + 3各国の財務省及び中央銀行からの代表が参加する、アジアにおける債券市場の育成に関するASEAN + 3の非公式会合が開催された。この会合においては、日本とASEANがアジアの有力企業が域内で社債を発行する際に、公的機関が信用保証を付与する制度を共同で設ける方針が確認され、関係各国が出資し、二年後をめどに保障を行う新機構を設立することで合意し、2003年5月のASEAN + 3財務相会議でアジア債券市場の育成に向けた包括策としての正式合意を目指す予定であることが報じられた。またその翌日には、市場関係者や学識経験者を加えた意見交換を行うハイレベル・セミナーが開催された。日本の谷口隆義財務副大臣は、「アジア債券市場イニシアティブ」を提案し、ASEANと日中韓が「アジア債券保証機構」の設立に向けて協力するよう期待を表明した。

このように、日本はASEAN + 3の場での構想の実現を目指している。一方、タイのタクシン政権は、タイが主導するアジア協力対話（ACD）およびタイが2003年に議長国をつとめるAPECでの成果として、アジア債券市場構想を実現させようという意思を明確にしており、両国間の今後の調整を注視していく必要がある。

2002年1月に東南アジアを歴訪した小泉首相は、歴訪直前から歴訪中を通して、日本、中国、韓国およびASEAN諸国、それにオーストラリアとニュージーランドまで含めた「東アジア」に「ともに歩みともに進むコミュニティ」を形成すべきであると繰り返し提唱した。小泉首相は、最後の訪問地であるシンガポールにおいて、「東アジアの中の日本とASEAN：率直なパートナーシップを求めて」と題した政策演説のなかで、この「東アジア」における「ともに歩みともに進むコミュニティ」の構築は、「ASEAN+3」や「日中韓」の枠組みを活用しつつ、「日・ASEAN包括的経済連携」を初めとする日・ASEAN間の連携強化とともに中国とASEANとのFTAやASEANとオーストラリア、ニュージーランドの経済連携に向けた動きを土台として行われるという図式を示した。この小泉首相の提案は、一般的に「拡大東アジアコミュニティ」構想と称されている。

もともこの東南アジア歴訪は2001年秋に予定されていたものが、アメリカ同時多発テロの影響で延期されたものである。その時点では、拡大東アジアコミュニティの提唱などは予定されていなかったという。この構想は、2002年11月のバンダル・スリブガワンにおける中・ASEAN首脳会議において、10年以内にFTAを実現させるという合意がなされたことで、日本も東南アジアとの関係強化に向けての動きを強化せねばならないとの危機感が生んだものであった。

「コミュニティ」たる「東アジア」の「中心的メンバー」をオーストラリアやニュージーランドまでに拡大したのは何故なのか、明確でない。日本はASEMアジア側代表へのオーストラリアの参加を一貫して支持、支援する姿勢をとっており、今回の態度もそれと軌を一にしたものである。「白人国」というイメージの強いオーストラリアやニュージーランドを「東アジア」に加えるということは、「東アジア」というまとまりが人種的なものではないということを明示する効果がある。また小泉スピーチでは「東アジア」を結びつける共通の文化や人種などではなく、むしろ「民主主義・市場経済」という価値観であることを強調しているが、「東アジア」にオーストラリア、ニュージーランドを含めた理由は、「民主主義・市場経済」という「基本的価値」に立脚した「東アジア」という、日本にとっての「東アジア」のあるべき姿をより強調するためであったかもしれない。それは、経済力の急激な増大やASEANとの連携で日本に一步リードした、しかし特に民主化という面では後れを取っている中国に対しての牽制という意味が込められていたとも解釈し得よう。また、外務省の「日本のFTA戦略」が「日中韓+ASEANを中核とし、さらには大洋州を視野に入れた東アジアにおける経済連携を実現していく」ことが重要であるとし、やはり大洋州を含む「東アジア」のあり方を重視する立場をとっていることにも着目すべきである。

コミュニティというからには、その中心となるメンバーは少なくとも最小限の基本的価値を共有していなければならない。しかし日本、中国、韓国、ASEAN諸国とニュージーランド、オーストラリアという「東アジア」において価値の共有を実現させ、コミュニティを形成するのであれば、経済関係の連携を強化することに加え、日本が容易に立場を変えようとはしない歴史認識問題等に関わる分野での価値のすりあわせも、当然必要になってくるだろう。

コラム60 東アジア開発イニシアティブ (IDEA)

(大庭 三枝)

東アジア開発イニシアティブ (IDEA) 会合は、2002年1月に小泉首相がシンガポールでの政策演説「東アジアの中の日本とASEAN：率直なパートナーシップを求めて」の中で、「日・ASEAN 包括的経済連携」構想などとともに提唱したものである。これは、「ともに歩みともに進む」東アジアコミュニティの形成を開発分野の協力により促すため、東アジアのこれまでの開発経験をふまえながら、開発の現状の再検討および将来の開発のあり方について協議する会合と位置づけられていた。

そして2002年8月、東京において、ASEAN + 3と同じメンバー国の外務大臣と開発担当大臣によるIDEA会合が開催された。この会合の最後には閣僚共同声明が採択されたが、そこでは各国の多様性をふまえ、貿易や投資という手段を用いながら開発を進める、市場および成長志向の「東アジア型開発アプローチ」を追求することによって貧困問題に取り組むことが謳われた。また、先進国によるODA、海外直接投資および市場アクセスなどの面における努力を強化することで開発を進める一方、途上国が国内資金を動員して貿易と投資を促進する環境整備をつとめることが必要であると明記された。また具体的なプロジェクトについては、高級事務レベルに対して検討する旨も閣僚共同宣言に盛り込まれた。この声明の付属文書では、将来の協力プログラムの指針として、(1) 地域共通の開発ニーズに適合すること、(2) パートナーシップに基づくこと、(3) 経済成長と社会開発のための基盤強化に役立つこと、(4) ASEAN統合イニシアティブ (IAI) やハノイ行動計画、およびASEAN + 3など既存の地域イニシアティブとの整合性および相乗効果があること、が明記された。

IDEAは日本の東アジア地域重視の一つのあらわれである。またこの会合では、東アジアにおける開発の「成功」を、先進国から発展途上国へのODAのみならず、「自助努力」の重要性、および貿易と投資の活発化による経済発展をエンジンとしてもたらされたものであることが強調されており、このような貿易と投資、ODA、そして金融を総合的に活用し民間セクターも巻き込んだ開発のやり方を「包括的開発アプローチ」と称している。日本政府は、この「包括的開発アプローチ」を含む「東アジア型開発アプローチ」を、東アジアにおける意義を強調するだけでなく、他地域にも適用可能な開発モデルとして提示することも意図していた。2002年9月には、「持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD)」において、IDEAについての説明とそこでとられるサイドイベントが催され、川口外務大臣が出席してアフリカを含む他地域における「東アジア型開発アプローチ」の有効性を謳った。

米ASEAN経済連携（Enterprise for ASEAN Initiative: EAI）は、ブッシュ大統領が2002年10月に、APEC閣僚会議やAPEC首脳会議など一連の会議が開催されている際、ロスカボスにおいて提唱したものである。EAIは、アメリカとASEAN各国との間の二国間FTAの締結を進めることを通じ、より緊密な経済関係の構築をねらうものであるとされている。EAIのもとでのFTAネットワーク形成への道筋については、以下のような提案がなされている。（1）EAIのもとで、アメリカとASEAN各国はそれぞれ、二国間FTAにむけての交渉を行うかどうか、そしていつその交渉を開始するかを決定する、（2）EAIは、各国の諸事情をふまえ、「柔軟性」をもってこの交渉を進める、（3）アメリカとFTAを締結する国は同時にWTOの加盟国であること、またあらかじめアメリカとの間に貿易投資枠組み協定（TIFA）を締結していることが求められる、（4）アメリカは、いまだWTOに加盟していないカンボジア、ラオス、ベトナムが、WTO加盟を果たすための支援を継続する、（5）ASEAN各国とのFTAは、アメリカ・シンガポールFTAに盛り込まれた内容を基準とする。

上記（3）については、EAIが提唱された際、すでにアメリカとインドネシアおよびフィリピンとの間にはそれぞれTIFAが締結済みであり、この提唱がされる直前にタイとの間でTIFAが調印されたばかりであった。その後2002年12月にアメリカとブルネイとの間にTIFAが調印された。また（5）でFTAの規準として示されたアメリカ・シンガポールFTAは、物品貿易、関税、原産地規制、サービス貿易、電子取引、テレコミュニケーション、投資、知的所有権、競争政策、政府調達などについての取り決めを含む、幅広い内容のものである。

アメリカがEAIの提唱を行った動機として、アメリカのASEANとの関係における経済的利益の確保とその増進がある。ちなみに、1,200億ドルにのぼるアメリカとASEANとの貿易関係は決して少なくない。アメリカにとってASEANは、カナダ、EU、メキシコ、日本に次いで第五位の輸出市場であるし、2002年のアメリカからASEAN主要5カ国への投資額は500億ドルにのぼる。それとともに、2001年9月のアメリカ同時多発テロの影響を見逃すわけにはいかない。この事件後、ブッシュ政権は対テロ対策という安全保障の観点から、東南アジアとの関係強化の重要性を認識し、その一つの方策として経済関係の強化を図ろうとしていることのあらわれがEAIの提唱であった。

アメリカのASEAN諸国との貿易および投資に関わりのある企業からなる米ASEAN経済委員会（US-ASEAN Business Council）は、2002年2月に、ブッシュ政権が対東南アジア関係を強化する方針を固めたことを前提として、政府にアメリカとASEANとの間のFTA締結を進めることを勧告していた。また、2002年8月にブルネイで開催された拡大ASEAN外相会議に出席したパウエル国務長官は、ASEANとアメリカとの間での反テロ宣言を採択するとともに、（1）ASEAN内における先発国と後発国との格差是正と統合の推進に対し、アメリカが支援を行う、（2）ASEAN事務局のキャパシティ向上への支援、（3）エイズや人身売買などを含む国境を越える重要な諸問題解決に対する支援を内容とする「ASEAN協力計画ASEAN Cooperation Plan」を提唱した。これは「テロへの戦い」をふまえたアメリカとASEANとの関係強化を目指す方策として、EAIと補完的な関係にあるとされている。

EAIの提唱の背景として、1990年代末からASEAN主要国において政治指導者たちの世代交代が進みはじめ、また選挙を通じてナショナリスティックで保護主義的かつ反米的な論理に立脚した政権が樹立されることへの懸念をふまえ、新たな関係の構築を図らねばならないというアメリカ側の問題意識があることも見逃せない。また、中国がASEANとの間の関係を強化しつ

つあり、この地域におけるプレゼンスを高めていることも、アメリカの東南アジアにおける政治的・経済的影響力および利益の確保の重要性を改めて認識させることにつながっていると考えられる。

コラム62 「アジア経済再生ミッション」と小淵プラン

(大庭 三枝)

橋本内閣の後を受け継いだ小淵内閣は、2000年4月に小淵首相が急死するまでの約一年半の間に、アジア通貨危機後のアジア諸国の回復への日本の貢献、および日本とアジアとの新たな関係の構築について積極的な政策を進めた。特に注目されるのは、1998年10月に発表された新宮沢構想、また1998年12月に開催されたASEAN + 3第二回首脳会議で表明された三年間で6,000億円の新しい特別円借款の実施、翌1999年5月には「新宮沢構想第二ステージ」などの「カネ」の面での協力とともに、人材育成や人材交流を中心とする「ヒト」を重視した支援構想を打ち出したことにある。「ヒト」に関する支援策については、すでに橋本首相が1997年1月に「ASEAN多国籍文化交流ミッション」、および1997年12月のASEANとの首脳会議において「ASEAN高等教育強化のための協力」を提案していた。小淵首相はその路線を踏襲しつつ、アジア通貨危機の再発を防ぎ、中長期的に安定した経済発展の基盤を築くための協力として、「ヒト」を重視した支援の必要性を強調したのである。

小淵首相が1999年6月に発足を発表した「アジア経済再生ミッション」の報告書の中の提言は、「ヒト」重視の支援についてのこのような位置づけを明確化したものであった。このミッションは、当時の日経連会長であった奥田碩（団長）をはじめとする民間の経済人や学識経験者で構成され、(1)危機後二年を経て回復基調にあるアジア諸国の課題やニーズの調査、(2)新宮沢構想などの日本の支援策の検証、(3)通貨危機の教訓を踏まえたうえで21世紀のアジアの繁栄のためにアジアが取り組むべき課題および日本の役割の検証、という3つの目的を掲げていた。ミッションのメンバーは、1999年8月から9月にかけてアジア6カ国（韓国、ベトナム、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン）を訪問し、各国の首脳や閣僚、経済界関係者らと会談し、それをもとにした提言を報告書のかたちで発表した。その報告書では、日本を含む「東アジア」諸国が運命共同体であること、また日本とアジアがともに繁栄していくためには日本自身がアジアに対して「日本を開く」といういわば「第三の開国」という形の自己変革をするべきであること、そして「第三の開国」で特に必要なのはヒトつまり人材育成や人材交流の強化、人材派遣と人材の受け入れであるとされ、特に「アジアの人々に開かれた日本」を実現する必要があることが強調されていたのである。

この「アジア経済再生ミッション」の提言を踏まえ、小淵首相は、1999年11月の第三回ASEAN + 3首脳会議において、(1)金融分野と高等教育分野における専門性の高い人材育成の拡充、(2)市民レベルの人材交流の強化、(3)将来の日本とアジア諸国との関係への投資およびわが国の国際的貢献としての留学生交流への支援強化の三分野に分類される10項目、総額5億ドル規模の「東アジアの人材の育成と交流の強化のためのプラン」を提唱した。これをこの会議の主催国であったフィリピンのエストラダ首相は「小淵プラン」と称して評価した。このプランのもとで、タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム、ラオス等に金融セクター技術支援のための専門家派遣、ASEAN工学系高等教育ネットワーク構想の立ち上げを支援するための専門家の派遣、シニア海外ボランティアの拡充、国費留学生受け入れ拡大、私費留学生支援策の拡充などの策がとられた。

コラム63 タイとCLMV

(山影 進)

CLMVとは、カンボジア(C)、ラオス(L)、ミャンマー(M)、ベトナム(V)の4カ国のことであるが、この4カ国がひとまとまりで扱われるのは、いずれもASEANの新規加盟国(新参組)であり、ASEANの古参組との間にさまざまな溝があるためである。とくに「ASEANディバイド」と呼ばれる経済格差が、ASEAN統合の障碍として問題視されている。タイとCLMVとの関係は、チャチャイ政権の「インドシナを戦場から市場へ」という有名なスローガンが示しているように、カンボジア内戦の終結過程で浮上した。そして、開発の必要性とASEAN加盟の可能性とからCLMVはひとつのまとまりとして捉えられるようになるなかで、タイはCLMVとの関係を深めていった。その過程では、日本の通産省(現経済産業省)のアジア工業化戦略が大きな意味を持っていた(コラム69参照)。

東南アジア大陸部を構成するタイとCLMVとは、3つの異なった捉え方が可能である。第1は、大陸部の西から北、そして東へと馬蹄形を形作るCLMVへの「窓口」としてのタイという位置づけである。ASEAN先発国にとっての後背地となりうるCLMVへの経済進出をめぐっては、タイの地政学上の優位性を強調することになる。タイをハブとし、CLMV各国へのスポークとする「ハブ・アンド・スポーク」関係に見たてることも可能である。

第2は、CLMVの馬蹄形の空隙部分を埋めるタイという位置づけである。この捉え方によれば、東南アジア大陸部はタイとCLMVとに二分されているのではなく、タイは大陸部を縦横に貫く「グリッド」を完成させるためには不可欠の中核部分を占めていることになる。「東西経済回廊」の実現にとって、あるいは「ASEAN送電線グリッド」計画で、タイが占めている重要性を、ここに見て取ることができる。

第3は、タイ領土がマレー半島にまで延びていることに注目して、CLMVと東南アジア島嶼部とを結びつける「結節部」としてのタイという位置づけである。マレーシア政府が熱心だったASEANメコン河流域開発協力(AMBDC)(コラム64参照)とくに昆明・シンガポール鉄道リンク(KSRL)は、タイのこのような位置づけを、ある意味では逆手に取った構想である。

タイとCLMV各国との関係は、それぞれ複雑であり、必ずしも友好関係が確立しているわけではないが、メコン地域開発などを通じて、CLMVの経済発展を促し、ひいてはASEANの一体性を高め、統合を深化させるためには、タイとCLMVとの関係は極めて重要な意味を持っている。

1995年4月にベトナムがASEANに加盟し、さらに残りのインドシナ2カ国とミャンマーも20世紀中に加盟を実現することで合意する第5回ASEAN首脳会議(1995年12月、於バンコク)には、これら未加盟の3カ国の首脳も招待された。この折りにASEANは後に加盟することとなる非加盟諸国と協議の上、メコン河流域開発協力(ASEAN Mekong Basin Development Cooperation: AMBDC)を推進することに合意する。その第一歩として、翌1996年6月にマレーシアの主催で関係国の閣僚会議が開かれた。参加国はASEAN7カ国に加えて、非加盟の東南アジア3カ国そして中国であった。その意味で、AMBDCは当初より「拡大ASEAN」の枠組みであり、言い換えると、ASEANという冠はASEAN主導ということの意味していた。同会議では、7箇条からなる「基本的枠組み」(Basic Framework)が採択された。第3条の協力分野では、重点分野として8項目が明記され、運輸・灌漑・エネルギーなど当然に掲げられるべきもの以外にも農業部門の開発、森林・鉱物資源の開発、観光産業の育成などがとりあげられた。そして、閣僚会議の年次開催も決まった。

この新たな協力枠組みの特徴として、まず第1に中国の参画が注目された。中国とASEANとがメコン河を軸にして協力を始めることになったのである。第2に、1996年時点では、未加盟であったCLMの本加盟を待たずに「ASEAN10」を先取りした形で地域協力が始まったことである。つまり、メコン河流域開発という大義の下で、ASEAN古参組とCLMVとが一体になって東南アジア全域を視野に置いた開発協力を進めることが可能になったのである。実際に、閣僚会議では、狭義の水系ないし流域開発のみならず、インフラ整備、貿易投資、農業開発、天然ガス・パイプライン敷設、人材育成などが重点分野として掲げられた。第3の特徴として、ASEANという枠組みの中でASEAN内の非流域国もメコン河流域開発に関与できるようになったことがあげられよう。従来の構想はメコン河流域諸国のみを対象とする国際的協力であった。実際、AMBDCに熱心で閣僚会議を主催したのは非流域国のマレーシアであった。そのマレーシアは中国雲南省の省都昆明からシンガポールにいたる東南アジア縦断鉄道計画(全線電化)をAMBDCの枠内で推進しようとした。

1996年6月のAMBDC閣僚会議の合意は、同年7月にジャカルタで開催された第29回ASEAN年次閣僚会議や、同年11月にやはりジャカルタで開催されたASEAN非公式首脳会議で承認を受けた形になったが、その後の進展ははかばかしくなかった。年次開催されることになった閣僚会議は、ようやく2000年7月に第2回会議が開かれた。第1回AMBDC閣僚会議で議題に上った東南アジア縦貫鉄道構想(昆明・シンガポール鉄道リンク、KSRL)は、昆明からハノイ経由で、ベトナム縦貫鉄道につながり、カンボジアを横断して、バンコク・シンガポール国際鉄道にいたるものであるが、推進されるべき計画であることは、ASEANのさまざまな場で繰り返し強調されていることからわかる。

冷戦終結後、人権や民主化運動を抑圧する政府に対して国際社会（特に欧米社会や欧米政府）が批判的になり、経済制裁などを課す動きが強まったが、ASEANは、そのような政策は人権状況の改善や民主化には逆効果であるとし、むしろ「対話」の継続を通して友好的に関与することこそ民主化に繋がるという姿勢をとっている。

1990年、ミャンマーの国家法秩序回復評議会（SLORC）が同年5月に総選挙を実施したところ、民主化勢力が圧勝し、即時民政移管を要求するものの、政権側が拒絶し、反対に政治家や運動家を多数逮捕してしまう。このような事態に対し、ヨーロッパ諸国や米国などで軍事政権に対する非難の声が高まった。ASEAN諸国もSLORCの「居座り」を必ずしも歓迎したわけではないが、域外対話の場（特にASEAN拡大外相会議やASEAN・EU閣僚会議）で、1990年代に入って顕著化した欧米各国代表のミャンマーに対する非難や制裁要求に対しては、ASEAN側は上述のような基本的立場で、名指しの非難や制裁といった直接的な方法では人権状況の改善や民主化は起こりにくく、反対に、「建設的関与」によってミャンマーを説得し、国際社会の中に引き出すことによって目的が達成される、という姿勢をとった。

こうしたASEAN側（特にタイ政府）の一連の「建設的関与」が功を奏したかのように、ミャンマー政府は民主化にむけて動きだしたかに見えた。そして1997年にミャンマーはASEAN本加盟に成功する。しかしASEAN加盟が決まると、軍事政権は再び民主化運動を厳しく弾圧するようになり、1997年11月、SLORCを国家平和発展評議会（SPDC）と改称し、ミャンマー政権は変化を演出したが、民主化からはほど遠く、欧米諸国の政府や人権団体から相変わらず非難され続けた。そのため、ミャンマーの加わったASEANは、欧米諸国との関係でさまざまな摩擦が生じるようになった。

ASEAN諸国は友邦ミャンマーを国際舞台で擁護せざるを得ない立場に置かれている。が、ミャンマーの民主化停滞をただ静観しているだけではない。ASEAN本加盟が認められた以上、ミャンマー政府は民主化の実現にいつそう責任を負っているとの見方は根強い。ASEANの場で加盟国間の内政不干渉原則の見直しが正式に提起されたのは、1998年7月のASEAN外相会議（AMM、於マニラ）にむけてのことである。タイのスリン外相は1998年6月、ASEAN内部でも「ピア・プレッシャー」が有効ではないかとして、初めてASEANとして「内政不干渉原則を修正して、地域的影響を有する国内問題の予防や解決のための建設的介入を可能にする」ことを提案した。7月になると、タイ外務省文書の中で「建設的介入」は「柔軟関与」に置き換えられ、さらに、ミャンマー情勢の緊迫化にともない、タイはASEANの友邦であるミャンマーに対して、すでに柔軟関与政策をとっていると明言した。AMMでは、「柔軟関与」をASEANが採用することについては、提唱国タイと議長国フィリピン以外の賛同が得られず、結局、現状維持（内政不干渉原則の堅持）という結果になった。

第2次大戦後、メコン河開発に関心を示したのは、国連アジア極東経済委員会（Economic Commission for Asia and the Far East: ECAFE）とアメリカであった。ECAFEは、発足当初の1949年から国際河川の開発に関心があったが、中国大陸の共産化やインド・パキスタン紛争などのため、最終的に残ったのがメコン河であった。ECAFEによる本格調査がついに1956年に行われ、1957年に報告書が出る。政治的な理由からECAFEの計画では、カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム（南）は関与するが、中国とミャンマー（ビルマ）は関与しないことになり、この部分のメコン河がメコン河下流と称された。（ちなみに、メコン河の東側分水嶺は、北ベトナム国境西側のラオス領内か両国の国境線そのものであったため、北ベトナムを関与させる必要がなかった。）

1957年には、メコン川下流域調査調整委員会（Committee for Coordination of Investigations of the Lower Mekong Basin）通称「メコン委員会」（Mekong Committee）が創設される。これは、ECAFE報告の提言を受けて、メコン河の水系と流域に関する基礎調査や開発計画策定を推進するために、下流域4カ国の政府によって設立されたもので、4カ国の政府からの全権代表から構成され、全会一致で決定する。その事務局はECAFE本部内に設置された。しかしながら、1960年代後半から1970年代初めにかけてのベトナム戦争で、メコン河開発は計画通りには進展せず、さらに1975年のインドシナ共産化、1970年代後半の統一ベトナムとカンボジアとの関係悪化、それに続くベトナムのカンボジア侵攻、カンボジア内戦のために、メコン河開発は停滞を余儀なくされた。

1990年代に入り、冷戦の終結、中越関係の正常化、カンボジア和平といった国際環境の好転を受けて、下流域4カ国の協力もようやくぐくぐくしながらも再始動する。すなわち、1995年4月、これら4カ国の間でメコン河流域の持続可能な開発のための協力協定（Agreement on the Cooperation for the Sustainable Development of the Mekong River Basin）が調印され、この合意を受けてメコン河委員会（Mekong River Commission: MRC）が設置された。ここでは、メコン河開発が単なる開発ではなく「持続可能な開発」とされており、国際社会における開発と環境との調和という大きな課題を意識したものである。それ以上に注目すべきは、調印国は相変わらずメコン河下流域4カ国であるものの、協定では、単にメコン河流域となっている点である。そして、この点を反映するかのように、ミャンマー（ビルマ）と中国とがメコン河委員会のオブザーバー的な地位を得て、委員会や各種活動に参加するようになった。

半世紀前にメコン河流域開発の契機を作ったECAFE、今日のESCAP（Economic and Social Commission for Asia and the Pacific）は、改めて、2000年に今後10年間を「メコン地域開発協力の10年」（Decade of Greater Mekong Subregion Development Cooperation）とすることをうたった。人材育成、貿易・投資、運輸・通信、貧困撲滅・社会開発をその重点分野として特記している。

2000年11月にシンガポールで開催されたASEAN首脳会議は、ASEAN域内の格差是正に一層の比重を置き、「ASEAN統合イニシアティブ」(Initiative for ASEAN Integration: IAI)の開始をうたった。シンガポール政府が音頭をとったと思われるIAIの目的は、ASEAN地域の競争力強化とともに、「ASEAN内部の割れ目を狭める」(to narrow the divide within ASEAN)と明記された。このときの首脳会議や拡大首脳会議では、e-ASEANやe-Asiaといった構想が話題になったように、情報技術 (Information Technology: IT) に促された経済成長や経済開発が主要テーマのひとつとなった。その関連で、シンガポールはCLMV各国に職業訓練機関を設置するとともに、IT技術者を養成する指導者を育成する技術協力を提供することを明らかにした。このように教育・能力開発・職業訓練がIAIの重点分野とされたために、人材育成や情報技術に関連するプロジェクトの具体例が並ぶ中で、シンガポール・昆明鉄道リンクにも言及されているのが目を引く。

2001年7月、第34回ASEAN閣僚会議がハノイで開催された。その折、首脳によるIAI宣言を受けて、「ASEAN統合強化のための発展格差是正に関するハノイ宣言」(Hanoi Declaration on Narrowing Development Gap for Closer ASEAN Integration)が採択された。この文書では、新規加盟国の呼称として「CLMV」が正式に用いられている。「ハノイ宣言」は、全25箇条からなり、メコン河流域開発ないしメコン地域開発と関連する項目としては、以下のようなものがある(冒頭の番号は、宣言の項目の通し番号)。

- (3) CLMVの開発ではインフラ整備、人材育成、情報通信技術に重点を置く
- (4) 東西回廊 (WEC) を含む下位地域協力推進 (HPAとは異なり、ベトナム・ラオス・カンボジア・タイ・ミャンマーが含まれる)
- (7) 運輸網の整備 (シンガポール・昆明鉄道リンクとASEANハイウェイ・ネットワーク)
- (8) ASEANエネルギー・ネットワークの整備 (コラム14参照)

ASEANの一体性を損なわないためにも、ASEANの発展にCLMVが足手まといにならないためにも、域内格差の是正は急務であったことはいうまでもない。そのためには、CLMVに対する支援強化だけでなく、CLMVのポテンシャル活用やCLMV開発をASEAN全域の開発に結びつける必要があった。また、議長国が新規加盟国のベトナムであったということも、宣言を出すことの提案、さらには起草・採択の方向付けに影響を与えたのかも知れない。いずれにせよ、「ハノイ宣言」は、ASEANの古参組と新参組のニーズの重なり合う協力を進めることを確認する文書であった。したがって、メコン河流域ないしメコン地域の開発協力を焦点があたるのは当然であった。

1991年5月、海部俊樹首相は、訪問先のシンガポールにおける「日本とASEAN：新時代の成熟したパートナーシップを求めて」と題する政策演説で、「将来再びインドシナに平和がもたらされ、ASEANとの交流が大きく拡大された時こそ、東南アジア全体の真の平和と繁栄を永続することが可能になると確信します。将来ASEANとインドシナが、良きパートナーとして共に発展していくよう、できる限りの協力を行っていく考えであります」と日本政府の方針を述べ、インドシナ開発に繋がりうる「カンボディア復興に関する国際会議」開催を提案した。この国際会議は1992年6月に東京で開催される。

その後、1993年1月の宮澤喜一首相によるバンコク演説「新時代のアジア・太平洋と日本・ASEAN協力政策」では、「カンボディア和平合意の成立は、カンボディア復興ばかりでなく、ヴェトナム、ラオスの開放政策の推進に道を開き、ASEAN諸国とインドシナ諸国からなる東南アジアが一体として発展する可能性を示しております。(中略) ASEANとインドシナの諸国が、良き隣人、良きパートナーとして、手を携えつつあることは歓迎すべきことであります。日本としても、東南アジアの諸国が有機的な一体性を強め、地域全体として発展していくことが重要であると考え、そのような認識のもとに、とりわけインドシナ地域の社会経済発展のためにインフラ整備、人材養成等の面で協力していきたいと考えております。」とし、「インドシナ地域全体の調和のとれた開発戦略を策定する場として、『インドシナ総合開発フォーラム』の設置を提案したく、その準備のための国際会議を本年秋を目処にわが国にて開催したいと思えます。」と、本格的に日本政府がインドシナ開発に乗り出す意向を鮮明にしたのである。ただし、関係国・機関間の調整に手間取ったため開催は遅れ、1993年12月の準備会合を経て、ようやく1995年2月に初の公式会合（閣僚級）が東京で、河野洋平外務大臣を議長にして開かれた。このように、インドシナ総合開発フォーラムは、日本政府がカンボジア和平に積極的に関与していく中で具体化していったが、この会議は1回の単発に終わり、制度化には至らなかった。

インドシナ地域ないしメコン地域の開発をめぐる構想は、1990年代に入っていくつも登場した。インドシナ総合開発フォーラムの実現が遅れたのも、類似の構想との競合を避け、補完関係を明確化するのに手間取ったからだと言われている。しかし、重要な点で、このフォーラムは他の構想と違っていた。それは、何よりも、インドシナ諸国をASEAN諸国のレベルにまでキャッチアップさせる構想であった。すなわち、戦乱と混乱で開発が大きく遅れた国に対する産業インフラ整備のための経済協力だけでなく、市場経済化を進める国の社会インフラ整備のための政策協力や人材育成を重視していた。さらに、日本との二国間協力ではなく、ASEAN諸国を援助供与側においた多角的アプローチをめざした。もっとも、この構想は狭義のインドシナ3カ国を援助対象にし、ミャンマーは排除されていた。

AEM-METIはASEAN経済大臣（AEM）と日本経済産業大臣（METI）との定期会合である。通常、AEMが開催される際に、日本経済大臣も訪問してback-to-backで開かれる。1992年10月のAEM（マニラ）に通商産業大臣（当時）が出席して、第1回会議（AEM-MITI）が開かれた。

AEM-MITIはもともとASEANと日本との経済協力協議の場であり、ある意味ではマレーシアが提唱して頓挫した東アジア経済グループ（EAEG）構想をとりあえずASEAN側と日本側とだけで実現したものであった。インドシナ開発をめぐる、通産省（当時）は、外務省主導の「インドシナ総合開発フォーラム」（1993年1月提唱、1995年2月開催）に対し、独自の構想を推進した。すなわち、ASEAN経済閣僚・通産相会合（AEM-MITI）の第3回会合（1994年9月）で橋本龍太郎大臣による提案で設置に合意し、早くも1995年3月に初会合がバンコクで開催された「インドシナ産業協力ワーキンググループ（インドシナWG）」である。しかし、通産省の地域構想は、外務省のそれと大同小異であった。つまり、ASEANと協力しながら、インドシナ諸国の構造改革と産業基盤強化を重点的に支援し、インドシナ諸国のASEAN加盟（それに伴うASEAN自由貿易地域計画参加）を側面から促進しようというものだった。もっとも、正式名称が日本語では「産業協力」であるのに対し、英語ではEconomic Cooperationとなっていることから推測できるように、通産省側は産業協力を力点を置いたのに対し、ASEAN側はあくまで経済協力との理解であったと思われる。

1994年9月のインドシナWG設置合意の時点では、AEM議長国（当時はタイ）と日本の代表が共同議長を務め、ASEAN6カ国、インドシナ3カ国及び日本が、インドシナについてのプログラムを検討することになっていたが、1995年3月の初会合には、ミャンマーも参加して支援対象に加わり、1995年のAEM-MITIではASEAN側議長はタイに固定することで合意した。インドシナWGは、「市場経済化の推進」、「市場経済化推進都市構想」、「インフラの整備」、「貿易投資政策レビュー」、「セクター別の市場リンケージの強化」、「鉱物資源開発協力」、「人材育成」などのテーマで頻りに会合を重ねた。東南アジアに産業協力を導入しようとする日本の通産省と、インドシナへの橋頭堡たらしめるタイとの主導により、ASEAN未加盟の4カ国が来るべきASEAN本加盟に備えるというかたちで、これら4カ国の改造に乗り出したのである。しかし、日本側が重視していたベトナムは、1995年7月にASEAN本加盟を果たしたため、協力対象からはずれ、インドシナWGはCLM-WGになった。

1997年7月にアジア経済危機が起ると、通産省は同年10月の第6回AEM-MITIで「CLM-WG」を改組してASEAN全体で日本との産業協力を進めることを提案する。しかし、相変わらずのASEAN側の慎重姿勢のため、12月の日本・ASEAN首脳会議で再度提案し、ようやく「産業協力の推進、ASEAN競争力の改善、新規加盟国への開発協力の支援のために、既存のAEM-MITIの下にCLMワーキング・グループ改組により、大臣レベルを両議長とする新しい組織を設置」（共同声明、パラグラフ8）することで、ASEANの同意を得たのである。危機は、これを克服するための構造改革の一環として、一国レベルでの産業政策（特に裾野産業育成）の必要性のみならず、地域レベルでの産業協力の必要性を各国政府に認識させたといえよう。もっとも危機が起らなくても、CLM-WGの見直しは不可避だったにちがいない。なぜなら、1995年のベトナムに加えて、1997年7月にはラオス、ミャンマーが（計画ではカンボジアも）ASEANに本加盟し、日本とASEANが、未加盟のインドシナ諸国に対して産業協力を始めとする様々な支援をするという図式が、成立しなくなってしまったからである。

首脳会議で合意した新組織は、「AEM-MITI産業協力委員会」（AMEICC）として設置され、

1998年11月にはAEM-MITIに替わってAMEICC第1回会合（於バンコク）が開かれ、ASEAN未加盟のカンボジアもオブザーバーとして参加した。危機の深刻化もあって、少なくとも日本側の認識としては、産業協力だけではなく、経済構造改革に対する支援と協力が前面に出ており、その一環としてAMEICCの活動が位置付けられた。2000年10月のASEAN経済閣僚会議（チェンマイ）に際しては、第3回AMEICCとともに、3年ぶりに第7回AEM-MITIが開かれた。

コラム70 APECにおける貿易自由化

(大庭 三枝)

APECは1989年11月に、「アジア太平洋」における経済分野についての意見交換を行う場として発足した。緩やかな制度の維持、コンセンサス方式、「開かれた地域主義」の原則に加え、貿易・投資の自由化、貿易・投資の円滑化、開発経済協力という活動の三本柱が、初期のAPECにおいて確認されていた。

1993年の閣僚会議の議長国であったアメリカのイニシアティブを直接的なきっかけとして、APECは貿易・投資の自由化を迅速に推進するための枠組みであるとの性格が強化された。シアトルにおける1993年11月の第5回APEC閣僚会議では、「貿易・投資に関する枠組み宣言」が採択され、貿易・投資委員会の設置が決定された。また、このとき初のAPEC非公式首脳会合が開催された。翌1994年のインドネシアにおける第2回APEC非公式首脳会合では、スハルト大統領のイニシアティブにより、APEC加盟国のうち先進国は2010年、発展途上国は2020年までに貿易と投資の自由化を達成するという目標が盛り込まれた「ボゴール宣言」を採択した。

1995年11月の大阪におけるAPEC第7回閣僚会議では、大阪行動指針が採択され、APECで自由化を進める上での原則が示された。その中では、自由化を進める上での例外分野を一時的にでも認めるとする「柔軟性原則」、また自由化に関して各国の裁量を尊重する「自主性原則」が盛り込まれていた。この大阪行動指針により、APECが拘束力のある決定を行うことによって加盟国が自由化を一律に進めるのではなく、ピア・プレッシャーのもとで各国が「自主的」に貿易の自由化を進めていくという路線が決定されたのである。これ以後APECの活動は、(1) 関税措置、(2) 非関税措置、(3) サービス、(4) 投資、(5) 基準認証、(6) 関税手続、(7) 知的所有権、(8) 競争政策、(9) 政府調達、(10) 規制緩和、(11) WTOの実施、(12) 紛争処理、(13) ビジネス関係者の移動、(14) 情報の収集と分析、の14分野において、APEC加盟国が共同で取り組むべき行動をまとめた「共同行動計画CAP」の策定および実施と、自国が取り組むべき行動を各国それぞれがまとめた「個別共同計画(IAP)」の策定および実施の二本立てを中心として進められることになり、貿易の自由化はその中に組み込まれた。ただし、具体的な貿易自由化については足踏み状態が続いた。環境保全機器、水産物、林産物などの9分野において優先的に自由化を進めるとする早期自主的分野別自由化(EVSL)をめぐり、1998年のクアラルンプールAPECにおいて妥協が成立しなかったことは、APECにおける貿易自由化を停滞させる決定打となった。

その後、二国間および多国間のFTA締結の動きが加盟各国を巻き込む「流行」となる一方で、APECでの貿易に関する議論は円滑化措置に関するものに集中する傾向を強めている。2001年10月の上海APECでは、ボゴールで示された自由化目標への道筋の明確化を掲げ、大阪行動指針の拡大および更新や、ボゴール目標に向け複数のメンバーによる先行的な試みの開始を促す「パスファインダー・アプローチ」の推奨、および貿易円滑化についてAPEC域内での取引費用を2006年までの5年間で5%削減するという目標などが盛り込まれた、「上海アコード」が採択された。2002年10月のロスカボスAPECでは、貿易円滑化の削減目標を達成するための「貿易円滑化行動計画」が採択された。2001年9月のアメリカ同時多発テロによってテロリズムが脅威として認識され、APECにおいても反テロ宣言の採択をはじめとするテロ対策への試みが進められようとしているなかで、こうした貿易円滑化措置を進めることとテロリズム対策の推進との間の整合性をいかに保つかが、現在APECにおける議論の焦点のひとつとなっている。

コラム71 メコン総合開発（GMS）とタイ

（小山 伸広）

メコン総合開発プログラム（Greater Mekong Subregion Program：GMS）はアジア開発銀行（ADB）のイニシアティブにより1992年に開始された。メコン川流域のカンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオスと中国雲南省の5ヵ国1地域をカバーしており、面積は230万km²、人口は2.5億人の広大な地域である。人々は主に農業により生計を立てているが、1日1ドル以下の貧困農民が多い。都市と農村／富裕層と貧困層の格差の拡大、少数民族問題、低い保健・教育水準、自然環境の荒廃など、改善すべき課題が多い。

GMSプログラムは、(a) 開発機会の拡大、(b) GMS諸国の投資と貿易の振興、(c) 国境通過の容易化、(d) 共通する資源と政策問題の改善を主な目標とし、(1) エネルギー、(2) 環境と自然資源の管理、(3) 人的資源開発、(4) 投資、(5) 観光、(6) 通信、(7) 運輸、(8) 貿易、の8分野を重視している。1992年以来、共通認識の醸成、協力フレームワークの確立、プロジェクトの形成・準備というフェーズを経てきており、2000年以降、実施に向けた第4フェーズに入っている。8分野の中でも、運輸（特に、GMSの骨格道路の整備）、貿易（特に、人と貨物の国境通過の容易化）およびエネルギー（特に、水力発電と送電線の開発）が重視されてきた。過去10年間の投資総額は20億ドル（GMS諸国10億ドル、ADB7億7,000万ドル、コファイナンス2億3,000万ドル）ということである。

GMSプログラムでは、首脳会談、各分野の大臣会合、高級事務者レベル会合などが継続的に開催されてきたが、2002年11月3日、GMSプログラムの10周年を記念する「GMSサミット会合」がプノンペンで開催された。この機会を捉え、“A Strategic Framework for the Next Ten Years of Economic Cooperation”が作成され、次の5分野が重視されることになった。(1) 各種インフラの連携強化、(2) 国境を超えた投資と貿易の振興、(3) 民間セクターの参加促進と競争力強化、(4) 人的資源開発とスキルの向上、(5) 環境保全と自然資源の持続可能な活用、がそれである。

タイ政府は、近隣諸国およびアジア各国との外交関係を改善し開発協力を強化するという外交政策に沿い、GMSプログラムに積極的に協力してきた。「GMSサミット会合」において、タクシン首相は次のように述べている。「国境を超えた開発を重視することが必要であり、各国はGMSアジェンダを国家経済計画に採り入れるようにしたい」、「ADBにはタイ以外のGMS諸国への協力を重視していただき、タイは自らの力で自国の開発を推進するよう努力する」。今後10年を目指す新たなGMS戦略フレームワークとタクシン首相のGMSに対する取組み姿勢を、十分に考慮することが必要だろう。

コラム72 技術経済協力局(DTEC)とはどんな組織ですか？

(末廣 昭)

JICAの窓口になっているタイの援助担当機関が「技術経済協力局」(Department of Technical and Economic Cooperation: DTEC)である。DTECの前身は、1950年9月に、アメリカとのあいだで「タイ米経済・技術援助協定」が締結されたときに設置された窓口機関(対アメリカ技術経済協力運営委員会)であった。ちなみにこの協定は、タイ国軍の朝鮮戦争への参加の見返りとして、アメリカが軍事面での技術協力を認めたものである。さてこの委員会は、1954年11月に「対外技術経済協力分析・運営委員会」(Kho.Wo.So.)に改組され、さらに1959年7月、首相府のもとに国家経済開発会議事務所(NEDB、のち国家経済社会開発庁NESDBに発展)が新設されたとき、経済開発計画担当課、国民所得会計担当課、中央統計担当課、対外技術経済協力担当課の4つの部局のひとつに組み込まれた。そして1963年5月に、が国家統計局(NSO)として、が現在のDTECとして、それぞれ「局」として分離独立し、とのみがNESDBにとどまった。したがって、DTECの事業開始は1963年である。また、設立経緯から分かるように、NESDB、NSO、DTECの3つはもともと姉妹機関であり、実際、現在にいたるまで3機関は、ラーンアン通りに面した同じ敷地内にオフィスを構えている。

設立当時、8課から始まったDTECは、タイ政府自身の技術協力の本格化を受けて、1993年に大幅な組織再編を行ない、9課の編成に変わった。具体的には、局事務所(総務課)、企画課、対外協力第1課、対外協力第2課、対外協力第3課、研修訓練課、事業資金課、事業資材・租税対策課、事業会計監査課の9つがそれである。第1課が北米、オセアニア、アジア諸国、日本、ボランティア組織からの援助受入を、第2課が国連機関、EU、NGOからの援助受入を、第3課がタイ政府の途上国向け援助をそれぞれ担当する。スタッフは2000年現在、正規職員(公務員)が272名、雇用者が52名、臨時雇いが8名の計332名(うち女性258名)である。初代局長(1963-68年)には、経済学者として著名なブンチャナ・アッターゴン教授が任命された。

2002年10月の大掛かりな省庁改編で(コラム7参照)DTECは首相府傘下の組織から外務省のなかの一部局へと、40年ぶりに組織替えがなされた。このとき、第10代目の局長に任命されたのが、現在のプラダーブ・ピブソンクラームである。プラダーブは、「1932年立憲革命」の立役者のひとり、戦前・戦中(1938-44年)と戦後(1948-57年)、2度にわたって首相をつとめたプレーク・ピブソンクラーム元帥(1957年のクーデタのあとアメリカ、そして日本に亡命し、1964年に相模原市で逝去)の次男の息子、つまり孫である。外務省のなかでは経済局、ASEAN局を経た生粋の外務官僚の大物であり、タクシン首相の強い信頼を受けて新局長に就任した。2002年10月の省庁再編の際、DTECは2年以内に廃止することが閣議で決定されている。また、タクシン首相は「インターナショナル・パートナーシップ方式」(コラム74参照)を主張しており、従来の技術経済協力を抜本的に見直す意向も示しているため、DTECの今後の役割については注視していく必要がある。

外務省傘下にある技術経済協力局（DTEC）は、現在2つの機能をもっている。ひとつは国連機関、NGO、日本、アメリカ、EUなどからの援助の受入窓口としての機能であり、各国・各機関とのあいだのプロジェクトの調整、国内の関係省庁や団体との連絡や要望のとりまとめを行う。日本のJICAとの交渉にあたるのはDTECのなかの一部局である「対外経済協力第1課」である。もうひとつは、タイ政府自身が主としてインドシナ諸国向けに、1990年から実施している「タイ国際協力プログラム」(Thai International Cooperation Program: TICP)の運営である。1988年から始まる経済ブーム、当時のチャチャイ政権の「インドシナを戦場から市場へ」という近隣諸国向け外交戦略の開始、そして1992年に中央銀行総裁ウィットが公表した「タイをインドシナ大陸の金融センターに成長させる」という方針、いわゆる「東南アジア大陸部金融センター構想」の後押しを受けて、後者のTICPは1992年から本格化した。

付表1は、1997年から5ヵ年間の外からの援助受入上位10ヵ国・機関と、タイ自身の援助の上位4ヵ国の推移を整理したものである。1997年から2001年までの5ヵ年間の累計をみると、受入総額は5億3,294万ドル（199億バーツ）であり、タイからの援助金額の累計10億バーツの約20倍である。援助国・機関別にみると、日本が全体の28%を占め、他国・機関を大きく引き離している（コラム76参照）。日本に次ぐのはドイツ、NGO組織であり、以下国連機関（UNDP, UNICEF, UNFPA）、デンマーク、フランス、アメリカとなっている。1970年代まで大きなシェアを占めたアメリカが後退していること、通貨危機のあとデンマーク、スウェーデン、イギリスなどが「援助の絞り込み」を行い、援助額を減らしていることなどが特徴である（コラム107参照）。日本は1970年代以降、一貫してタイ向け援助額を増やし、かつシェアもほとんど30%前後で変化していない。

一方、タイからの援助に目を向けると、過去5年間のうち76%が、ラオス、カンボジア、ベトナム、ミャンマーの近隣4ヵ国（CLMV）に集中していた（コラム101参照）。TICPは、二国間援助、途上国からの受入研修、途上国間技術協力への参画、第三国向け援助、タイ政府、日本やカナダや国連機関などと途上国との「三者」もしくは「多角的援助」の5つのカテゴリーからなるが、大半はインドシナ諸国との「二国間援助」である。なお、タイ自身の援助は、1990年2,200万バーツから1992年には1億7,500万バーツへと急増した。その後、1993年2億300万バーツ、1995年2億9,900万バーツ、1996年3億2,700万バーツ、1997年4億1,200万バーツと順調に伸びたが、通貨・金融危機の影響で、1998年には2億8,800万バーツ、1999年にはついに1億1,300万バーツの水準にまで下がった。JICAとのあいだで締結された「南南協力」でも、5ヵ年のあいだに「日本70%・タイ30%」の負担を両国50%の対等負担に変える予定が、2001年には日本が85%を負担するまでになっている。

表1 タイ技術経済協力局 (DTEC) への援助国・機関別推移：上位10位 (1997・2001年度)

単位：1,000ドル

援助国・機関		1997	1998	1999	2000	2001	*1997 - 2001
1	日本 (日本の%)	32,469 28.8	29,795 28.1	31,721 26.5	32,589 30.3	24,181 27.9	150,756 28.3
2	ドイツ	12,583	13,103	12,995	12,269	11,803	62,753
3	NGOs	13,999	9,490	12,922	13,054	11,236	60,701
4	国連機関	14,000	13,103	11,000	3,438	6,596	48,137
5	デンマーク	11,887	9,031	11,878	8,228	5,587	46,611
6	フランス	5,156	6,957	8,367	7,676	6,834	34,990
7	アメリカ	3,580	234	8,775	12,170	6,566	31,325
8	オーストラリア	3,323	3,817	6,270	4,653	4,615	22,678
9	ボランティア団体	4,733	4,208	4,177	4,291	4,770	22,180
10	欧州連合	2,786	1,936	3,929	3,267	2,093	14,011
過去5年上位10カ国・機関の小計		104,545	91,701	112,061	101,665	84,309	494,168
その他		8,251	14,378	7,451	6,061	2,515	38,769
合計 (1,000ドル)		112,797	106,079	119,512	107,726	86,824	532,937
合計 (1,000パーツ)		3,045,505	4,402,266	4,409,991	4,201,302	3,802,887	19,861,950

(注)(1) 会計年度2001年は2000年10月から2001年9月までをさす。

(2) 国連機関は、UN Development Program (UNDP), UNICEF, UNFPA

(3) 網掛け部分は、この5年間で大きく援助金額を減らした国・機関。

出所：DTECホームページの各年度統計から未廣作成。

表2 タイ技術経済協力局 (DTEC) が援助する国の推移：CLMVとその他の国 (1997・2001年度)

単位：1,000パーツ

被援助国		1997	1998	1999	2000	2001	*1997 - 2001
1	ラオス	176,600	126,970	66,170	48,800	36,650	455,190
2	カンボジア	56,190	44,650	13,810	14,580	22,150	151,380
3	ベトナム	47,840	34,310	9,500	9,100	21,490	122,240
4	ミャンマー	24,870	19,050	5,140	16,700	3,950	69,710
CLMV小計		305,500	224,980	94,620	89,180	84,240	798,520
CLMVの%		74.2	78.0	76.9	78.8	74.5	76.1
その他諸国		106,500	63,320	28,440	24,000	28,800	251,060
合計		412,000	288,300	123,060	113,180	113,040	1,049,580

出所：DTEC (2002). *Thai International Cooperation Program 2001 Report*, Bangkok. p. 64.

日本政府は1996年2月に行った経済協力総合調査の結果を受けて、1998年からタイ政府とのあいだで「政策提携」を実施することに合意し、次の5つの「援助重点領域」を決定した。すなわち、社会開発、環境保全、地方・農村開発、経済基盤の整備、地域協力（南南協力）の5つがそれである。さらに、2000年3月に制定された「国別援助計画」では、(1)先の5つの重点領域の継続、(2)アジア経済危機からの中・長期的回復に向けての支援、(3)人材育成の強化を対象に、タイの自立的発展を支援することを重点としてきた。その意味では、援助国による一方的な支援ではなく、援助受入国であるタイとの政策協議を重視するようになっている。

一方、タクシン政権は、日本との関係を「援助国・被援助国」(donor-recipient)として捉える従来の見方に対して強い抵抗感を示し、「開発のためのインターナショナル・パートナーシップ」の構築を要求している。実際、DTECに対しても、従来の方針である 友好国との関係の緊密化、タイにおける「開発」の経験の他国への移転、人材と制度の開発の国際基準への合致、民間企業の対外事業の支援の4点から、他国（友好国に限らない）との関係緊密化、地域における「技術センター」としての役割強化、開発と貧困軽減への支援、「パートナーシップ形式」にもとづく協力の推進、民間と国民の参加を促す（開発方式）の支援、グローバル世界におけるタイの技術協力の拡充の6点に、重点を移行させることを指示している。つまり、援助受入機関ではなく、世界に向けて技術協力を実施するDTECの役割が強調されているのである。

ここで注意すべきは、タイ側が使っている「パートナーシップ形式」の意味内容であろう。タイ語は「baep hun-suan」であり、企業形態のひとつである「有限パートナーシップ」をさすこの言葉は、企業と同様に出资者（パートナー）が、同一の事業に対して出資を行い、その拠出分に応じて責任をとる体制を意味する。単に「対等な立場」といった理念、「政策対話」といった協議のプロセスだけではなく、経済協力のありかたそのもの、つまり、政府主導から民間主導への変更を意図している点にまず注意しておきたい。

さて、DTECが「パートナーシップ形式」を採用したのは、アーナン政権とアメリカとのあいだで1993年に合意した「US-THAI Development Partnership Program」が最初であった。これは新事業立ち上げのための創業資金（seed money）を、アメリカとタイが応分に出資し、製造業や流通業、通信業の事業発起や研究開発を支援していこうとするもので、仲介機関（knowledge partner）として、ノースカロライナ大学のなかにある民間のFrank Hawkins Kenan Instituteが選ばれた。具体的には同研究所がバンコクに「Kenan Institute Asia」(KIAAsia)を新設し、タイ政府、アメリカ政府、KIAAsiaの3者がそれぞれ平等に350万ドルずつ拠出する（1996年7月）この方式のもとで、アメリカとはさまざまなパイロットプロジェクトが実施され、その後、同方式はデンマークやカナダに対しても適用された。「パートナーシップ方式」には、すでに中進国の仲間入りを果たしたと自負するタイ政府が、技術や知識ベースの企業を育成するために、市場原理にもとづく新しいタイプの経済協力を重視している姿勢がうかがえる。

国際協力銀行(JBIC)もしくは旧海外経済協力基金(OECF)が扱う「円借款」のタイ側の窓口となり、公的債務の借入手続き、政策立案、案件監理、債務管理、監督全体を統轄する機関が、公的債務管理局(タイ語は公的債務管理事務所)(Public Debt Management Office: PDMO)である。PDMOはもともと財務省のなかの「財政経済局(タイ語は財政経済事務所)」(Fiscal Policy Office: FPO)の一部であった。財政経済局は、財政政策の独立性を確保するために、財務省中央会計局から1961年10月に分離独立した機関であり、当時中央銀行総裁であったプワイ・ウンパゴーンが初代局長を兼任した。設立当初は、総務、経済、財政、統計の4課からなり、その後、1972年に経済課は租税政策課、財政課は財政金融政策課に改組された。公的債務の管理運営業務(借入政策課)が加わったのは1976年からである。以後、「借入政策課」は、1980年代前半のIMFの緊急融資や世銀の構造調整融資を受けて設置された「国家債務政策委員会」(NDPC)と協力して、対外債務の管理運営にあたってきた。

財政経済局が大きく変わるのは、1997年の通貨・金融危機以後である。国際金融機関との政策合意で、「公的債務」の範疇が、中央銀行勘定の「金融機構開発基金」(FIDF)の残高にも拡充され、さらにその合計額を名目GDPの60%以下に抑制することが決まったため、「公的債務」の厳格な管理が重要政策課題として浮上した(コラム4参照)。その結果、政府は財政経済局の傘下にあった公的債務管理部門を通貨危機後、分離し、実質的な独立機関(局相当)に改組した。なお、「公的債務管理局」として、公式に「局」に格上げされたのは、2002年10月の省庁再編のときである(コラム7参照)。また、このときの改組にあたって、PDMOの業務には、従来の対外借入だけでなく、「国内借入事業」の政策立案、事業の監理、債務管理、監督もつけ加えられた。

政府借款の実施プロセスは、各省庁・機関が候補案件を提出し、これを国家経済社会開発庁(NESDB)が財務省の担当部局(とくにPDMO)と協議の上スクリーニングし、閣議の承認をへて財務省が対外の該当機関(JBICなど)と借入手続きをとるというものである。この手続きと財務省・NESDBのあいだの協力関係については、2002年10月の省庁再編以後も基本的には変わっていない。ただし、NESDBの経済開発計画策定の機能縮小や財政経済局の機能別の分割が進み、そして何よりPDMOの役割が、従来の「経済成長のための政府借款の拡充」から「経済安定のための政府借款の効率化と絞り込み」に移行した現在、経済ブーム期以後の「右肩上がり」の政府直接借入の時代は終わったといえよう。実際、タクシン政権は為替リスクが高まるなか、「円借款」を含めて対外借入については慎重な立場をとり、政府の資金調達にあたっては、国債や優良国営企業の企業債を含めて、財源の多様化を検討している。

1994 - 2000年の7年間における日本の政府開発援助（ODA）は年平均90億7,600万ドルであり、この期間における全世界の年平均ODA額542億9,100万ドルの17%に達した。

同7年間における日本のODAの地域配分は、アジア地域60%、アフリカ地域14%、中南米地域9%、国際機関への拠出など14%となっており、アジア地域への配分が圧倒的に大きかった。経年的に見ると、アジア地域のシェアが減少し、アフリカ地域のシェアが増加する傾向を示したが、1998年以降においては、アジア経済危機からの回復支援のためアジア地域への供与額が急増し、アフリカへの配分が増加する傾向とはなっていない。過去の実績を踏襲した地域配分が継続していると言えよう。

同7年間における日本の国別ODA供与額を見ると、タイ（年平均供与額6億800万ドル）は、中国、インドネシアに次いで、第3位の受取国であり、インド、ベトナムが続いている。これら5カ国は、2000年において、タイのみ一人当たりGNIが1,980ドルの低中所得国であり、他の4カ国は400～850ドルレベルの低所得国であった。日本が供与するODAの一人当たり受取額を見ると、タイ10.0ドル、ベトナム4.7ドル、インドネシア4.5ドル、中国0.8ドル、インド0.6ドルであり、中所得国タイが際立って大きく、これら低所得国を大きく上回った。

一方、タイが全世界から受取るODA額を見ると、1996 - 2000年の5年間における年平均受取額は7億6,220万ドルであり、グラント受取額は2億8,180万ドルであった。総額で見ると、日本のシェアは84.1%と圧倒的に大きく、ドイツ4.7%、デンマーク2.3%を大きく引き離している。同様に、グラントでも日本のシェアは46.5%と圧倒的に大きく、ドイツ8.3%、デンマーク7.9%を大きく引き離している。タイに対するODAローンでは、世界銀行、アジア開発銀行などのローンがODAとして扱われていないため、JBICからのローンが唯一と言える。1996 - 2000年の5カ年間は、年平均5億1,000万ドルのローンが供与された。

このように、タイは中所得国であるが、多くの低所得国を抑え、日本からのODA受取では第3位を維持している。タイに対する日本以外の国・機関からのODA供与額はさほど多くないため、日本の対タイODAは総額で80%以上のシェアを有しており、また、グラントだけで見ても50%に近い高いシェアを維持している。タクシン政権が重視する「開発のための国際的・パートナーシップ」の確立という観点から、日本の対タイODAの絶対量のあり方についても十分に検討することが必要と言えよう。

表1 Japan: Net Disbursements of ODA / OA to Regions

単位：US\$ million

Year	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	Average
Total	9,557.8	10,418.5	8,207.2	6,552.2	8,553.1	10,475.8	9,768.1	9,076.1
Unspecified	1,145.5	1,301.8	1,196.2	1,211.9	1,047.5	1,224.6	1,591.6	1,245.6
Asia Total	6,023.1	6,150.4	4,423.4	3,441.7	5,637.6	6,996.7	5,786.4	5,494.2
Far East Asia	3,593.4	4,085.0	2,680.0	1,926.4	3,628.3	5,164.9	3,982.0	3,580.0
(Thailand)	382.6	667.4	664.0	468.3	558.4	880.3	635.3	608.0
South & Central Asia	1,941.3	1,616.6	1,435.7	1,135.3	1,720.8	1,441.4	1,455.4	1,535.2
Middle East	479.0	405.1	290.2	370.9	269.9	369.8	324.5	358.5
Unspecified	9.3	43.7	17.5	9.2	18.6	20.6	24.4	20.5
Oceania	127.1	159.9	197.7	159.1	147.2	138.3	151.1	154.3
America Total	832.2	1,141.6	985.9	715.0	552.8	814.4	799.6	834.5
North & Central America	410.1	606.9	543.4	359.4	159.2	274.9	232.1	369.4
South America	416.8	532.0	440.3	354.5	392.5	537.2	565.0	462.6
Unclassified	5.3	2.6	2.2	1.1	1.1	2.2	2.4	2.4
Africa Total	1,406.8	1,615.4	1,331.2	965.9	1,102.3	1,213.9	1,226.1	1,265.9
North of Sahara	242.0	261.3	245.3	162.7	151.8	218.6	256.5	219.7
South of Sahara	1,163.3	1,352.5	1,083.9	793.4	948.0	992.0	967.6	1,043.0
Unclassified	1.5	1.7	2.0	9.8	2.5	3.3	2.0	3.3
Europe	23.3	49.5	72.9	58.6	65.8	88.0	213.4	81.6
World Total ODA / OA	60,821.8	59,844.0	56,666.7	48,714.9	50,906.8	52,712.3	50,372.2	54,291.2

単位：%

Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
Unspecified	12.0	12.5	14.6	18.5	12.2	11.7	16.3	13.7
Asia Total	63.0	59.0	53.9	52.5	65.9	66.8	59.2	60.5
Far East Asia	37.6	39.2	32.7	29.4	42.4	49.3	40.8	39.4
(Thailand)	4.0	6.4	8.1	7.1	6.5	8.4	6.5	6.7
South & Central Asia	20.3	15.5	17.5	17.3	20.1	13.8	14.9	16.9
Middle East	5.0	3.9	3.5	5.7	3.2	3.5	3.3	3.9
Unspecified	0.1	0.4	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
Oceania	1.3	1.5	2.4	2.4	1.7	1.3	1.5	1.7
America Total	8.7	11.0	12.0	10.9	6.5	7.8	8.2	9.2
North & Central America	4.3	5.8	6.6	5.5	1.9	2.6	2.4	4.1
South America	4.4	5.1	5.4	5.4	4.6	5.1	5.8	5.1
Unclassified	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Africa Total	14.7	15.5	16.2	14.7	12.9	11.6	12.6	13.9
North of Sahara	2.5	2.5	3.0	2.5	1.8	2.1	2.6	2.4
South of Sahara	12.2	13.0	13.2	12.1	11.1	9.5	9.9	11.5
Unclassified	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
Europe	0.2	0.5	0.9	0.9	0.8	0.8	2.2	0.9
World Total ODA / OA	15.7	17.4	14.5	13.5	16.8	19.9	19.4	16.7

表2 Biggest Recipient Countries of Japanese ODA / OA

単位：US\$ million

Year	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	Average
China	1,479.4	1,380.2	861.7	576.9	1,158.2	1,226.0	769.2	1,064.5
Indonesia	886.2	892.4	965.5	496.9	828.5	1,605.8	970.1	949.3
Thailand	382.6	667.4	664.0	468.3	558.4	880.3	635.3	608.0
India	886.5	506.4	579.3	491.8	505.0	634.0	368.2	567.3
Vietnam	79.5	170.2	120.9	232.5	388.6	680.0	923.7	370.8

表3 Comparison of the Biggest Recipient Countries of Japanese ODA / OA in 2000

	Pop. (mil.)	GNI (\$ bil.)	per Capita GNI (\$)	ODA/OA per Pop.
China	1,261.1	1,067.6	847	0.8
Indonesia	210.4	142.7	678	4.5
Thailand	60.7	120.5	1,985	10.0
India	1,015.9	477.2	470	0.6
Vietnam	78.5	31.3	399	4.7

出所：OECD (2002) *Geographical Distribution of Financial Flows to Aid Recipients*

表4 ODA Receipt of Thailand, 1996 - 2000

	1996	1997	1998	1999	2000	Average	1996	1997	1998	1999	2000	Average
1. Total ODA Net Received (million US\$)							(%)					
Japan	664.0	468.3	558.4	880.3	635.3	641.3	80.0	74.8	79.3	87.2	99.2	84.1
Germany	23.2	35.3	45.3	57.5	19.2	36.1	2.8	5.6	6.4	5.7	3.0	4.7
Denmark	19.0	28.9	12.3	30.3	- 1.5	17.8	2.3	4.6	1.7	3.0	- 0.2	2.3
Australia	20.5	13.9	12.5	12.5	13.8	14.6	2.5	2.2	1.8	1.2	2.2	1.9
Others	103.2	79.6	76.1	29.2	- 26.1	52.4	12.4	12.7	10.8	2.9	- 4.1	6.9
Total	829.9	626.0	704.6	1,009.8	640.7	762.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2. Grants (million US\$)							(%)					
Japan	137.3	128.7	140.3	126.1	122.6	131.0	41.8	42.2	49.8	48.8	52.1	46.5
Germany	27.0	26.6	22.7	22.2	18.7	23.4	8.2	8.7	8.1	8.6	7.9	8.3
Denmark	22.0	31.4	14.9	32.8	10.8	22.4	6.7	10.3	5.3	12.7	4.6	7.9
Australia	20.5	13.9	12.5	12.5	13.8	14.6	6.2	4.6	4.4	4.8	5.9	5.2
Others	121.5	104.7	91.1	65.0	69.5	90.4	37.0	34.3	32.4	25.1	29.5	32.1
Total	328.3	305.3	281.5	258.6	235.4	281.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3. Other than Grants (million US\$)							(%)					
Japan	526.7	339.6	418.1	754.2	512.7	510.3	105.0	105.9	98.8	100.4	126.5	106.2
Germany	- 3.8	8.7	22.6	35.3	0.5	12.7	- 0.8	2.7	5.3	4.7	0.1	2.6
Denmark	- 3.0	- 2.5	- 2.6	- 2.5	- 12.3	- 4.6	- 0.6	- 0.8	- 0.6	- 0.3	- 3.0	- 1.0
Australia	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Others	- 18.3	- 25.1	- 15.0	- 35.8	- 95.6	- 38.0	- 3.6	- 7.8	- 3.5	- 4.8	- 23.6	- 7.9
Total	501.6	320.7	423.1	751.2	405.3	480.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：OECD (2002) *Geographical Distribution of Financial Flows to Aid Recipients*

タイODAに占める日本のODAの特色（1996 - 2000年）

1. Total ODA Net : (1) タイのODA ネット受領額はUS\$626 ~ 1,010 millionの範囲で推移した。
(2) タイODA ネット受領額の75 ~ 99%を日本のODAが占めた。
(3) 日本のODAはドイツ、デンマーク、オーストラリアなど2位以下の援助国ODAの12 ~ 70倍に達した。
2. Grants : (4) タイのグラント受領額は、経年的に減少し、US\$328 millionからUS\$235 millionへと28%減少した。
(5) タイのグラント受領額の42 ~ 52%を日本のグラントが占め、シェアは増加傾向を示した。
(6) 日本のグラントはドイツ、デンマーク、オーストラリアなど2位以下の援助国グラントの4 ~ 11倍に達した。
(7) 世銀とADBの融資はOOFに分類され、前者は - US\$58 ~ US\$626 million、後者は - US\$422 ~ 531 millionの範囲で推移した。

コラム77 タイ向けODAのなかの日本のNGO活動

(佐藤 正喜)

タイ国の中で日本のNGO活動がはじまったのは、1970年代後半のインドシナ難民の支援からと考えるのが自然だと思う。海外で働く「ボランティア」という言葉もこのころからである。私自身あるNGOに身をおいていた時期があり、そのときの経験からはじめたいと思う。

アジアの隣人が助けを求めている、日本からの距離もそれほど遠くなく、非常に来やすい状況はあったと思う。今でも憶えているが、その志願者のファイルを拝見したことがある。それは1,000人を超えた膨大な数だった。一つのNGOでそれだけだから、全て合わせると相当な数に達していよう。ODAという考えはその頃はあまり意識していなかったが、実際は国連機関を通して、億を超える金額が日本のNGOに流れていたはずである。私自身も国連機関に予算の交渉に行ったことを記憶している。タイ国の中でも欧米・日本・タイのNGO、とりわけインドシナ難民の救援についてのコーディネーションの機関があり会合もあった。

1980年代後半になり、インドシナ難民も収束に向かって、日本のNGOはタイ国内での活動に目を向け始めた。1982年当時、東北タイにあるスリン県で井戸掘りのプロジェクトをしていた時、カナダのCUSOもタイのNGO・GOと協力しながら農村開発をしていた。その時、CUSOのカナダ人スタッフと話す機会があった。印象に残っていることは、「このプロジェクトの資金の大半はカナダのODAのお金である、だから私達は、カナダの納税者、すなわちカナダの国民にこれらのプロジェクトをきちんと説明しなければいけないし、適切に使うように努力している」という発言であった。

2002年11月に、タイ国日本大使館でNGO協議会が大使館の主導で開催された。そのときのキーワードが、透明性、説明責任、国民参加が必要ということで、このようなNGOと政府機関との協議会が始められたことの説明があった。1982年にカナダのNGOと政府機関は、すでに「透明性、説明責任、国民参加」を実施していたのだった。時代の流れを見れば、インドシナ難民に関わった多くのNGOがタイ国内の活動を始め、一方、主に北タイでの山岳民族に対する支援活動が始まったり、スラム・農村での子供への奨学金のプロジェクトが始まり、郵政省の郵便ボランティア貯金がタイ国の日本のNGOに対する支援を始め、同時期外務省では小規模無償援助、現在の「草の根無償援助」を開始した。活動の中身はともあれ、ようやくODAがNGO活動に支援されるという追い風が始まった。とはいえ、ハードの支援や建物・車両等が中心で、いまだソフト面についての支援が極々少ない。

少々脱線するが、タイのNGOは1970年代の民主化の運動がその活動に影響を与え、農村・スラムでの活動が始まり、欧米の大口のドナーが援助を拡大していったと見たほうが自然であろう。それと並行して、インドシナ難民の活動が始まり、タイのNGOは活況を呈していくが、インドシナ難民の収束、タイ国の経済発展により、大口のUSAIDの撤退に始まり、多くのタイのNGOは財政的に苦しくなっていく。活動を終了したNGOも多くあった。ところが今度は、エイズの問題がクローズアップされ、エイズ支援のNGOが感染者グループも含め活況を呈している。十分とは言えないが、住民組織の力が台頭して来て、タイ国政府も無視できなくなっているのではないだろうか。タイ政府内でも、地域住民に各種サービスを実施しているのが現状である。

そういった現状を踏まえて日本のNGOのタイ国内での活動の意味が問われているのではと思う。タイのNGOも、住民組織が十分に力をつけ、内部の力だけで十分活動が成り立つような状況になった現在、NGOの存在意義自体が問われる時がくるのであろう。

まず第一の前提として、エイズに感染しても多剤併用療法（HAART）によって、多少の配慮すべきことはあるが、普通に生活でき、普通に就労が可能であること（ただし、継続してこの療法、薬を飲み続けなければならない）。第二に、エイズに感染したからすぐに、上記の多剤併用療法（HAART）が必要なわけではなく、定期的な検査などを行い、症状が重くなった時、CD4の値が低下、ウィルスの量によって、薬の服用が開始されること。この二つの前提を十分理解すれば、エイズは特別な病気ではなく、多くの感染症の一つとしてとらえたほうが、以前のような偏見やおそれから自由な発想で対処できるのではと考えている。将来ワクチンなどが開発されればなおのこと、特別な病気の範疇に入らなくなることであろう。

以下私が関わり、その過程においてかすかな確信を得た事例を提示してみたい。私が関わったプロジェクトの発端は、JICAのエイズ対策支援に直接関わっていたドクターからはじまった。エイズは「経済問題」だとして、経済的に自立することがエイズの支援になるというドクターらしからぬ考えをもっていた。「私はタイ国エイズケア・地域ネットワークプロジェクトのリーダーとして、北タイのパヤオ県に赴任しました。パヤオ県はタイでも最もHIV感染率の高い所で、感染者（PHA）の窮状は想像を絶するものでした。当時は、PHAに対する社会経済的支援も、多剤併用療法（HAART）も、日和見感染症治療すらも存在しなかったからです。何をすればいいのかが皆目判りませんでした。その頃、AZTと粉ミルクを用いたHIV母子感染予防が、たった一つのPHAへの保健医療サービスとして開始されました。プロジェクトとしては、これをブレークスルーとするしかなかったのですが、それでもこれで救われるのは子供だけであり、母親に医療的メリットはなく、子供はやがて孤児になる運命が待っていました。何か別のインプットが必要だったのです。」

プロジェクトの任期中、人々の経済的な自立へ向けて心を砕かれていた。経済的に自立することによってPHAの人たち自身が定期的に検査などを含めた健康管理ができ、必要に応じて多剤併用療法（HAART）へのアプローチも目指すことがプロジェクトのねらいであった。3年前は、この多剤併用療法（HAART）はとてつもなく高価なものであった。グループの中で感染し症状が重くなったうちの一人でもこの療法によって治療ができればと考えていた。

収入増進のプロジェクトでPHAの婦人を中心に、彼らを支えてくれる地域の婦人たちも含め、縫製の技術の移転をしていくことに話が進み、トレーニングを重ね、現在縫製の技術については、ある程度の水準に達し、オリジナルな商品が開発出来るようにまでなった。

多剤併用療法（HAART）の薬も、世界的な運動の中で値段が下がり始め、現在タイにおいては、月1,200～1,300バーツまで値段が下がり、この値段なら何とかかなりそうな希望が見えてきた。タイの政府も、3,000人に対して薬を無料で提供するサービスを始めた。社会保険のサービスも充実してきた。ところがことは簡単ではない。この多剤併用療法（HAART）に対する知識が十分でないため、デマや偏見が飛び交い、人々がこの療法を受けられる機会をみすみす逃しているからである。

ここにきて、エイズ対策支援は、収入増進プロジェクトも重要であると思うが、それ以上にPHAの人たち自身が、多剤併用療法（HAART）が本当に自分達に効果があるんだという確信をまだまだ持ちえずにいることが問題であることが、分かり始めてきた。この確信を持てるようになれば、PHAの人たちはどんな手段を使ってでも手に入れる方法を考え付くだろう。外からもたらされる収入増進プロジェクトに頼ることなく、彼ら自身の努力によって手に入れるだろう。

多剤併用療法（HAART）を表面的な情報や知識でなく、自分の生死に直接関わるといった切迫

感を、PHAの人たちが深く理解し実行できるプロジェクトをどうしたら実現しえるのか。ターニングポイントに来ているような気がする。

日本のある銀行の社会貢献のプロジェクト（教育支援基金）に関係することがあり、東北タイの学校を4年間継続的に訪問してきた。この間タイ国でも教育改革の試みが実施されつつあり、現在、高校3年まで義務教育をするという試みがはじめられようとしている。

日本ではすでに20・30年前から、農家の師弟が、高校3年まで教育を受けてしまうと農業に従事しなくなる傾向が顕著であり、後継者の不足が過去・現在の日本農業の状況を作り上げている。農業国であるはずのタイ国が、同じ轍を踏もうとしていることに大いに危惧を抱いたので、プリーラム県の女性の校長先生に尋ねた。答えは「われわれのプリーラム県には著名な篤農家が何人かいる。毎年、学生をその篤農家の所に連れて行くことにしている。そこで学生も学ぶことができる。」との答えであった。

アジア経済研究所の元理事の野中耕一氏が、自身の調査研究やJICAの農業プロジェクトへの参加などの経験を踏まえ、「タイ国の農業開発・農村開発のキーワードは、タイの農民から学ぶことである。日本の農業の発展は、老農・篤農の存在が大きかった。タイの場合も、老農・篤農の存在が重要である」ことに注目された。そして、ほぼ自費出版に近い形で翻訳・編集され、「NGOと開発シリーズ」のタイトルで出版物を発行された。欧米の出版物は大量に翻訳・出版されているのに、東南アジアの出版物が少ないという問題意識も持っておられ、タイの人たちがどうしているのかを、タイ語の書物から直接日本語で理解してもらえれば、という配慮もあったように伺った。1980年代からタイのNGOも、「農民から学ぶ」をキーワードとし、農民を近隣の篤農家に連れて行くことを始めた時期であった。それが公務員の校長先生にまで浸透してきていることを感慨深くも思った。

さてソーシャル・マッピングである。2002年9月の学習会において、メインゲストは東大の末廣先生、サブに元日本留学生3名で講演をしてもらった。その中の一人でNESDBで働いているP氏が、「現在のタイ国政府はトップダウンの政策に偏ってきているが、もう一方でボトムアップの考え方もあります。現に現在ソーシャル・マッピングを作製中で、一部CDになって情報を公開しています。」と紹介してくれた。その時に真っ先に思い出したのが、上述の校長先生とのやりとりだった。そして、私が1982年に初めてタイで活動をした時から悩んだ結果思い至ったのは、タイ人・農民から学ぶためには、学ぶべき農民を見つけなければいけないということである。

幸い野中氏の本が手元にあり、これを片手に農村に行ったときに、情報を確かめたり、新たな情報を集めたりした。自分で淡水魚を孵化させ養魚し販売している事例、南タイでのイスラムの老人が自らの果物の習性をうまくとり入れ、アグロフォレストリーを実現させている事例などがそれである。このような情報をNESDBがソーシャル・マッピングにして公開していくのは、大きな意味があると思う。

次にこれらの情報を具体的にどう生かすのか。地域開発としてコミュニティ・オーガナイゼーションとして、貧困削減・経済的な格差の是正にどう生かすのか。このような情報の存在や、現場で行う農民同士の交流には意味があると思う。アグロフォレストリーを実施している東北タイの農民を、南タイの現場に連れて行くことを計画したことがあった。こうした交流の中からヒントをつかむ農民がごく少数であれいることを願う。日本には種苗交換会があり、農産物のコンクールと同時に、農民同士の情報交換、種苗の交換があった。ソーシャル・マッピングをどう活用するか。CDをいただいた部門のスタッフも、これは結果として作成されたもので、これらのリソースを具体的に貧困削減・経済的格差是正の政策に反映させることこそが大切だと語った。タイの農村の現場を知って行う施策と、そうでない施策は雲泥の違いがあるとすれば、このソーシャル・マッピングの持つ意味は大きいと思う。

日本は今不況の真っ只中にあり、特に製造業は中国からの安価な製品の攻撃にさらされ、規模の縮小、海外への脱出がいまだに続いている。苦境に陥った製造業の経営者はやむ無くリストラという手を打ってはいるが、いまだに不況脱出の芽は見えない。失業率は過去最高を記録し、なかでもシルバー層はただ単に歳をとっているだけの理由でリストラにあうこともあり、優秀な技術力、ノウハウを持ちながらも、自分の能力を発揮すべき場所を奪われている。一方、世界の製造拠点となったタイへ、日本のほとんどのエレクトロニクスメーカー、家電メーカー及び自動車メーカーが進出し、現地で部品を調達している。今までは人件費の安さだけでタイは部品の競争力を維持していたが、強敵中国が現れた。もはや人件費の安さだけではタイは生き残れない。今まさにタイが必要としているのは知的支援、つまり高品質の部品を安価に製造する技術力を持つ人材の育成である。

そのような背景を認識した上で、タイは今、国際競争力を強化するために、中小企業の人材の育成を図ってはいるものの、優秀な指導者及び技術者の不足により、育成は予定通りには進んでいない。ここに日本のシルバー層の卓越した技術力を生かす道がある。NPOという組織を使って、日本の技術者のノウハウを有効に活用できれば、日本のシルバー層の方が生き返る。タイの中小企業に技術力がついて高品質で安価な部品を製造することができれば、その部品を調達するタイの日系エレクトロニクス、家電、自動車メーカーの利益となる。つまり日本のシルバー層、タイの中小企業、及びタイ進出日系企業の3者にとってプラスとなる。

私は大学卒業後、富士通の明石工場へ入社し、部品加工技術、プリンターの組立技術及び設計、ハードディスクの製造技術、海外製造拠点及び海外営業拠点への技術支援等の経験をへて、タイへ赴任した。タイでは小集団活動、5S（整理、整頓、清潔、清掃、躰）計測機器校正、従業員教育、生産性向上活動、部品現地調達活動を行い、ISO9001品質管理規格、ISO14001環境管理規格、ISO18001労働安全衛生管理規格の認定書も取得し、審査会社に勤務できるISO国際監査員の資格も取得した。これらの3規格に関しては、タイの首相より、最も価値ある最優秀首相賞の表彰も受けた。富士通を退職し、このような過去の経験と実績を生かし、私は今タイで中小企業、製造業及びサービス業、日系企業及びローカル企業に対して、ISOの認定書取得、小集団活動、5S、目標達成（損益改善、品質管理、コスト削減、顧客満足）の指導を行っている。

*九州工業大学機械工学科卒業後富士通入社、1989年富士通駐在員としてタイへ赴任、1999年同社退職、現在タイで仕事をしている。

タイの自然科学分野では医学とバイオテクノロジー関連領域の水準が最も高いと云われる。バイオテクノロジーの教育は国際水準にあるとよいが、研究には問題がある。大学教師の知識水準は日本の大学教授に比べ、ほとんど遜色がない。英語教育の水準は日本よりも高く、修士課程修了者はほぼ自由に英語を話し、聞くことができる。研究設備はここ数年間に目をみはるほど改善され、最新の分析機器が整備されるようになった。研究論文の数も少しずつ増加している。実用化される成果もあり、特許も取得するようになった。しかし、「研究成果」は基礎、応用とも国際水準には遠いように感じる。

原因は大学院とポスト・ドクトラル・フェローを含む高等教育にあるようである。バンコクの有名大学しか知らないが、教師の知識水準は高く、講義も学生実験もレベルが高い。ところが、研究成果となると状況は一変する。実験し、実験結果を口頭発表しても、国際的に通用する論文が書けないのである。大学教師の業績リストは、国際学会などのプロシーディングとプロジェクトのプログレスレポートの羅列である。これらはいずれも無審査で掲載される。厳しい審査を通過しなければならない学術雑誌に投稿しても拒絶される。そのうちに投稿もしなくなる。論文を書けない教師が、大学院生の研究論文を指導できるわけではない。これが弱点であることは彼らも認識しており、「教師を対象とした論文の書き方についてのセミナー」を依頼されたことがある。欧米や日本への留学経験者は、自分で研究し、研究論文を書くための初歩的な能力を持っているはずであるが、それをさらに磨く機会が少ない。彼らの多くはデスクワークをしたがるし、教職につく人はいきなり独立してしまい、十分な訓練の機会を逃す。若手は研究費の獲得は容易ではなく、研究から遠ざかっているうちに研究意欲を失うことになる。先進国で学んだことを研究面で生かせないのである（もちろん、概しての話であり、優秀な研究者である教授もいる）。

タイのバイオテクノロジー研究で、現在もっとも大切なのは、研究論文が書ける研究者の育成である。借り物ではない自前の研究成果を出せるようになることである。論文を書くには研究を完成させなければならない。現在のタイでは研究は未完成で終わることが多い。本人は完成したと思っても、詰めが甘く、国際水準から見れば完成していないのである。研究を完成できる研究者の育成を現在の教師のみに託すのは困難であろう。大学教師に地位に応じて研究論文の発表を義務付ける動きがあり、事態は改善の方向にあるが、その結果が教育に反映するには時間がかかる。日本の研究者が現地の大学や研究機関に「長期滞在」して、若手研究者に研究のやり方を指導すれば、間違いなく事態は急速に改善される。指導を受けた若手研究者が教育と研究の主体となったときに、タイのバイオテクノロジーは国際水準に達するのであり、「太陽エネルギー」、「水」、「生物資源」では絶対的に優位にあるタイのバイオテクノロジーは基礎、応用とも充実し、多くのレベルの高い研究成果を得ることができ、バイオテクノロジー産業の高度かつ広範な展開が期待できると思う。

*元理化学研究所主任研究員（生物基盤研究部長）。現在、国家科学技術開発庁（BIOTEC）の
先任客員研究員。

現在に至るまで、タイにおける主要な教員養成機関である地域総合大学（サターバン・ラジャパット - 以下RI）は、1975年に師範学校から学位授与機関に昇格した教育大学（ウィタヤライ・クルー）が1984年の教育大学法改正以降、地域社会の発展に貢献すべく、教育学部の他に人文社会科学部、理工学部、経営学部等を設置してきた実態にその名称を合わせるため、1992年に国王からその名称を下賜された国立の高等教育機関である。その後、1995年にRI法が制定され、大学院（現在は修士課程のみ）も含めた地域の拠点高等教育機関となっている（「地域総合大学」との日本語名称は、当時の教員養成局長 - 地域総合大学庁長官の了解をえて、本法第1条の規定するその性格、役割から筆者がつけたものである）。

RIはタイ全国に41校設置されているが、うち5校はここ4年間に開設された教員数20～40名、正規学生数400～1,000名の小規模校であり、学部がなく学科のみの組織となっている。この41校はバンコクに6校、北部に8校、東北部に13校、中部に9校、南部に5校が設置され、その所在県の多くで唯一の学位授与機関となっている。

この41校で、現在約30校が様々なレベルで日本語教育プログラムを開設しており、地方の日本語教育の主要部分を担っている（主専攻 - チェンマイ、アユタヤ、ナコンラチャシマ、副専攻 - 7校、他は選択科目）。主専攻校をはじめ、多くのRIでタイ人の日本語教員が勤務するが（一部は日本人ボランティア教員のみ）、質量共に問題を抱えている。このため主に4つのカテゴリーの日本人教員がサポートしている。

その第一は、JOCV隊員で、現在拠点校とされる5校に5名配置されている。第二は、筆者の主催する「RI派遣堀内プログラム」の教員で11校、18名が勤務する（本プログラムは、1992年度より今年度まで、11年間で延べ140名の派遣となり、現在タイで最大の日本語ボランティア・グループとなっている）。第三は、日本の民間日本語学校が営利を目的として派遣しているもので8校、10名となっている。最後は個々のRIが個別に契約している日本人教員である。

RIの日本語プログラムは、日本企業の進出増大や日本人観光客の増大から量的に拡大し、多くの地方で唯一の日本語学習を保障するものとなっているが、次の諸点において問題を抱えている。

1. RIの方針が定まらず、継続して開設されないこともあり、不安定となっている。
2. 文化的・学問的背景が十分に成熟しておらず、学習動機が功利的なものが多い。
3. タイ人教員の確保が質量共に困難であり、日本人教員に依存する面が大きい。

*京都教育大学教授。

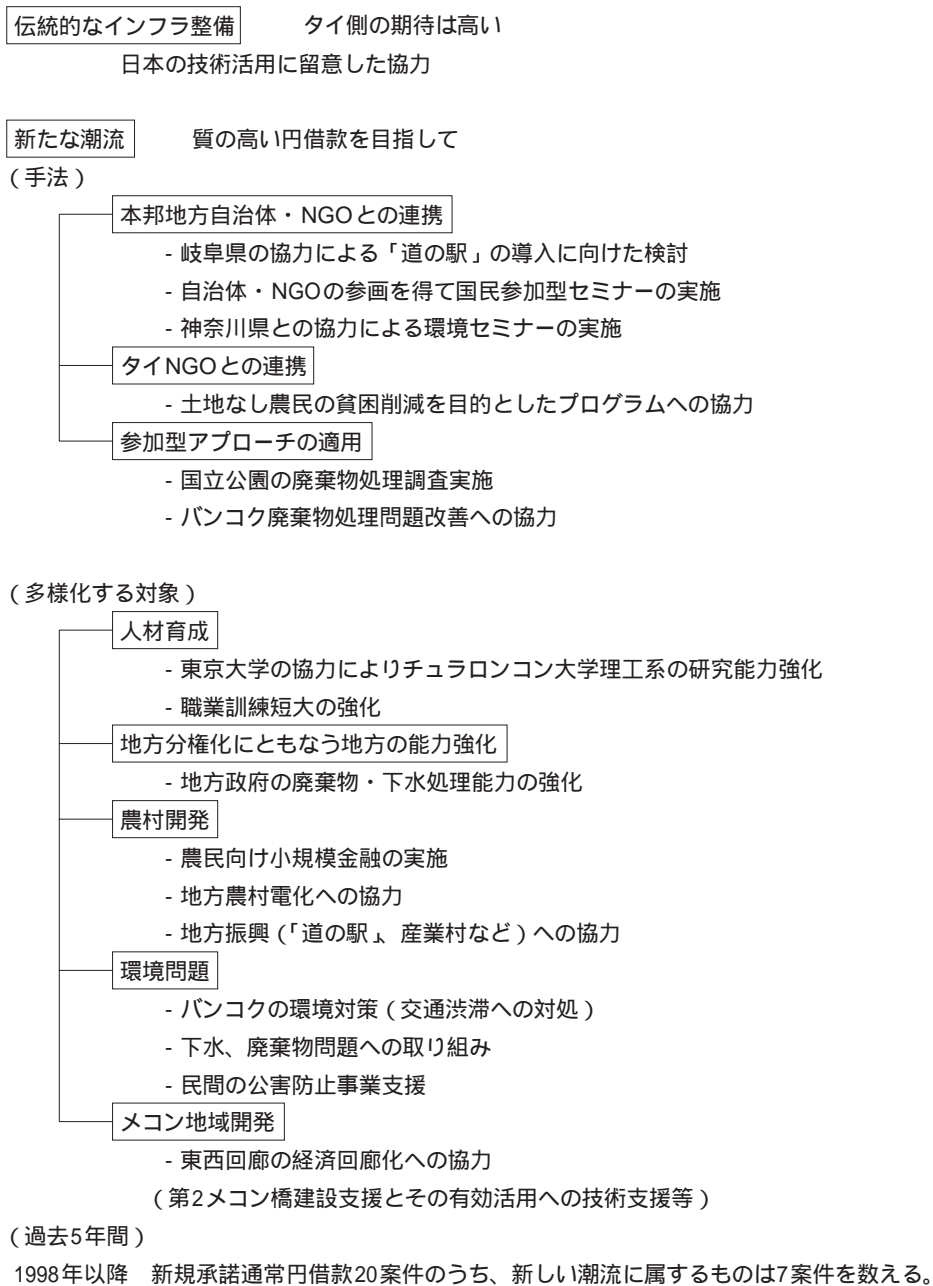
タイに対する円借款は、1968年に第一回の供与を決定して以来、年次パッケージ（注）で合計27回、さらに年次枠外の協力を随時行ってきており、2003年3月末現在の協力案件は235件、約1兆9,300億円の規模にのぼっている（承諾ベース）。協力の対象はインフラ整備事業であり、分野としては、運輸47%、電力・ガス17%、社会サービス10%、鉱工業7%等となっており、タイの経済・社会開発に大きな役割を果たしてきた。タイに対する円借款については、通常のインフラ整備に限らず、農村開発・貧困対策としての農民への小規模金融の支援、農村電化事業への支援、地方開発のための小規模な観光基盤整備プロジェクトのパッケージ支援、発電所における脱硫装置の設置や地方の廃棄物・下水処理施設の建設支援といった環境対策について、従来のやり方にとらわれない新たな協力を工夫してきている。さらに、現在実施中の案件のなかでも、大学院の研究開発能力強化支援、貿易・産業の育成に不可欠な計量基盤整備支援、NGOとの協力の下での貧農支援、「道の駅」の導入による地方振興、ラオスとの2国間を繋ぐ国際橋の建設支援といった事業において、タイのニーズに応じた支援を工夫して実施してきている。

2001年2月にタクシン首相が政権をとってからは、援助も含めた、対外借入の極力抑制及び、ローンについては外貨ポジションの大きな案件に限定するという方針が打ち出されているが（コラム4参照）、対外国からの支援を必要とする状況に変わりはない。ただし、中進国入りを目指すというタイの発展段階や経済・社会情勢の変化に合致した、多様化するニーズに対応する支援が重要であり、JBICとしてもそのような方向での検討を進めている。

具体的な協力案件としては、引き続きインフラ整備事業への期待が高いが、経済・社会的インパクトへの従来以上の配慮と、日本の技術・ノウハウの活用に留意した支援が重要となっている。また、分野としては巨大化したバンコクの都市機能の整備、地方分権化の流れにおける地方振興・農村開発、環境対策、人材育成といったものへの対応がより重要度を増しており、支援の実施においても、関係する人々（ステークホルダー）の意見を踏まえた参加型のアプローチの活用、日本の地方自治体やNGOとの連携による日本の経験の活用といった視点を出来るだけ取り入れていくことが重要となっていると考えられる。このような認識から、若干単純化してあるが、JBICとしては次項のような努力を行っているところである。

（注）第1次、第2次円借款は、タイの5ヵ年計画に対して一括してコミットする方式で行われていたが、第4次以降は毎年供与する形となった（第3次円借款は、第2次円借款の追加要請に対応）。

図 円借款事業実施における最近の特徴



ODA中期政策では「国内の有意の人材を有効に活用し、我が国の人的な国際貢献を強化することは、我が国の『顔の見える援助』の促進の観点からも極めて有効である」としており、今後とも、民間企業、地方自治体、NGO等の協力と参加を得て、その経験・ノウハウを経済協力に取り込み、付加価値の大きな効果的な支援を行うことは意義のあることであるとの観点から、自治体、NGOとの連携を進めてきている。

タイにおいても、特に地方振興に対する支援の内容を充実させるために、地方自治体、NGO、民間企業の参加を積極的に進めることが有益であるとの考えから、2003年1月にタイにおいて本邦地方自治体、NGO、民間企業26団体34名を公募により選定の上、「国民参加型援助促進セミナー」を実施した。参加者は地方振興事業等タイの円借款事業の現場を視察し、バンコクのワークショップでは、日本の地方振興の成功事例を紹介したほか、タイ側の取り組みに対する具体的な提案と、タイ側参加者との突っ込んだ意見交換が行われた。これらの参加者は過去に、日本の国内外で様々なプロジェクトに携わってこられた方々で、「道の駅」や地域事業を成功させるためのコツ、タイでその手法を取り入れる際の留意点等につき情熱をもって直接語りかけ、時には熱の入った議論のやりとりもなされる等、活発なものとなった。タイ側の参加者からも高い評価を得ており、JBICとしては、今回のセミナーの参加者によって築かれたネットワークの活用や、セミナーにおいて出された意見、留意点等を、実施中の事業においても積極的に活用することを考えている。

2001年度に実施した地方の廃棄物処理、下水道整備事業に関する案件実施支援調査においては、地域の文化的背景を考慮に入れて環境教育を試行するために、知見を有するNGOの方々の参画を得て、調査実施の改善点について、提案をいただいた。さらに、将来円借款事業となる可能性のあるバンコク廃棄物管理改善事業等への協力でも、日本の自治体との連携を図り、日本の経験と知見を活かした協力となるよう努力していく方針である。

また、神奈川国際環境協力委員会（KIECC）との連携を通じ、環境分野における協力の一環として、日本の地方自治体・NGOの人々を講師として派遣し、現地にて環境研修セミナーを開催し、日本の経験・事例紹介、専門家によるアドバイス、日タイ間の自治体・NGOネットワーク作りに取り組んでいる。

さらに、わが国では「道の駅」や「一村一品運動」といった地方振興等が、現場の方々のイニシアティブとオーナーシップによって成功している例が多くあるが、2001年度はその一つの岐阜県からの参加を得て、タイでの道の駅事業成功に向けた調査も実施した。タクシン政権は、地方振興を政策の大きな柱としており、今後とも、この面で協力を進めていく余地は大きいと考えられるため、JBICでは具体的にいかなる協力が可能であるか検討していくこととしている。

コラム85	JBIC / JICAの連携：産業基盤である国家計量標準への支援（杵淵 正己）
-------	---

JBICは円借款事業の実施において、技術協力を実施するJICAとの連携を従来から重視してきた。連携の典型例としては、JICAが開発調査でマスター・プランを作成したり、フィージビリティ・スタディ（F/S）を実施した案件について、円借款を供与し、全体として一つのプロジェクトへの協力となるという形態がある。特に、インフラ整備において多用される協力の形態であり、最近ではF/Sの先の詳細設計（D/D）についても、JICAの協力を行って円借款につなげる例もある。第2の形としては、円借款による事業にJICA専門家が資金協力の専門家として派遣され、建設段階等で具体的な助言を行うというものがある。いずれの場合も、日本の技術や「顔」を提供するという意義のあるものである（もちろん、非公式には意見交換を含め、連携はこれらに限定されない）。

タイにおいて現在協力が進められている「国家計量基盤整備事業」は、後者の形態に近いが、さらに深い協力・連携を行っている事例である。本事業では、JICAとの連携はプロジェクトの不可欠な部分を構成している。すなわち、本事業は1998年に科学技術環境省の下に設置された特殊法人国立計量機関が実施するものであるが、建屋の設計条件の設定、各標準単位ごとに設定された標準のレベルを実現する上で必要な機材の選定等における専門能力が不足しているため、日本の計量関連機関により構成された技術支援委員会を通じ、日本の計量関係者の派遣がなされ、技術支援を行っている他、短期・長期専門家の派遣、プロジェクト方式技術協力による人材育成、わが国における集団研修といった形での技術協力支援が、ソフト面での協力となっている。

本件は案件そのものにおいても、従来なかったような科学技術の振興という要素を含んでいる。本事業は、タイが産業振興を図り、かつ輸出競争力を増強していくための基盤として不可欠である計量・校正・認証の正確性・統一性を確保できる計量標準の技術修得を支援するものであり、先端科学技術分野へのソフト・ハード両面での本格的支援として大きな意味を有する。具体的には、国立計量機関を設立し、必要な機材を調達するとともに、日本の計量研究所等からの長期・短期の技術専門家を派遣して、その技術を修得させるというものであり、機材リストは基本的に日本の標準水準にあわせた形で組み、日本の計量機関からの技術協力と併せて、日本の協力という形が強く出るものとなっている。

タイは「メートル条約加盟国」による計量標準の国際比較結果と、加盟国の国家計量機関が発行する証明書に関する相互承認協定（グローバルMRA）に署名したが、本事業により協定上の標準整備が可能となる。またこの技術の修得を経て、今後さらにナノ・テクノロジーといった先端分野での科学技術を修得していく基盤を作ることも可能になると考えられる。

（注）標準を整備する分野は、[時間・周波数 / DC電圧・電流 / AC電圧・電流 / パワー / エネルギー / インダクタンス / 抵抗 / コンデンサー / RF・マイクロ波パワー / レーザーパワー / 質量 / 温度 / 湿度 / 長さ / 内径 / 外径 / 球真度 / 直進度 / 角度 / 表面粗さ / CMM / 平面度 / 音圧レベル / 振動・加速度 / マイクロホン感度 / 標準物質 / 光束 / 照度 / 分光放射照度 / 磁気 / 力 / 液体流量 / 気体流量 / 密度 / 圧力・真空 / 測光 / 分布温度 / 放射線]である。

タイの東部臨海開発計画とは、バンコク首都圏への人口・産業の過度の集中を避けるために、バンコクの東南80～200kmの東部臨海地域（チャチェンサオ、チョンブリ、ラヨンの3県）に新しい産業基盤を築こうという計画であり、第5次国家経済社会開発計画（1982・86年）時より着手された、タイにおける中心的開発計画であった。これは1970年代にシラム湾で開発された天然ガスを利用しつつ、重化学工業拠点をマプタプット地区に立地すること、及びバンコク港の補完・代替として新しい国際商業港をレムチャバン地区に建設し、輸出指向の軽工業拠点を立地することを核とした工業化計画である。

本計画に関し、JBICは円借款により基盤整備を主目的とした16事業に対し、計27本の円借款（貸付承諾額：1,787億6,800万円）を供与した。具体的には、上述のマプタプット、レムチャバン両地区の港湾の開発、工業団地建設に加え、両地区を中心とした用水需要に対応するための水源開発・導水事業、地域内の交通需要に対応するための鉄道網・道路網の整備に対する支援である（付表参照）。

この計画は、紆余曲折を経たものの、日本の協力もあって実現し、大きな成果を収めた。東部臨海地域はバンコク首都圏に次ぐタイ第2の経済圏、もしくは工業地帯としての地位を確立したとさえいわれる。成果としては、東部臨海地域の1人当り実質GRPは1981年には全国平均の1.8倍、バンコク首都圏の6割であったが、1995年には同2.6倍、8割にまで成長した。マプタプット地区における石油化学産業の集積が可能となり、タイの石油化学の基礎原料及び最終素材の需要のほとんどが、国内生産により賄われるようになった他、レムチャバン地区においては、三菱自動車工業株の現地法人の自動車組立工場の進出を契機に、日系の関連部品工場群十数社も進出する等、自動車産業の集積が進んだ（タイ政府は、自動車産業を集積させ「東洋のデトロイト」を目指している）他、電子装置の一貫生産を行う企業群等が立地された。また、レムチャバン港（2001年のコンテナ取扱量は約200万TEUで、ほぼ横浜港に匹敵）の利用が可能となった。その結果、バンコク港（2001年のコンテナ取扱量は約100万TEU）との双方へのアクセス利便性から、バンコクから東部臨海地域に向かって延びる幹線道路沿いに多くの企業が進出し、またレムチャバンから内陸部に入った地域への工業用地の建設にもつながった。

これらの地域における産業の発展は、外国資本を含む民間企業による直接投資が、東部臨海地域に集まったことによりもたらされたものである。円借款の支援によるインフラ整備が、これら投資の呼び水としての効果を有していたことに疑いはないであろう。このことは、JBICがJICAと共にバンコクの民間研究機関に委嘱して実施した113社の進出工場に対してのインタビュー調査でも明らかにされている。

なお、この計画実施の最中（第5次5ヵ年計画時）にタイ経済はマクロ不均衡に悩まされ、タイ経済への不安を背景に計画実施への批判がおこり、また世界銀行も慎重論を打ち出す状況の中で、1985年には計画推進か否か賛否両論が国内で起こった（コラム29参照）。これに対し、タイ政府が最終的に下した結論は、当初の骨格を推進しながら実施を引き延ばすという、いかにもタイ的な対応であったが、その過程で十分な検討がなされる結果につながったといわれる。いずれにせよ、本件事業は種々の意味でタイの円借款の一時代を飾るエポックメイキングな案件であり続けている。

表1 東部臨海開発計画にかかわる円借款事業

地区 / セクター	事業名
マプタプット地区開発	マプタプット工業団地建設事業 マプタプット工業港建設事業 天然ガス分離プラント建設事業
レムチャバン地区開発	レムチャバン商業港建設事業 レムチャバン工業団地建設事業
水源開発・導水	ノンブラライ(ダム)建設事業 東部臨海地域送水管建設事業 マプタプット～サタヒップ送水管建設事業 ノンコ～レムチャバン送水管建設事業 ノンブラライ～ノンコ送水管建設事業
鉄道	シラチャ～レムチャバン鉄道建設事業 サタヒップ～マプタプット鉄道建設事業 クロン19～ケンコイ鉄道建設事業
道路	チョンブリ～パタヤ道路建設事業 バンコク～チョンブリ道路建設事業 バンコク東部外環状道路建設事業

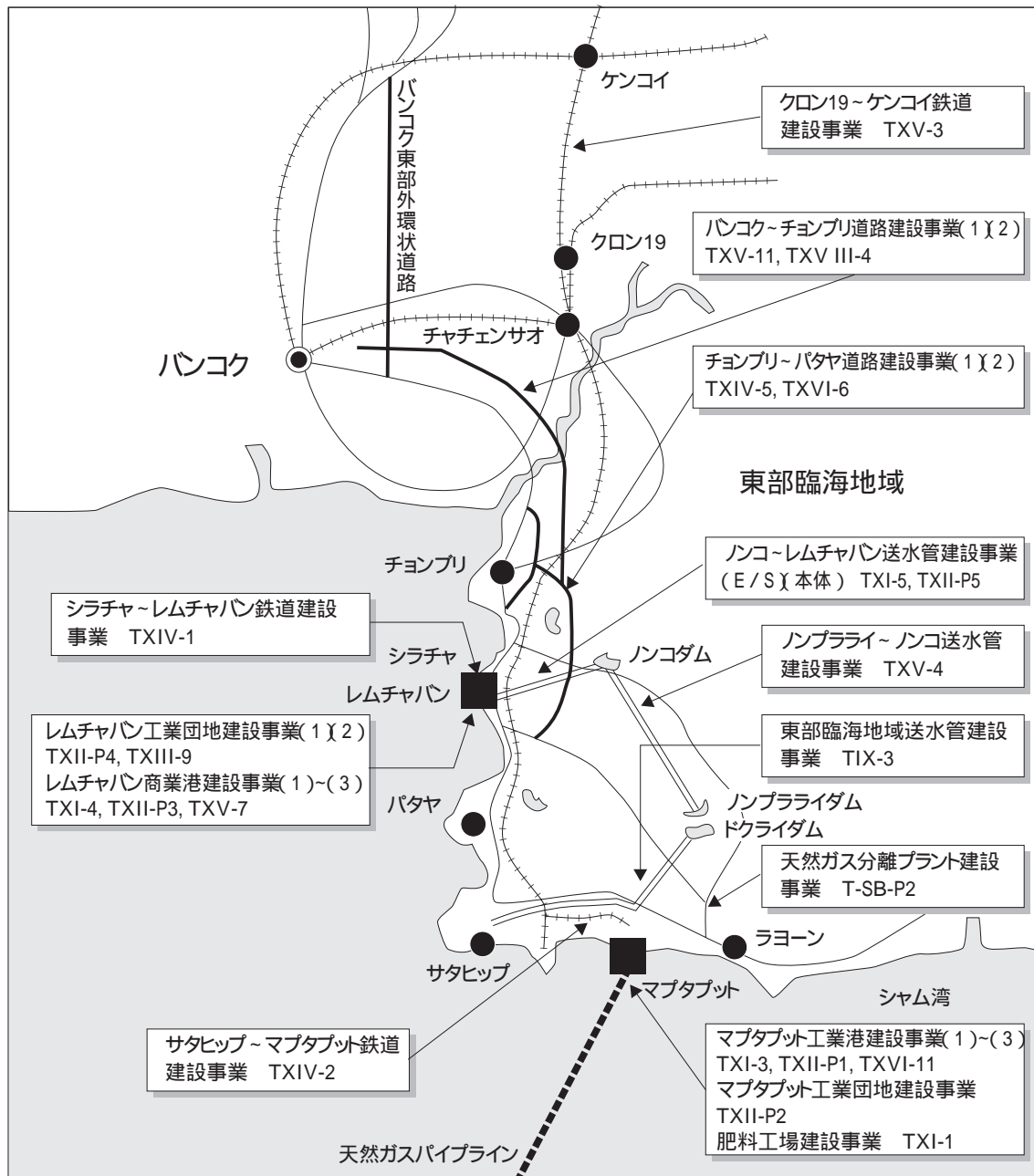
表2 対タイ円借款承諾額および東部臨海開発計画分

単位：100万円

承諾年度	承諾額計	うち東部臨海開発計画分	シェア
1982	84,240	21,570	25.6%
1983	67,360	1,720	2.6%
1984	49,432	9,927	20.1%
1985	60,793	32,537	38.7%
1986	32,489	12,287	37.8%
1987	72,646	3,003	4.1%
1988	49,493	13,948	28.2%
1989	66,357	14,798	22.3%
1990	43,773	28,455	65.0%
1991	84,687	9,065	10.7%
1992	127,375	6,362	5.0%
1993	104,462	34,100	32.6%
合計	843,107	178,768	21.2%

出所：国際協力銀行『JBIC評価報告書』

図 東部臨海開発計画



東部臨海開発事業(E/S)TX-8 対象エリア

コラム87

コミュニティ主体の開発（CDD）と貧困削減への支援：
農地改革地区の農民支援

（杵淵 正己）

円借款における貧困削減への支援は、プログラム支援（注1）を別にすると、地方道整備、小規模灌漑事業、地方電化事業といった小型インフラ整備による側面支援が中心である（注2）。タイにおける一つの試みとして、農民の所得向上支援、コミュニティ・レベルでの組織化、さらには植林をあわせた事業への協力を行っている（名称からはわかりにくい「農地改革地区総合農業開発事業」1998年承諾36.11億円）。

タイでは、「農地改革法」（1975年）の施行により、土地を所有しない農民に対して主として王室林野局の所有していた土地の配分がなされた（コラム19参照）。ところが、これらの土地の多くは荒廃した森林保護区であって、自然条件も厳しく開発の遅れた地域となっている。そのため、貧困に苦しむ農民に対し、複合農業を営農するための支援等を行い、直接の所得増加を目指すとともにコミュニティ主体の開発（農民の組織化、ネットワーク化）を根づかせることが事業の主目的であり、NGOの協力を得て参加型開発を実践することに特徴がある。円借款による本件事業支援は、第一次フェーズとして、東北タイの4県、35農地改革地区内の48,000haを対象としている。具体的には、タイ側実施機関が一戸当り一件の小型の溜池を無償で掘り与え、当該池を活用した菜園、畑、養魚、養鶏等からなる複合農業の指導、低利融資による支援、さらには住民のイニシアティブと参画のもとで、コミュニティ・ポンド、農道、灌漑施設の建設を行うことを支援するものである。その際に、タイのNGO（Village Foundations）と協力し、農民の組織化を図り、コミュニティとしての団結を強化するのみならず、コミュニティ主体での開発が可能となるような運営方法、他のコミュニティとのネットワーク形成等を行っている。

本事業は1998年に着手し、現在進行中であるが、溜池を活用した複合農業での成功例が、他の農民の関心を集めつつある。

（注1）国際収支支援を目的として、輸入代金決済に対する支援（商品借款）から発注する内貨（見返り資金）を特定のプロジェクトに割り振る事業。あるいは、一定のコンディショナリティを付して合意した特定の目標達成を義務付ける事業。

（注2）タイでの農民支援としては、「農業及び農業協同組合銀行（BAAC）」を通じたツーステップ・ローン（日本の農協による農民への小規模融資に該当）を17回（総計910億円）にわたり協力したことも特徴的な例である。

コラム88

大学の研究開発能力強化支援：日・タイ技術移転事業

(杵淵 正己)

タイの円借款事業においては、あらゆるプロジェクトに人材育成の要素が入るよう努力しているところであるが、人材育成自体を目的とするプロジェクトとしても、教育機器拡充事業（初等教育設備の拡充、職業学校へのコンピュータ教育設備の拡充）職業教育短大強化事業（工学短大20校への支援）産業人材育成事業（産業人材育成センターの建設）をとりあげてきた。

そのような人材育成プロジェクトの一つである「日・タイ技術移転事業」は、タイの代表的大学であるチュラロンコン大学の理学部・工学部を対象に、教官の学術水準の向上及び教育・研究施設の改善というソフトとハードの両面から協力を行うことにより、同大学ひいてはタイ全体の科学技術教育及び研究開発援助のレベルアップを図ろうという、意欲的な事業の一環である。

具体的には、(1) 東京大学工学部や同農学部を始めとする日本の大学院への留学による研修、日本の大学・研究機関での実習・共同研究、(2) 日本の大学の教官・研究者の派遣による共同研究・技術指導、(3) 共同研究基金の設立、(4) 留学後帰国者、招聘教官、研究者によるワークショップの実施による技術移転、(5) 機材調達を対象とした事業である。いわゆる「留学生借款」のコンポーネントを含むが、一般の学部学生の留学を中心としたインドネシアやマレーシアの事業とは異なり、大学教官を対象とした大学院レベル以上の留学であること、研究・教育水準のアップグレード、特にタイ経済の持続的成長に不可欠な、高付加価値製品生産を支える理工系高等人材育成を直接の目的とする点が特徴である。

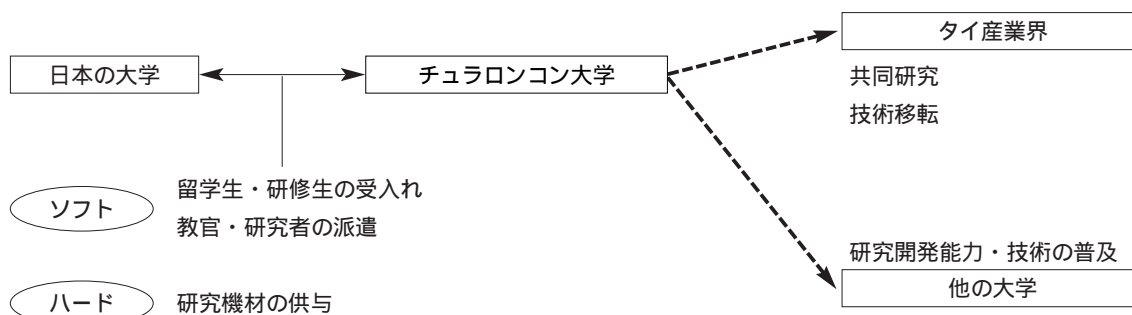
本事業は進捗中であるが、現在までの協力においても具体的な研究のトピックの推進のみならず、研究と対峙する研究者の姿勢の向上、研究室のマネジメントの強化にも役立っている。現在47の研究エリアで共同プロジェクトが進んでおり、各エリアでは、それぞれの共同研究プロジェクトの参加者や実験フロー、綿密な研究計画などが詳述されたりサーチ・プロフィールをもとに、各プログラムが実施されている。

参考

現状 (2003年1月)	予定
(1) 学位取得留学生 学生40名が参加。8名が博士号取得 (30名が留学中)	[40名]
日本への短期留学 / 研修 117名が参加 (主として大学教官)	[219名]
(2) 日本からの教官派遣 330名が参加	[518名]

[研究例] 遺伝子組み換えによる耐塩性植物の研究

- 歯や骨の置換材料としてのバイオセラミックスの研究
- パターン情報処理のメカニズムを工学的に実現するための研究
- 高速切削加工技術や遠隔操作等の製造・作業環境の高度化技術の研究
- 粉粒体操作の研究
- 粉末軽金属をプラズマ処理で冶金、製品化する研究



メコン地域開発は、ASEANの旧加盟国とCLMVの新加盟4カ国（及び中国雲南省）の経済格差を是正し、ASEANの強靭性を増大するという意味を有する広域開発の概念である（コラム64、71参照）。ASEANとの関係、それぞれの国との2国間関係、さらには当該地域の安定と戦略的重要性といった観点から、日本は積極的な協力の姿勢を示している。なかでもベトナムのダナンからラオス中部を通り、タイ、ミャンマーへと続く道路は「東西回廊」という名のもとに日本が積極的に協力してきた事業であり、ダナン港改良事業、ハイヴァントンネル建設事業、タイ地方道路整備事業（以上円借款）、ラオス国道9号線拡張事業（無償）及び同回廊の有効活用を視点においた開発調査（技術協力）などの協力実績がある。

そのなかで、円借款として初めて国境を跨いで実施することとなった「第2メコン橋建設事業」は、JBICとしても画期的な案件であり、2国間に跨る案件としては世界で初めてではないかと思われる。タイのムクダハンとラオスのサバナケット間を結ぶ全長1,600m、片側一車線の橋の完成により、東西回廊はミャンマー国境までが完成することとなる（ただし、当面はミャンマー部分が未整備で回廊の西端となるアンダマン海までつながる見込みがないこともあり、タイ国内ではバンコクに南下した形での交通が大半を占めるとされる）。なお、ベトナム中部、ラオス中部、タイ東北部は各々の国内でも開発の遅れた貧困の多い地域であり、この東西回廊が地域の経済活性化に繋がるような経済価値の高い道路として活用されることにより、「東西経済回廊」となるよう、関係国、地方機関とJBIC、JICA、ADBの間で対応策を検討している。

この東西経済回廊の開通にとって最も重要なインフラ整備事業が、第2メコン橋建設である。これを可能にするため、JBICとしては、同一事業を2カ国に借款で協力することに起因する問題解決のために、種々の工夫を行った。国境線に拘わらず橋梁の中央部を境としてそれぞれの事業者と契約し（つまり、費用も50%）橋梁本体工事及びコンサルタントの入札を2カ国共同で行うこと、事業実施にあたり2カ国及びJBICの間で特別な実施体制のアレンジメントを行うこと、借款契約上の工夫を行うこと等について調整を行った。

また、橋が国境となることから、これを有効利用するために、ヒト・モノが円滑に通過することが重要であり、これがまたタイ・ラオス・ベトナムの間の人の移動、物流の増大に不可欠であるとの視点から、ADBとも協調しつつ、出入国管理、税関の簡素化、効率の実施について協力を検討している。また、オーストラリアが無償でタイ・ラオス間に建設した第1メコン橋の実情を調査して、その成果をフィード・バックしていくこととしている。さらに現地のHIV/AIDSの実態調査に基づき、労働者を通じた感染がひろまらないような対策を検討していくこととしている。

この橋が2006年に完成することにより、東西回廊はタイから東の部分が貫通することになる。これにより単に人・物の移動ということのみならず、貿易、投資の増大、観光の振興といった面での活用につながれば、広域協力の歴史にとっても画期的なこととなる。

(注) 2001年11月にはタイのスラキアット外相のイニシアティブで、タイ・ラオス・ベトナム・日本により本回廊に関する4カ国外相会議が開かれ、高級事務レベル協議（SOM）が毎年開催されている。2002年12月にはJICA、JBIC、ADBが共催して経済回廊化に向けた第1回ワークショップを開催した。

1995年にタイでは地方分権推進の一環として行政組織が改編され、ごみ処理事業の一部は人口規模が数百人から2～3万人のタンボン自治体（Tampon Administration Organization：TAO）と呼ばれるコミュニティを基礎にした新たな地方自治組織に業務が移管されることとなった（コラム27参照）。しかし、TAOには、財政的制約に加えて廃棄物処理関連の人的資源がないため、回収を行っても衛生埋め立てなどのごみの安定化処理を実行することは都市部よりも困難な状況となっている。このように、タイは廃棄物処理分野における地方分権化を契機とした新しい仕組みの実効能力が問われており、ごみ処理問題解決のための経験、ノウハウ、情報が強く求められている。

このような状況を背景として、ハジャイ市、及びハジャイ市周辺のTAOにおいてコンサルタントとしての役割を期待されている国立ソクラー大学は、市民にごみの分別を定着させることによって、生ごみを含むリサイクルシステムの構築に問題解決の糸口を見出そうとしている。リサイクルによって、工業原料を取得し、ごみ減量を図り、さらに生ごみのリサイクルによって処分されるごみの安定化（衛生処理）を図ることが可能となる。1997年において、政府は第8次国家経済社会計画の中で、2001年までに国内のリサイクル率を10%、2006年までに15%にまで引き上げることを初めて定め、国全体としてリサイクルを重視する方針をとった。ソクラー大学の調査によると、タイ南部におけるごみのうち、生ごみ成分は40%、紙、プラスチック、ガラス、金属の合計で30%以上であり、これらがリサイクル資源である。したがって、リサイクルを推進することによって最大で7割のごみの減量につながり、特に生ごみのコンポストによって、ごみの安定化を図ることが可能となる。

本プロジェクトは、文教大学とソクラー大学との共同研究や共同プロジェクト計画のもとで、日本のリサイクルシステム構築の経験、ノウハウの移転を付加することで、現在のままでは解決の糸口が見いだせないタイの新しい廃棄物行政を実効させようというものである。JICAが文教大学に業務委託する形で実施されている。これにより、プロジェクト対象地域において、生ごみのコンポストも含め、リサイクルシステムを整備し、ごみの減量、ごみの安定化が促進され、タイ南部におけるごみ問題の解決の一助となることをねらいとしている。

コラム91 日本におけるゴミの現状と課題

(西 牧男*)

日本のゴミは、大きく工場や事業所から排出される産業廃棄物と、家庭から排出される一般ごみに分類でき、その総量は年間数千万tにも達する。こうしたゴミは収集過程を経て、そのまま再利用されたり、選別後再利用されたり、単に圧縮するか焼却するなどの処理をされる。処理には当然コストがかかるが、例えば私の住む枚方市では、1kgあたり47円程度である。しかし、こうした作業は量的にも質的にも不安定なものである。そのため、収集・配送のための物流費のみならず、貯蔵・保管などのための工場敷地を多く必要とし、また選別・分類に多くの人手に頼らざるを得ないので、経済ベースにはのせにくい。現状を具体的なふたつの例を使って紹介する。

関西にあるペットボトルの再生工場では、近隣各地自治体より、無料（相場により変動はあるが）でペールに梱包された状態で工場まで搬入され、これを原料として年間8,000tを処理している。ボトルの集荷は、夏に多く冬場は少ないので、原料の備蓄は1,000tを超え、このための広い倉庫が付設されている。処理の第一工程は選別工程で、ペットボトル以外の原料を選り分け、ペットボトルでも色物を選り分け、透明のものだけにする、最も人手のかかる工程である。ここでは全てが自動化されており、いずれも1億円以上する機械が処理している。しかし、この自動化された異物選別工程が隘路になり、ライン速度が遅くなる。その速度から逆算すると、最大3,000t / 年ほどしか処理出来ないだろうと推定されている。

次は洗浄工程であるが、三階建の豪邸という趣で内部は見せてくれないが、無人化されているようだ。タイではおばちゃん連中がワイワイ言いながら選別したり、洗濯機で洗ってザルで取り上げ、天日の下で乾かす。それに比べ、なんと省力化に投資していることか。それ以後のレジン製造工程は割愛する。

ところで、設備投資金額は、公称10億円といいながら、ここまで省力化を進めているならば、18億円は使っているだろう、というのが機械専門家の意見であった。この再生品は品質的に粘着力が悪く、正規品より市場での価格は低い。しかし、ここでの設備償却を10年とみると、その償却費用だけで1kgあたり60円に相当し、これに工場の管理・運営費用を加えると、正規品の当時の相場（1kgあたり70円）にとっても対抗できないのは明らかである。関係者の間で、中国での原料相場が高騰しており、原料のまま輸出したら利益が出るのに、と冗談が出ているほどである。

次に、今後の見通しを中古衣料処理業界の例で紹介する。中古衣料は古紙回収のついでに回収業者に集められた衣料屑が、選別業者に渡り、その選別後に中古衣料販売業者（着物など日本では昔から発達していた業界）によって循環していた。ところが、バブル期中古衣料販売業者が崩壊し、市場が海外に移った。海外市場での値段競争が激化し、選別業者の利益が薄くなり、都市部の選別業者から次第に仕事を続けられなくなった。土地と人件費の安い地方に移動していき、いまは九州地方だけが残っている。都市部の選別業者は人手を減らし、値段的に引き合う物だけを選び取っている状態である。

このように、日本では再利用の国内市場が狭まり、価格競争で不利な海外市場へ出ていかざるを得ないが、成功しているとはいいがたい。再生分野では、市場価格を無視した補助金漬けの事業を行っているのが現状であろう。一方、民間ベースで海外での事業展開は、中進国では法律の規制が強く、発展途上国では基礎的インフラの欠如など、採算にのせるのが困難なケースが大半である。

*日本、タイでのコンサルティング業務を行う。

バンコク都の東端、ラートグラバン(ラカバン)に位置するKMITLは、工学部、建築学部、農業技術学部、理学部、産業教育学部、情報技術学部の6学部の他に、大学院(修士課程、及び工学部、産業教育学部の博士課程)や情報通信技術センター(ReCCIT)を有し、学生数約1万5,000人(うち修士課程約3,600人、博士課程約90人) 教員数約800人を擁する、タイを代表する工学系総合大学の一つである。KMITLの歴史は、1961年に設立されたノンタブリ電気通信訓練センターに遡るが、その後の発展は、日本政府の40年に及ぶ技術協力の歴史と重なり合っており、現在では日本の協力の代表的成功事例の一つとして挙げられる。

1960年、日タイ両国政府は、タイ国における電気通信技術者養成を目的として、電気訓練センター設立のための技術協力協定を調印、翌年センターが設立されるとともに、「プロジェクト方式技術協力」の先駆けとなる協力が開始された。初年度の受講生は23人。プラキット現KMITL学長は、その内の1人である。ノンタブリ電気訓練センターは、1964年にノンタブリ電気通信大学に昇格、1971年に他の2つの工業専門学校と合併し「モンクット王工科大学」が設立され、さらに1986年には現在のモンクット王ラカバン工科大学として発展してきた。その間、1975年には工学部に電気工学系修士課程が、また1982年には同学部に電気博士課程が設置された。これらのKMITLの歴史を通じて、日本政府は、2回の無償資金協力、及び4回のプロジェクト方式技術協力を中心としつつ、協力を展開してきた。一つ一つの協力は、相互に関連性のある着実なステップとして、KMITLの発展を支えてきた。

KMITLの今日の隆盛を考えるにあたって、日本政府による技術協力とあわせて欠かせない重要な要素が、日本の大学との交流・連携である。1977年には、KMITLと東海大学との間で、現在も継続する「学術協力」が開始され、1992年には東京工業大学と協力協定が締結されたほか、日本の大学、研究機関との間にさまざまな交流が展開されている。長期間にわたるこれらの交流を通じて構築されてきた重層的な人的、組織的ネットワークは、過去のKMITLの発展に大きく寄与してきたとともに、今後のKMITLのさらなる自立発展にとっても、貴重な財産といえよう。

KMITLは、早くも1978年に、日タイ両国政府の支援による第三国研修「電気通信技術コース」を、1993年には同じく第三国研修「上級電気通信」を開始した。また、近年は、日本と協力しつつ、ラオス国立大学工学部に対するディプロマ教官学士号取得プログラムや、情報化対応人材育成機能強化プログラム、そして、ASEAN全域を対象とした工学系高等教育支援プログラム(AUN/SEED-Net)を実施してきた。これらを通じて、これまでの日タイ協力による蓄積をベースに、第三国に対する協力にも積極的に取り組んでいる。日タイ技術協力の歴史のシンボルの一つとして、KMITLの今後の益々の発展を願ってやまない。

2002年9月2日、持続可能な開発に関する世界サミット(ヨハネスブルグ)のサブイベントとして、JICAが開催した「南南協力に関するワークショップ」において、タイ首相府のクラッセ大臣(当時)が、「日・タイパートナーシップによる南南協力」という議題で講演を行った。その中で、アセアン保健研究所(ASEAN Institute for Health Development: AIHD)の協力に触れ、「プライマリー・ヘルスケア(Primary Health Care: PHC)とは、一方的な協力ではなく、双方が教え、学び高めていくものである。AIHDはこれを忠実に実施してきた」と締めくくっている(コラム49参照)。

鈴木善行首相(当時)が1981年1月にASEAN5カ国を歴訪し、「人造りプロジェクト」を提唱したことを受けて、タイ国は、国家事業として取り組んでいるPHCのための人材養成、及びそのサービスの質的向上を図るために、「PHC訓練センタープロジェクト(以下ATC/PHCと略す)」をわが国に要請してきた。同要請をうけて、1982年10月、JICAのプロジェクト方式技術協力が開始され、ATC/PHCのセンター長として前記のクラッセ氏が任命される。同氏は、東北タイの一医師の時代、地方医療の発展に努めた功績が認められ、1973年、ラモン・マグサイサイ賞を受賞した人物である。「人々のところに行くこと、人々と生活すること、人々から学ぶこと、人々の持っているものの上に造ること、人々が知っていることから始めること、人々とともに計画を練ること、見せることによって教えること、行いから学ぶこと」、この言葉を座右の銘としている同氏をカウンターパートとした幸運も、本案件の成功の一因かもしれない。

その後、1984年3月には、マヒドン大学サラヤ・キャンパス内に、宿泊棟を含むATC/PHCがわが国の無償資金協力により建設され、プロジェクト活動が本格化した。1986年には、未だ他に類のない「Master of PHC Management」(PHCの修士課程: 10ヵ月)コースを発足させ、1988年10月にマヒドン大学長直属機関から、大学学部に対応するAIHDへと昇格した。1987年6月からは、上記マスターコースをJICAの第三国研修「プライマリー・ヘルスケア」として取り上げ、その実施の支援を開始した。これまで計15回実施し、卒業生を427名輩出(うち第三国研修による参加者173名)さらに今後5年間、AIHDが独自に学生を集め、真に自立発展をするための移行期間として継続支援する予定である。

2002年まで、AIHD第4代目の所長であったソマック氏は、「誠実さと感謝の念、これが各ドナーから信頼を得る秘訣である」とし、同コースの自立発展に努めてきた。ソマック氏の努力の結果、同コースには、第三国研修での参加者だけでなく、他のドナーからの奨学金を得た者、自費で参加する者の割合も徐々に増えてきている。クラッセ大臣、ソマック前所長、そして現在のブンヨーン所長に脈々と引き継がれているこの“PHC”の精神が、AIHDの今を作り上げ、そして今後のAIHDの行く末を決めることになるだろう。願わくば、本件第三国研修が終了する5年後には、本コースが、タイのみならず、世界を代表するPHC分野のコースとなり、世界中の優秀な学生が集うキャンパスとなることを期待したい。

このプロジェクトはJICAのプロジェクト方式技術協力として、タイ国保健省大臣官房をカウンターパートとして、1998年2月1日から2003年1月31日の5年間の予定で行われた。

タイは不幸にして、アジアで最初にエイズの大流行を許した国であるが、同時に、途上国としてはじめてそのコントロールに成功した国でもある。プロジェクトサイトのパヤオ県は、そのタイのなかでも最も大きな被害を受けた県である。現在では、罹患率、有病率ともに低下してきているが、それに伴って、予防活動に加え、すでに感染したひとに対するケアをどうするかということも重大な課題となってきた。パヤオではエイズの蔓延に伴って、100%コンドーム運動だけではなく、官民あげてさまざまな形で誰も経験したことのない、しかも次々変化していくこの問題に取り組んできた。現在は、その経験から学びつつ、エイズの問題に如何に対処していくか、そしてさらに統合されたエイズ対策を模索している状況である。

プロジェクトの目標は、HIVの感染を予防し、しかも不幸にして感染してしまったひとにいかんにか全人的ケアを提供できるかという、問題解決のための包括的モデルづくりを目標としている。AIDS対策において先進的な北タイにおける経験を、タイの他の地域、さらには世界の他の国に生かすための方法論の開発ともいえよう。

HIV/AIDS先進国のタイで行われたプロジェクトであり、プロジェクト関係者以外にも、日本から多くのHIV/AIDS関係者が、当プロジェクトを訪れてきた。長期・短期専門家のみならず、多くの日本のHIV/AIDS関係者が、パヤオの感染者グループ、サポートNGO、保健医療関係者がコミュニティや地元保健機関で行っている様々な活動から、今後の日本や世界のHIV/AIDS対策へ生かすことのできる多くのレッスンを学んできた。

当プロジェクトにおける特徴的な取り組みは、HIV/AIDS分野においては、日本よりも多くの経験を経て、当分野におけるパイオニアとして先進的な取り組みをしているタイでのHIV/AIDS協力で、患者数、経験ともに比較劣位にある日本が、どのような形で有効な協力を行うことができるのかということにある。日本としては経験の薄い分野ではあるが、本プロジェクトの成功例、失敗例を含めて、プロジェクトの成果を今後の日本のHIV/AIDS分野での協力の布石となることが期待されている。

コラム95 アジア太平洋障害者センター・プロジェクト

(伊藤 奈緒子)

国連アジア太平洋経済社会委員会 (United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: ESCAP) 「アジア太平洋障害者の10年」最終年である2002年8月、JICAとタイ労働社会福祉省は、ESCAP及び関連団体との連携のもと、「アジア太平洋障害者センター」(以下、「センター」)技術協力プロジェクトを開始した。本プロジェクトは、アジア太平洋地域を対象とした、障害当事者が主体となる社会開発の広域プロジェクトである。言い換えると、草の根の障害者支援の知識・経験といった“情報”、及び、障害当事者をはじめとする“人材”など、アジア太平洋地域のリソース(資源)を開発・活用・共有して、当該地域の開発途上国の“障害者のエンパワメント”と“社会のバリアフリー化”を推進していく取り組みである。同推進のために、具体的には、関連機関・グループを対象に、(1)ネットワーク作りや連携促進、(2)情報支援、(3)人材育成を行っていく。プロジェクトを通じて最終的に、当該地域の障害者の情報・人材育成に係る「センター」が設立され、地域の人々によって「センター」がさらに発展継続されることが期待されている。

2002年5月の第58回ESCAP総会では、「センター」構想を含む障害者関連決議案58/4『21世紀におけるアジア太平洋地域の障害者の人権と統合を基調としたバリアフリー社会の促進(仮訳)』を日本政府が提出し、同決議は29カ国のESCAP加盟国の支持を得て採択された。また、同年10月に実施された障害分野のESCAP政府高官会議では、2003年からの新しい「10年」の実施、および当該地域の情報・人材育成の拠点としての「センター」設立の支持と支援を謳った『新10年の障害者の権利に基づき、バリアフリーで、統合された社会に向けての琵琶湖新千年行動計画(仮訳)』が採択されている。「センター」は旧「10年」を継承し新「10年」を推進する“地域センター”として、当該地域の政府やNGOの賛同と協力のもと、日・タイのイニシアティブによって準備が進められ、2004年10月にバンコクに設立予定である。

センター設立にあたり、ハード面では日本政府の無償資金協力により支援する。タイは無償資金協力対象の卒業国であるが、本件は「広域開発無償(複数国が裨益する案件への支援及び地域的な枠組みによる開発途上国における開発への取り組みに資する支援)」として実施するものである。なお、「センター」構想は、タイをはじめとする開発途上国の政府およびNGO関係者が中心となって検討を行い、とりわけ技術協力プロジェクトに関しては、自ら障害をもつ日・タイのNGO関係者が、主体的に案件形成及び実施に関わってきている。そのため、本プロジェクトは、官民の関係者が連携し障害当事者が参画して案件形成が進められてきたという特徴がある。本プロジェクト形成は、1998年の初回調査から実施文書の署名・交換に至るまで、約4年の歳月を費やしたことになる。他案件と比べ少々長い感もあるが、一方で、タイ側の強いオーナーシップのもと、日・タイ関係者の堅いパートナーシップが築かれ、それは今後のプロジェクト実施における“バックボーン(back bone)”になっている。

AUN/SEED-Netは、ASEAN10カ国計19大学が日本の11大学の支援の下、工学系分野における域内メンバー大学への留学による上位学位の取得や共同研究、分野別セミナー開催などを通じて学術交流を促進し、域内の学術人的ネットワークを構築することにより、それぞれの教育・研究レベルを向上させるプロジェクトである。

日本国政府の技術協力としては、タイにおけるモンクット王ラカバン工科大学（KMITL）やタマサート大学理工系大学院といった特定の工学系大学や大学院の支援実績があり、インドネシアでも国内の工学系大学間の国内留学を促進し国内人的ネットワークを強化することで、参加大学の教育レベルを向上させようというプロジェクト（HEDSプロジェクト）の実績がある。国境を越えてASEAN全域を対象とした工学系の高等教育支援は、本プロジェクトの他に類を見ないものである。

本プロジェクトは、1997年の日本・ASEAN首脳会議において、当時の橋本首相がASEANとの協力を強化するために、日本国政府としてASEAN域内の人材育成を重点的に支援する用意があることを表明したことが、その構想の発端となっている。その後、各国・地域の産業界発展に寄与できる人材の育成を、域内の工学系高等教育機関の学術人的ネットワーク構築を通じて実施するというプロジェクトの基本コンセプトが形成された。このコンセプトは、2001年4月に各国副大臣及び参加大学長の出席のもとタイで開催されたAUN/SEED-Net設立総会において、プロジェクトの全体枠組みとして合意され、その後2年間の準備・試行期間を経て、2003年3月より、本プロジェクトが5年間の協力期間をもって本格的にスタートした。

具体的な活動としては、ASEAN域内でのメンバー大学相互の留学による学位取得支援プログラムを中心に、メンバー大学間及びメンバー大学と日本の支援大学との間での共同研究支援、日本の大学及びメンバー大学からの教授派遣、分野別セミナーの開催、そしてITツールの活用を目的としたITセミナー開催や教材開発支援等がある。

プロジェクトでは「工学系分野」を電気・電子、機械・航空、土木、材料、化学、環境、製造、資源・地質の8つの分野に分け、メンバー大学の中から分野ごとに各種活動の中心となるホスト大学を決める。同時に、日本の支援大学も分野ごとに支援調整大学（幹事大学）と支援協力大学を定め、これらの大学を中心に分野ごとに活動を展開している。今後、分野ごとの人的ネットワークが構築され、そのネットワークのもとでASEAN域内での人材育成が図られることが期待されている。

コラム97 家畜疾病防除計画：広域協力プロジェクトの一例

(沖浦 文彦)

「タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画」は、タイを拠点国、マレーシアを協力国、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムを参加国として、これら地域の牛、豚、鶏といった家畜の病気を、地域全体として防ぐ技術と体制の確立を目的に、タイ畜産開発局（Department of Livestock Development: DLD）を主な実施機関として、2001年12月より5年間の予定で実施している。

陸続きであるインドシナ諸国間では、家畜の越境は容易であり、その移動は頻繁かつ動向の捕捉も困難である。そのため、一国内のみで対策を講じても、他国からの家畜の影響が大きく、効果があがりにくい。そこで、各国の技術向上や体制整備を全体的かつ共通の枠組みの中でおこなうとともに、各国間の連携を促進するニーズが認められることから、広域的枠組みによるプロジェクトが計画、実施されている。プロジェクトでは、長期専門家がタイに3名派遣されているほか、日本からの短期専門家派遣、機材供与、研修員受入といった活動も実施している。主な構成要素は、タイ（一部はマレーシア）への周辺国からの研修員受入と、そのフォローアップのためのタイ人専門家の周辺国への派遣である。日本からの短期専門家派遣や日本への研修員受入は、タイ・マレーシアでは対応不可能な分野に限定しており、投入量もそれほど多くない。このように、タイDLDが中心となってプロジェクトを実施し、日本側はそのサポートをするという体制となっている。この体制により、本邦研修に比べ安価な経費で、かつ周辺国にとって適当な設備・技術を用いて技術移転を行うことが可能となり、また周辺国受益者のニーズや状況の変化に、より迅速かつ柔軟に対応することも可能となった。さらにはJICA協力終了後の「協力枠組み」の持続可能性も期待できよう。

このような協力が可能となった背景には、タイ（及びマレーシア）に対する30年以上にわたる日本の協力の積み重ねがある。研修員を受け入れる主なサイトは、タイは国立家畜衛生研究所など3カ所、マレーシアはアセアン家禽病研究訓練センターであるが、これらのサイトは、いずれも日本の無償資金協力などで施設を整備の上、技術協力プロジェクトも実施し、技術レベルの向上・体制整備をおこなったものである。それらの協力成果により、タイ・マレーシアも周辺国に技術協力をおこなうキャパシティが構築された面が強い。また協力プロセスを通じて醸成された日本とタイ・マレーシアの人的関係、信頼関係も重要な要素であることを、プロジェクトを実施中の今、痛感している。

本プロジェクトの立ち上げにあたっては、1998年にバンコクで各国関係者の参加を得て、広域協力の可能性に関するシンポジウムを開催したほか、調査団や調査員によるニーズの確認、協力枠組みの検討をおこなってきた。国ごとにニーズや状況も大きく異なるなかで、本プロジェクトでカバーできる範囲は限られており、活動内容の調整など困難も多い。またタイと周辺国の外交関係が悪化すると活動に制約が生じるといった面もあるが、参加各国の努力によりこれまで順調に活動は行われている。今後はプロジェクトの成果と将来動向を見据えながら、日本としてインドシナ地域と当該分野でどのように関係性を持つかという方針を定めていく必要がある。

コラム98

日本の地域の知恵を国際協力に：
基礎自治体開発計画策定能力向上支援プロジェクト

(木全 洋一郎)

タイでは民主化の流れのなかで、地方分権が大きなテーマとなっており、1997年に改正された新憲法でも重点政策に位置づけられている。

しかしながら6,742カ所に存在するタイの末端地方自治体（タンボン自治体、コラム27参照）のほとんどは財政的にも人材的にも十分な体制がなく、住民ニーズに応えるだけの行政能力を有していないため、自治体の開発計画策定のための能力向上が大きな問題となっている。

こうした問題を解決するために、JICAでは内務省地方自治振興局（DLA）とともに、タイ東部に位置するプラチンブリ県プラチャンタカーン郡における自治体をパイロットサイトとして、住民参加型で開発計画を策定するための支援活動を行っている。そのプロセスをモデル化するプロジェクトが、「基礎自治体開発計画策定能力向上支援プロジェクト」である。

プロジェクトでは、同じく住民参加型でまちづくりをしている滋賀県甲良町をモデルに、行政企画担当者を専門家として派遣し、実際にタイの現場で村人とともに集落点検地図作りを行い、村の現状や課題を認識し、将来の村のイメージの共有化を図る活動を実施した。またタイの自治体の計画策定を担うスタッフを甲良町に招へいして、甲良町の役場はもちろんのこと、市民・NPOも一緒になった甲良町でのフィールドワークを通じて、住民参加による計画作りについての研修も実施している。こうした活動を通じて、村づくりはそこに住む住民が主体でなければならないこと、自治体は住民と一緒に問題解決を考える姿勢をもつこと、といった自治体職員自身の基本的な姿勢について多くの教訓がもたらされ、タイ人が自らの意思で変革をする助けとなっている。

以上のように、タイの自治体の能力向上というニーズに対して、甲良町における自治体職員から一般市民までの経験や知恵を技術リソースと位置づけて、日タイ双方で市民レベルにおける交流が展開されている点は注目に値する。また、こうした協力により、タイの自治体にとってはもちろんのこと、日本の自治体にとっても、市民が改めて自分の町に誇りを持ち、町全体が元気になるという点において、相互にメリットがあるという点も見逃せないところである。日本とタイの相互に協力の効果がもたらされるという点において、本プロジェクトは自治体連携、国民参加型の国際協力の一つのかたちを示している。

中小企業の育成は、経済全体に占めるさまざまな側面における役割の大きさから、発展途上国における開発の重要課題として位置付けられてきた。この分野に対するJICAの協力は、特定企業への直接支援ではなく、公的機関のキャパシティ拡充を通じた中小企業の経営資源強化を支援するという間接的な手法を採用しており、タイにおける「中小企業診断士」の育成及び制度造りに対する協力も、これに位置付けられるものである。

1997年の経済危機後に派遣されたJICA専門家（政策アドバイザー）は、わが国で培われた診断制度をタイに導入することを提言、これを契機としてタイ政府の「産業構造調整事業（IRP）」マスタープランに続くアクションプランの一つとして、中小企業診断制度構築に対する協力が、1999年6月に開始された（コラム31参照）。

この後、日本政府は長期専門家延べ33人年（内JICA6人年）短期専門家延べ約80人回（本年4月現在）を派遣し、制度構築、診断実施、診断士養成に関する知識・技法等の伝授に努めた。その結果、診断士養成研修では300余名が輩出され、彼らが主体となって約700件の診断が実施されてきた。タイ政府はこのような成果をITB事業の前提として活用するなど、診断の有用性が中小企業関係業界、政府関係のあいだで認識されるに至った。

元来、中小企業診断制度は、わが国において戦後経済復興期に中小企業の生産性向上、経営管理近代化を目的として、1948年の中小企業庁設立時に発足し、以後、中小企業振興行政の柱の一つとなっている。経済、社会環境及び中小企業の経営管理水準等、時代の変化に対応しながら、診断指導の理念、診断対象、診断内容及び診断方法などを変遷させつつ、50余年を経て今日に至っている。

本制度をタイ国に導入するに際しては、タイの人的資源活用を考慮すると共に、経済・社会慣習、中小企業の経営行動・管理水準、経営教育状況などを勘案し、タイ社会に適合する持続性のある制度確立を念頭に置きつつ、協力を展開してきた。

具体的には、制度の基本フレーム案作成にあたり、工業省の本制度に対する責任者及び関係職員で構成する研究会を開催、わが国中小企業施策とその実施体制、指導法を含めた制度の目的、沿革、具体的な内容、さらには関連する近代化資金助成法・中小企業総合事業団法について説明を行うことを通じ、制度の理解と関係者の共通認識を得た。

次いで、より多く関係者の意見を聴取すると共に、制度確立後の円滑なる運用を図るため、中小企業指導機関、金融機関、学識経験者などで構成する「中小企業診断制度推進委員会」を編成した。この委員会の下に、制度検討小委員会と研修教科基準小委員会を編成し、制度策定の作業に入った。制度検討小委員会は、診断の実施機関、診断対象、診断担当者の資格（診断士）、診断士養成の方法について検討し、中小企業振興法の省令としての「中小企業診断指導事業の実施に関する基準」、診断の実施方法を定めた「企業診断実施要領」、診断士の倫理を定めた「中小企業診断士倫理規定」の原案を策定した。

研修教科基準小委員会については、教科部門ごとに実務家、大学教員などで編成する分科会をつくり、研修科目、その内容、時間、研修方法について検討を加え、1,044時間（日本1,326時間）の教科基準を策定した。策定された省令基準案（未交付）に基づき、2000年より診断事業を実施し、その成果を反映させた第2次案を策定したところである。

また、診断士養成研修については、策定された教科基準により編成されたカリキュラムに沿って、講師及び実習指導員はタイの専門家、研修修了者（1～3期の卒業生、現在は4期生）主体で編成し、進められている（付表；日本とタイの制度比較）。

表 日本とタイとの診断制度比較

項目	日本（旧中小企業指導法）	タイ（中小企業振興法）
1 実施機関	国 都道府県、指定市	振興事務所が指定する機関
2 診断勧告の責任者	知事	実施機関の長（当面工業振興局長）
3 診断費用の負担	原則無料	同左
4 診断の対象 内容、実施方法、事務手続	診断実施要領	診断実施要領 地方局で受付、予備調査実施
5 診断を担当する者	診断士 実施機関の長が認めた者	同左 同左
(1) 診断士		
・新規登録	・診断士養成研修を修了した者 ・試験に合格した者	・診断士養成研修修了者は診断士補 ・3年以内に診断実績10回以上の者が登録
・登録期間	・5年間	・3年間
・登録期間の義務	・診断実施機関に協力	・同左
・更新登録	・7回以上の協力 ・更新研修の修了者	・5回以上の協力 ・同左
(2) 倫理（秘密保持）	・国家・地方公務員法	・中小企業診断士倫理規定
6 診断士の養成		
1) 研修受講資格	・25才以上大卒	・大卒以上で、4年以上実務に従事した者
(2) 研修の内容及び時間数	・省令：講義738時間、実習588時間 計1,326時間	・部門別の単位制導入 講義630時間、実習414時間 計1,044時間
(3) 受講料	・実費負担	・当面無料
(4) 研修後の義務	・派遣元	・登録後診断実施機関に協力
(5) 研修の体制	・中小企業総合事業団実施	・公共的法人に委託（タイ日経済技術振興協会）

(注) 日本の省令は1996年4月改正

出所：タイ個別長期専門家、村林諒氏作成

コラム100 新バンコク国際空港に対する日本の協力

(今井 達也 / 高橋 暁人)

タイの経済社会発展及び観光産業を反映し、バンコクの航空需要は増加の一途にある。1995年の旅客数は2,100万人であるのに対し、2010年には5,000万人と大幅に増大するものと見込まれる。既存のドンムアン国際空港（2001年には国際、国内合わせて3,060万人の利用実績）の効率的な使用にも限界が見えはじめ、早晩対応できなくなると予想されている。ドンムアン空港はその立地条件上これ以上の拡張は困難であり、新バンコク国際空港（スワナプム国際空港）の早期完成が必要となっている。

新バンコク国際空港建設事業の内容は、航空需要増大への対応のため、バンコクから東約30kmに位置するサムットプラカン県ノンゲーハオに、第一期事業として、旅客ターミナル施設と東西2本の滑走路を主要施設とする新国際空港を建設するものである。将来的には、ターミナルビル、滑走路等の施設を拡張・増設し、最終段階として年間約1億人の旅客需要に対応可能な空港施設を想定している。

現在、2005年9月の開港を目標として建設工事が進捗中であるが、新空港の構想自体は1960年代に遡る。1960年、タイ政府は新空港（スワナプム国際空港）の建設に係る調査の結果、ノンゲーハオ地区を選定し、1973年には約3,200haという広大な用地の買収を完了した。以後、1991年の閣議まで決定的な進捗はなかったが、1995年の着工に続き、1996年の新バンコク国際空港会社（New Bangkok International Airport Company Limited: NBIA）の設立、同年からの円借款供与により、事業が本格的に開始された。

第一期事業の総事業費約1,250億バーツのうち、約6割が円借款によりまかなわれる予定であり、借款資金は空港用地造成、滑走路舗装工事、旅客ターミナル建設、コンサルティング・サービス（事業管理、入札補助、施工監理）などに充当されている。これまで、第一期借款（1996年度）、第二期借款（1997年度）、第三期借款（1999年度）、第四期借款（2000年度）、第五期借款（2002年度）と実施されている。

これに並行して、JICAによる技術協力は、1997年8月から2003年3月までの5年半にわたって、建設を中心とした事業の監理助言を行う長期専門家を2代にわたって派遣するというかたちで進められてきた。円借款（JBIC）と技術協力（JICA）の連携による協力を展開中である。2003年6月からは、開港後の環境管理を中心とした技術協力を実施中である。

1999年度からJICA実施の協力枠組みを使って、ASEAN域内における「南南協力支援」の動きを組織化しようとする取り組みが開始されている。第三国研修実施国5カ国間（インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール）で研修実施上の問題を共有すると共に、効率的研修実施のために、JICAカウンターパート政府窓口機関のネットワークづくりから始まった。その後、2002年度に至って、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（以下CLMV）をも包括し、ASEAN域内の経済格差是正を上位目標に掲げ、地域協力のメカニズム構築を目指して、活動を継続している。

JICAが組織する一連の地域協力の動きは、「第三国研修ASEAN地域別会議」と「CLMV地域協力会議」という、過去3年間にわたり補完的に開催されてきた2つの個別の会議で、その基礎を固めることになった。

(1) まず、1999年6月に、タイ事務所とDTECが共催した「第三国研修ASEAN地域別会議」では、JICA実施の第三国研修の約半数が集中しているASEAN地域の実施国側が、研修トピックの重複回避と共に実施上の課題を共有の上解決策を模索することを目的に、初めて一堂に会し協議を行った。当該会議は、2000年（於ジャカルタ）、2001年（於マニラ）と継続されたが、その議事は研修実施上の課題解決から、年を追うごとに裨益国側のニーズ把握に基づいた効果的案件形成へと移行していき、CLMV4カ国を包括したASEAN9カ国による地域協力推進会議開催への基盤を整備した。

(2) 次に、「第三国研修ASEAN地域別会議」開催の一方で、2000年1月にタイ事務所は、援助の関係でとくにタイと関係の深いCLMV4カ国を招聘し、第三国研修を含めた南南協力における裨益側の意見聴取や、4カ国のニーズ把握を目的として、「CLMV地域協力会議」を主催した。当該会議においては、従来、JICAが支援する域内の南南協力に対し、裨益側のニーズ吸い上げの問題、日タイ・パートナーシップ・プログラム（JTTP）に対する不満等を抱えていたCLMV各国の率直な意見が聞かれた。その結果、会議は、CLMV4カ国のオーナーシップを引き出し、各国のニーズを反映できる協力のありかたを打ち出し、同時にCLMV各国の作業によって、“CLMV共通課題開発マトリックス”を作成した。以後、「CLMV地域協力会議」は年次開催となり、2001年度まで4カ国共通課題に基づいた「CLMVイニシアティブ案件」の形成を核として継続された。

コンケン県の「メコン・インスティテュート」実施の第三国研修2案件については、CLMV各国に最適な内容とレベルのインプットを図るべく「CLMV / メコンインスティテュート案件形成会議」（2000年7月）を開催し、会議のなかで実際の案件形成を試みた。また、ベトナムが開催した「CLMV投資促進セミナー」（2001年11月）、ラオス主催の「CLMV情報技術（IT）セミナー」（2002年10月）も、当該会議の成果といえることができよう。また、これら一連の「CLMVイニシアティブ案件」は、講師及びリソースパーソンをシニアASEAN各国から招聘することによって、実質的なASEAN地域協力実現に努力した。

このようにして、シニアASEAN側の第三国研修実施会議と、「CLMV地域協力会議」の個別の努力は、2002年7月の「地域協力推進会議」として統一されるに至った。

過去3年にわたり別個に開催されてきたシニアASEAN5カ国（ASEAN旧加盟国を指す）の政府援助窓口機関およびJICA事務所の「第三国研修ASEAN地域別会議」と、CLMV4各国とタイ事務所による「CLMV地域協力会議」は、2002年7月に「地域協力推進会議（Meeting on Regional Cooperation through JICA's Programs among ASEAN Countries）」として統合された。この統合は、南南協力支援の観点から3つの大きな転換点を示唆している。

(1) まず、第三国研修をはじめとするJICA実施の南南協力支援の焦点が、従来の南南協力実施国（例えばタイ）のドナー国化に対する支援から、裨益国（CLMV各国）側のニーズ重視に移行したことである。これは、シニアASEAN各国が、CLMV4カ国が共同で作成した“CLMV共通課題開発マトリックス”（のちに改訂に伴い“CLMV開発課題マトリックス”と名称変更）から抽出される開発ニーズに基礎を置いた独自の案件形成を開始したことに端的に現れている。具体的には、2002年4月にマレーシア政府（首相府経済企画院）とJICA事務所が開発ニーズに基づいた案件形成調査団をCLMV各国に派遣し、関係機関との協議を経て、各国の事情や要望に合致した具体的な案件を提供した例が挙げられる。以後、シニアASEAN各国はマレーシアの例に触発され、裨益国のニーズを汲み上げた各国独自の案件形成を実施している。

(2) 第2に、CLMV4カ国のオーナーシップが南南協りに結びつき、ASEAN域内での協力体制が構築された点である。2001年度からCLMVが協力して計画実施してきた「CLMVイニシアティブ案件」（2001年度「CLMV投資促進セミナー」と2002年度「CLMV情報技術セミナー」の2件）の形成は、「地域協力推進会議」内で、ASEAN域内協力の一つの形態として認知され、会議自体が域内のニーズとリソースを重視した案件形成の場と認識されるに至った。2003年度はあらかじめ精査されたCLMV各国の具体的な開発ニーズと、シニアASEAN側のリソースを、タイ事務所がファシリテーターとなってマッチングさせる試みを行う予定である。

(3) 第3に、「地域協力推進会議」は、これまで試行錯誤で個々に実施してきたASEAN域内におけるJICAの南南協力支援の動きを、地域協力メカニズムに収束させ、現地主導の下で、効率的な地域協力促進を模索する機会を提供することになった。第1回地域協力推進会議において、タイ事務所から提案された「1年サイクル・メカニズム案」は、統一要望調査に向けて現地で効果的な案件形成を行うためのスケジュールを組み込むと同時に、現地主導の地域協力活動を活性化させる仕組みを提案している。2003年7月に開催予定の第2回地域協力推進会議までの期間、ASEAN9各国は暫定的に当該メカニズム案に沿って独自の地域協力活動を展開しており、第2回会議においてメカニズムの運用を協議修正の上、全参加国が納得できるメカニズム案を採択する予定である。

以上、ASEAN9カ国を包括した南南協力支援の動きは、今後、以下のような発展の青写真を提示している。まず、「地域協力推進会議」は、JICAの枠組み内で実施する南南協力案件形成のフォーラムとして、地域協力メカニズムに恒常的に組み込むことで、効果的な案件形成の場を確保する。次に、フォーラムを統括する機能や、現地主導の協力を推進するために、将来的にはタイ事務所が地域協力事務局として発展を遂げていく方向性である。

表 ASEAN地域協力への取り組み

	シニアASEANの動き (インドネシア/マレーシア/フィリピン/ シンガポール/タイ)	CLMVの動き (カンボジア/ラオス/ミャンマー/ベトナム及び 調整役としてのタイ事務所)
1999 / 6	第1回第三国研修地域別会議(バンコク): 研修 課題の共有化及び参加各国のネットワーク構築	
2000 / 1		第1回CLMV地域協力会議(バンコク) CLMV共通課題マトリックス作成
2000 / 7		メコンインスティテュート/CLMV案件形成会 議(コンケン): CLMVによる初の参加型案 件形成
2000 / 7	第2回第三国研修地域別会議(ジャカルタ)	
2001 / 1		第2回CLMV地域協力会議(バンコク)
2001 / 6	第3回第三国研修地域別会議(マニラ): 対周辺国案件形成に焦点移行	
2001 / 11		CLMV投資促進セミナー(ハノイ)
2002 / 1		第3回CLMV地域協力会議(ハノイ): 次回第三 国研修地域別会議にCLMVの参加決定
2002 / 4	マレーシア政府/JICA共同案件形成調査団を CLMVに派遣: CLMV共通課題マトリックス に基づく案件形成	
2002 / 7		第1回地域協力推進会議(クアラルンプール)
2002 / 10		CLMV ITセミナー(ピエンチャン)
2003 / 7		第2回地域協力推進会議(ピエンチャン)
2003		CLMV航空管制セミナー(プノンペン)

コラム103 タイ国への協力隊派遣20年

(米里 吉則)

1981年(昭和56年)1月、当時の鈴木首相のASEAN諸国歴訪の機会に、バンコクにおいて青年海外協力隊の派遣取極が締結され、同年7月、最初の隊員としてハジャイ高等専門学校に電子機器指導の隊員が派遣された。

ボランティア国際年であった2001年には、タイへの協力隊派遣も、ちょうど20周年の節目を迎え、同年7月にはタイと日本の関係者が集い、記念式典が挙行された。今日までのタイへの協力隊派遣は、総数433名(男241名、女192名)となり、現在も、48名(男20名、女28名)の隊員が活動中である(2003年4月8日現在)。

この20年以上のタイにおける協力隊活動を振り返ってみると、当初の約10年間は、工業高専・職業教育系の短大、教員養成専門学校等における技術系教師(コンピューター関連等)及び日本語教師を中心に協力隊員が派遣された。

当時のタイは、急速な経済成長期にあり、大きな経済効果がもたらされていた。しかし、やがて、都市部と農村部の経済格差の拡大等、急速な発展下での歪みが社会問題として発生してきたため、協力隊派遣開始後10年を経過した1992年(平成4年)前後より、これらの問題にも対処すべく社会的弱者支援分野への協力が開始された。

具体的には、成長の陰に取り残された「タイ北・西部国境山岳地帯に暮らす山岳民族自立支援」、「東北部貧困農村への草の根活動」、「養護学校・障害者施設における障害者支援」などで、職種としては、村落開発普及員、果樹、野菜、保健婦、養護教師、理学・作業療法士等の隊員を派遣してきた。

また、1997年に発生した通貨・経済危機により、タイ政府は、「人間中心の開発」をテーマに掲げ、これを受けて、協力隊でも、社会セクター支援(障害者、山岳民族、NGO等)、環境保全(社会造林促進)、地方開発(農村開発)、経済インフラ整備と経済開発(教育機関・人材育成)を重点分野として協力を展開し、現在に至っている。

ここ5ヵ年での特筆すべき事業としては、2002年9月末をもって終了したターク県における、協力隊チーム派遣「山岳民族自立支援モデル計画」プロジェクトが挙げられる。山岳民族は、総数約60万人がタイの北・中西部の3,500余の村落に分かれ、厳しい環境のなか、国籍の取得、教育の普及、生活の安定などの多くの社会問題を抱えている。

チーム派遣は、国際機関や先進国援助が行き届いていないターク県の4村を対象として、持続可能な総合農村開発を目的に、1997年(平成9年)から2002年までの5ヵ年間で20名の隊員が派遣され、農業、保健衛生、家内産業支援等さまざまな活動が展開された。

今後は、タイ政府の基本方針である、「開発のためのインターナショナル・パートナーシップ」を念頭に置きつつ、「山岳民族自立支援」、「障害者・福祉関連支援」、「職業教育推進」、「地方農村開発」、「環境保全」、「人材育成」などの分野における協力隊活動が期待されている。

コラム104 梅干しで村おこし：協力隊果樹隊員による山岳民族村支援の事例（米里 吉則）

協力隊員が数代にわたり派遣されているチェンライ県山岳民族福祉開発センターでは、標高1,000mを越える地域において、山岳民族の収入源としての落葉果樹の普及奨励を行ってきた。しかし、過去に導入された品種の多くが収入に結びつかない不良品種であった。初代隊員は、この点に着目して、日本から柿、ナシ、桃の優良品種を試験的に導入するとともに、落葉果樹栽培では、約30年の実績を有し、気候もほぼ活動村と同じである、チェンマイ県アンカーン王室農業所から梅、柿、桃の接ぎ木による優良品種の導入と農家の栽培技術向上に努めた。

同配属先への2代目隊員となるO隊員が1999年12月に着任したとき、これらの優良品種はほぼ活着し、順調に成長を続けていた。担当したのは、30年前から王室プロジェクトの一環で、麻薬撲滅のため、ケシに代わる作物として果樹栽培が行われる3つの村であった。先代隊員同様に劣悪な樹木を優良品種に更新し、市場に出せる果樹生産を目指していた。しかし、栽培面積が広大な割には、市場の需要はなかなか伸びない。また、十数年前に1kgあたり50パーツで取引されていた梅は、わずか5パーツまで下落していた。ここでO隊員は、試行錯誤しながらも、値崩れした梅を利用した梅干し作りに着目した。

梅果実を利用した数ある加工食品のなかで梅干しを選択した理由は、消費材料が安価で手に入り、村人にとって毎年継続した生産を行いやすい、鍋や火を使用しないので、大掛かりな食品加工所を必要としない、果樹栽培の指導を第一と考え、製造期間中に時間的融通がきく、からということであった。

梅果実栽培に関しては、農業者の負うところとし、梅干し作りにあたっては、適宜、隊員が指導することにした。まず、紀州梅の産地として知られる故郷、和歌山の技術を取り入れ、タイ湾でとれる天然塩を用いた。色づけは、タイでは、赤シソが利用できないため、シソ替わりとなる食用ハイビスカスの一種ローゼルを使用した。無農薬で人工着色料、合成保存料等を一切使用せず、味は上々であった。ターゲットは、タイ在住日本人である。

価格において、日本からの輸入品との競争力は申し分ないが、日本人にとっては、低価格よりも高品質、清潔さを製品に求める傾向があった。一方、山岳民族の衛生観念は低く、加工作業を進める上で、この点が重要課題になるであろうと考えられた。

配属先の支援により、衛生面の補助として保健省医療科学県事務所から講師を招き、指導を仰いだ結果、無事、タイ保健省の認可も受けられるようになり、在バンコクの卸業者との契約で、在留邦人が利用するバンコクのスーパーなどの店頭で、「青年海外協力隊の支援により、山岳民族村の住民たちが作った、無農薬で人工着色料、合成保存料を一切使用しない梅干し」として並ぶようになった。やがてこの梅干しは、タイ政府が村おこしの一環として推進する「一村一品運動」(コラム8参照)の一品にも選ばれた。優良品であれば、1kgあたり二百数十パーツで売れるようになった。

2002年9月、O隊員は、「日々、村人達に助けられたおかげで、無事に隊員活動を終了することが出来た。今後も村人達の梅干し作りを見守っていきたい」と言い残して、帰国した。

コラム105 横田町の地域おこしとタイにおけるそろばん事業

(田和 美代子)

島根県横田町は160年の伝統を持つ雲州そろばんの町として知られ、現在でも日本一の生産高を誇っている。その横田町は「地域おこし」を目的に、そろばんを通じた国際協力を実施してきた。1995年に、タイの中学生に対する奨学金給付事業を行っていた日本国際交流センターと協力し、東北タイのロイエット県で、中学生の教師を対象とした「そろばん教授法講座」を開始したのが始まりである。それ以降、タイ教育省の支援を受けながら、年に2回、ロイエット県の中学校教師を集め、そろばんの授業及びその指導法の伝授を行ってきた。同時に、生徒が用いるそろばんを確保するため、地元の雲州算盤協同組合等の協力を得ながら、中古そろばんを送る運動にも取り組んできた。2000年4月までに延べ600名あまりの参加者があり、結果として200校近くの中学校で4,000名以上の中学生がそろばんを学んできた。

1997年にタイの教育省副大臣がロイエット県のそろばん授業を視察したのをきっかけに、同年秋に「国家そろばん委員会」が設置され、小学校教育へそろばんの正式導入に向けての準備が進められることになった。同時に、タイ政府から島根県知事宛に、そろばんの普及に向けての協力要請がなされた。県ではそれを受け、「タイへそろばんを送ろう」実行委員会を設立し、誰でも参加できる国際協力と位置付け、県民運動としての取り組みが始まった。県内のみならず全国からそろばんと多額の寄付が寄せられ、日本全国から集めた中古そろばんをタイへ贈るためのシステムができあがった。1998年からは、島根県がそろばんや数学教育の勉強のために、毎年2名のタイ人の先生を招聘し研修を行ってきた。

将来的には、そろばん指導者の養成をタイ国内で行えること、そろばんの現地生産・現地調達ができるようにタイ国内にそろばん工場を立ち上げる予定であるが、当面の課題として、(1)島根県で研修を受けたそろばん指導者のフォローアップ、(2)そろばん工場が立ち上がるまでの教材調達の二点が挙げられており、島根県及びタイ政府双方からJICAに支援要請がなされた。これを受け、JICAは、2001年4月から3年間の計画を立てて、協力を実施中である。公募による講師をシニア海外ボランティアとしてモデル地域に派遣し、タイ人そろばん指導者の養成にあたるとともに、研修員の受け入れ及びそのフォローアップとしてのそろばん供与を実施中である。

タイでは現在、120校をそろばんのモデル校に指定しており、小学校3年生の算数や課外授業で試験的に取り入れている。そろばんを使って、子供のうちから初歩的な計算が出来るようになることで、国民全体の基礎的計算力を上げ、経済的な自立を促すことを目標の一つとしている。

私は、国連開発計画（UNDP）SURF（Sub-regional Resource Facility）の貧困削減政策アドバイザーとして、バンコクに駐在し、東アジア・太平洋諸国の貧困問題に携わってきた。SURFは世界で9カ所あり、そこに開発専門家を配置することで、各国のUNDP駐在事務所が行う途上国政府への政策助言をサポートするためにつくられた新しい組織である。SURFでの開発専門家の仕事は、主要な開発課題に関する学術的レポートをまとめていくのではなく、貧困削減に関わる技術支援に役立つ政策を分析・提示したり、UNDP駐在事務所の開発活動を査定し、そのなかから世界各地で活かすことのできる知識やアイデアを選別し、それらを世界中のUNDPの活動につなげていく「ファシリテーター」の役割を担っている。

具体例をあげてみよう。UNDPは東チモール政府より紛争後の東チモールにおける雇用創出政策を相談され、約一年強にわたり支援してきた。まず、バンコクSURFのリサーチ・オフィサーと専門家が、一週間で、カンボジア、コソボ、アンゴラなど紛争後の国々における雇用創出政策、プロジェクト活動の経験について分析調査を行い、東チモールの課題に焦点を絞った簡潔なレポートにまとめた。UNDP東チモール駐在事務所が、このレポートをもとに、東チモール政府と雇用創出政策形成の道筋を協議した結果、さらなる支援の依頼を政府から受け、SURF開発専門家が中心となって雇用創出策形成支援チームを結成、東チモールにて4週間かけて貧困削減のための雇用創出政策を策定した。小国経済にとっての市場開放政策のあり方（特定農産品輸入関税導入の可能性と税率）出稼ぎの問題、インフォーマル・エコノミーの支援（マイクロクレジットや職業訓練）などの多岐にわたる包括的な提言を行った。政府との対話では、レポートで触れられた一村一品運動について詳しく知りたい、インフォーマル・エコノミー対象の保険制度のアイデアを検討してみたいなどの意見交換がなされた。このような形で専門家を活用することは、政策形成に役立つ実際的なものであるとともに、組織が培ってきた経験や知識を異なる地域や国に援用できる可能性を十分に持っている。

SURFの評価は、UNDP内部でもかなり高い。また、SURFシステムにより、開発専門家の仕事の仕方も変わってきた。専門家が知っているものを押し売りするのではなく、「フィールドのニーズは何か」に焦点をあて、そこから「自分の持つノレッジが役に立つだろうか」、「どのようにすれば生かされるだろうか」を考えるようになってきた。また、SURFが貧困、環境、ガバナンス、ICT、HIV/AIDSといった各種の専門家を同じユニットの中に共存させることで、当たり前のように学際的な考え方やアプローチを追求しようとしている。

私もこの知識集約と分析、共有の仕事に携わってきたが、その経験と知識の開示と共有にあたり、SURF型のノレッジワークの果たす余地は広がっており、長年にわたり、開発支援活動を展開してきたJICAにとっても、自らの知識を敷衍化していくために有効なシステムではないかと強く感じている。

*前国連開発計画開発政策局バンコクSURF 貧困削減政策アドバイザー、北海道大学大学院経済学研究科助教授。

デンマークのODA総額は、概ね日本の7分の1程度に過ぎない。しかし、タイにおける開発援助関係者の間での知名度と評判は非常に高い。その理由を考えることは、今後一層効率的・効果的な援助を求められる日本に役立つに違いない。

援助の配分先をどのような要因が決めているかを統計的に分析したある論文によると、日本は国連での投票行動が友好的な国への援助が多く、米国は中東に重きをおき、フランスは旧植民地に偏っているという。この主張の正しさはともかく、貧困や低所得という変数が、多くのドナー諸国で実際の援助配分の基準になっていないことは間違いない。ところが北欧に関しては、援助の根拠として公に言われていることがかなり忠実に実行されている。それを反映して、デンマークによるタイ援助は開発関連部門ではなく、環境部門に特化している。タイでは、「デンマークは環境」というイメージが広く定着している。とはいっても、実際には環境部門のなかで貧困やジェンダー、住民参加といった要素を盛り込んでいるので単純な色分けは難しい。また、NGOへの資金援助の大きさも特徴的である。1997年の段階でODAの13%をNGOに配分するなど、非常に先進的な試みを実施している。こうした草の根的な活動への重点配分もデンマークのイメージを高めるうえで大きく貢献している。

その一方で、問題もないわけではない。デンマークと付き合いの長い、あるタイ政府高官によれば、コンサルタントが競争ベースで実績を上げようとするばかりに、そして、コンサルタントの交代が頻繁におこるために、現場への長期的なコミットメントが得られないことを嘆いていた。また、NGOへの資金提供について英文による報告書提出を義務付けていることから、英語能力の低いタイNGOが技術的に排除されやすいという問題もある。現地の大学などとタイアップして、英語能力は低いがあるNGOを発掘支援するのも日本ができる有効な援助になるだろう。

さて、デンマークの援助政策と国益はどう関係するのか。実は、デンマークも直接的な国益を完全に度外視しているわけではない。デンマークはもともと環境分野で優れた専門家を養成しており、環境技術の提供も容易にできる。国益は視野に入っているが、それを前面に出していないだけである。いずれにせよ、デンマークに代表される北欧諸国のアプローチから学ぶことは、国益は「ある」のではなく、「作る」ものであるということである。少ないお金でも高い評判を現地で獲得していくことが「国益」につながり、本国への説明責任にも寄与するという好循環がそこにみられる。

日本は北欧の真似をすべきとは思わないし、簡単に真似ができるものでもない。むしろ、「特徴を出すこと」が日本に求められていることである。確かに、「インフラ支援」は日本の特徴であったかもしれないが、それも民主化や貧困緩和といった高次での政策目標に照らして戦略的に行われてきたものではないだろう。むしろ省益や人事が案件の選定に大きく影響してきたのではないが。時間をかけた地道なプロジェクト準備と人間関係を重んじるプロセスの共有は、日本型援助の特徴として誇れるものである。そうしたノウハウがきちんと蓄積され、有効に活用されるよう情報整備に力を入れること、それを高次の政策目標にリンクさせていくことが、日本の特徴を出していくための第一歩になると考える。

ASEAN諸国 主要指標一覧

指標項目		タイ	シンガポール	マレーシア	インドネシア	フィリピン	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム
基礎指標	国土面積(千平方km)(2001)	513	1	330	1,905	300	181	237	677	332
	人口(百万)(2001)	61	4	24	209	78	12	5	48	80
	人口増加率(1980・2001年間平均)	1.3	2.6	2.6	1.6	2.3	2.8	2.5	1.7	1.9
経済指標	GDP(百万ドル)(2001)	114,681	85,648	88,041	145,306	71,438	3,404	1,761	-	32,723
	一人当たりGNI(US\$)(2001)	1,940	21,500	3,330	690	1,030	270	300	-	410
	実質GDP成長率(1990・2001年平均)	3.8	7.4	6.5	3.8	3.3	5.0	6.4	7.4	7.7
	輸出成長率(年平均成長率1990・2000)	10.5	9.9	12.2	8.1	18.8	-	15.4	14.4	-
	輸入成長率(年平均成長率1990・2000)	5.0	7.8	9.5	2.7	12.0	-	12.7	22.6	-
	産業別成長率(年平均成長率1990・2001)									
	農業	1.7	-2.1	0.3	1.9	1.8	1.8	4.9	5.7	4.2
	工業	5.4	7.2	8.0	4.8	3.2	10.2	10.9	10.5	11.6
	サービス業	3.8	7.6	6.7	3.6	4.1	6.2	6.5	7.2	7.3
	産業構造(対GDP比: %)(2001)									
	農業	10	0	9	16	15	37	51	57	24
	工業	40	32	49	47	31	22	23	10	38
	サービス業	49	68	42	37	54	41	26	33	39
	消費者物価上昇率(年平均成長率1990・2001)	4.6	1.6	3.4	13.9	8.0	5.3	29.8	25.0	3.2
	財政収支(対GDP比: %)(2000)	-3.0	-3.0	-	-1.1	-4.1	-	-	-3.4	-2.8
	総資本形成(対GDP比: %)(2001)	24	24	29	17	18	18	-	13	31
	貯蓄率(対GDP比: %)(2001)	30	46	47	26	20	10	-	13	29
	経常収支(百万ドル)(2001)	6,227	17,884	7,287	6,899	4,503	-105	-82	-218	682
	外国直接投資純流入額(百万ドル)(2001)	3,820	8,609	554	-3,278	1,792	113	24	208	1,300
	一人当たり援助受取額(US\$)(2001)	5	0	1	7	7	33	45	3	18
対外債務残高(百万ドル)(2001)	67,384	-	43,351	135,704	52,356	2,704	2,495	5,670	12,578	
DSR(対外債務返済比率)(2002) ¹	17.1	2.1	6.1	20.5	14.6	-	-	3.3	7.0	
外貨準備高(百万ドル)(2001)	33,041	75,375	30,798	28,104	15,649	587	151	464	3,675	
社会指標	成人非識字率: 男性(15歳以上人口の内)(2001)	3	4	8	8	5	20	23	11	5
	女性	6	11	16	17	5	42	46	19	9
	初等教育純就学率(2000)	85	-	98	92	93	95	81	83	95
	出生時平均余命(歳)(2001)	69	78	73	66	70	54	54	57	69
	乳児死亡率(/1,000人)(2001)	24	3	8	33	29	97	87	77	30
	妊産婦死亡率(/出産10万件)(1995推定)	44	9	39	470	240	590	650	170	95
IT指標 ²	電気普及率(/総人口)(2000)	82.1	100.0	96.9	53.4	87.4	15.8	-	5.0	75.8
	固定電話普及率(回線数/1,000人)(2001)	99	471	196	35	42	2	10	6	38
	携帯電話普及率(加入者数/1,000人)(2001)	123	724	314	31	150	17	5	0	15
	パソコン普及率(所有台数/1,000人)(2001)	28	508	126	11	22	2	3	1	12
お金の流れ ³	インターネット普及率(加入者数/10,000人)(2001)	556	3,631	2,395	186	259	7	18	2	49
	無償資金協力(百万ドル)	1.51	0	1.14	74.50	57.58	65.32	74.13	17.97	41.52
	技術協力(百万ドル)	121.04	0	61.20	144.60	99.52	32.35	35.05	22.38	91.49
	計	122.55	0	62.34	196.67	157.09	97.68	109.18	40.35	133.01

出所: ¹ Economist Intelligence Unit (EIU). *EIU Country Report, Thailand, August 2003* *EIU Country Report, Singapore, September 2003* *EIU Country Report, Malaysia, September 2003* *EIU Country Report, Indonesia, September 2003* *EIU Country Report, Philippines, October 2003* *EIU Country Report, Myanmar, August 2003* *EIU Country Report, Vietnam, October 2003*

² International Telecommunication Union, *World Telecommunication Development Report 2002*

³ 外務省 経済協力局(2002)『政府開発援助(O DA)国別データブック2001』

上記以外は全て世界銀行(2003) *World Development Indicators 2003*

(注) ブルネイはデータなし。